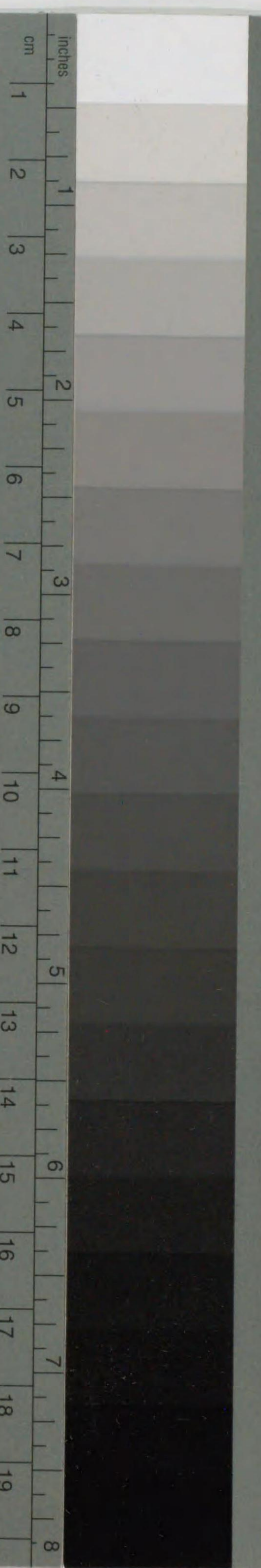


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak




593


593-8  
1200501526712

〇 複写











67 3A125

花見朔已校訂



大日本地誌大系

卷二十三第

新編會津  
風土記參



雄山閣版



593-8

大日本地誌大系 新編會津風土記第三册例言

- 一 本卷には新編會津風土記百二十卷の中卷之第五十一より卷之第七十二まで二十二卷を  
掲載せり。
- 一 本卷の校訂並に印刷に關する諸般のことは總て前冊に同じ。
- 一 本卷の校訂に當り東京帝國大學史料編纂所及び舊會津藩主松平子爵家所藏寫本の閱覽  
を許されたることは校訂者の謹みて謝意を表する所なり。

昭和七年八月十一日

花見湖巳識



大日本地誌大系 新編會津風土記第三册略目次

例言

卷之五十一	耶麻郡之三川東組	一
卷之五十二	耶麻郡之四川西組	三〇
卷之五十三	耶麻郡之四川西組	三五
卷之五十四	耶麻郡之五鹽川組	五
卷之五十五	耶麻郡之五鹽川組	七四
卷之五十六	耶麻郡之六小沼組	八九
卷之五十七	耶麻郡之六小沼組	一〇三
卷之五十八	耶麻郡之七檜原村	一四五
卷之五十九	耶麻郡之八熊倉組	一三六
卷之六十	耶麻郡之九小田付組	一四五
卷之六十一	耶麻郡之九小田付組	一五六



卷之六十二	耶麻郡之十小荒井組	一七一
卷之六十三	耶麻郡之十小荒井組	一八三
卷之六十四	耶麻郡之十一五目組	一九七
卷之六十五	耶麻郡之十一五目組	二一八
卷之六十六	耶麻郡之十二慶徳組	二三四
卷之六十七	耶麻郡之十二慶徳組	二四七
卷之六十八	耶麻郡之十三木曾組	二六一
卷之六十九	耶麻郡之十四大谷組	二八〇
卷之七十	耶麻郡之十五吉田組	二九六
卷之七十一	大沼郡之一大沼郡	三二四
卷之七十二	大沼郡之二橋爪組	三二九
要目		三三三

大日本地誌大系 新編會津風土記第三册略目次 終

### 新編會津風土記卷之五十一

#### 陸奥國耶麻郡之三

##### 川東組下二十箇村

白津村 シロツ 東館村 ヒガシタテ 明戸村 アカエト 内野村 ウツノ 端村 ハタテ 大水澤新田 オホミヅサワニク  
 下館村 シモタテ 端村 ハタテ 峯岸 ミネノ 堀切村 ホリキ 端村 ハタテ 伯父倉 オヤクラ 志 シ  
 津大水澤 ツミヅサワ 萩窪村 ハギクサ 端村 ハタテ 牛房作 ウシクラ 白木城村 シラキ 端村 ハタテ  
 小水澤 コミヅサワ 小田村 コノエ 端村 ハタテ 寛口 ヒロクチ 木地小屋 キヂゴヤ 蓬澤 フササワ 酸川野 スガカノ  
 村 ムラ 端村 ハタテ 名家 ナノカ 多茂澤 タモサワ 木地小屋 キヂゴヤ 高森 タカモリ 木地小屋村 キヂゴヤムラ  
 大原新田村 オホハラニク 長坂新田村 ナガサカニク 小名 コナ 三屋 ミヤ 澁谷村 シヅヤ 端村 ハタテ  
 沼倉 ヌマクラ 河上 カミガハ 湯本 ユモト 見瀬村 ミセ 小名 コナ 中町 ナカマチ 端村 ハタテ 丸山 マルヤマ  
 新田今慶 ニクノ 北窪村 キタクサ 町堤崎村 マチツツミ 町島田村 マチシマダ 新町 ニクノ 猪苗代城 イノエ  
 下の下 シノノ 土町 ツチマチ 同上

●白津村 府城の東北に當り行程六里、家數四十二軒、東西二町餘、南北三町三十八間、東は山に續き四方田畠なり、東一里二十町餘、二本松領安達郡中山村の山界に至る、西四町二十五間、東館村の界に至る、其村まで六町二十間、南二町十二間、新屋敷村の界に至る、其村まで四町五十間餘、北四町餘、内野村の界に至る、其村ま

新編會津風土記卷之五十一 陸奥國耶麻郡之三

で七町餘、又未の方二町十二間、曲淵村の界に至る、其村まで五町四十間餘、戌の方六町二十四間、明戸村の界に至る、其村まで十町餘、巳の方二町十二間荒野村の界に至る、其村まで十二町、

○山川 ○川桁山 村より寅卯の方十六町餘にあり、頂まで十七町餘、高山にて數村入逢なり、

○水利 ○五箇村堰 内野村の方より來り、曲淵村の界に注ぐ ○堤 村東五町計にあり、周三町餘、

○神社 ○八幡宮 境内東西十二間南 村の辰巳の方三町餘 山麓にあり、林木蕃蔚し古祠と見ゆ、この社は永保中小川眞眞、松崎小主税、佐藤丹三郎、三人 本州の人なりと云 八幡宮の木像を奉じ來り、此山上に祠れり、星霜を経て其祠零落す、然るに三浦大炊助經連この地に來り、八手山に住し一日南の方山林の中に白幡一旒空中より降り樹上にかかり、十餘日がほど失せず、經連あやしみ從者を具し其所を尋見るに破壊せる小祠に八幡の神像を安ず、經連崇敬の餘宮殿を經營し、白幡八幡と稱し田地二町を寄附すと云 今宮田 丹三郎が裔與三郎信成と云者を祠官とし、經連みづから證文をかきて與ふ 其書今 生氏神社佛宇の田地等を改るとき社家其社領を告げずして皆沒收せらる、肥後守正之封に就て再興しぬ、祭



禮八月十四日、十五日なり △鳥居 一の鳥居二の鳥居あり、共に兩柱の間八尺 △本社 五尺五寸四面西向昔鰐口一口あり、其銘に云、「享徳元年壬申十月二日東上秋中寺徳林寺常住村人敬白」と、今は亡ぶ、天正十一年の春三浦盛國同嫡子盛胤所願の事ありて八幡の木像一軀を納む、其背に、奉造立白幡八幡大菩薩、爲現世安穩後生善所子孫繁榮也、天正十一年癸未三月十五日、平盛國、同盛胤と刻せり △幣殿 九尺四面 △拜殿 三間に二間 【相殿二十座】 △稻荷神二座 一座は本村より移し、一座は新屋敷村より移せり △愛宕神二座 一座は本村より移し、一座は東館村より移せり △羽黒神 本村より移せり △鹿島神 同上 △總社 同上 △金鑄神 同上 △荒神 明戸村より移せり △若宮八幡 同上 △明神 曲淵村より移せり △伊勢宮三座 一座は内野村より移し、二座は新屋敷村より移しぬ △熊野宮二座 一座は宇津野村より移し 一座は新屋敷村より移しぬ △八王子神 東館村より移しぬ △山神三座 一座は本村より移し、一座は新屋敷村より移し、一座は曲淵村より移しぬ、

【寶物】 △日石 一顆 鶏卵の如く色淺赤なり △長刀 一振 三浦時盛奉納と云 △槍 二本 一は

時盛奉納、一は盛胤奉納と云、  
△神職鈴木山城 遠祖を直光と云、今の山城紀周は其三十六世の孫なりと云、

○古蹟 ○八手山館跡 村より寅の方四町計、根岸山と云處にあり、東西二十間、南北十一間、三浦經連が居所なりしと云 ○寺跡二 一は村東六町餘にあり、秋中寺と云寺ありし所と云、一は徳林寺迹なりとて村の辰巳の方七町餘にあり、共に隣松院今下館村にありの末寺曹洞宗なりしとぞ、廢せし年代を傳へず、

○褒善 ○市郎兵衛 農功衆にすぐれ、己が費を厭はず、新田を興し、廢田あれば己が田に非るをも地主に金子を取らせ我上田と取かへ、又農器をはじめ川除等に用うべき普請の用具までも貯置き、用ある方へかして私利名にかかはらず、國土の補益あらん事をのみ心とせしかば米を興て賞しぬ褒美の年代詳ならず ○善行者助三郎 此村の肝煎なり、延寶四年米を興て賞せり

●東館村 府城の東北に當り行程五里三十町、家數十二軒、東西四十間、南北五十四間、西は酸川に傍ひ三方田圃なり、東一町八間白津村の界に至る、其村まで六町二十間餘、西三十三間川西組西館村に界ひ酸川を限とす、其村まで一町十間餘、南二町三十一間、曲淵村の界に至る、其村は辰に當り七町三十間餘、北三町五十八間明戸村の界に至る、其村まで七町十間餘、村南二本松街道に一里塚あり、

○山川 ○酸川 明戸村の方より來り、南に流るゝこと十町三十間餘、曲淵村の界に入る、廣四十間、

○關梁 ○舟渡場 村西にて酸川を渡す、二本松街道なり、此村と西館村との渡場なり、

○水利 ○五箇村堰 明戸村の方より來り田地の養水となり下流酸川に入る ○堤 村東七町にあり、東西四十六間、南北五十三間、

●明戸村 昔は悪戸村と稱す、寛文中今の名に改めき、府城の東北に當り行程六里餘、家數十軒、東西一町九間南北一町二十一間、西は酸川に傍ひ三面田圃なり、東三十二間内野村の界に至る、其村まで五町十間餘、西一町川西組東谷地村に界ひ酸川を限とす、南三町十四間東館村の界に至る、其村まで七町十間餘、北八町四十間下館村の界に至る、其村は丑寅に當り十町十間、又辰巳の方三町四十二間白津村の界に至る、其村まで十町餘、巳の方四町四十二間新屋敷村の界に至る、其村まで十七町四十間餘、

○山川 ○酸川 村西一町にあり、下館村の界より來り

東南に流るゝこと十町十間餘、東館村の方に注ぐ、昔は屈曲して村北をめぐり流ると云、今其跡谷地となる、

○水利 ○五箇村堰 内野村の方より來り田地の養水となり、東館村の方に注ぐ ○小田堰 下館村の方より來り田地の養水とし末は酸川に入る、

●内野村 端村 大水澤新田 府城の東北に當り行程六里三十町、二區に分る、其間一町を隔つ、東南を上内野と云、家數十九軒、東西一町四十二間、南北四町二間、西北を下内野と云、家數九軒、東西一町十六間、南北一町六間、共に東は山に傍ひ四方田圃なり、東一里計、小田村の山に界ひ大倉山を限とす、西四町四十七間明戸村の界に至る、其村は申酉に當り五町十間餘、南六町白津村の界に至る、其村は未甲に當り七町餘、北四町、下館村の界に至る、其村まで七町十間餘、

○端村 ○大水澤新田 下内野より北の方荻窪村の境內を隔て一里にあり、家數五軒、東西四十八間、南北四十八間、四方田圃なり、寛永中に開きぬ、地面東西五町計、南北三町餘、東南は荻窪村の地に交はり、西北は堀切村の田圃につゞく、

○山川 ○大倉山 下内野の東一里にあり、東北は小田村に屬し、南は白津村に屬す ○芋紡坂 上内野の北



一町にあり、十五間計の小坂なり、道の傍に昔古松樹あり、山姥の住しとて夜々糸をひく車の音聞えしと云今は松も枯れぬ、

○原野 ○原 下内野より丑の方二町にあり、四方六町餘 ○秣場 下内野より丑寅の方二町にあり、東西十六町餘南北六町餘、

○水利 ○五箇村堰 下館村の方より來り田地の養水とし、二派となり、一は白津村の方に注ぎ、一は明戸村の方に注ぐ ○堤二 共に上内野下内野の間にあり、一は東西四十五間、南北五十間、一は東西二十間、南北三十間、

○寺院 ○藏圓寺 境内東西三十九間半 上内野の東にあり、曹洞宗巖松山と號す、緣起に大永中小檜山六郎【舊事雜考】に三浦行盛が支族なりとありと云者この村を領し、一字を開き、眞言の徒長應を住職とし、寺領千疋の地を寄附す、其後住持泉應と云もの此寺を棄て奔りしより廢せり、然るを隣宗と云僧信夫郡より來り住し、仙臺領互理郡雄山寺の末山となる、本尊釋迦客殿に安す ○觀音堂 境内東西九間免 下内野にあり、草創の初をしらず、修驗金剛院これを司る、

○墳墓 ○三浦左馬助盛胤墓 上内野の東一町二十間

の列に加んこと口惜とて、聲をあげて泣ければ、聞者涙をおとして止め、安永八年米を與て賞せり、

○下館村 端村 峯岸 府城の東北に當り行程五里二十四町、家數四十五軒、東西三町十一間、南北一町二十六間四方田圃にて東は山に近し、東二十三町計、小田村の山界に至る、西六町川西組今和泉村に界ひ、酸川を限とす、南三町十六間内野村の界に至る、其村まで七町十間餘、北五町四十六間荻窪村の界に至る、其村まで八町二十間餘、又未申の方六町明戸村の界に至る、其村まで十町十間、戌亥の方五町五十間、堀切村の界に至る、其村まで十一町三十間餘、

○端村 ○峯岸 本村の寅の方五町四十間餘にあり、家數五軒、東西四十二間、南北五十間、東は山につゞき、三方田圃なり、

○山川 ○毘盧山 村東四町にあり、頂まで二十町餘松樹雜木多し ○酸川 村西六町にあり、堀切村の境内より來り、南に流れ西に折れ、凡十町餘を経て明戸村の界に入る、

○原野 ○牧場 村東一町にあり、東西三町、南北一町 ○秣場 村東十三町計にあり、東西十町、南北二町、 ○水利 ○小田堰 荻窪村の方より來り田地の養水とな

山腰にあり 盛胤の事猪苗代城并に金曲村の條下に見ゆ 按ずるに盛胤猪苗代城にありしとき恩惠民に深かりしにや、今猶村民其人を慕ひ崇敬すること大方ならず、常に墓を掃ひ供養の塔を建つ、一説に父盛國伊達家に内應し、葦名の社稷を覆さんことを謀りし時、盛胤屢父を謀めしかば、遂に罪を得て追出され、磨上の戦にも父の旗進むを見て退き、それより伊達の手の陣に驅入り、深手を負て横澤に歸る、葦名没落の後蒲生氏にも仕へず、此村にて終れり、文化二年より年々一夫の役を免じ、その墓を掃ひ荒穢せざらしむ、

○褒善 ○儀助妻うの 修驗覺藏院娘にて農民勤兵衛が養女なり、養父は早く失ぬ、夫儀助と共に養母に事へ孝なり、養母年老て中風を患ひ歩行叶はず、夫婦共に貧しき中に力を盡して療養怠らず、うの常に穢器を取納め、屢敷ものをかへ至らぬくまなく養へけるが、十三年計にて終れり、其後夫儀助惡疾にそみければ、色々と醫藥を用ゐ、神佛に祈り、心を盡して看病せり、されど年を逐て困窮になりしかば、同村の者共其身は日傭に出て、すきはひの助ともし、男子の勘次をば子守奉公に出し、夫には貧人扶持をも願ひ出よと聞えしに、先祖よりの田地にわかれん事心苦し、又夫を貧人

り、明戸村の方に注ぐ ○五箇村堰 堀切村の方より來り、内野村の方に注ぐ、

○倉廩 ○米倉四屋 村中にあり、一屋は社會なり、三屋は本組の米を納む、

○神社 ○稻荷神社 境内東西四間南 村より亥子の方五町にあり、草創の年代を知らず、鳥居あり 【相殿四座】 △伊勢宮 本村より移しぬ △熊野宮 同上 △明神 同上 △若宮八幡 同上

△神職宮澤但馬 元は木曾組河隅村の者にて磐持神社の神職、長尾周防が門下となり、此社の神職となりき、

○寺院 ○隣松院 境内東西三十一間 村東にあり、村松領越後國瀧谷村慈光寺の末山曹洞宗なり、小檜山と號すもと小檜山圓通寺とて此寺の末寺ありし舊址なり 緣起を案するに開山を芳庵と云、攝津國多田の産なり、十一歳の時紫野大徳寺に上り、後に剃髮し、廣く經律諸論を窮め、普く關東の名藍を尋て洞濟の教法を探る、最後に慈光寺の僧顯總に謁し問訊して云、我爲法出家、和尙爲我指示本法、總汝不知麼天高地濶と云て禪庄を下り、打すること一拂子す、芳菴忽當機頓悟して十成本法向外莫求天高地濶古今不變と云ければ顯總即許して傳法の室に入れ再び行脚して本郡中丸山の下に來り茅菴を結び世を送る、



或時猪苗代の主三浦時盛春遊の刻此山中に來りあやしき草菴にひとり僧あるを見て、吾先考の爲に梵刹を營むべし爰に住せよといひければ此僧其言に従ふ、因て永徳三年、猪苗代の城北磐梯山の<sup>今は其地</sup>下<sup>今詳ならず</sup>に精舎を造立し、隣松院と號け、百貫文の地を寄附せしとぞ、時盛の父某隣松院殿前三浦雲州傑山支英大居士と諡せりと云、猪苗代城の條下と併見るべし、又當寺に隸せし寺昔八箇寺、塔頭三箇院あり、白津村の徳林寺、秋中寺、本村の圓通寺、猪苗代城下の金光寺、白木城村の天徳寺、荻窪村の玉東菴、内野村の地藏寺、若松の秀長寺是なり、塔頭は天高菴、翠昌寺、法輪菴是なり、今存する所は天徳寺、秀長寺なれども皆他山に屬す、又地藏寺は藏圓寺と改めこれ、天正中磨上兵亂の時、も他山に隸す、其他はみな廢しき、

【寶物】△古文書 一通其文如左、

御芳問送預候、一段過當無極候、仍爲御音信竹葉御肴被下候、是又不淺令存候、如承意候、無事落着之上者、近日大槻之地へ打入、廳而納馬申、遂尊顏萬壽可申達候條拋筆候、恐々謹言、  
(猪苗代)

卯月廿四日

隣松院 尊酬

盛國 判

○古蹟 ○館跡 村中にあり、小檜山次郎右衛門と云者居ると云、村西に土居の形残り、又村中に的場の迹あり、長二十四間、幅二間、小檜山氏の射を講せし所と云、

○褒善 ○忠義者又右衛門 安永二年米を與て賞しぬ

○忠義者善吉 同上

●堀切村 端村 伯父倉 志津 大水澤 何の頃にか磐梯山崩れて酸川を壅き、小田村の邊まで水湛て湖水の如くなりしに、其後水潰えて平地となりぬ、今猶此所より荻窪村の邊まで大石多く碁置せるは其跡なりと云、府城の東北に當り行程五里二十五町、家數四軒、東西十九間、南北三十六間、西は酸川に傍ひ、三方田圃なり、東六町三十九間、荻窪村の界に至る、其村まで十一町餘、西一町澁谷村に界ひ、酸川を限とす、南六町十二間下館村の界に至る、其村は辰巳に當り十一町三十間餘、北八町十四間白木城村の界に至る、其村まで二十二町餘、此村屢水災に逢ひ、多くは居を端村に移せり、

○端村 ○伯父倉 本村の丑の方三町五十間餘にあり、家數三十六軒、東西一町二十六間、南北三町、西は酸川に傍ひ三方田圃なり、相傳ふ昔大内大夫とて磐持社の神樂役あり、人は是を大内神樂と云しとぞ、是より村

む、東の方に隍形歸れり、天正の頃三浦の臣堀切内匠

某居ると云、

●荻窪村 端村 牛房作 昔此邊に荻多し、因て村名とす、府城の東北に當り行程六里、家數二十四軒、東西一町、南北二町一間、東は山により、辰巳の方堀切村の端村志津につづき、西北田圃なり、東一里計、小田村の山界に至る、西四町二十間、堀切村の界に至る、其村まで十一町餘、南三町十間、下館村の界に至る、其村まで八町二十間、北十六町十六間白木城村の界に至る、其村は戊亥に當り二十九町餘、

○端村 ○牛房作 本村の丑の方四町二十間餘にあり、家數六軒、東西十八間、南北三十五間、山に傍て住す西北に田圃あり、

○山川 ○大作山 村東にあり、雜木多く茂れり、

○水利 ○小田堰 白木城村の方より來り、田地の養水となり、下館村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西二間南 村より子丑の方山腰にあり、勸請の初をしらず、鳥居あり 【相殿四座】

△稻荷神 本村より移しぬ △山神 同上 △聖神 同上 △若宮八幡 同上 △神職村澤紀伊 享保中其父對馬則行より此社の神職

名となり、何の頃よりか訛轉して、今の名となりし、  
○志津 本村の東十一町五十間餘にあり、家數十七軒、東西一町十三間、南北五十七間、東は山に傍ひ戊亥の方荻窪村につづく、三方に田圃あり、此地清水處々より湧出る故清水といふ、後今の名に改めき ○大水澤 本村の寅卯の方十一町餘にあり、家數三軒、東西一町三十間、南北五十間、四方田圃なり、  
○山川 ○小檜山 端村志津の東にあり、南は下館村毘盧山に隣り、北は荻窪村の山に交はり、東は小田村の山に接す、松樹雜木多し ○酸川 村西にあり、白木城村の方より來り、南に流るゝこと十五町、下館村の界に入る、廣三十間餘、  
○關梁 ○橋 村南四町、福島街道酸川に架す、長三十間、幅二間、急流なれば洪水ごとに屢落て、多くは其所を定めず、  
○水利 ○五箇村堰 村より未申の方にて酸川を引き、下館村の方に注ぐ、  
○寺院 ○姥堂 境内三間四 村南三町二十間にあり、草創の時代を知らず、修驗覺法院司なり、  
○古蹟 ○館迹 村より亥子の方にあり、東西十八間、南北四十三間餘、西は酸川の急流を要害とし高岸に臨



となりき、

○褒善 ○孝行者文右衛門 延享二年米を與て賞せり、

○力田者孫三郎 明和四年米を與て賞せり、

○白木城村 端村 小水澤 府城の東北に當り行程六里、

家數十三軒、東西一町、南北一町三十間、西北は酸川に傍

ひ、東南は田圃なり、東七町四十間、小田村の山界に至

る、西一町澁谷村に界ひ、酸川を限とす、南七町三十六

間、堀切村の界に至る、其村まで二十二町餘、北三町澁

谷村に界ふ、村南福島街道に一里塚あり、

○端村 ○小水澤 本村の東八町にあり、家數二十二軒、

東西四十間、南北一町、東は山に據り三面田圃なり、

○山川 ○東嶽ヒツカ俗に沼尻 村の東北、笥口の端村、酸川、野木

地小屋・大原新田の四箇村を隔て四里にあり、頂まで二

十四町、東は二本松領安達郡深堀小屋村と峯を界ふ、南

は石筵峠に續き、北は鐵城山より鬼面山に續く、皆峯

を限とす、上に五葉松、石楠花多し ○沼平 沼尻

峠より西に下り四町計に、八町四方ほどの平地あり、

昔此地に沼あり、慶長元年の夏大に潰て小沼となり、

その後又決して西の方に決潰の跡あり全く平地となる、此處硫黄多

く出づ、村民常にこれを掘取て鬻出す、此地硫黄の氣

に蒸れて草木生せず、沙礫のみなり、硫黄の毒に中れ

り、本尊地藏、客殿に安ず、

○神社 ○熊野宮境内東西十二間南 村南二町餘にあり、

鎮座の初をしらず、鳥居あり 【相殿六座】 △稻荷神

端村小水澤より移しぬ △住吉神 堀切村より移しぬ

△十二天神 同上 △山神二座 共に堀切村の端村志

津と大水澤より移しぬ △明神 堀切村の端村志津よ

り移す、

△神職遠藤右近 安永中より當社の神職となりき、

○聖神社境内東西八間南 端村小水澤にあり、鎮座の年

曆詳ならず、鳥居・拜殿あり、川西組大在家村本多奥頭

が司なり 【相殿二座】 △稻荷神 小水澤より移しき

△山神 同上

○境神社 沼尻峠の頂家形山の上にある、祭神及鎮座

の始をしらず、萩窪村村澤紀伊が司なり、

○湯泉神社 温泉の傍にあり、鎮座の年代をしらず、

村民の持なり、

○寺院 ○天徳寺境内東西二十四間南 村中にあり、山號

を毘盧山と云、曹洞宗なり、三浦の支族盛勝と云者下

館村の端村峯岸に此寺を草立せり、其地詳天正二年盛

勝小檜山今其地詳と云處より此村に遷り、當寺を爰に

移しきと云、會津郡南青木組北青木村善龍寺の末山な

ば飛鳥も忽死し、人も往々顛仆すと云、これより北に

霜降山とて、一段高き所あり、草木生せざれば名けり

と云 ○三國山又わり嶽 鐵城山の北にて、北は公領信

夫郡土湯村に屬し、東は二本松領深堀小屋村に屬す、

故に里俗かく稱ふ ○温泉 沼尻峠より西に下り十八

町にあり、巖下に二竅あり、相並て共に徑二尺計、其

中より熱湯沸騰し、勢甚畏るべし、流れて溪水に合し

廣二間計の川となり、始て浴すべし、味酸澁、疝氣・痰

飲・眼病・肩背痛・積聚を治す、其功尤著明なり、傍に湯

小屋を設て浴客を待、下流四町計の間は煙氣常に絶へ

ずして、猶温なり、されば兩岸草木を生せず、川の石

に湯垢つけり、此を採り製して鬻出す ○白絲瀧 熱

湯の下流に澗水合し、西に下ること四町にあり、此邊

まで全く冷へず、兩山みな巨巖にて高二十餘丈 ○湯

尻川 酸川の水源にて熱湯の下流なり、佛澤・白水澤・

朱澤等の水に合し、西に流ること二十町計、岩弓川

に注ぐ、硫黄の氣深ければ味酸澁なり、蟲魚の類一た

び入れば輒死すと云 ○酸川 酸川野村の境内より來り

村の北より西を廻り、八町計流れ堀切村の界に入る、

○水利 ○小田堰 小田村の方より來り、田地に灌ぎ、

堀切村の方に注ぐ、

り、本尊地藏、客殿に安ず、

○小田村 端村 笥口 府城の東北に當り行程七里六

町、家數六十八軒、東西四町十間、南北三町、山中にあ

り、東二里計、二本松領安達郡中山村の山に界ふ、西十

町、酸川野村の界に至る、其村は戌亥に當り二十二町南六

町、白木城村の山に界ふ、北八町酸川野村の山に界ふ、

○端村 ○笥口 本村の申西の方十五町にあり、家數十

三軒、東西二町、南北二町十間、福島街道にあり、東

は山に連り、西は酸川に傍ひ、田圃多し、此邊桑の大樹

多し、寄生を産す、

○木地小屋 ○達澤 本村の東一里二十八町にあり、家

數十七軒、東西一町、南北一町、深山の間に住す、享

保三年、檜原村雄子澤小屋より爰に移せり、

○山川 ○地藏倉山 村より辰巳の方二里にあり、川桁

山の北面にて、南は荒野村の境内なり、山中に大巖あ

り、自然に長十五丈計の地藏の像を成せり、此邊の諸

山數箇村入達なり、又山中に山茶と云木あり、葉桑に

似て圓し、古は茶に代ふて用うと云 ○天狗相撲取山

村の卯辰の方二里計にあり、高山にて登る者まれなり、

何者の所爲にか、はるか山奥に伐木の音聞ゆることあ

り、村民天狗の所爲なりと云、東は二本松領中山村と峯



を界ふ ○石庭峠 達澤小屋の辰の方一里計にあり、二本松領石筵村にゆく路なり、山間の路殊に峻し、その峯を界ふ ○野野森山 村東二十五町にあり、南は酸川野村の山につゞく、衆山の中に特立す ○小田川 村より辰の方丸森山の下より源を發し、申酉の方に流れ村中を経て凡二里餘、酸川に注ぐ、廣五間 ○酸川 酸川野村の境内より來り、未申の方に流るゝこと凡十六町計、檜原川に注ぐ、廣十間餘 ○社壇清水 達澤小屋の未申の方二里、安達郡の境にあり、五尺四方、

山と號し、眞言宗の寺ありしと云、今其地を詳にせず ○大浪寄 村より辰巳の方三町にあり、そのかみ磐梯崩て今の赤壇山となり、酸川の水道を壅き、檜原の方まで湛へし時壯濤の激せし跡なりと云、又小浪寄と云所あり、共に今は大やり水・小やり水と云、

○土産 ○絲 此村蠶を飼ふこと尤多し、中にも繭殊に勝れ、四方より多く來り求む、酸川野村・白木城村も此村に次で蠶養すること少からず、

●酸川野村 端村 名家 多茂澤 此村酸川の水上にある故名く、昔は八町東に住せしと云、何の頃にか今の地に移せり、府城の東北に當り行程六里二十八町、家數三十軒、東西二町九間、南北一町、福島街道にあり、山中に田圃をひらき、東南は酸川に傍ふ、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東十八町、木地小屋村の界に至る、其村まで十九町、西十一町、澁谷村に界ひ檜原川を限とす、南十一町餘、小田村の山に界ふ、其村は辰に當り二十二町、北は吾妻山の麓に連り、數峯を隔て米澤領出羽國置賜郡に界ふ、此村は福島街道の驛所にて、猪苗代城下より一里二十六町五十二間此に繼ぎ、此より五里二十二町、公領信夫郡土湯驛に繼ぐ、又二十町木地小屋村驛に繼ぐ、

○關梁 ○日影橋 村より申酉の方五町餘にあり、隣村の通路、小田川に架す、長五間、土橋なり、

○端村 ○名家 本村の西六町にあり、家數二十三軒、東西一町、南北二十五間、北は山に據り南に田圃あり、むかし妙見の社あり、故に妙見村と云、其後轉じて今

の名となる ○多茂澤 本村の丑寅の方十七町にあり家數四軒、東西十八間、南北九間、北は山により三面田圃なり、

北は支峯環列し、東西の吾妻に續き半腹より下は大抵梅のみ多く茂り、頂は雲氣四方に覆ひ、陰晴常ならず塵をたち俗を離るる幽境なり、中吾妻の麓に閑伽澤と云處あり、溪邊より温泉湧出し煙氣常に絶へず、是を吾妻權現の靈場なりとて民の崇信大方ならず、毎年七八月の頃、本寺村惠日寺、猪苗代城下修驗成就院各登山して小屋をかけ、數日の間參籠して讀經す、諸村より參詣のもの少からず、山中に鷹の巢ふ所數處あり、北は置賜郡に界ひ、東は信夫郡に界ふ、數村入逢の山なり本郡の條下と併見るべし ○土湯峠 村の丑寅の方三里二十町餘にあり、此より福島に通す、公領信夫郡と其頂を界とす、中に一里塚二あり、鳥取越と云は之より北に通ぜし古道なりと云、【東鑑】に文治五年、小山七郎朝光等以安藤次爲山案内者、自伊達郡藤田宿向會津之方、越于土湯之嵩鳥取越等、とあるは即此地なり ○水晶山 大原新田村の北二十町にあり、多く石英を産す、

○木地小屋 ○高森 本村の丑寅の方三里にあり、家數十軒、東西三十五間、南北一町四十間、山中にあり、會津もと木地挽少かりしを、天正十八年、蒲生家會津に封ぜられ、近江國慈教寺が勸により、君畑より、木地頭佐藤和泉、同新助と、木地挽五人と、其外慈教寺の三男了性を連來り、了性をば府下木戸千軒道本光寺の住職とし、木地挽は府下七日町に屋敷地を與へおき會津郡慶山村にて始て木地をひき、それより處々に移り、享保三年檜原村小野川より此所にうつる、今の木地頭彦右衛門と云は和泉が遠孫なり、されば其業封内にひろまりしは、和泉等におこれりと云、常に山林に就て小屋をかけ、良木盡れば侘山に遷り住處を定めず其居を遷すを飛と稱ふ、

○山谷平 中吾妻の東にあり、一里十八町四方計、山間なれども平地にて林木蕃蔚す ○幕平 東吾妻の南の腰にあり、東西一里、南北十八町計、昔義家朝臣幕を打、人馬を休めしゆえ名けりと云 ○岩窟 大原新田村の丑の方二十町計、蝙蝠澤と云處にあり、九尺

○山川 ○吾妻山 村の子丑の方より戌亥の方まで繞れり、東吾妻・中吾妻・西吾妻とて三山相並び、西吾妻は檜原村に屬せり、昔日本武尊を祭れる社あり、故に名けりと云、中吾妻は村の西北二里廿町餘にあり、頂上まで二里餘、東は東吾妻に並び、西は西吾妻に對し、

○岩窟 大原新田村の丑の方二十町計、蝙蝠澤と云處にあり、九尺



四方形の岩窟なり、穴居の跡なるべし、此邊より神代石と稱する物を掘得ること多し ○中津川 西吾妻と中吾妻の間より流れ出て布瀧に瀉ぎ、諸溪に會し、南に流れ倉川東北より來り注ぎ、凡四里計流れて檜原川に合す、廣十間計、檜原村と此川を界とす ○倉川 中吾妻と東吾妻の間より流れ出て小瀧に瀉ぎ、東南に流れ諸溪に會し、小倉川を受けて六里計流れて中津川に注ぐ、廣十間計 ○酸川 木地小屋村の方より來り、村東を西南の方に流るゝこと三十町、檜原川に注ぐ、廣十間餘 ○岩弓川 村の丑の方二里十八町計にあり、佛澤と云處より流れ出て、北より南に流るゝこと二十九町計、酸川に入る、相傳ふ昔義家朝臣東征のとき此地に至り、軍の勝利を祈り一矢を放たれしに忽巖の上にたち、其矢より枝葉生ぜりとて岩弓と名けりと云、今猶箭竹多し、里俗八幡太郎箭竹と稱ふ ○小瀧 倉川の上流にあり、兩山の間に巖より遙に瀉ぐこと五十餘丈、瀧壺なければ水勢大に激揚して珠璣となり、四方に散す ○布瀧 中津川の上流にあり、兩岸高く懸水二十餘丈あり ○三階倉瀧 小倉川の上流にて東吾妻の下にあり、高三十丈有餘、吾妻の山中に瀑布猶多けれども煩しければ略す ○横向溫泉 高森

小屋より丑寅の方三十町計、岩弓川の上流にて巖間より湧出、清瑩にて毛髮を鑑むべし、又硫黃の氣を帯びず、中風・脚氣・積聚・眼病・瘡毒によしと云、近來洪水の後蝕崩れて修造せざれば今は浴し難し、それより三町計登り「かしらなし」と云溫泉あり、水に雜りて熱せざれども其功は横向の湯に同じと云、  
 ○原野 ○顯元原 村より亥の方二里計、吾妻山の麓にあり、東西三十町、南北十町計の查野なり、中に遺壘あり、相傳ふ、昔神野顯元と云者合戦に敗績し、此に蟄して終れりとぞ 何頃の人にて何人と戦ひしことを知らず 町堤崎村町島田村の條下を照見るべし  
 ○牧場 村東にあり、東西三町、南北十三町、  
 ○水利 ○岩弓堰 木地小屋村の方より來り、田地の養水となり、末は酸川に入る、  
 ○關梁 ○酸川野口 村中にあり、これより土湯峠をこえて信夫郡に達す、木戸門を設け南は酸川を要害とし北は山麓に續く、番戌をおき往來を察せしむ ○橋三 一は村より未の方十町十間餘にあり、長十二間、幅九尺、酸川に架す、一は村より丑の方二十町、岩弓川に架す、長十間幅九尺、一は村より丑の方二里十一町餘佛澤に架す、長七間、幅九尺、共に福島街道なり、  
 ○神社 ○若宮八幡宮 境内東西八間南北二十間免除地 村北二町山腰にあ

り、昔は村東七町餘にあり、天明中今の地に遷す、義家朝臣奥州に下向ありしとき勸請せりと云、鳥居・幣殿・拜殿あり【相殿五座】 △鹿島神 端村名家より移しぬ △妙見神 同上本州宇田郡小高村より勸請せりと云 △稻荷神 小田村より移す、昔後藤越中増子若狭と云者小田村に祭る所と云 △山神二座 共に小田村より移しぬ、  
 △神職伊東伊豫 其先輩名家の旗下なり、畠山太郎左衛門保忠とて安達郡高玉村を領す、天正年中高玉城に戦死す、保忠が子正春僅に二歳なり、同村伊藤助九郎と云ものに養育せられ、遂に伊東氏を繼ぐ、其地の鎮守高掌・米倉兩社の祠官となり、伊東出羽と稱す、其子齋宮介正信本郡に來る、正信が五世の孫、日向政國磐持神社の神樂役人となり、今は此社の神職となる、今の伊豫政峯は政國が曾孫なり、  
 ○八幡宮 境内東西十二間南北十七間免除地 端村多茂澤の東にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、伊東伊豫是を司る、  
 【相殿三座】 △山神 端村多茂澤より移しぬ △藏王神 同上 △湯殿神 同上  
 ○古蹟 ○白鳳寺跡 村より亥の方二里計、顯元原の續きにすこし高き處あり、今なを寺澤とて昔神護山白鳳

寺と云寺ありと云、古代のことなれば詳ならず、  
 ○褒善 ○孝行者伊右衛門 寛政七年米を與て賞しぬ、  
 ●木地小屋村 元龜二年檜原村より備後・縫殿助と云木地掘二人來て其業をなす、後田圃をひらき一村となれり、府城の東北に當り行程七里十一町、家數二十七軒、東西一町、南北一町、山中に住す、四方田圃なり、東二十町大原新田村の界に至る、其村まで二十五町、西一町、酸川野村の界に至る、其村まで十九町、南二町、酸川野村に界ひ、酸川を限とす、北は酸川野村の山に隣り、界域分明ならず、此村は福島街道驛所にて村中に官より令せらるゝ、掟條目の制札あり、猪苗代城下より二里十町五十二間此に繼ぎ、こゝより二里二十六町三十二間、沼尻湯本に至る、又二十町、酸川野村驛に繼ぐ、  
 ○山川 ○酸川 村南二町にあり、大原新田村の境内より來り西に流るゝこと二十町、酸川野村の方に注ぐ、  
 ○土産 ○蕨 此邊の諸山より産す、氣味殊に勝れたり鹽漬とし毎年江戸へ獻す、  
 ○水利 ○岩弓堰 大原新田村の方より來り、田地の養水となり、酸川野村の方に注ぐ、  
 ○神社 ○山神社 境内二間四方免除地 村北二町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、酸川野村伊東伊豫これを



司る 【相殿二座】 △稻荷神 本村より移せり △熊野宮 同上

○褒善 ○太郎作妻わき 二十五歳の時夫に後れ、九歳の男子をつれ、舅の裏家にかすかに暮しけるが、舅をはじめ親類までも見るに忍ず、屢再嫁の事を勸むれども、只管節義を守り幼少の子をもちたて、父の跡をつがせんとて其意に従はず、然るに二十九歳の頃、福島領土湯村の商人折々此村に來りしが、ある時此家に至り、種々の贈物して日暮には參るべしとて歸る、其様怪しければあらぬ振舞せんも測り難しとて、頓て其贈物を返し、内にも入れずして歸せり、元祿二年米を興て賞しぬ ○吉右衛門 兄弟四人あり、共に父母に事て孝なり、母は疝症を患へ早くうせぬ、父もまた多病なりしを、家貧しけれど、兄弟かはるがはる枕元にありて、寒暑朝暮の孝至らざる所なし、ある年二月の頃父「いはな」と云魚を好む、其頃世になき物なるを、至孝の冥感にや、達澤と云處にて網にてすくひ得たり、其後父の病愈重り、今はの時に臨で「くか澤」の清水汲で來れと云、正月餘寒も強く雪も猶深かりしに、吉右衛門いてやとて兄弟打連れ深雪を侵し、氷を碎き、やがて汲で來れり、父かぎりなく悦び、これこそ思ふ所の

清水なり、思ひ置ことなしとて其後遂に空くなりぬ、元文三年米を興て賞しつ ○總次郎妻せき 十五年前より夫癩疾に罹り、見苦敷さまになりしかば、妻に向ひ、女子を具して親里に歸り再嫁せよと屢いひけれども、いかでさることあるべき、如何なる苦ありとも娘に婿とりて世を渡んとて其言に従はず、其上女一人の身にて力を盡し、年貢役錢滞なく一家三人このせきが力にて年月を送る、また常に娘を戒て、かく大病の親なれば、よく孝養をつくすべしと云ひ教へ、其外寒暑の起臥、晝夜の扶助まで至らざるところなし、其後總次郎死し、近里のもの再嫁せよといへども聞も入れず、娘に婿をとり、貞操を保てり、延享二年米を興て賞しつ ○善行者二瓶小三郎 此村の肝煎なり、安永三年米を興て賞しつ ○貞節者まさ 此村の農民甚九郎妻なり、寛政四年米を興て賞しつ ○孝行者傳三郎 寛政七年米を興て賞しつ、

●大原新田村 寛文中、肥後守正之、命じて岩弓堰を鑿り、酸川野村より四軒の百姓を移して、其境内の原野を墾かしむ、其後漸々に聚りて民居となる、府城の東北に當り行程八里、家數二十三軒、東西二町、南北五十間、山中に住し、四方に田圃あり、東六町白木城村の山に界

ふ、西五町木地小屋村の界に至る、其村まで二十五町、南四町、北二町、共に酸川野村の山に界ふ、此村は福島街道にて村東に一里塚あり、

○水利 ○岩弓堰 寛文中此村を開かん爲に鑿つ、村の丑の方にて岩弓川を引き、水原堤に入る ○水原堤 村の丑の方十二町にあり、周三百間、延寶三年に築く山中にて冷水なれば岩弓堤の水を爰に湛へ、あたゝめて夫より田地の養水とし、木地小屋村の方に注ぐ、

○褒善 ○長作 幼くして孤なれば、伯父に育てられ成長せり、田村長左衛門と云者の掣となり、養父に事へ至孝なり、家極て貧しければ、長作村長の許に身を賣りまめやかに勤め怠らず、纔の暇あるときは吾家に来り父母を省み、節供休日は主人の用を勤めぬを幸とし、島を耕し、つひに若干の畑を開けり、主の用はてて後月夜には山に登り、薪を樵り、兩親の許へ送り、望む者あれば兎角して買求め進めしとぞ、父病あれば晝は奉行の身なれば暇なく、通宵來て看病せり、かかる行聞えければ、元祿二年米を興て賞しぬ、

●長坂新田村 小名 三屋 府城の東北に當り行程七里十四町、家數十六軒、東西二町四十六間、南北一町四十六間、西は山に傍ひ東に田圃あり、東四町、酸川野村に界

ひ檜原川を限とす、其村まで十六町西五町二十間、磐梯山の麓に至る、其奥は境界分明ならず、南十一町、北九町、共に澁谷村の界に至る、其村は辰に當り十八町、此村もとは長坂と云曠野なりしを、萬治三年、白木城村の百姓出て草菜を闢きし故に名けり、

○小名 ○三屋 本村の辰巳の方七町餘にあり、家數四軒、東西一町、南北一町四十間、寛文四年に開けり、西北は山林につづき、東南は田畠なり、

○山川 ○檜原川 村より丑寅の方十六町にあり、澁谷村の境内より來り、戌の方より辰の方に流るゝこと十八町、又澁谷村の界に入る、廣三十間餘、

○水利 ○土田堰 澁谷村の境内にて檜原川を引き、澁谷村の方に注ぐ ○上山下堰 澁谷村の境内にて檜原川を引き、田地の養水とし、澁谷村の方に注ぐ、

○古蹟 ○屋敷跡 村北九町に屋敷原と云處あり、此中に檢斷屋敷と稱へ、人の住居せし跡二箇所あり、寶曆中此地を耕すとき、陶器に藏むる錢一貫文を得しことあり、皆永樂錢なりしと云、山腰に古道の跡猶残り ○巖窟 村西四町計、山腰にあり、入口三尺四方計、中の廣三四疊敷計、上古の世穴居の跡にや、其跡まさしく人工と見ゆ、又村より辰巳の方の田畑の中より古瓦



石磐の類を得ることあり、

●澁谷村 端村 沼倉 河上 湯本 府城の東北に當り行程六里、家數十三軒、東西一町二十間、南北三十二間、磐梯の山麓に倚り、酸川の流に臨み、四方田圃なり、東五町小田村に界ひ、酸川を限とす、西は磐梯山の根に連り、界域分明ならず、南三十町川西組今和泉村の界に至る、其村まで一里二町、北一里二十町、檜原村に界ひ、七曲坂を限とす、中に長坂新田村の田圃相雜はる其村まで五里、

○端村 沼倉 本村の未の方十八町にあり、家數十二軒、東西四十七間、南北一町二十八間、東に酸川あり、三面田圃多し、又北の方十町に家居一軒あり、清水と云、○河上 本村の北三十町にあり、家數二軒、東西三十間、南北二十五間、山際にて檜原川の西岸によれり、其川の上流に家居せし故名く、○湯本 河上より三町北にあり、家數二軒、東西三十五間、南北三十五間、山間に住す、

○山川 七曲坂 端村河上より亥子の方二十六町、檜原村にゆく道にあり、登ること三町、これより一町にて檜原村に界ふ、○酸川 檜原村境内より東流し來るを檜原川と云、中津川北より來りこれに注ぎ、端村河上の側を経て南に流れ、又長坂新田村の境内を経て酸

座は本村より移し、一座は長坂新田村より移しぬ、

△稻荷神 長坂新田村より移しぬ、

△神職伊藤近江 其先を日向政國と稱す、伊達郡高玉村の者なり、享保中來て磐持の神職長尾周防が門下となり、此社の神職となる、政國が子を薩摩政豊と云、近江は其子なり、

○温泉神社 境内東西五間南北三間免除地 端村湯本の北にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり 【相殿二座】 △山神二座 共に端村河上より移せり、

△神職渡部衛門 先祖は會津郡楢原組成岡村の領主渡部越中陸明と云者の十世の孫なり、父は嘉右衛門陸縁と云、衛門明和中磐持の神職長尾周防が門下となり、當社の神職となりき、

○褒善 ○孝行者まつ 此村の農民宇兵衛妻なり、天明六年米を與て賞せり、

●見禰村 小名 中町 此村そのかみ峯村と稱し、此より未申の方十二町山中に住居す、田畠の便あしきとて元和六年今の所に移し、寛文中今の文字に改めき、舊址に本木平と云字あり、府城の東北に當り行程五里十二町、家數四十六軒、東西二町三十間、南北二町二十四間、西北は山につき、東南田圃なり、東一町澁谷村の界に至る

川東北より來り會して酸川となり、西に折れ又南に流れ、村の東南を経て凡二里二十九町餘、今和泉村の界に入る、兩岸峻しくして石高く、流極て駛し、○砂清水 村西一町にあり、二間四方、○温泉 端村湯本の北五町檜原川の西岸にあり、一間四方の湯槽を設く、懸崖の半より笕にとり、これに瀉ぐ、盛夏といへども猶熱せず、秋冬は冷て浴し難し、濕瘡によしと云、味淡し凡此邊の巖間に温泉水に雜りて出る處多し、

○原野 ○鬼屋敷原 村より未の方一町にあり、東西八町、南北十八町、中に屋敷跡あり、昔檜木谷地に山賊多く籠り居て、人を惱せしと云は此地なりと云、又村より西戌の方二町に、猪石原と云所あり、何れの頃にか回馬と云しもの、猫をすてし印なりとて猫石と云巖あり、

○水利 ○土田堰 村北にて檜原川を引き、長坂新田村の境内を経て、見禰村の方に注ぐ、○上山下堰 村北にて檜原川を引き、長坂新田村の境内を経て今和泉村の方に注ぐ、

○神社 ○熊野宮 境内東西九間南北三間免除地 端村沼倉の北二町にあり、昔は一町未の方にあり、明和中此に移しつ、鎮座の始詳ならず、鳥居あり 【相殿三座】 △山神二座 一

其村は丑寅に當り一里、西二町三十間見禰山の麓に至る南四町猪苗代新町の界に至る、新町まで八町、北五町、丸山の麓に至る、又辰巳の方四町、北窪村の界に至る、其村まで八町、もと亥の方五町に、丸山新田と云端村あり、今はなし、

○小名 ○中町 本村の未の方九町、猪苗代城下の中にあり、猪苗代城下の下に附す

○山川 ○金藏寺川 水源を琵琶澤と云、磐梯山の東腹の谷なり、一里二十六町、山中を流れ來り、村西を経て南に流るゝこと八町、猪苗代新町の界に入り、小黒川と云、廣一間、むかし神野寺の子院金藏寺ありしゆえ名けしといふ、其舊址を詳にせず、

○水利 ○土田堰 澁谷村の方より來り、見禰山土津社の境内に注ぐ、

○神社 ○磐持神社 猪苗代城下の下に出せり、○土津神社 同上、○日光神社 同上

○古蹟 ○神宮寺跡 村より申西の方六町計にあり、神野寺の子院にて磐持社の別當なりしと云、何れの頃廢せしか知らず、今寺家と云字あり、近來この處より文珠を彫たる三四尺計の石を掘得たり、天正十五年丁亥七月十八日、神宮寺隱居榮祐と銘せり、又水性寺とて



村より戌亥の方八町にありしと云、今其地をしらず、是も神野寺の末山なりしとぞ、

○褒善 ○彌左衛門 十郎左衛門と云者の子なり、十郎左衛門が異名を四明年と云しとぞ、彼農業に心を盡し毎年田畑よく熟し、年貢をも早く納て、家貧しからず、蒲生家のとき饑饉の年、十郎左衛門家内と親類とに云しは、各皆よくかせぐべし、かかる凶年續くとも當年來年三來年四明年までは、饑には及ばしめじ、常に儉約をして雜穀多く貯へしは此が爲なりと云しより、此名を呼れしとぞ、されば子孫を誡て我が農業をよく見習ひ、永く四明年の名に疵をつくべからずと云含めしとぞ、彌左衛門は父死して後、遺誡を守り農業をつとめ、地力を盡せしかば瘠土忽に暇地となり、これが家居の邊の畑は小石だにもなく、土肥で一しほ勝れて見えしと云、元祿二年米を與て賞しぬ ○力田者喜右衛門 明和五年米を與て賞しぬ ○孝行者喜助 喜右衛門子なり、同上 ○善行者安兵衛 文化二年米を與て賞しぬ、

●北窪村 府城の東北に當り行程五里一町、家數九軒、東西五十間、南北一町十間、四方田圃なり、東七町下館村に界ひ酸川を限とす、其村まで十四町餘、西は村際に

の儘に給金も人並に取せねば、其難儀を憐れみ、暇やりて他の營みにかへしめんと云ければ、吾もし暇賜はらば老母幼子のみにて、公の勤疎ならんこと安からずとて其言に従はず、享保十二年褒賞して米を與へぬ、○善行者忠三郎 明和四年米を與て賞しき、○善行者與兵衛天明元年米を與て賞しき、

●町堤崎村 此地川西組堤崎村の境内なれども、昔猪苗代城下に屬せしゆえ、堤崎内町分と云、耕作の便により此に家居し下根繼と稱し、後今の名に改めき、慶安中より墜せて一村とす、府城の東北に當り行程四里二十四町家數十二軒、東西二町十四間、南北一町二十六間、猪苗代城の西北にありて地形町島田村に同じ、此村近里に勝れて風義よく淳樸の俗をなし、かば、安永七年これを賞し若干の米を散し與ふ、東三町二十間、猪苗代城下新町の界に至る、西四十六間、町島田村の界に至る、其村は戌に當り五町、南三町七間、川西組堤崎村の界に至る、其村まで六町二十間、北三町二十七間、猪苗代城下土町の界に至る、又未の方一町四十五間、川西組島田村の界に至る、其村まで八町餘、

○水利 ○堤 村北二町四十間にあり、東西五十間、南北四十間、延寶六年に築けり、

て新町の田圃に界ふ、南四町、猪苗代城下本町の界に至る、本町は未申に當り四町五十間餘、北四町見禰村の界に至る、其村まで八町、又丑の方五町三十六間、澁谷村の界に至る、其村まで一里、村東五十間餘に小屋一軒あり、悪疾の者を置所なり、

○神社 ○伊勢宮 境内東西二間南北三間免除地 村の丑寅の方三十間にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり【相殿一座】

△熊野宮 本村より移しぬ、

△神職鈴木淡路 其祖父記門通實は江戸の者にて氏を鈴木と云、正徳三年川西組大寺村に來り住し、享保二年より此社の神職となりき、通實が子を清太通盛と云通盛は今の淡路通尙が父なり、

○寺院 ○地藏堂 境内東西十八間南北十三間年貢地 村西にあり、何の頃にか見禰村境内の泥田と云處より掘出せし地藏と云、享保の頃覺道院と云修驗、一石一字の經文を埋て再營す、村民の持なり、

○褒善 ○三藏 土津社の神職新妻滯刀が許に事ると九年、他に勝れて質直なり、帯刀家極めて貧しければ、夜は月の有無を問はず畑を耕し、薪春の事までも勞を厭はず主人の爲に心を盡せり、帯刀が家にあらぬ時は、三藏主人の子を負ながら畑を耕せしと云、主人貧しさ

○古蹟 ○館趾 村北一町にあり、東西三十間、南北二十四間、神野顯元と云もの此に住し、鎮護山神野寺とて巨刹を創建せしと云 酸川野村の條下を併見るべし

○褒善 ○善行者小檜山孫七 此村の肝煎なり、安永七年米を與て賞しつ、

●町島田村 此地もと川西組島田村の境内にて、猪苗代城下に屬せしとて島田内町分と云、寛永の始耕作の便に城下より民居を爰に構へ、上根繼と稱し、後今の名にあらためき、府城の東北に當り行程四里十八町、家數十軒東西一町二十間、南北三十八間、四方田圃なり、東一町三十六間、町堤崎村の界に至る、其村は辰巳に當り五町、西五町三十三間、北二町三十五間、共に猪苗代城下の原野に界ふ、南五町六間、川西組島田町の界に至る、其村まで十町餘、

○山川 ○梵天清水 村の戌亥の方一町計にあり、昔義家朝臣東征のとき、此處にて從卒水を乞ひしに、幣を建て祈願ありしかば、清水俄に湧出せしと云、周八間程、

○水利 ○堤二 一は村の丑寅の方一町三十間にあり、周一町餘寛保元年築く、一は村より未に當り一町餘にあり、東西三十九間、南北三十二間、川西組島田・釜井



兩村の養水とす、

○古蹟 ○館趾 村の未申の方二町餘にあり、東西二十  
七間、南北三十間、むかし神野顯元町堤崎村より爰に  
居館を遷せりと云、今は菜圃なり、○神野寺跡 村よ  
り未の方三町餘、田圃の間に西神野寺、東神野寺と云  
字あり、今猶舊礎とおぼしき者存す、猪苗代城下の北  
にも神野寺の遺趾あり、此邊は子院塔頭ありし地にや、  
○麥善 ○善行者彦兵衛 安永九年米を與て賞せり、

### 新編會津風土記卷之五十二

#### 陸奥國耶麻郡之四

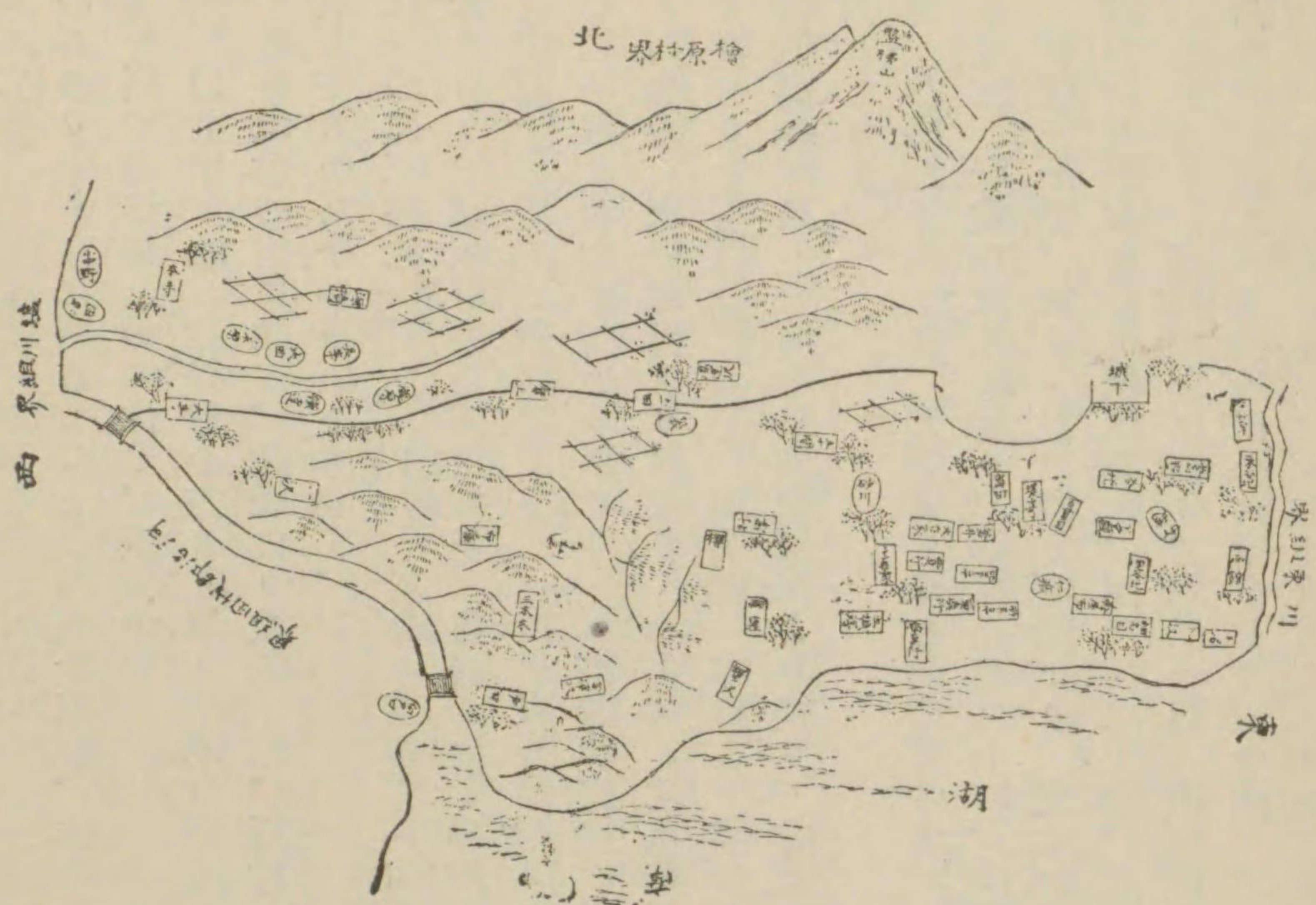
##### 川西組

此地府城の東北に當り、本郡の東により酸川の西にあり、  
故に號く、東は川東組の諸村に交はり、西は鹽川組に續  
き、南は湖水を限り、會津郡原組に對し、北は磐梯山を  
隔て檜原村の地に連る、又未申は河沼郡代田組に隣り日  
橋川を界とす、東西二里餘 東は川東組松橋村の界より西は  
南北二里餘 南は湖水より北は磐梯山に至る檜原村 東南は平  
行にて田島多く、西北は曠原にて層巒を負ひ村里多く相  
並べり、大寺本寺布藤源橋一澤等の諸村は大抵山野相交  
はり地形漸く高く、中にも大寺本寺は居平に近ければ、  
諸村に比すれば暖も亦稍早し、薪樵に便よく、網罟の利  
あれ共、多くは瘠地にて米穀味美ならず、此組の諸村皆  
郷名を失ふ、更級莊と稱す、凡三十八箇村あり、

##### 川西組上三十箇村

本町 猪苗代城 今和泉村 東谷地村 西館村 入江

川西組地理之圖



村 牛沼新田村 相名目村 廻谷地村 蜂屋敷村  
下堂觀村 小名 打越 北高野村 谷地村 百目貫  
村 端村 松木橋(今廢) 仁藏新田 堤崎村 島田村  
大在家村 釜井村 烏帽子小屋村 東眞行村 西眞  
行村 南眞行村 新在家村 端村 砂川新田 三城  
瀧村 行津村 端村 袋新田 櫻川村 西窪村 蟹  
澤村 金澤澤新田村 三本木新田村 戸口村  
●今和泉村 上杉氏會津を領せし時、越後・信濃兩國より  
弓足輕二十人を連來り、この村續きに組屋敷を構へ、信  
濃町と稱せしとぞ、加藤氏の時までも猶故の如く猪苗代  
城に番衛せしかば、今猶御番道と云小徑あり、又的場の  
跡も遺れり、肥後守正之封に就に及て皆農民となり、今  
和泉村と稱す、府城の東北に當り行程五里二十二町、家  
數二十二軒、東西三十間、南北三町四十五間、東は酸川  
に傍ひ四方田圃なり、東二町三十間川東組下館村に界ひ、  
酸川を限とす、其村まで四町三十間、西二町五十四間猪  
苗代城下新町の界に至る、新町まで六町二十間、南二町  
四十三間、東谷地村の界に至る、其村まで四町、北四町  
四十間、川東組澁谷村の界に至る、其村まで一里二町、  
又戊の方三町四十間北窪村の界に至る、其村まで五町三  
十間、



○山川 ○酸川俗に長瀬川と云下同 村東二町三十間にあり、澁谷

村の界より來り南に流るゝこと九町五十三間、本町の

境内を経て西館村の方に注ぐ、廣四十間計、

○水利 ○上山下堰 澁谷村の方より來り田地の養水と

し、東谷地村の方に注ぐ、此邊より數派とし、諸村の

養水とするゆゑ今和泉堰とも稱す、

○神社 ○山王神社境内東西十八間、南北八間免除地 村より亥の方一町十

間餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あ

り【相殿八座】 △伊勢宮二座 一座は東谷地村より

移し、一座は北高野村より移せり △稻荷神二座 同

上 △地神 東谷地村より移せり △山神 北高野村

より移せり △湯殿神 同上 △明神 本村より移せり

△神職高橋和泉 天明中出羽國米澤より來り、當社の

神職となりき、

○褒善 ○善行者兵三郎 天明元年米を與て賞せり、

東谷地村 府城の東北に當り、行程五里二十町、家數

四軒、東西三十間、南北一町、四方田圃なり、東は村際

にて猪苗代城下本町の田圃に界ふ、西二町二十間、北高

野村の界に至る、其村は申に當り二町二十間、南は村際

にて西館村に界ふ、其村は巳午に當り七町三十間、北一

町十七間、本町の界に至る、本町は戌亥に當り十二町、

○水利 ○上山下堰 東谷地村の方より來り、田地の養

水となり中目村の方に注ぐ、

○神社 ○八幡宮境内東西十七間、南北十八間免除地 村より戌亥の方一町

二十間にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、川東組

小平瀧村佐瀬主殿が司なり 【相殿六座】 △伊勢宮三

座 共に本村より移しぬ △稻荷神 同上 △熊野宮

同上 △羽黒神 同上

○褒善 ○孝行者喜左衛門 寛政元年米を與て賞しぬ、

入江村 此地昔より民居ありて入江村と云しを、三浦

○水利 ○上山下堰 今和泉村の方より來り田地に灌ぎ

村北にて二派となり、一は本町の田畝に灌ぎ、一は西

館村の方に注ぐ、

○西館村 府城の東北に當り行程五里二十四町、家數四

十五軒、東西五十八間、南北七町、二本松街道を夾み、

東は酸川に傍ひ三方に田畠あり、東三十八間川東組東館

村に界ひ、酸川を限とす、其村まで一町十間餘、西八町

二十間下堂觀村の界に至る、其村まで十四町、南三町二

間、川東組曲淵村に界ひ、酸川を限とす、其村は辰巳に

當り八町餘、北六町二十七間、東谷地村の界に至る、其

村は亥子に當り二町、又戌亥の方六町一間、北高野村の

界に至る、其村まで十町四十間餘、

○山川 ○酸川 東谷地村の方より來り南に流れ西に折

れ、又南に轉じ境内を經ること凡二十町餘、川東組中

目村の界に入る、

○關梁 ○舟渡場 村東にて酸川を渡す二本松街道なり

○原野 ○牧場二 一は村西二町にあり、東西三町三十

八間餘、南北二町、一は村北にあり、東西二町四十五

間、南北二町三十間計、

○倉廩 ○米倉三屋 村中にあり、一屋は社會なり、二

屋は本組の米を納む、

相名目村の界に至る、其村まで三町三十間餘、南一町五

十間、湖水を限とす、北六町二十間、數村入逢の原野に

界ふ、又亥の方一町五十七間、廻谷地村の界に至る、其

村まで五町五十間餘、

○山川 ○牛沼 村東六町にあり、南より北に長三百間

幅二十間計、半を限り川東組松橋村に界ふ、鮒魚鰯を

産す、

○神社 ○三島神社境内東西十五間、南北十六間免除地 村西にあり、鎮座

の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、小平瀧村佐瀬



あり、

●牛沼新田村 寛永九年、川東組小平瀉村の農民入江村境内牛沼の邊に出て新田を闢し故名く、府城の東北に當り行程五里十二町、家數七軒、東西一町二十間、南北三十四間、四方田圃にて、南は湖水に近し、村南に二本松裏街道あり、東三町五十六間、入江・相名目兩村の田圃に界ふ、西一町三十間、南一町二十四間、北八間共に入江村の界に至る、其村は西に當り一町二十間餘、

●相名目村 府城の東北に當り行程五里、家數七軒、東西一町、南北一町六間、四方田圃にて南は湖水に傍ふ、東三十二間、入江村の界に至る、其村まで三町三十間、西一町四十五間、蜂屋布村の界に至る、其村まで二町二十間餘、南二町、湖水を限とす、北一町四十五間、廻谷地村の界に至る、其村まで四町四十間餘、

●古蹟 ○御膳柳 村より未申の方四町湖邊にあり、田村麻呂將軍本州に下向のとき此所に憩ひ、この柳を手折て餉ひせられしと云、

●廻谷地村 府城の東北に當り、行程五里六町、家數十三軒、東西五十三間、南北一町九間、四方田圃なり、東四町十一間、入江村の界に至る、其村は已に當り七町四十間餘、西五十五間下堂觀村に界ひ、小黑川を限とす、

○關梁 ○橋 村西一町小黑川に架す、二本松裏街道なり、長五間、幅五尺、

●下堂觀村 小名 打越 府城の東北に當り、行程五里、家數三十軒、東西二町四十六間、南北一町十八間、四方田圃なり、東五町四十間、西館村の界に至る、其村まで十四町、西一町四十間餘、百目貫村の界に至る、其村まで三町餘、南一町四十四間、廻谷地村の界に至る、其村まで六町二十間餘、北二町二十八間、谷地村の界に至る、其村まで三町三十間餘、又丑寅の方一町五十八間、北高野村の界に至る、其村まで五町餘、

○小名 ○打越 本村の東一町十間餘にあり、家數十三軒、東西一町八間、南北四十四間、四方田圃なり、寛政二年、越後國打越村より來り、廢田をおこし、民居を構へり、

○山川 ○小黑川 谷地村の界より來り、南に流るゝこと十九町四十間、蜂屋布村の境内に入る、

○神社 ○日光神社 境内東西三間南、村中にあり、鎮座の年代詳ならず、二荒山神を祭れり、下鳥居あり、小平瀉村佐瀨主殿是を司る【相殿二座】△伊勢宮 本村より移せり △山神 同上

○寺院 ○安養寺 境内東西十七間半、南北十六間、實地 村中にあり、本寺村

南三町一間、相名目村の界に至る、其村まで四町四十間餘、北四町四十間、下堂觀村の界に至る、其村まで七町五十間餘、又未の方村際にて蜂屋布村に界ふ、其村まで四町四十間、

○山川 ○小黑川 村西五十間餘にあり、下堂觀村の境内より來り南に流るゝこと十町三十間、蜂屋布村の界に入る、廣五間、

○神社 ○天王神社 境内東西五間南、村北にあり、勸請の初詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、小平瀉村佐瀨主殿が司なり【相殿二座】△稻荷神 本村より移しき △幸神 同上

●蜂屋布村 府城の東北に當り行程四里三十町、家數十二軒、東西一町三十六間、南北一町二十四間、四方田圃なり、東二町、南三町三十間、共に相名目村の界に至る、其村は東に當り四町三十間餘、西一町三十八間、百目貫村の界に至る、其村は戌亥に當り十二町、北三町四十六間下堂觀村の界に至る、其村は丑に當り十町五十間餘、又丑寅の方四町四十六間、廻谷地村に隣り、其村際を界とす、

○山川 ○小黑川 村西一町にあり、廻谷地村の界より來り、南に流るゝこと十町四十間餘、

惠日寺の末山眞言宗なり、山號を關室山といふ、開基の初詳ならず、昔は神野寺 猪苗代城下の末山なりしと云、本尊彌陀客殿に安す、長二尺八寸春日作と云、

△地藏堂 境内にあり、

○褒善 ○忠義者門兵衛 寛保二年米を與て褒賞しつ、

●北高野村 府城の東北に當り行程五里、家數十六軒、東西一町五十八間、南北一町四十六間、四方田圃なり、東二町五十間、東谷地村の界に至る、其村は寅に當り五町十間、西一町五十間、谷地村の界に至る、其村まで三町四十間餘、南三町二十間、下堂觀村の界に至る、其村は未申に當り五町餘、北二町二間、北窪村の界に至る、其村まで十町十間餘、又辰巳の方二町二十四間、西館村の界に至る、其村まで十町四十間餘、丑寅の方二町二十九間、今和泉村の界に至る、其村まで五町餘、亥子の方一町十五間、猪苗代城下本町の界に至る、本町まで六町、

●谷地村 府城の東北に當り行程五里一町餘、家數十一軒、東西五十四間、南北五十六間、四方田圃なり、東一町四十三間、北高野村の界に至る、其村まで三町四十間餘、西三町、北二町三十四間、共に猪苗代城下本町の界に至る、本町は北に當り四町五十間、南五十九間、下堂觀村の界に至る、其村まで三町二十間餘、又未申の方二



町、百目貫村の界に至る、其村まで四町二十間、

○神社 ○熊野宮 境内東西五間半南 村の戌亥の方にあり

勸請の年代詳ならず、鳥居あり、小平湯村佐瀬主殿が

司なり【相殿十四座】△伊勢宮三座 一座は本村より

移し、一座は島田村より移し、一座は百目貫村より

移せり △稻荷神二座 一座は本村より移し、一座は

島田村より移せり △熊野宮二座 一座は島田村より

移し、一座は百目貫村より移せり △八幡宮二座 一

座は堤崎村より移し、一座は百目貫村より移せり △湯

殿神 島田村より移せり △山王神 同上 △金神

同上 △加那伊神 百目貫村より移せり △田子神

同上

○古蹟 ○地正院迹 村中にあり、神野寺の末山なりし

と云、慶長十五年廢せり、

○百目貫村 端村 仁藏新田 府城の東北に當り行程四里

三十三町、家數二十五軒、東西三町三十間、南北三町十

三間、散居す、四方田圃なり、村中に猪苗代裏街道あり

東一町二十一間、下堂觀村の界に至る、其村まで三町餘、

西十五町、堤崎村の界に至る、其村まで一町三十間餘、

南十二町二十間、湖水を限とす、北十一町四十二間、猪

苗代城下本町の界に至る、本町は丑に當り八町、又寅卯

の方五町十八間、北高野村の界に至る、其村まで八町、

寅の方三町谷地村の界に至る、其村まで四町二十間餘、

未申の方三町七間、釜井村の界に至る、其村まで九町十

間餘、未の方十三町二十六間、烏帽子小屋村の界に至る、

其村まで十五町五十間餘、昔未の方六町に松木橋と云端

村あり、今はなし、

○端村 ○仁藏新田 本村より未の方八町五十間餘にあ

り、家數五軒、東西十七間、南北三十六間、四方田圃

なり、村南に二本松裏街道あり、

○山川 ○小黑川 村東四十間餘にあり、谷地村の境内

より來り南に流るゝこと十町三十間餘、蜂屋布村の界

に入る、

○神社 ○湯殿神社 境内東西六間南 端村仁藏新田の北に

あり、勸請の初詳ならず、鳥居あり、烏帽子小屋村修

驗常光院司なり、もと稻荷の末社あり、其祠損じて今

姑く本社に相殿とす、

○寺院 ○愛宕堂 境内東西五間南 村中にあり、何れの頃

の創立と云ことを知らず、村民の持なり、

○堤崎村 府城の東北に當り行程四里三十町、家數十六

軒、東西一町十二間、南北二町十四間、四方田圃なり、

東一町二十一間、南六町二間、共に百目貫村の界に至る、

其村は東に當り一町三十間餘、西一町十三間、島田村の

界に至る、其村まで三町三十間餘、北三町二十間、川東

組町堤崎村の界に至る、其村まで六町二十間、又未申の

方三町五間、釜井村の界に至る、其村まで九町三十間餘、

戌亥の方三町、川東組島田村の界に至る、其村まで七町、

○島田村 昔は今の民居より六町、亥子の方に家居せり

とぞ、府城の東北に當り、行程四里二十四町、家數二十

一軒、東西一町二十間、南北二町、四方田圃なり、東二

町二十間、堤崎村の界に至る、其村まで三町三十間餘、

西三町三十間、大在家村の界に至る、其村は申に當り七

町二十間餘、南二町三十四間、釜井村の界に至る、其村

まで五町十間、北五町八間、川東組町島田村の界に至る、

其村まで十町餘、又丑の方七町十間、川東組町堤崎村の

界に至る、其村まで八町餘、辰の方二町四十間、百目貫

村の界に至る、其村まで五町、

○山川 ○梵天清水 村より亥子の方十二町、川東組町

島田村の界にあり、周八間、田地の養水とす、名付し

謂れを傳へず、

○墳墓 ○五輪一基 村中にあり、相傳ふ、永徳の頃此

村に富有の民あり、其墓なりと云、一説にもとは加賀

國の武士にて渡部道徳と稱し、この村に住し、其子孫

延寶中川東組大原新田村に遷り、農民となりしと云、

今大原新田村に彼が携來り種しとて、加賀梅と云古木

あり ○古墓 村北八町墓所の中にあり、野面石にて

表平かに、高五尺計、幅四尺程、四方に縁あり、額に

梵文二字、其下に蓮花座あり、下に、右奉造立石塔婆

一基兩面志者爲慈父悲母逆修□□□□終決定往生極

樂、證大菩提乃至法界平等利益也、嘉元三年乙巳四月

十五日□□孝子白とあり、中に字體を辨せざる處多し、

○古蹟 ○酸川故道 昔酸川西流し此村の側を流れ、西

窪村の邊にて湖水に入しと云、村の戌の方五町、西野

と云所に小沼凡二十一あり、皆酸川の跡なりとぞ、此沼

の下流大在家・東眞行・烏帽子小屋三村の田地を潤す、

○大在家村 此邊に昔七の村落あり、七在家と稱す、在

家・善明在家・半在家・九郎在家・中に就てこの村は六箇村を

新在家・宮在家・大在家なりとぞ、

管轄せし大村なれば、かく名けしとぞ、府城の東北に當

り行程四里十二町、家數十三軒、東西二町二十一間、南

北二十一間、四方田圃なり、村際に猪苗代裏街道あり、

東二十八間釜井村の界に至る、其村まで四町五十間餘、

西三十間餘、新在家村の界に至る、其村は申に當り四町

二十間餘、南一町十間、西眞行村の界に至る、其村まで

一町廿八間、北八町數村の田圃に界ふと原野なりしを、



南眞行村・東眞行村・釜井村・烏帽子小

屋村との村にて墾はりし田圃なり

又巳の方一町二十四間  
烏帽子小屋村の界に至る、其村まで九町五十間餘、寅の  
方四町十間、島田村の界に至る、其村まで七町二十間餘、

○山川 ○釜井川 數村養水の合流してこの川となり  
村北を経て西より東に流る、こと六町四十間餘、釜井  
村の界に入る、廣一間半、

○水利 ○堤二 一は村北十二町にあり、東西四十間、南  
北五十間、一は村より亥子の方十三町にあり、周百十四  
間、新在家・西眞行・南眞行・三城湯四箇村の養水とす、

○褒善 ○善行者加茂右衛門 延享二年米を與て褒賞せ  
り ○力田者六藏 天明八年同上

●釜井村 此村昔は三町計戌亥の方にあり、元和中今の  
地に遷せしと云、府城の東北に當り行程四里十八町、家  
數十四軒、東西一町五十間、南北一町、四方田圃にて南  
に釜井川あり、東五町二十四間、百目貫村の界に至る、  
其村は寅に當り十町、西四町三十間、大在家村の界に至  
る、其村まで四町五十間餘、南は村際にて烏帽子小屋村  
に界ふ、其村まで一町十間餘、北二町五十五間島田村の  
界に至る、其村まで五町二十間餘、又丑の方六町十二間、  
堤崎村の界に至る、其村まで九町三十間餘、

○山川 ○釜井川 昔水上に一の釜あり、村民取て主を

求むれども知ざれば泥中に埋む、故に此名ありとぞ、  
大在家村の境内より來り、村南を経て西より東に流る  
ること八町十間餘、烏帽子小屋村の境内を過ぎ湖水に  
入る、

○古蹟 ○古碑 村より戌亥の方三町二十間、畠の中に  
あり、高五尺、幅三尺、額に梵文を彫り、下に正和二  
年癸丑十月十八日と彫附あり、來由を知らず、

○褒善 ○孝行者勘三郎 寛延二年米を與て褒賞しつ、  
○善行者兵右衛門 此村の肝煎なり、明和二年米を與  
て褒賞しつ、

●烏帽子小屋村 府城の東北に當り行程四里二十四町、  
南北二區に住す、南を南烏帽子小屋と云、家數十二軒、  
東西二町、南北一町五十間、南は湖水に臨み三方田圃な  
り、村中に二本松裏街道あり、此より一町五十間北を北  
烏帽子小屋と稱す、家數十三軒、東西一町二十間、南北  
一町五十間、四方田圃なり、東三町百目貫村の界に至る、  
其村は丑寅に當り十二町、西一町三十六間、西眞行村の  
界に至る、其村まで五町四十間餘、南四町、湖水を限と  
す、北一町六間、釜井村に界ひ釜井川を限とす、

○神社 ○稻荷神社 境内七間四  
方免除地 南烏帽子小屋の東にあ  
り、勸請の年月詳ならず、烏居あり、三城湯村佐野壹岐

軒、東西一町三十八間、南北一町五間四方田圃なり、東  
一町三十六間、烏帽子小屋村の界に至る、其村まで五町  
四十間餘、西は村際にて新在家村に界ふ、其村は申に當  
り一町五十間、南三町四十四間、南眞行村の界に至る、  
其村まで五町餘、北十八間大在家村の界に至る、其村ま  
で一町二十間餘、

○古蹟 ○金性院跡 村東にあり、神野寺の末山眞言宗  
なりしと云、元和八年に廢せりとぞ、

○褒賞 ○善行者彌七 此村の肝煎なり、明和二年米を  
與て賞しつ、 ○善行者久右衛門 寛政十年米を與て賞  
しつ、

●南眞行村 府城の東北に當り行程四里十二町、家數七  
軒、東西三十八間、南北一町十二間、南は湖水に傍ひ四  
方田圃なり、東一町三十二間、烏帽子小屋村の界に至る、  
其村まで六町三十間、西は村際にて西眞行村に界ふ、南  
二町十二間、湖水を限とす、北一町十八間西眞行村の界  
に至る、其村まで五町餘、又寅の方一町三十二間、東眞  
行村の界に至る、其村まで五町餘、

○神社 ○雷神社 境内東西五間南  
北六間免除地 村北にあり、草創の年  
代詳ならず、烏居あり、三城湯村佐野壹岐之を司る、  
【相殿三座】 △稻荷神 本村より移しき △伊勢宮

が司なり、

○白山神社 境内東西十一間南  
北二十六間免除地 北烏帽子小屋より一町南  
にあり、勸請の年月詳ならず、烏居・拜殿あり、佐野壹岐  
これを司る 【相殿十座】 △伊勢宮三座 一座は釜井  
村より移し、二座は本村より移しき、△稻荷神四座  
二座は本村より移し、二座は釜井村より移しき △熊  
野宮 本村より移しき △幸神 同上 △八幡宮 釜  
井村より移しき、

○古蹟 ○常元長者遺跡 南烏帽子小屋にあり、村老の  
口碑に寛治中常元長者とて富豪の者居りし所なりとぞ

●東眞行村 此村天正十九年南眞行村よりわかれしと云  
府城の東北に當り行程四里十八町、家數九軒、東西一町  
十間、南北三十間、四方田圃にて、南は湖水に近し、東  
四十三間、北一町四十八間、共に烏帽子小屋村の界に至  
る、其村は東に當り四町四十間餘、西三十三間、新在家  
村の界に至る、其村は戌に當り十一町、南三町十一間、  
湖水を限とす、又戌亥の方三町三間、西眞行村の界に至  
る、其村まで六町二十間、未申の方三町三間南眞行村の  
界に至る、其村まで十二町、村中に二本松裏街道あり、  
西眞行村 府城の東北に當り行程四里十町、家數十五

新編會津風土記卷之五十二 陸奥國耶麻郡之四



東眞行村より移しき △山神 同上

●新在家村 端村 砂川新田 府城の東北に當り行程四里、家數二十八軒、東西一町十五間、南北二町五十四間、猪苗代裏街道に住し、四方田圃なり、東五町十三間東眞行村の界に至る、其村まで十一町、西六町四十六間、行津村の界に至る、其村まで八町十間、南四町十六間、三城瀉村に隣り、其村際を界とし、北九町數村の田圃に界ふ、又丑の方三町四十五間、大在家村の界に至る、其村まで四町二十間餘、寅の方一町五十間、西眞行村に隣り、其村際を界とす、此村昔は三城瀉村の東に住せしと云、何の頃此に移せしを知らず、

○端村 ○砂川新田 本村の亥の方十二町にあり、家數五軒、東西四十間、南北二町、四方田圃なり、

○原野 ○秣場 村より丑寅の方二十町にあり、東西六町餘、南北十五町、

○神社 ○總社神社 境内東西十六間南 村より丑寅の方四町十間にあり、草創の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、三城瀉村佐野壹岐が司なり 【相殿三座】 △住吉神 本村より移せり △熊野宮 同上 △山神 同上

○褒善 ○忠義者與五助 寶曆四年米を與て褒賞しき、三城瀉村 此村昔は内城村と云、そのかみ三浦經連始

半に一間 △拜殿 五間餘に二間 【相殿十一座】 △伊勢宮二座 一座は本村より移し、一座は西眞行村より移せり △稻荷神二座 同上 △熊野宮二座 一座は本村より移し、一座は大在家村より移せり △山神 本村より移せり △聖神 西眞行村より移せり △日光神 大在家村より移せり △湯殿神 同上 △若宮八幡 同上

△神職佐野壹岐 其先は中務常忠とて伊豫國の者なり加藤氏に事へ會津に來り、寛永中加藤氏遷されて後本郡下利根川村に住し、夫より此社の神職となる、今の壹岐由次は常忠六世の孫なり、

○寺院 ○長照寺 境内東西二十八間南 村北にあり、曹洞宗、山號を大宮山と云、縁起を案ずるに慶長八年蘭室

と云僧越後國指合村光明寺より來り、此村の觀音堂荒類せしを再興し、此寺を開きしと云、光明寺の三世默山を開山とし、即其寺の末山となる、客殿に觀音を安じ本尊とす、長二尺中に腹籠の觀音あり、三浦經連の守本尊なりと云 ○十王堂 境内東西五間南 村中にあり創建の初を知らず、長照寺是を司る、

○褒善 ○力田者傳三郎 天明七年米を與て賞せり、行津村 寛文の初まで行津を名目津に作れり、府城の

て猪苗代に來りし時、其子經泰・赤房・義泰 五目組熱鹽村示書に三浦大炊小太郎左衛門尉盛通とあり【舊事 雑考】に赤房丸加冠の後の稱なるべしとあり と云三人を連れ來り、爰に至り三館を築き住せし故、今の名に改めしと云、村東に中堀と云字あり、今猶八幡社の四方土居の形あり、府城の東北に當り行程三里三十一町、家數二十七軒、東西二町二十四間、南北一町八間、二本松裏街道に住し、南は湖水により四方田圃なり、東北共に村際にて新在家村に界ふ、其村は北に當り四町十間餘、西二町四十五間西窪村の界に至る、其村まで八町、南二町五十四間、湖水を限とす、又戌の方一町櫻川村の界に至る、其村まで七町餘、

○倉廩 ○米倉三屋 村北にあり、一屋は社倉なり 新在家内にあり、二屋は本組の米を納む 村の境の村に屬す

○神社 ○八幡宮 境内東西一町南北 村西にあり數圍の喬木蕃蔚し祠宇古たり、昔經連三館を築きし時鎌倉鶴岡八幡宮を勸請して鎮守とし、田地五段を寄附せしと云、今宮田と云處あり、又宮井東馬場西馬場等の名残れり、其後大に衰へしを肥後守正之再興せり、七月十九日祭禮あり、又九月二十九日流鏝馬の式あり △鳥居 兩柱の間八尺餘 △本社 一間四面南向 △幣殿 一間

東北に當り行程三里三十町、家數九軒、東西二十九間、南北一町、西は山に倚り東は田圃なり、東三町新在家村の界に至る、其村まで八町十間餘、西一町櫻川村に界ひ、經塚山を限とす、其村は未に當り一町、南五十間西窪村の界に至る、其村まで七町、北三町五十間、新田村の界に至る、其村まで六町、この村昔神田某と云者領知せしと云、其遠孫此村と鹽川組下利根川村にあり、今袋新田とて端村あり、今は土田新田村に居を移せり、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十五間南 村西一町三十間にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、三城瀉村佐野壹岐が司なり、

●櫻川村 櫻川の濱に住せる故村名とせり、府城の東北に當り行程三里二十九町、家數八軒、東西二十間、南北一町三十間、西北に山を擁し、東南田島なり、東二町餘北四十間共に行津村に界ひ、櫻川を限とす、其村は丑に當り一町、西十三町布藤村の山界に至る、南三町西窪村の界に至る、其村まで五町、

○山川 ○櫻川 村より丑寅の方一町餘にあり、行津櫻川兩村養水の末合して此川となり、南に流るゝこと五町、西窪村の界に入る、廣三間、

○原野 ○秣場 村西七町計、山中にあり、東西一町、



北二町、

○神社 ○諏訪神社境内東西十七間南 村南にあり、何年の創建にか詳ならず、鳥居あり、三城瀉村佐野壹岐これを司る【相殿一座】△伊勢宮 本村より移しぬ、

●西窪村 府城の東北に當り行程三里二十四町、家數三十二軒、東西一町、南北二町、二本松裏街道にあり、西に山を擁し、三面田圃なり、東五町十五間、三城瀉村の界に至る、其村まで八町、西十町、布藤村の山界に至る、南二町、蟹澤村の界に至る、其村まで六町、北四町、櫻川村の界に至る、其村まで五町、

○山川 ○高森山 村北三町計にあり、雜樹多し、昔此山より金を採りしにや、坑の跡残り、又村より戌の方八町計に石ほろ山とて小山あり、金屑出づ ○櫻川 村東一町四十間にあり、櫻川村の界より南に流るゝこと六町、湖水に入る ○温泉 村北にあり、硫黄の氣を帯び、又水に雜り出て、浴し難し、周四間餘、

○關梁 ○橋 村東二本松裏街道にある石橋なり、長六間、幅二間、櫻川に架す、

○神社 ○諏訪神社境内二間四方免除地 村北二町山下にあり、草創の年月詳ならず、鳥居あり、三城瀉村佐野壹岐が司なり【相殿一座】△山神 本村より移しつ △天王

神 同上

○寺院 ○六地藏堂境内東西五間南 村より戌の方四十間にあり、地藏六軀を安ず、草創の初を知らず、村民の持なり、

●蟹澤村カニガサ 府城の東北に當り行程三里十二町、家數十一軒、東西四十四間、南北三町二十間、西北は山麓に續き、東南は湖水に近し、東二町、南六町、共に湖水を限とす、西十町、三本木新田村の山界に至る、北四町西窪村の界に至る、其村まで六町、又申の方八町、金澤新田村の界に至る、其村まで十町、此村二本松裏街道なり、

○山川 ○長濱 村より未申の方坂道を下り、湖邊にあり、沙濱にて東南の諸山を一望し、境地稍佳なり、

○船石 長濱の中にあり、文次郎が金澤新田村の船條下に詳なり、船の化せし所と云、長二間計、船の形に似たり、

○水利 ○堤 村西八町にあり、東西四十八間、南北三十七間、

○神社 ○八幡宮境内一間四方免除地 村北山腰にあり、勸請の始詳ならず、鳥居あり、三城瀉村佐野壹岐を司る、

○古蹟 ○満願寺迹 村南三町湖濱にあり、惠日寺の子院なりしと云、何れるとき廢せしを知らず、

○褒善 ○善行者傳左衛門 寶曆七年米を與て賞しき、

●金澤澤新田村

本寺村惠日寺草創の時、此所にて鐵を鑄鑄せしとて今猶鐵屑多し、因て金澤澤と云しとぞ、萬治二年藤河吉左衛門某と云者の關きし新田なり、府城の東北に當り行程三里一町餘、家數四軒、東西一町五間、南北三十三間、二本松裏街道の北に住す、東四町南七町共に湖水を限とす、西三町四十間、戸口村の山に界ふ、其村まで九町四十間、北五町、布藤村の山に界ふ、

○山川 ○大鼓石山 村南の湖水に臨める小き山を云、相傳ふ何の頃にか文次郎と云者あり、よく田植歌を謡ふ、其所持の大鼓化して石となり、今湖中にありと云、

○五輪坂 村の東にあり此を越て長濱に至る、二本松裏街道なり ○燈明石 五輪坂より下り長濱の西にあり、蟹澤・金澤澤新田兩村の界とす、周四間計、其上平にして數人を坐すべし、龍燈を磬梯明神に供すと云、

○水利 ○堤 村南にあり、周二百二十三間、

●三本木新田村サンホンキシンデン 寛文元年山中を開て民居とす、その地に大木三株あり、因て村名とす、府城の東北に當り行程二里三十町、家居一軒、東西一町二十間、南北十二間、山中に住す、東五町蟹澤村の山に界ふ、西三町、南二町、共に戸口村の山界に至る、其村は南に當り十二町、北二町、布藤村の山に界ふ、

○水利 ○堤

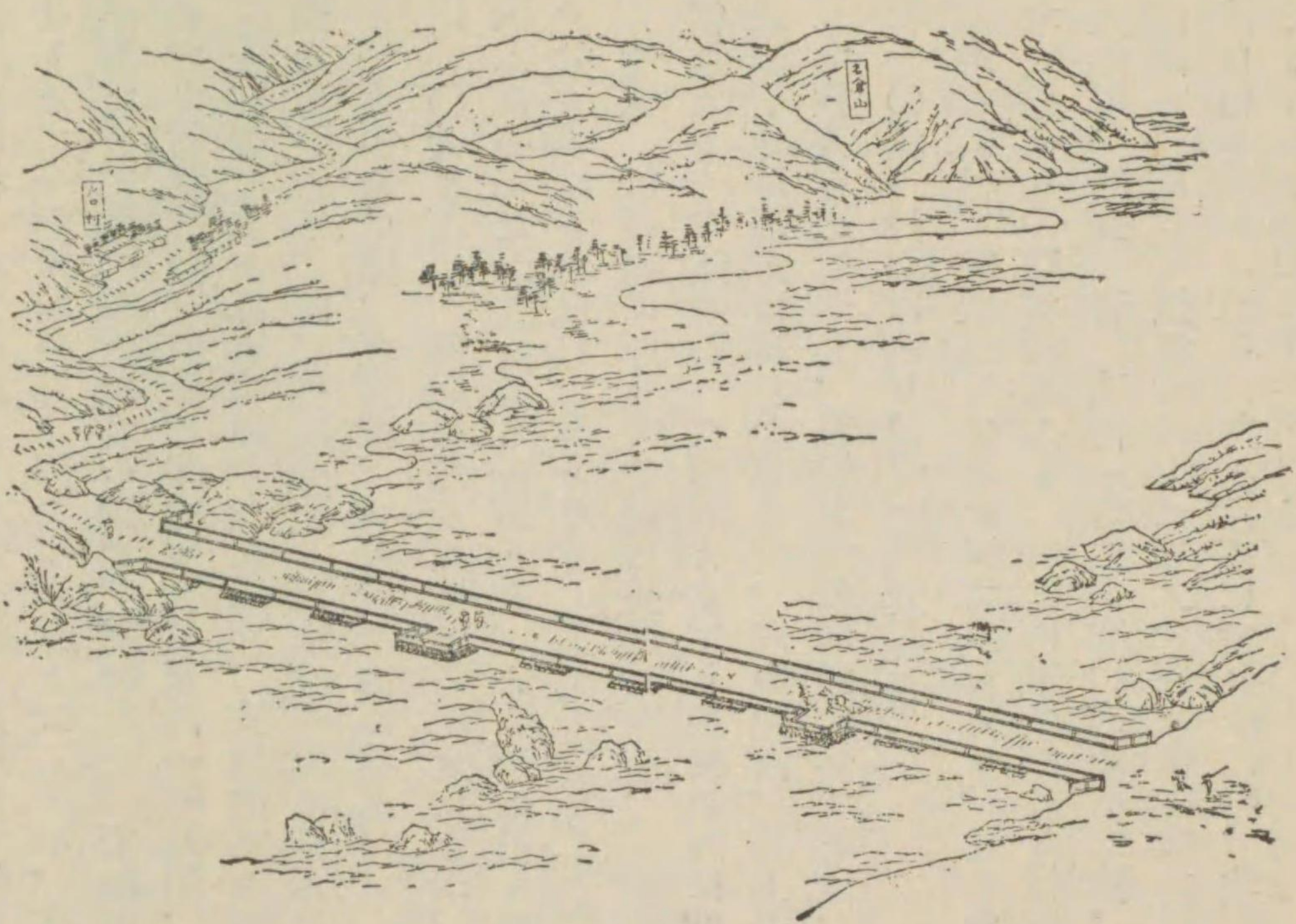
村南にあり、周二百二十七間、

●戸口村トシグチ 府城の東北に當り行程二里二十八町、家數二十三軒、東西三町三十二間餘、南北三十六間、二本松裏街道に住す、北は山に倚り、南は湖水に近し、東六町、金澤澤新田村の山に界ふ、其村まで九町四十間、南十三町、湖水を限とす、西三町、會津郡原組赤井村、及河沼郡代田組八田野村に界ひ、共に十六橋を限とす、北十町三本木新田村の山界に至る、其村まで十二町、又村より未申の方九町を隔て赤井村の境内湖濱に家二軒を營み船宿とす、江戸に米を運送する爲に設く、地面東西一町、南北五十間、向戸口と云、此より安積郡福良組秋山村と二本松領舟津濱路の兩村に漕す、

○山川 ○名倉山ナクラ 村南三町計にあり、湖面に臨む高十五丈、山脈北に續き坂道あり、二本松裏街道なり、皆灌木にて大樹なし ○翁島 村の辰巳の方二町五十間湖中にあり、東西二町三十間、南北二町餘、雜樹生茂れり、村老の説に昔夫婦の老人あり、此にすむこと久し因て名くと云、中に小祠あり、翁明神と云、又眞言の徒重想と云僧此島に住居し、永享中金曲村寶生寺を開けり、又元和の頃興海と云僧爰に住し、河沼郡牛澤組塔寺村の觀音堂を再建す、今も上人舟着と云處あり、



十 六 橋 圖



○戸口川 村西三町にあり、湖水の洩る處にて日橋川の上流なり、土人呼て銚子口と云、此より一町計下流に一の渦あり、一より七まで漸々に數へて一の卷二の卷と云、水極て深し、北に流ること凡一里餘、布藤村の界に入る、廣四十八間餘、

○關梁 ○十六橋 村西三町戸口川に架す、昔十六斷ありと云、此川大橋を架すべき使なれば、中流に塚の如く石を累ね築き、其間に丸木を並て橋とし、相傳て空海の作と云、橋屢朽て民の費多きのみならず、水漲へて湖邊の田地を害すること少からざりしかば、天明六年これを修造し、今は長四十八間、凡二十三斷の石橋となり、左右の勾欄まで皆石にてつくり、同八年其功成る、其後大水といへどもたゞよはず、今に至て是を便とす、此橋に造れる石は原組篠山村より出る所にて、材木石と稱へ、長二三間に八九寸、角の柱の如き自然石なり、是を中流に井籠の如く縦横に組立、中を透し水を遏めざらしむ、其上に此を並べ勾欄まで皆此石なり、側より望めば二十三橋相連屬して一大橋を架するが如くにして極て奇巧なり、湖天晴朗の夕明月に歩し、清風に吟するに尤佳なり、此橋は府下より二本松猪苗代に通る裏街道にて往來多し、これを本郡の

新編會津風土記卷之五十三

陸奥國耶麻郡之四

川西組下八箇村

大寺村 小名 小中野 端村 沼田新田 本寺村  
源橋村 端村 長峯新田 磨上新田村 小名 瀧原  
端村 横達新田 大曲新田 鷹原新田 布藤村 端  
村 寶性尻 一澤村 土田新田村 湯達澤新田村  
附録 五十間新田村  
○大寺村 小名 小中野 本寺村 大寺・本寺は昔村にて尾寺と稱へ、下に詳なり 又大寺とも稱し、今の大寺村を本町と稱へ、本寺を新町と稱し、總稱を大寺と云しを、猪苗代城下の町名に同名あるに因り、何れの頃にか分ち兩村とし、今の名とすと云、されども猶境界を分たず、又この邊數里の間は惠日寺繁昌の時、全く其境内にて、四方の諸村多くは其舊址に開けし民居なれば、俗に大寺郷と云、大寺村は府城の北に當り行程二里七町餘、家數七十四軒、東西一町二間、南北八町五十間、二本松街道



界とし、橋の西は道の南北を分ち、南を會津郡とし、北を河沼郡とす、

○水利 ○堀拔堰 村西にて戸口川を引き、布藤村の方に注ぐ ○堤二 一は村北二町許にあり、東西五十六間、南北百十間、一は村の南北六町にあり、東西四十四間、南北百三十間、

○郡署 ○郡役所 村北山腰にあり、郡奉行を置き、民事を統制せしむ、猪苗代本町、及安積郡福良組福良村、河沼郡代田組六町原村の代官所これに隸す、

○神社 ○貴船神社 境内三間四 村北山足にあり、鎮座の初を知らず、祭神は高雷神なり、鳥居あり、三城湯村 佐野壹岐が司なり 【相殿四座】 △伊勢宮 本村より移せり △稻荷神 同上 △山神 同上 △鬼渡神 同上 ○翁神社 翁島の東北の隅にあり、四方に雜樹多し、大同元年此地暴に湖水となり、一島を成せり、因て島上に祭り水難を鎮むと云、祭神は猿田彦命なり、社前に石あり、戸口翁島と銘せり、鳥居あり、佐野壹岐これを司る、

新編會津風土記卷之五十二終



に在り、四方田圃にて南に日橋川あり、本寺村は此より北五町餘にあり、家數四十三軒、東西二町三十五間、南北二町四十五間、北は山に續き、四方に田圃あり、東は大寺村より四町三十間、磨上新田村の界に至る、其村まで二十九町十間餘、西は大寺村より六町四十五間、鹽川組入倉村の界に至る其村まで十一町、南は大寺村より四町四十五間、河沼郡代田組八田野村に界ひ、日橋川を限とす、其村まで十六町四十間餘、北は本寺村より二町、山麓に至る、其奥は檜原村の山に連り界域分明ならず、大寺村は二本松街道驛所にて村中に官より令せらるる掟條目の制札あり、府下より此に續き此より三里五十間、猪苗代城下に繼ぐ、又檜原村に通る、山徑あり、行程六里餘、  
 ○大寺村小名 ○小中野 本寺村より西戌の方八町にあり、延寶二年に開て見禰山土津神社の神料に寄附す、家數二軒、東西一町十間、南北五町二十間、山腰にて高敞の地なれば居平の諸村一望の中にあり、  
 ○大寺村端村 ○沼田新田 本村より戌亥の方八町餘にあり、家數二軒、東西四町三十間、南北四町五十間、東は山を擁し北は大谷川に傍ふ、  
 ○山川 ○磐梯山 大寺村の丑寅の方にあり、東南は猪苗代城下に屬し、北は檜原村の山に連る、高山なれば其

根みな原野にて、諸村より來り秣場とす本郡の條下に詳なり  
 ○厩嶽 大寺村より丑の方一里三十町にあり、それより北に續き數峯重疊す、上に馬頭觀音堂あり、  
 ○百堂山 本寺村の北七町計に有、むかし惠日寺繁昌の時百堂ありしとて此名あり、○日橋川 大寺村の南四町計にあり、一澤村の界より來り申西の方に流ると十五町、鹽川組入倉村の界に入る、廣二十間、兩山の間に大石峙ち、白波激し、甚だ急流なり、大旱にも渉るべからず、○大谷川 本寺村の南三十間にあり、上流を小屋川と云、磐梯山の諸溪より集り來る故大谷川と云、丑寅の方より未申の方に流れ、磨上新田・源橋兩村の境内を経て凡一里二十三町流れ、入倉村の界に入る廣十間、  
 ○花川 本寺村の北城脇山と云より流れ出て、北より午未の方に流ること十三町、本寺村の中を経て大谷川に注ぐ、廣二間、○五鬼清水 本寺村より丑の方二十二町、五鬼巖といふ巖下より湧出す、其巖に五の鬼常に住みこの清水を飲みしと云、空海加持の時この鬼も失去りしとぞ、○梵宇清水 大寺村より寅卯の方三十町にあり、一間四方、空海河沼郡にて病惱山を加持し、空中に獨跏を投じ勝地を下せしに、初その落る所をしらず、然るに此清水の邊に來り憩ひ、名號を唱

へしかば、梵文忽空中にあらはれ、戌亥の方にたなびきしに因り其落る所を尋得たりと云、○沼 大寺村より辰巳の方五町四十間にあり、周百七十間、  
 ○原野 ○六郎原 大寺村より辰の方十九町にあり、東西二十一町、南北二十八町、むかし六郎右衛門といふ者居りしと云、數十箇村入逢の秣場なり、○七森原 大寺村より寅の方一里十二町にあり、東西八町、南北十町四十間、又數十箇村入逢の秣場なり、○長峯原 大寺村より丑寅の方二十九町にあり、東西八町五十間、南北五町二十間、數十箇村入逢にて原中に源橋村の端村長峯新田の田圃あり、○妙法原 本寺村の東十町にあり、東西四町餘、南北五町餘、大寺・本寺兩村の秣場なり、昔惠日寺の子院妙法寺ありし故名く、○牧場二 一は大寺村の巳の方四町にあり、東西二町四十間、南北二町餘、一は本寺村の北六町にあり、東西一町、南北一町四十間、  
 ○關梁 ○日橋 大寺村より未申の方七町餘にあり、日橋川に架す、兩岸に石を積て其上より架し出す左右に勾欄あり、幅三間長十六間、此川急流なれば柱を建べからず、中流に大石あり、其上にあまたの柱を建て梁をうけしむ、天正中磨上の役に敵既にこれを引落しけ

れば、葦名の軍勢敗れてこの橋を渡らんとて、走り來りし者ども溺死すること數をしらず、されば大旱のとき水落れば往往兵器の朽損したるを得るといふ、昔は日橋を新橋に作れり、鹽川組落合村にて新橋を架してより今の文字にあらためき、  
 ○水利 ○堀拔堰 布藤村の方より來り、田地の養水とし大谷川に入る、○樋 大寺村の未の方七町計、日橋川の上に入り、幅五尺、長十九間餘、此樋は村より八里計山奥、吾妻山・檜原山の間より諸木を伐出し、檜原川の流を下し、土田堰に入り、それより大谷川を経て堰堀に入てこの岸に土瀧とて千なり瀧に似たる、此樋に至り、河沼郡代田組の日橋堰に瀉ぎ、其堰を経て會津郡瀧澤組藤原村に至る、藤原流木と稱へ府下土民の薪とす、  
 ○倉廩 ○米倉三屋 大寺村にあり、一屋は社倉なり、二屋は本組の米を納む、  
 ○神社 ○山神社境内八間四方免除地 大寺村の辰の方一町餘にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、三城湯村佐野壹岐が司なり【相殿一座】△山神 本寺村より移せり、  
 ○橋姫神社 大寺村の未の方六町日橋川の北岸にあり



勸請の年代をしらず、祭神は水波女命なり、鳥居・拜殿あり、恵日寺の社人忠大夫司なり、

○寺院 恵日寺 境内三千百四歩免除地 本寺村の北にあり、山城國醒

嗣山金剛王院の末寺、眞言宗なり、山號を磐梯山と云縁起を案するに磐梯山とは病惱山とて魔魅すみ居て常に祟をなし、稼穡を害せり、しかのみならず山麓に民居數多ありしに、大同元年暴に一大湖となれり、斯る災異 朝に聞えしに因り、同二年空海 勅を奉して此地に來り、空海が歌なりとて布引と聞てきたれば更河沼郡代科の月輪湯に着とおもへばといふ詠あり 河沼郡田組八田野村に にて十日か程秘法を修しければ、魔魅は其遺蹤あり 其別峯烏帽子嶽まで失かりぬ、斯て空海山の名を磐梯と改め、且永く災異鎮防の爲にとて當寺を開かんことを謀り、三鈷の杵を投て靈區をトせしに、其杵雲申に入と見しが、落て此山の紫藤の上に懸れり、今の三鈷藤又寺に傳ふるに、空海加持せし時大蛇逃去その尾此地に當れる故尾寺と云しとぞ 因て此地に當寺を創立し、丈六の藥師の金像日光月光十二神將四天王等を安置せり、此時に山神形を現しければ、空海之を祝ひ祭て磐梯明神と稱し、舞樂を奏して明神と名く、又戒壇を建て受戒せしめ、寶祚を祈て卷數を奉しければ寂感の餘當郡の官租を免じて永く寺料とせらる、其後

空海此寺に住せると三年にして僧侶三百餘人に及びしが、大同五年都に歸るべき由 詔ありしに因り、當寺をば徳一に屬して歸れりと云 【大師行狀記】と云者に陸奥國會津に空海精舎を建て慧日寺と號て徳一に屬すとあり、然れども【今昔物語】に徳一が建たる恵日寺とあり、また【神明鏡】に、徳益奥州會津に清水寺を建て觀音を安置すと見え、【百因緣集】には徳一奥州會津石梯山に清水寺を建立し、弟子今與と云者に此寺を屬せし由あれば、清水寺は當寺の別稱にて徳一の開基とは見えたり、且大同元年空海歸 朝の後同二年までは筑前國御笠郡觀音寺に居しと聞ゆ、これ等の説縁起の載する所と異なるゆへ、こゝに併録す、【百因緣集】に載する今與と云もの詳ならず、法系第三世に金羅と云僧あり、此僧の名を寫し訛しにや、又徳一が歌なりとて、縁あらば我々こんよいははしの山のふもとの清水の寺とい、徳一當寺に住せしより以來、相續て寺門益繁榮し、子院も三千八百坊に及び、數里の間は堂塔軒を比しに恵日寺塔供養とあり 葺を並べ壯麗言計なりしとぞ、されば會津四郡の地大方は寺領なりしに、壽永の頃越後城四郎長茂、越後國蒲原郡小川莊を割て、當寺の衆徒頭乘丹坊に與へければ、寺産益饒なりしが、信州横田河原の戰に乗丹四郡の兵を率て進發し、彼地に討死せり 【平家物語】に出、又【源平盛衰記】に乗丹坊を勝横新大夫伴藤原當とす、又其子息藤原新大夫奥山權守其子のせり、此四人の事詳ならず 因て當寺も稍衰へしと云、されども永正の頃までは猶宏基巨構にして院宇も多かりし

と見え、其圖今に残れり、村老の口碑に當寺繁榮の時はずりしと云、又倉屋太郎兵衛・薄井平右衛門・深澤清七郎・桑原主計・鈴木五郎左衛門・大工倉之丞・梅田鴨之丞・近藤治右衛門・磯部千郎右衛門・伊南居治郎右衛門・唐桶美濃・馬場若狭・湯田土佐など云者寺務を司りしと云、又葺名四天宿老の巨魁たりし富田氏の先も當寺の役人なりしといふ葺名義廣の頃は寺産も漸衰へ、僅に八田野居合柳原の三村を所務せり、天正中伊達氏の亂に坊舎殘なく兵火に罹り、衆徒みな退散せしが、當寺の檢校歡喜院玄弘と云者兎角して是を防ぎ、只金堂のみ火災を免ると云、然れども其靈跡なるに因り、伊達氏より常世三橋竹屋にて三百貫文の地を寄附せり、蒲生氏郷の時之をも失ひしが、秀行に至り五十石の寺料を賜ふ、明曆中肥後守正之これを修營し、五十石の地を寄附せり、今は昔の形なけれども、古蹟遺蹤四方の原野に基布し、其餘舞師田・笛吹田・大鼓田・香田・油田・四十坊・數萬燈等の宇田圃の間に遺り、古の全盛想像するに堪たり、藥師の靈像は今に存して靈驗多く、古器文書等猶少からず、皆下に擧ぐ、末寺二十一箇寺あり、  
○制札 橋の前にあり ○燈明坊 路の右にあり、  
○橋 花川に架す、長九尺、日橋と大谷橋とこれを併せて恵日寺の三橋と云 ○二王門 六間に二間、左右の力士の像を安す ○鐘樓 二王門を入れて右にあり、

九尺四面、寛文中まで奥州磐瀨郡牛袋村廣福山長祿禪寺住持忠譽玄信、大檀那藤原續義、宿老道俗男女以助縁鑄直之、本願須田備前守、享祿四年辛卯四月八日と彫付し鐘あり、此鐘毀れて延寶中に再び鑄る、徑二尺一寸、延寶七年己未六月十二日、當寺五十五世眞言比丘尊悅誌本願主田邊市左衛門重秀と彫附あり、銘あれども、煩しければ略す、又相傳ふ、往古當寺の鐘は其音南都興福寺の鐘に似たり、いつの頃にか盜賊ありしが、うち破てこれを嚙くとも云ひ、或は甚だ重くして運送に苦み日橋川に投ずとも云、今堂島新田村邊の淵底にありと云傳ふ、堂島新田村の傳る所 ○金堂 七間半に五間南向、下に石を並べ敷て基とす、高三尺計前に石階あり、四方に幅四尺五寸の石の縁めぐれり、丈六藥師の像を安置す、空海作と云傳ふ、【舊事雜考】觀應元年の記に大寺の藥師安座とあるは此堂に安置せし始にや、詳ならず、應永二十五年回祿に罹り、金驅燒亡せんとせしを左手と藥壺とを取上て修補す、寛永二年の火災にも亦然り、會津五佛の一なり、脇士日光月光十二神將 この中二軀は空海が作れる大黒賓頭盧の像を安置す、鰐口一口あり、寛永三丙寅四月八日、中興開山座主日道と彫付あり、又障子とて絹地に獅子を縫つ



け帷のごときものあり、今は長五寸三分に幅七寸程残り、黒糸にて文字を縫へり、奉施入障子一本、薬師如來御寶前、承久三年辛巳正月日施主蓮阿生年七十とあり、金堂にて勤行の式も古來より傳はる所の禮亡て多くは存せず、正月元日より八日まで祈禱あり、同七日院主衆徒參籠し、追儼の式を行ふ、二月十三日より同十六日まで國祭あり、四月七日より九日まで會式あり、十一月六日より九日まで徳一の法樂八講の法則を行ふ、十二月朔日より八日まで祈禱あり、○大頭小頭金堂の辰巳の方に柵を繰らし、その中に二本の柱を建て上に二の積を置いて佛體を封ず、秘佛にて見る者なし、九月二十一日これを負て諸村を巡る、民みな秋収の初穂を供す、

○磐梯神社 金堂の戊亥の方にあり、當寺草創の時祭れる所なり △鳥居二一は兩柱の間一丈、一は兩柱の間九尺 △本社 一間半に五尺南向中に前机あり、奥州會津惠日寺大師堂の前机、慶長五庚子八月朔日、玄弘之二脱、同脇机一つ、求之とせるせり、二脱は二脚の誤にや、○八幡宮 金堂の西一町餘にあり、鎮座の初をしらず、鳥居あり相殿九座あり △稻荷神 境内より移しぬ、△春日神 同上 △熊野宮 同上 △諏訪神 同上

吹き、大鼓を鳴し、撃節す、其舞畢りて明る十六日の朝その神體を本社に還し納む、

○関伽井 金堂の北にあり、周五尺、空海修法の関伽に用ゐしと云、

○三鉢藤 関伽井の上にあり、三鉢を擲ちしとき懸りし藤なりと云、

○徳一廟 金堂の北にあり、土を高く封じ、四方に石垣を繰らして上に塔を建てり、傍に古松樹あり、永正の古圖に據るに、この上に屋を構へしと見ゆ、因て猶廟の名存せしにや、徳一或は徳一徳溢に作る者ありは藤原惠美朝臣の子なり【元亨釋書】に徳一學相宗于修圓、嘗依本宗作新疏、難破傳教大師一闢常州筑波山寺門葉益茂而嫉沙門莊修蠱食弊衣恬然自怡終惠日寺とあり、又この寺に傳ふるは徳一十一月八日年代を常州筑波にて寂せしを、其日徳一弟子當寺の三世金耀靈異の告ありしかば、速に彼地に到り其戸を奉じ歸んと欲す、筑波の僧侶きかず、因て其頭をとり來り爰に葬りしと云、

○金耀墓 徳一の墓の東にあり、其上に塔を立て後人の再修せしにや、其世の物とは見えず、徳一の弟子にて當寺の第三世なりと云、履歴詳ならず、  
○乗丹坊塔 金堂の辰巳一町餘にあり、高九尺、四面

△宗像神 同上 △天神 同上 △大谷神 同上 △伽羅於化神 同上 △青龍神 同上

○龍像神社 金堂の戊亥の方八町計にあり、祭神詳ならず、祠の下に小池あり、龍が澤と云、空海請雨の法を修せし所なりと云、又龍化石といふ石あり、周六尺高三間計、歌あり空海が詠なりと云、

龍石をまつりて置そ澤入の後の世までの雨請のため又昔時龍が澤より得る所なりとて、今猶唐銅にて鑄たる蟠龍を惠日寺に藏む、大さ蜥蜴の如し、その製古雅なり、大旱の時は此蟠龍と中將姫の請雨經とを携て住僧ここに至り、請雨の法を修す、鳥居あり、

○羽黒神社 金堂の北十五町山上にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、

○國祭 金堂の條下にしるせしごとく二月十三日磐梯明神の假屋を造り幣帛を磐梯の本社より遷し來り讀經す、同十四日、衆徒院主三時の祈禱あり、十五日船を堂前におき、白米を盛り、この村のもの聚りてこれを争ひ牽く、東を上とし、西を下とす、その船の往く方にて其年の米價の貴賤を卜す、その後金堂にて明神舞あり、昔は假屋の前に舞臺を設てこの舞を行ひしとぞ當寺草創以來傳ふる所なり、二人各日光月光の假面をかうふり、外に三人笛を

に梵字四字を彫る、乗丹が事上に載す

○古碑 金堂の北の林中にあり、野面石にて三尺計あり、上に梵文を彫り下に造立本願主座主玄昌上人、爲現世安穩後生善所也、慶長十六天五月吉とあり、

○佐藤勘解由墓 金堂の北にあり、これも高三尺計の野面石なり、爲道律菩提也と彫附あり、昔當寺の役人なりしと云、年代の彫附なけれども其制近代の物と見えす、

○籠所 金堂の西南にあり、二間に一間半、祈禱のとき坊中參籠の所なり、

○假殿 籠所の東南にあり、二間に一間半、國祭の時磐梯明神大頭小頭十八末社をこの所に遷座す十八末社後守正之神社改定のとき多きは八幡宮の相殿とす 寛文中肥

○本坊 △總門 二王門の前の通りより西に折れ北に向て橋を渡り此門に至る、二間に一間二尺 △觀音堂門を入て左にあり、三間四面西向、如意輪觀音の座像を安ず、長一尺二寸 △客殿 十一間に八間南向、これより廊下ありて庫裏に通ず、本尊于手觀音の立像長三尺徳一作と云、空海作の不動・毘沙門・愛染明王・聖徳太子の像あり、外に秘佛の薬師・日光・月光并十二神將あり △六供 缺員ありて今は四供となれり、ともに



先祖は徳一の父藤原惠美朝臣に事へし者にて、徳一を慕ひ當寺に來りしと云、乘丹坊衆徒を引連信州に進發せし時、四供を残し置て當寺を守らしめしと云 △澤之坊 先祖は佐原玄興とて徳一を慕て來れりと云、寛永より以前の世代をしらず、玄照といふより現住玄隆まで七世なり △谷之坊 其先は木野田善勝とて玄興と共に來れりと云、元和の頃善教と云より現住善覺まで八世、それより以前の事は傳はらず △巖之坊 先祖は大竹道照とて善勝と共に來れりといふ、寛永中道慶と云者あり、其先はしれず、現住道隆は道慶が七世の孫なり △峯之坊 先祖は秋山俊元とて道照と共に來れりと云、寛文の頃俊養と云者あり、其先しれず、現住俊教は俊養が六世の孫なり、

○社家橋元忠大夫 其先しれず、延享の頃善香と云より今の忠大夫善明まで四代なり、

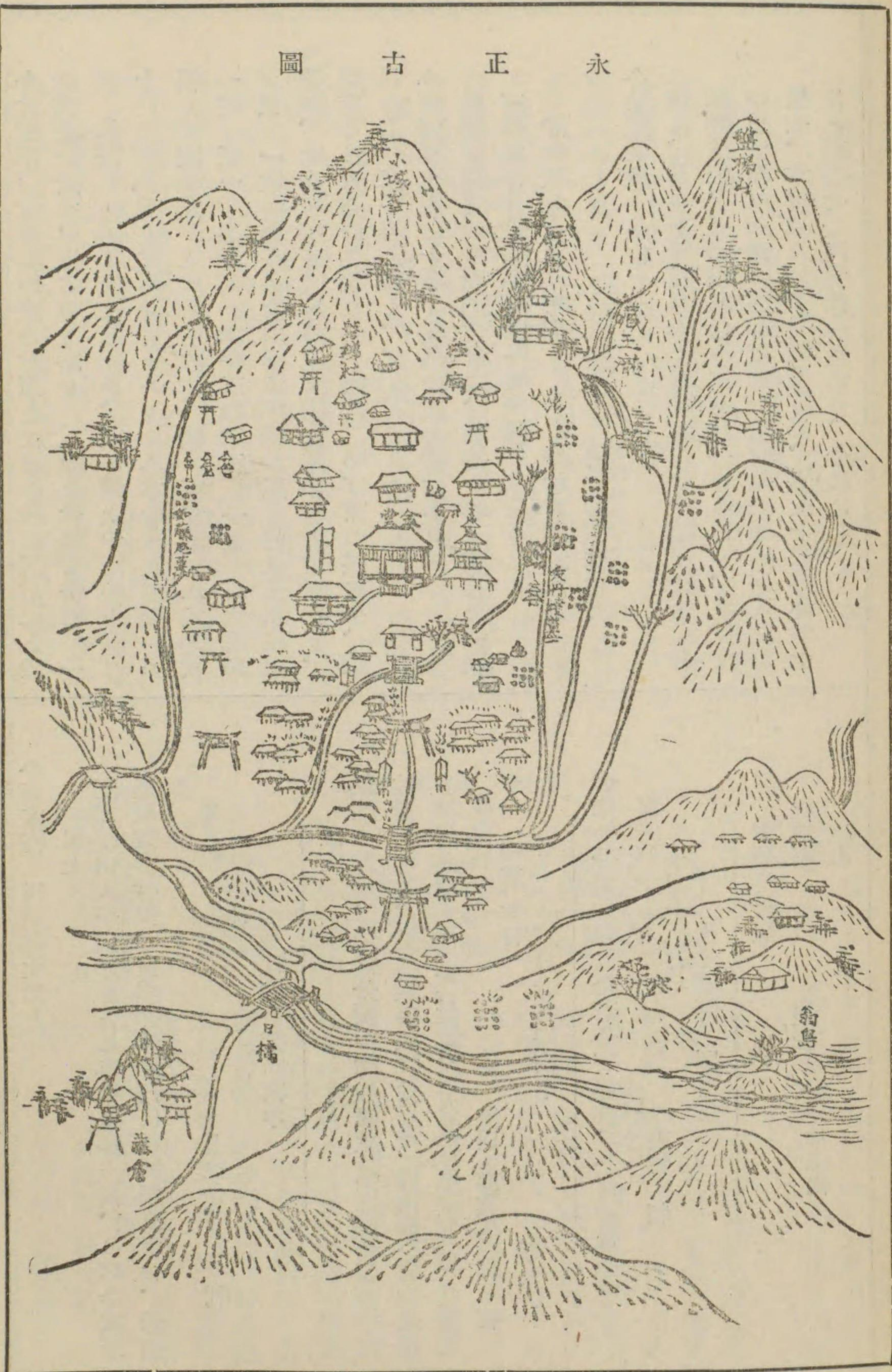
【寶物】 △空海畫像一幅 自畫と云 △般若十六善神畫一幅 空海筆 △五大尊畫一幅 同上 △不動尊畫一幅 同上 △十三佛畫一幅 同上 △愛染明王畫一幅 同上 △毘娑沙論一幅 同上 △天笠蓮實念珠一箇 空海の所持と云 △三鉢一箇 空海此地に來り靈區を下せしとき投げし物なりと云 △獨鉢一箇 △念

珠一連 徳一の所持と云 △銅印四顆 其圖略す △銅印 平城天皇より賜はりしと云、徑一寸三分 △同 嵯峨天皇より賜はりしと云、徑大抵同上 △同 淳和天皇より賜はりしと云、徑一寸一分 △同 白河院より賜はりしと云、徑一寸共に其製古雅なり △鐵鉢一口、高一尺六寸、徑二尺二寸五分、形鼎に似て古雅なり、廻りに□永應永<sub>る</sub>べし□七年八月□其外諸旦那等、現世安穩、後生善處、大工圓乘智阿彌尼公同□外慧日寺金堂鉢天長地久御願圓滿殊願主正座主下玄託檀那圓□□光重行妙公威重と鑄付あり △十二天 十二幅 白河法皇宸筆 △後花園院御歌書 一卷 △法華經一卷 菅承相筆 △請雨經 一卷 當麻中將姫筆 △大般若經 一軸 辨慶筆 △佛性寺磬 一箇 當寺の子院佛性寺の所藏なりしと云、其銘佛性寺磬とあり △藥師經 一卷 奥書あり、如左

關左常陽之産雪瑩書永祿第八龍集木牛卯月初三とあり、又裏に伊達政宗會津え打入之時分大寺院家光明院實置被流候を□明ならず 新寄進明圓坊澄舜爲現世安穩後生善處也とあり、

△日光光假面 各一枚 極て古物なり △大多坊面一枚 △翁面 一枚 大多坊の舞とて毎年舞ありしが

永正古圖





今は亡ぶ、大多坊の面と翁面とはその舞に用ゐしと云翁面は缺損す、極て古物なり △權大僧都宥快筆一枚 佛語にて中に梵文を雜ゆ、末に應永十三年十二月十三日法印權大僧都宥快とあり △當寺永正古圖一幅 其圖如左 △四所明神 一幅 空海筆 △大錫杖一枚 德一所持と云 △牛玉印刻板一枚 △大黒印刻板一枚 板後に奥州會津磐梯山惠日寺求聖正座主玄朝、永喜貳年丁亥卯月八日□□聖昌珍と彫附あり、突するに永喜の年號なし、永承二年丁亥の誤にや、聖昌の上の二字辨し難し、

△大師行狀記 十卷、卷尾に左の書付あり、  
欽藥師御寶前奉獻納之者也、圖畫十卷、惠日寺常住  
玄弘法印代新寄進特參一家成佛  
于時天正十九年辛卯 岡村兵部丞忠久 同 甚左門常久

△胎曼荼羅 一枚  
側に、胎曼荼羅惠日寺光明院常住會津黒川福聚山宥鎮書進之、弘治四年戊午三月廿一日とあり、又寛文中まで奥州會津河沼郡惠日寺爲常住公物奉施入此尊像也、本願聖人加賀阿闍梨宥算、應永十五年仲秋十日と裏書せし涅槃像一軸あり、今はなし、

慶長六 十月十八日

岡半兵衛尉 判  
町野左近助 判  
大寺藥師 別當坊 叅

○馬頭觀音堂 既嶽の山上にあり、三間半に三間南向、行基の開きし所と云、馬頭觀音長一尺三寸座像なり、行基作と云、四月七日・八日、六月十六日・十七日、兩度の會式あり ○別當觀音院 境内東西二十三間 南北八間年貢地 惠日寺二王門の前にあり、眞言宗惠日寺の末山なり、山號を既嶽山と云、惠日寺の衆徒と稱す、草創の初傳はらず ○能滿寺 境内東西十四間 南北九間年貢地 大寺村にあり、寛永中惠日寺の徒延命院榮存草創せり、今も密宗にて惠日寺の衆徒と稱し、別に山號なし、本尊不動客殿に安す ○虚空藏堂 客殿の北にあり、

新編會津風土記卷之五十三 陸奥國耶麻郡之四

△古文書 四通其文如左

以上  
羽黒平山大平山きりとる事堅令停止候、自御寺家急度可被仰付候、自然御寺御用に可被相立者也、仍如件、  
慶長六 三月日 上總介能元 判

惠日寺 御同宿中

以上

急度申入候、仍御分領中諸寺諸社之參錢其所々へ被付置候は、似合造營可致候由被 仰出候、貴寺之儀も被得其意尤候、於巨細者役人衆可申渡候、恐々謹言、  
慶長六 三月七日 安田上總介能元 判

惠日寺御同宿中

會津於分領知行五拾石令寄進候、全可有領知者也、  
慶長六 十月十八日 秀行 判

大寺藥師 別當坊

御知行目錄

五拾石 山郡 一の戸之内  
以上

この尼常に用ゐし水なりとぞ、享和二年其側に碑をたつ、其文左に録す、文化二年此地を惠日寺に屬し、墓を守らしむ、

如藏尼所持尺



惠日寺之境内有相傳稱如藏尼之古墳者、乃父老建石於其上、使予記其事、按如藏尼者平將門之第三女、有姿色、諸家通聘、而女不肯之、及將門敗遁、到奥州、結菴於惠日寺傍、而寡居焉、一日得病、賴地藏之冥感而蘇息、遂剃髮爲尼、專心持菩薩之號、八十餘而終于此寺云、嗚呼一遭板蕩、失節受辱者世何限、而尼也、特生於富貴之家、早脫其習染、方其顛覆之時、不爲強暴所汚、能終其志節、亦雖因夙緣、可以爲貞矣、惠日寺雖古刹、屢罹回祿、無隻字傳、其淑德懿行、予深悲之、乃取元亨釋書抄之、使父老勒之碑陰、  
享和二壬戌三月 澹園安 麟 撰  
玉潭山 維明書



○金上遠江守盛備墓 大寺村の北一町五十間餘にあり四尺計の五輪なり後に古松樹あり、天正十七年六月五日磨上の役に盛備味方の者ども身にそまぬ軍して、敗軍に及び國難に徇ふ者なきを憤り忠死す（軍名記には磨上の討死を六月六日の事とし、河沼郡坂下組金上村金上寺の盛備位牌には、佛照院殿一岳道無居士六月十五日とあり、共に誤なり、盛備が傳は津川町の條下に出ず、越後國蒲原郡津川町新善光寺、天正中の過去帳に、功岳宗忠居士大禪定門金上殿、六月五日、かかる忠臣なれば伊達氏命じて厚く葬らしめしといふ、今猶靈威残りて、瘡をやむもの、竹木にて太刀長刀を作り報賽すれば其應ありとぞ、文化二年より一年一夫の役を免じ、其墓を掃ひ、荒穢せざらしむ、側に碑あり、其文如左、

夫枕戈執戟者、勇略之譽、而帶刀挾矢者、威武之業也、是平生習弓箭、熟干戈、得飛騰攻擊之所致、而其性之剛強、義勇亦與之焉、曾聞金上盛備、自稱兵庫輩名氏之支族、而仕輩名家、且爲執事、與針生某並掌國命其主器之而以客遇矣、食邑于金上、攝理于津川、住于狐屎城、是乃以接越羽之藩而蔽西北也、爲人質直溫厚、常嗜和歌、風騷文雅、豐臣秀吉賞之、細川藤孝嘆之、天正九年奉其主盛隆之命入洛、詣關之日任遠江守、十月發會津之路、於志賀山中有口

號、同十二年關柴備中之亂、奮勇而帥部下之士五百人合戰、且與伊達家臣片倉原田接鋒、遂破其軍、同十三年其主龜王逝、老臣四輩議曰、以政宗之弟正道爲嗣、然則解舊怨、令請和睦、疆土無事、民庶可安、盛備不肯其言而曰、不可也、宜佐竹義重之弟義廣爲嗣、庶臣從其議以盛興之女配焉、大繩讚岐、刎石駿河二人、從義廣而來于會津、欲列老臣四輩而與國事、四臣不可、二人啣怨謀亂、盛備諭之、而得無事、同十七年、義廣與伊達兵士、會于摺上原、而敗績、義廣走黒川、後遁常州、盛備聚散卒、而血戰數回、或折刀槍身多被疵、發言勵卒而曰、輩名家臣突世食祿者數千、而何無當此時、而一人死于國難者矣、是可恥之大者也、我深懷國士之遇、則敢得與賣國降敵者並稱耶、授命死節在于今日、乃與麾下之士數人自殺而死焉、于時天正十七年己丑夏六月十有五日、法名號佛照院殿一岳道無居士、方今會津城乾金上邑金上寺、嘆高名之沒于末世、且欲義氣之稱于千載而刻石、紀功之志相決而成矣、因屬紹介請銘於余、故應其求以作之銘、

挺然獨立、狐屎之城、勇猛義氣、剛勁忠情、臨危守節、忍死捐生、後世刻石、以紀功名、

明和二年乙酉季春下澣

國子祭酒朝散大夫林愿子恭父誌

寛政八年丙辰夏四月應寬

玉潭山維明書

○古蹟 ○館迹三 一は大寺村の丑寅の方三町計田の中にあり、六十八間に五十間、輩名の家臣佐瀬河内某と云もの居しと云、一は大寺村より子丑の方三町計にあり、四十間餘に三十五間、輩名の家臣佐瀬平八郎常雄居りしと云、一は大寺村より辰の方二町計にあり、二十四間に二十間、松山和泉某と云もの居しと云、何人にか詳ならず ○寺跡三 一は本寺村の寅の方十七町にあり、今に舊礎残り、觀音寺の迹なりと云、一は本寺村より寅の方十九町にあり、法花寺の迹なりと云、一は大寺村にあり、圓明院の迹なりと云、共に惠日寺の子院なりしとぞ ○戒壇場跡 本寺村より戌亥の方五町餘にあり、十五間四方、空海惠日寺にありし時、寶祚を祈り、授戒せし所なりとぞ ○拜林迹 本寺村より戌亥の方四町にあり、三十間に十七間計、惠日寺境内にある所の神社佛宇道遠ければ、日日參拜するこゝとあたはず、住僧爰にて遙拜せし處なりとぞ、

○褒善 ○忠義者莊吉 本寺村の農民なり、寛政九年米を與て褒賞せり、

●源橋村 端村 長峯新田 府城の北に當り行程三里、家數二十軒、東西二町二十一間、南北一町二十一間、北は山麓につづき四方に田圃あり、東十一町西一町二十間、共に大寺・本寺兩村の界に至る、大寺村は中に當り二十町餘、本寺村は西に當り二十町四十間餘、南八町、磨上新田村の界に至る、其村は辰巳に當り十二町、北一里七町餘、既嶽に連り大寺・本寺兩村の山に界ふ、

○端村 ○長峯新田 本村の南二町五十間にあり、家數八軒、東西二町三十間、南北一町十間、北は山に近く四方田圃なり、寛文元年に開きき、

○山川 ○既嶽 村北にあり、大寺・本寺兩村の山に續く ○大谷川 磐梯山の諸溪より集り、南に流ること一里餘、小屋川と稱ふ、又大谷川となり、西に流ること十六町餘、磨上新田村の界に入る ○蛇追瀧 村より丑寅の方十五町餘にあり、惠日寺永正の古圖に藏王瀧とあるはこの瀧なるべし、猫魔嶽の方より流れ出て小溪となり、これに瀉ぐ、高四丈八尺、瀧の下に石窟あり、入口二尺に四尺、中の廣二間に一間餘、高八尺、

○原野 ○牧場 村の卯辰の方五町にあり、東西二町、南北一町五十五間、蟹澤原と云 ○秣場 村の寅卯の方五町餘にあり、東西二町三十間、南北一町二十五間、



○神社 ○熊野宮 境内東西四十五間 南北四十間免除地 村北二町十間にあり 勸請の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、三城湯村佐野壹岐これを司る 【相殿三座】 △伊勢宮 本村より移しぬ △稻荷神 同上 △山神 同上

○寺院 ○藏王寺 境内東西十三間南 北十八間半實地 村西にあり、惠日寺 永正の古圖に正福院と云是なり、惠日寺の末山、眞言宗なり、かの子院なれば別に山號なし、何れの頃の開基にか近來まで久く廢壞せり、寛永申玄秀と云僧再興して藏王寺と號す、本尊不動客殿に安ず、

○磨上新田村 小名 瀧原 端村 横達新 大曲新田 鹽原新田 この地は磐梯山の南麓磨上原とて曠野なり、寛永二年開て民居とす、大寺・本寺兩村の原野に交はり田圃散在せり、府城の東北に當り行程三里、家數六軒、東西二町、南北一町廿間、二本松街道にあり、東五十八間、西四町三十間、共に數村入逢の原野に界ふ、南六町布藤村の界に至る、其村まで十三町、北八町、大寺・本寺兩村の原野に連り境界分明ならず、又村西に一里塚あり、

○小名 ○瀧原 本村の西十町二十間餘にあり、家居一軒、北に大谷川あり、南に二本松街道あり、

○端村 ○横達新田 本村の西二十六町餘にあり、家數十軒、東西二町二十三間、南北三十間、二本松街道に

東に下りし時、武藏坊辨慶・龜井六郎従ひ來り、路傍の石にて墨すり、山水の美を記せしとて、今猶硯石と稱へ、周六間計の石あり、此地は打開け、南下りの曠野にて、天正中伊達葦名戦争の地なり、其事の始は猪苗代盛國政宗に頼まれ、葦名氏に叛くとせしを、子の盛胤が諫にて事やみぬ、天正十七年己丑・伊達・葦名再びの確執より、高玉阿子島まで皆叛きしを見て、盛國、伊達氏に屬せんとおもひし折節、政宗の臣伊達藤五郎・片倉小十郎と談合し、盛國に隱謀をす、めんとして、政宗の陣所大森に行、しかじかの事政宗に申て書簡を認め猪苗代へ遣しければ、盛國仔細なく同心す、其後彌催促の爲に同六月朔日藤五郎・小十郎盛國が許に來り軍の評定せしが、此時黒川より坪下口の押として、二百餘騎猪苗代の非常を守らせしを、盛國詐謀を廻らし黒川に返す、又政宗に信をあらはさんため我子の十三歳なる龜王といへるを、政宗の陣阿子島へ遣して質に渡す葦名義廣磐瀬にありて此由を聞き、心許なしとて、六月四日一まづ會津に歸る、盛國既に藤五郎・小十郎を引入れ、みづから案内して磨上原に打出て陣所を見計ひ軍の評定し、近里を燒散して猪苗代に歸る、然る處に政宗布施備後を使として汝等敵地に長居せしも心許な

あり、西南に小山連り、東北に田圃あり、本村と同く開きし民居なり ○大曲新田 横達新田の北五町四十四間餘にあり、家數九軒、東西二町二十六間、南北一町四方田圃なり、寛永十七年に開きき ○鹽原新田 横達新田の戌亥の方七町餘にあり、家數十軒、東西五町南北五町、南に田地を開き東西北は山に傍ふ、

○山川 ○大谷川 村北三町にあり、大寺・本寺兩村の境内より來り、西に流ること八町餘、大寺村の方に注ぐ、○姫石 村西二町餘にあり、周一丈餘、何れの頃にか毎夜化して女となりし故の名なりとぞ、

○關梁 ○橋 端村横達新田の北にあり、長五間、大谷川に架す、隣の通路土橋なり、

○神社 ○佐良志奈神社 境内十間 方免除地 村より亥の方三町にあり、祭神及勸請の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、三城湯村佐野壹岐が司なり 【相殿九座】 △稻荷神三座 一座は一澤村より移し、二座は本村より移せり △山神四座 一座は端村鹽澤新田より移し、一座は一澤村より移し、二座は本村より移せり △伊勢宮 一澤村より移せり △熊野宮 同上

○古蹟 ○古戰場 村の四方一二里の間は磨上原と稱す放鷹の地にて鶉雲雀の獲多し、相傳ふ、文治中源義經

し、押付其地に打入るべきよし藤五郎・小十郎が方へいひ越ければ、二人の者驚きいまだ事の始終も調はず、御出張は詮なし、まづ本宮に御陣をめさるべしと返答す、政宗既にかく有べしとさとり、備後が途中まで使を出し一刻もはやく大將の御出張をまつよし言葉をかへて復命させ、政宗は面々急ぎ兵糧つかへ馬に飼て、先より先へ打出よと左右に下知し、總軍をば坪下越を打越させ、其身はわづか十七騎にて石筵越して猪苗代へと急ぐ、藤五郎・小十郎今朝返答の上は斯あるべしとも思はざりしに、其由を聞て驚きつつ、早々酸川野まで出迎ふ、政宗猪苗代に着しは其夜の事なり、かくて此よし黒川へ告來りければ、義廣扱は盛國はや叛きけるよ、勢のあつまらぬ先に追散らせとて、やがて富田將監を先陣とし、其夜磨上原に向ひ、普藤の東なる高森山に陣をとり、先陣將監は湯田驛の邊まで打出たり六月五日早朝に政宗勢をわけ、八森に本陣をすへ、彈正盛國を先陣とし、片倉小十郎・伊達藤五郎・白石若狭等相續て備へけり、五の先陣吹渡と云處にて打合せしに、盛國が勢ども散々に打れ開き靡きしを、將監追懸しかば、先陣の崩懸るに揉立られ、二陣の片倉まで崩れけり、政宗これを見て、太郎丸掃部に鐵炮二百挺差



添先陣に力を合せよと下知す、掃部馳付つるべ放しに横様より打せければ、將監進み兼る處を將監の手の者共も筒口を揃ひ打懸しかば、掃部が勢どよめく所を忽に馳散し追懸けり、掃部今政宗に事ふれども、舊は葦名累代恩顧の者なり、將監かねて今度の振舞を惡みしに、掃部一騎東を指てにげ行ければ、將監馬を驅着て指物の根筒をつかみ、馬より引落さんとせしを、後より七宮木工助追續きしかば、將監由なき敵に目を懸じとや思ひけん、掃部を突落し首を搔けとて七宮に渡し其身は先陣に進む、伊達勢かく崩れ騒ぐを見て、藤五郎・若狭馬を西頭に驅せ、七森の間まで旗を進めければ葦名方にて敵既に後へ廻ると思ひ、進退猶豫せる程にかねて大繩劔石と富田平田と權を争ひ、思ひ／＼に成たる葦名方互に心を置き、周章騒ぐを伊達勢利に乗り切懸る、此日は西風稍強かりしに、折しも風變りて磬梯より東風俄に吹下し、兵塵みな葦名の陣へ吹懸しかば、敵味方を辨せず葦名勢引連て散亂せり、義廣今日を限と思ひ定め、旗本勢四百餘騎を進め八森に向ふ、政宗これを見て手痛き軍することなかれ、敵の機に乗り事をあやまつたと左右に下知し、やがて相懸りに懸り、散々に戦ひしが、義廣ただ本陣計に打なされければ、

ば、心ある郎等とも勝敗は今日にかぎるまじ、姑く引返し給へとて義廣の馬の轡をとり、僅三十騎にて引返す、日橋は敵既に引落しぬ、大寺より西に下り堂島橋を渡り黒川へぞ歸りける、佐瀬平八郎鹽川組落合村の條下に詳なりも群る敵に馳入て散々に戦ひ痛手をおひ、落合村の東にて打れぬ、河原田治部少輔盛次檜原口を守り、大鹽に居りしが今度の戦を聞き此所に向ひ、味方敗軍の體を見て片倉と戦ひ、首七打取けり、金上遠江守盛備越後國蒲原郡津川と大寺村の條下を併見るべし津川の居城より馳來り、葦名敗軍の體を見てつらく思ひしは、味方度々勝に乗りしを、宗徒の者ども心々になり、身にそまぬ軍すればこそ斯は打負たれ、かかる敗軍何ぞ一人も打死するものなき、いでや我一人も國難に死せんとて、追來る敵を支て一軍し、一足も引ず打死す、その餘葦名勢敗走し日橋川に溺れて死するもの數を知らず、磨上の役散して後政宗首を實檢せしに、其數千五百八十三とぞ聞えける、かくて義廣は遂に常陸の佐竹に奔り、寄公となり其後政宗黒川に入しが、同十八年豊臣家其剽掠の地を削り、羽州長井に遷し給ひし、

○褒善 ○孝行者關之丞 端村鹽澤新田の農民なり、寶曆六年米を與て賞しつ ○孝行者傳十郎 關之丞弟なり

り同上 ○忠義者莊太郎 天明四年米を與て褒賞しつ ○孝行者文太郎 天明六年米を與て褒賞しぬ ○孝行者くめ 文太郎母なり同上

●布藤村 端村 寶性尻 府城の東北に當り行程三里十二町、東西二區に分る、其間二町を隔つ、一を東住と云、家數七軒、東西一町、南北五十間、一を西住と云、家數七軒、東西二町、南北一町十五間、又東住の南に離れて家二軒あり、共に山中に住す、東二十三町三十三間、西窪村の山に界ふ、西十四町一澤村の山界に至る、其村まで二十町、南十六町、戸口村の山界に至る、其村は已に當り三十町、北九町、磨上村新田の界に至る、其村まで十三町、此村寛文の頃まで布藤を普藤に作れり、

○端村 ○寶性尻 本村の東十八町にあり、家數八軒、東西一町五十間、南北一町山中に住す、四方田圃なり、

○山川 ○高森山 村の辰巳の方二町四十間にあり、天正中磨上の役に葦名義廣本陣を居し所と云 ○姥山村 東十町計大谷地と云所にあり、何れの頃にか山上に姥明神の社ありしと云、半腹に二十間四方の平地あり舊礎今に残れり、姥明神拜殿の跡なりと云 ○猿樂沼 村南四町計にあり、六間半四方計の小沼なり、これより北に鬻僧沼あり、この沼より年老たる鬻僧白馬に乘

り猿樂沼にゆくと云 ○日橋川 村の末の方八町にあり、戸口村の方より來り、兩山の間をすぎ、辰の方より戊の方に流るゝこと二十六町、一澤村の界に入る、廣四十間 ○潜清水 村の巳の方十一町餘にあり、戸口村境内鰯沼と云處より出て、伏流すること二十間計、此に至る、四尺四方、下流田地の養水となる、

○原野 ○牧場二 一は村東にあり、東西一町、南北四町、一は端村寶性尻の戌亥の方五町にあり、東西一町四十間、南北一町三十間、

○水利 ○堀拔堰 戸口村の方より來り、栢木山の半腹を掘抜き、一町二十四間を通じ、大寺村の方に注ぐ、寶永三年に築きき ○堤 村の丑寅の方十町にあり、周四百二十間餘、

○神社 ○山神社 境内東西二十五間、南北十六間免除地 村より申の方五町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、三城瀉村佐野壹岐これを司る【相殿二座】△稻荷神 本村より移しぬ △山神 同上

○寺院 ○寶性寺 境内東西九間半、南北十五間、寶地 村より戌亥の方にあり、昔は端村寶性尻の東蟹發澤と云處にあり、何れの頃にか今の地に遷せり、本寺村惠日寺の末山、眞言宗なり、昔惠日寺繁榮の時、其寺院なれば山號なく、磬



梯山の内福正院と云しとぞ、今は高森山と號す、開基の初詳ならず、地藏を本尊とし客殿に安ず、

●一澤村 府城の東北に當り行程二里十八町餘、家數二十七軒、東西三町四十五間、南北一町四十五間、南は山に傍ひ三面田圃なり、東二町五十間、西二町二十間、共に大寺、本寺兩村の界に至る、大寺村は西に當り十四町五十間、本寺村は戌亥に當り十六町、南七町十四間、河沼郡代田組八田野村に界ひ、日橋川を限とす、北二町磨上新田村の界に至る、其村は寅に當り二十五町、

○山川 ○日橋川 村南九町にあり、布藤村の界より來り、東より西に流る、こと二十四町、大寺村の境内に入る ○道德清水 村東五町にあり、一間四方、島田村に昔道德とて豪富の者あり、此水を汲ませて常に飲しと云、

●土田新田村 延寶二年筑前守正經この村を開き、見禰山土津神社の祭田とす、府城の東北に當り行程三里餘、家數三十軒、東西四町十四間、南北四十間、二本松街道にあり、東一町、行津村の界に至る、其村は辰に當り十五町、西二町二十八間、磨上新田村と入逢の原野に界ふ南四町三十二間、布藤村の界に至る、其村は未に當り十六町四十間餘北三町、大寺・本寺兩村の原野に界ふ、又

丑の方二町三間湯達澤新田村の界に至る、其村まで五町又村中に行津村の端村袋新田より移りし家居一軒あり、  
○山川 ○寒地嶽清水 村南三十間餘にあり、二間に三間甚寒冽なり、下流を行津・櫻川兩村の養水とす ○殺生石 村西一町十間林中にあり、高一間半長三間半、下野國那須原殺生石源翁に打れて此に飛來りしを、源翁又來り柱杖にて打破せしと云 ○人取石 村北二十間にあり、高七尺餘、周九間餘、四方に柵を繚らし、妄に近かざらしむ、毒石にて往來の者此毒に中り死せしことありと云、何人の詠にか歌一首あり、

會津山麓の野邊の傍にひとり石のあるところそきけ  
○水利 ○土田堰 延寶中八萬の工夫を催し、川東組澁谷村の境内にて檜原川を引き、磐梯山の腰を鑿り八千六百間の渠を通じ、この村を開く、延寶三年に成れり因て土田堰と云、長坂新田・澁谷・見禰三村を過ぎ、見禰山の社地より猪苗代城下の原野を経てこの村に至り田地の養水となり、小屋川に入り大谷川となる ○堤二一は村南三町にあり、東西三十間、南北三十五間、狐森堤と云、一は村北十町にあり、東西四十間、南北二十間、一森堤と云、  
●湯達澤新田村 此村もとは湯田澤とて、天正中磨上の

役に富田將監先陣に備へし處なり、其後民居を構て湯達澤新田村と稱す、府城の東北に當り行程四里、家數二軒、東西三十五間、南北十五間、磐梯山の西南の麓に住す、

●古蹟 ○槍掛松 村の戌亥の方三町にあり、天正中磨上の戦に伊達政宗槍を懸しとて此名あり、又丑寅の方に一堆の塚あり、打死のものを埋めし處と云、

○舊家 ○佐賀牛右衛門 其家系に據るに先祖は佐賀美濃守とて肥前國佐賀に住せりと云、其後裔兵部大輔と云もの下野國烏山に住し、朝清軒と號し、上杉謙信に仕ひしとぞ、朝清軒が子善七郎浪人して會津に來り、

蒲生秀行に事へ、高石今の小荒井組 五目組 高吉村是なり半在家に屬す兩村二百石の地を領す、それより河沼郡北高野村に遷り、慶長十六年此地に遷り、新田を開き、其子孫相續て今に至る、今の牛右衛門は善七郎が七世の孫なり、古文書十通を藏む、先祖の履歷其文に稍見ゆ、左に録す、  
此度南都之上下神妙、殊穴戸於男躰城連、輕一命爲

主君之切服、末代之名譽、於子と孫と此者不可相忘候、若又向後此子孫所領聊も至于召放者、名字に可蒙神罰也、爲加恩阿地熊平津可致成敗、仍狀如件、  
建永二年六月初日  
佐賀美濃守殿  
治久 (花押)

先々忠信奉公神妙之間、濃判形成候て、猶以忠信に極處彌肝要に候  
此度抽粉骨、動無比類、因茲本領北條之保津屋々敷左右二十間、前田五十丁、中館之昌殘野并山等宛行之候、殊於鎌倉中神妙之奉公、彌御内忠信感之所更難盡筆舌者也、爲後證判形如斯成之候、仍狀如件、  
至徳元季  
三月七日  
佐賀伊勢守殿  
時朝 (花押)

當方之義如存落着、偏在陣之故に候、此上猶以取調可然候、御辛勞之儀者自千本可被申越候、恐々謹言、  
正月二日  
朝臣  
資胤 (花押)

尙々至事本意者、不可有相違候、  
從若輩之時分御指南辱存候間、別而判形之事懇書加



遣候、岡一敵堀之内郷代官井大將内松原内小軍今度上州須田石倉陣中迄も爲使儒指越候、御辛勞痛敷存候、種々和田内指添遣候、おのゝ有談合、藤千代に諷諫凭其父仲山も度々懇切申可然由令申候間、孝儀と云不存如在候儘、如此之證文進候、爲後證(不詳)判形申候、恐々謹言、

拾月廿日

俊直 (花押)

朝臣へ 進覽

今度深村之地在城之處、總て善七郎へ指置、日夜之懸引神妙之間、態に宛行判形其方へ進候、木村所々之思慮之儀不可叶候、一往之忠信筋目候者萬任置候、此上歸城には無機遣御成敗尤候、仍狀如件、

極月七日

鹽入 道察 (花押)

朝臣へ 進覽

此度其方在城之地、高資被取詰之所ニ、乍若輩城中堅固被相抱候、寄特存候、然間俊綱東西不見合自身懸着候處、關戸張切は出追崩之宗者數十人討捕、其儘根小屋に備を置、遂一戰敵數多勿首遂本望之候、畢竟稼故候、殊に於境之地、晝夜之御辛勞痛敷次第候、

因茲當家十九代迄打來候幕無替所仕立遣候、後代も有之間敷事に候、一筋に忠信一三昧之儀感之候、恐々謹言、

十一月十三日

俊綱 (花押)

鹽谷兵部大輔殿

尙々養躰敷敷儀にも、畢竟向後之事に候、見所外聞可然(不詳)願敷候、

伯州御存分委細能音長山入道理候重而之儀能々事澄候、(不詳)相調可然候、出最候砌可及閑語候、殊聚星庵辛勞儀申度候、恐々謹言、

八月九日

俊綱 (花押)

從資弼之爲使、佐野へ進陣之砌、越年五目石陣中迄も資弼存分に相持儀奇特に候、其上輝虎意趣之儀ヲも被申上儀感心に候、委細萩原主膳允可申理候、恐々謹言、

卯月廿三日

(上杉) 輝虎 花押

朝清軒

關東筋之模様以書付被申上候、何も被聞食候而感恩召候、委細之旨萩原主膳允可申越候、恐々謹言、

三月十七日

輝虎 (花押)

朝清軒

以上

湯田澤新田越後守代々 殿様御鷹場に付而其方事無役之由候間、跡々のごく我等知行所之間は、可爲其分候、野山之儀も越後守代之通たるへく候者也、

元和八年

岡左衛門佐 花押

八月十日

すりあけ

佐賀牛右衛門との

●五十間新田村 加藤氏の時寛永十五年猪苗代の城を守しめんため仙道より足輕五十三人を拘へ新在家村境内を墾り給田とし、田邊仁右衛門と云物頭を置く、加藤氏石見國に遷されて後みな郷里に歸りしが、肥後守正之封に就て後これを呼返し、舊の如く拘置き、かはるがはる猪苗代城に番衛し、城代に屬す、川西組諸村の間にあれども川西組に隸せず、府城の東北に當り行程四里、家數五十三軒、東西六町七間、南北五町十五間、四方に田圃あり諸村の地と相まちはり界域を量り難ければ、隣村の行程をあぐ、巳の方新在家村まで五町三十間餘、戌の方湯達澤新田村まで十町三十間餘、西は土田新田村まで十二町四十間、

- 土産 ○蘿蔔 此村の産、味辛く他産に勝れり、
- 神社 ○稻荷神社 境内東西六間南 村北四十間にあり、寛永十五年草創せり、鳥居・拜殿あり、此村の持なり、
- 古蹟 ○田邊屋敷 村南にあり、加藤氏の時物頭を置し地なり、東西六十間、南北五十間、

新編會津風土記卷之五十三終



### 新編會津風土記卷之五十四

#### 陸奥國耶麻郡之五

##### 鹽川組

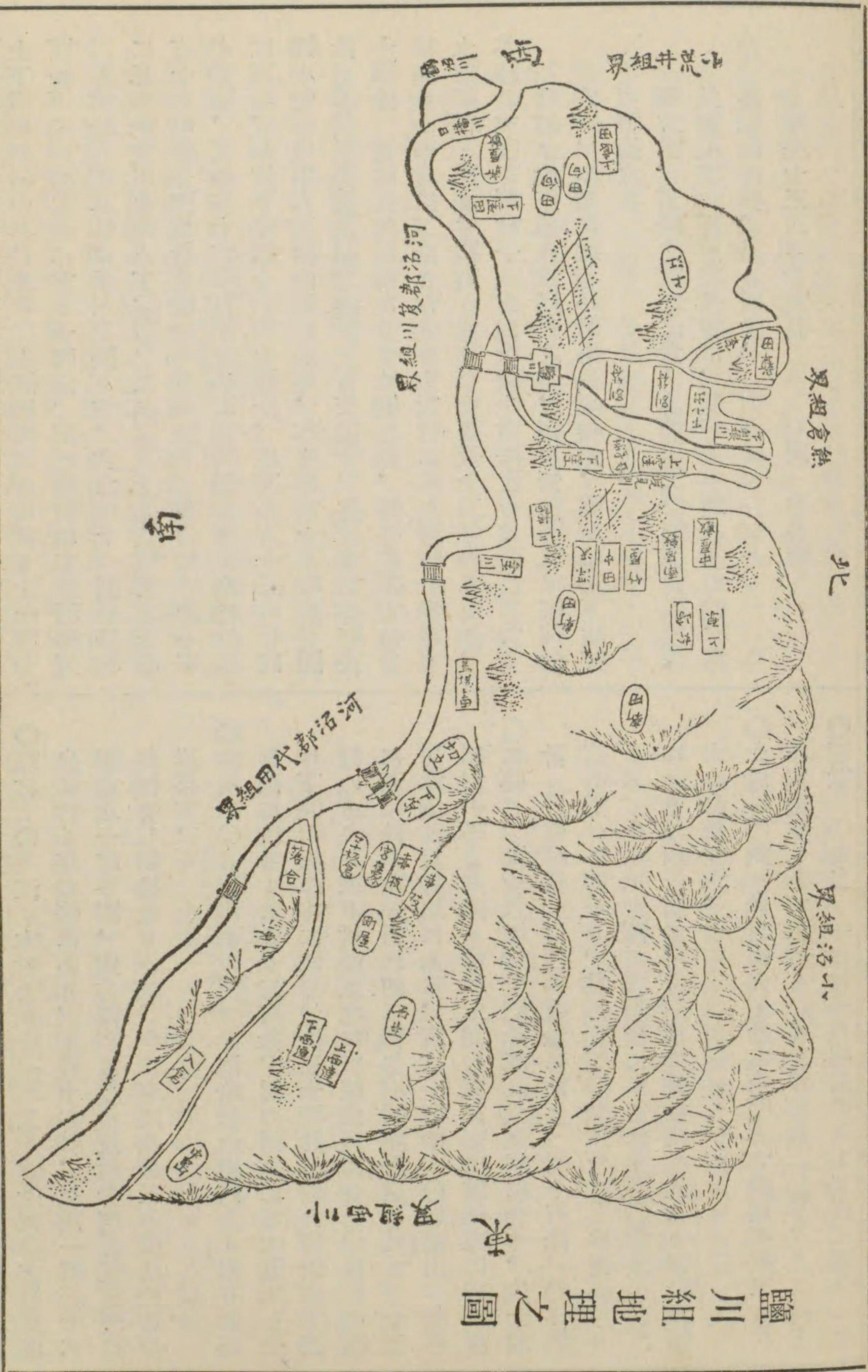
此地府城の北に當り本郡の中程にて南にあり、東は川西組に隣り、西は小荒井組に接し、南は河沼郡代田・笈川兩組に界ひ日橋川を限とし、北は小沼・熊倉兩組に交はる、東西三里一町餘、東は川西組大寺村の界より西、南は北二町餘、南は小沼組上利根川村の界より、北は小沼組上利根川村の界に至る、東に山連り南を日橋川流れ、薪樵の便よく村里大抵平衍の地にあり、田圃多し、赤枝落合入倉上下西連の五箇村は山中にある故俗に山郷と稱へ、田畝少く薪材を伐出して生計の資とす、赤枝及上下西連の三箇村は東偏にて山水の交なれども、田圃相雜はり北に高山を負ひ寒氣稍薄く其土竹に宜し、封内大竹稀なり、此地の産他に超絶せり、西偏の諸村は養水乏く夏に至て動もすれば早魃の患あり、山郷の諸村は山間の出水を養水とす、仍て前年に雪深からざれば必早損ありと云、日橋川及姥堂川に近き村々は水災に苦む、

鹽川村下遠田村は魚網の利あり、又上下遠田兩村は多く菜圃を闢き紅花地膚藍の類を種て鬻出す、此組及小田付小荒井五目慶徳木曾大谷吉田組々にて三月十五日花祭又花の會とて老弱相集て飲宴す、此組凡二十四箇村あり、皆郷名を失ふ、新宮莊に屬する村三、鹽川村上遠田、金川馬場新田落合入倉の四箇村はそのかみ代田組に屬せしが、寛文中風土記撰述の時本組に隸せり、

##### 鹽川組上十箇村

鹽川村	端村	上江	上遠田村	端村	田向	下遠田村
田村	端村	新屋敷	新井田村	下利根川村	下小	三橋
出村	別符村	上窪村	端村	中窪	下窪村	三橋

●鹽川村 端村 上江 昔村の西南より潮出て流て日橋川に入る、村名これに因る、府城の北に當り行程三里四町餘家數百六十九軒、東西四町六間南北六町四十六間、南は日橋川に傍ひ村中を大鹽川流れ東西北は田圃なり、古町・中町・新町・新丁と云小名あり、出羽國米澤に通る街道驛所にて村中に官より令せらる、掟條目の制札あり、府下より此に繼ぎ此より一里廿八町熊倉組熊倉村驛に繼ぐ、村北に一里塚あり、東三十二間餘下窪村に界ひ、大鹽川を限とす、其村は寅に當り五町三十間餘、西三町二十九間、





上下遠田兩村の界に至る、上遠田村は西に當り十一町十間餘下遠田村は未に當十一町餘、南は村際にて河沼郡笈川組濱崎村に界ひ日橋川を限とす、北二町十一間別符村に界ひ姥堂川を限とす、其村まで四町三十間餘、又亥子の方十四町廿一間餘新井田村の界に至る、其村まで廿一町十間餘、亥の方十六町五間餘小田付組新井田谷地村の界に至る、其村まで二十一町十間餘、戌亥の方十三町廿四間小荒井組第六天村の界に至る、其村まで十五町四十間餘、丑寅の方六町六間上窪村の界に至る、其村まで七町五十間餘、舊は九月馬市あり今は廢しぬ、毎年歳暮大の月は晦日小の月は二十九日人多く此村に集り諸物を賣買す土人詰市と稱す、驛所となりしは慶長十三年の事なり、其時の文書を粟村平八と云檢斷の家に藏む、其文如左、

當町へ檜原通駄賃順路之事、鹽川領御藏入に被仰付之條、かな川通其外脇道一切相止、鹽川通上下駄賃可相通之旨

御意候、若猥之族在之者、可爲曲事之旨御掟に候條、此旨道筋之肝煎百姓等に、堅可被申聞之旨に候、爲其如此に候、恐々謹言、

慶長十三年八月廿八日

岡 半兵衛  
町野左近助

○端村 ○上江<sup>ウハエ</sup> 本村より十一町二十間餘亥の方熱鹽温泉に行く道の傍にあり、家數十軒、東西一町五十六間南北一町十間、四方田圃なり、此所昔栗村彈正清政が住せし館迹なりと云、今に東西北の三方には土居の形存す、

○山川 ○日橋川<sup>ニッパシ</sup>俗に堂島 濱崎村の境内より來り村南を西に流るゝこと十二町餘、村の西南にて大鹽川を受け下遠田村の方に注ぐ、廣三十間計 ○大鹽川 下窪村の方より來り村の東北にて姥堂川に合し、辰巳の方に斜に流れ南に折れ西に轉じ、村中を過ぎ凡て二十三町餘流れ日橋川に入る、廣二十間餘 ○姥堂川 新井田村の方より來り端村上江の東を南に流れ東に折れ南に轉じ、凡十八町五十間餘流れ大鹽川に合す、廣十間計 ○琵琶沼 村西六町餘にあり、周十町餘、昔日橋川の湛へし跡なり、其形琵琶の如くなりしゆえ名けりと云、今は田を開て其形僅にのこれり ○清水 村西にあり、周十間計、昔潮出て日橋川に入ると云は此清水の事なりとぞ、

○土産 ○鉄 此村に丸屋藤右衛門とて數代の鉄工あり其製造宜しとて求るもの多し、

○關梁 ○橋二 一は村南日橋川に架す、幅二間長二十

五間五尺、中程に五尺に三間計の馬除あり、一は村中大鹽川に架す、幅三間長二十三間共に勾欄あり、

○倉廩 ○米倉五屋 村中に二屋村西に三屋あり、一屋は社會なり、二屋は本組の米を納め、一屋は五目組の米を納め、二屋は大坂に運漕する米を納む、其續きに船小屋と番所あり、本組及五目・慶徳・小荒井・小田付・小沼・熊倉、河沼郡笈川・青津・牛澤・坂下十一箇組より出す所の回米運漕に苦みしに、貞享元年本村の肝煎栗村權七といふ者、請て出羽國最上大石田より許多の工夫を雇來り、川筋を普請し船路を開き、又大石田より船頭水主二十餘人を招き船乗を習はしめ、此より日橋川を下し、巖石急流の間に至れば漕を改て駄し、凡數里を経て越後國新潟港に致し大坂に達す、是より諸組運送の苦なく今に其利に頼る、權七が子孫相續て肝煎を勤め回米問屋を兼ね今に至る、

○神社 ○荒神社<sup>境内東西十間南</sup> 村中にあり、縁起に天喜年中源義家朝臣安倍氏を伐れし時祈願ありて熊野三社を河沼郡熊野堂村<sup>代田</sup>に建立し、其愛する所連錢葦毛の駒を獻して神馬とし駒形原の地に放牧す、後に此馬天に升り空中に嘶く聲あること七日、遠近是を聞き奇異の思をなせり、仍て馬頭觀音と祭り熊野三社をも

又此原に勸請し三寶荒神と崇祭す、正保三年此所に移せりと云、<sup>馬頭觀音堂の條</sup>鳥居・幣殿・拜殿あり、【相殿二座】△天王神 本村より移せり △駒形神 同上 △別當北野院 本山派の修驗なり、開山を良傳と云、現住慶順まで十五世なり、○諏訪神社<sup>境内四間四</sup> 村より四町亥の方玄彌林と云所にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、北野院是を司る 【相殿二座】 △伊勢宮 本村より移しぬ △熊野宮 同上

○寺院 ○阿彌陀寺<sup>境内東西二十間南</sup> 荒神社の北にあり開基の僧を空閑と云、空閑は山州東山禪林教寺の門徒なり、天文五年の春當村に來て一寺を創め淨土宗府下寺町本覺寺の末山となる、境内に潮の出る清水ありし故<sup>今村西にある</sup>ものこれなり 山號を鹽泉山と云、天正中こゝに館を築しとき今の地に移せりと云、舊は境内に地藏堂あり今は廢して客殿に安置す、長三尺餘運慶作と云、

△客殿 八間半に六間東向、本尊三尊彌陀又厨子入の彌陀を安す、座像一寸八分惠心作と云傳ふ △鐘樓 客殿の右にあり、鐘徑二尺一寸、寬延二年施主深田文内・栗村左平・栗村數右衛門・栗村彌右衛門と彫附あり △雲岫菴 鐘樓の東にあり、五間に三間、



形原にあり、昔義家朝臣の獻ぜられし神馬を此原に秣かひしが、後嘶て天に升り雲中に聲ある事七日なりしとぞ、仍て原を駒形原と名け、馬頭觀音と祭り此村の鎮守とす、舊事雜考に康平五年九月十九日鹽川鎮守馬頭觀音開眼也とあり、北野院是を司る、

○墳墓 ○石塔一基 端村上江より五町餘寅の方芝原にあり、正面に栗村彈正清政墓と彫り碑陰文あり、左に出す、

君姓平氏諱清政、初諱憲胤稱彈正、栗村其家號也、其先出於藤倉三郎盛義、爲葦名支族、受邑河沼郡栗村因族焉、十六世之祖勘解由左衛門尉盛種、始領七宮村、故或有稱七宮氏者、君嘗住耶麻郡鹽川村之北上江、遺趾猶存焉、天正十六年戊子三月十五日病卒、法諡了淨院眞譽自圓、父彈正左衛門尉憲俊、明年己丑磨上役從葦名侯戰死、而子孫牢落於民間不復官事、曾歷年祀之久、數罹火災家譜殘闕、其所傳蓋存十于一千百、則固亡論不可知其履歷之詳、其一族十餘人住此村、歲時展祭百年如一日、廼相謀建石伸報本之心、遂刻此辭以貽後昆、銘曰、

維子維孫 不忘其本 神乎此安 終焉允穩  
○五輪一基 村西一町計塚の上にあり、高二尺餘七宮

下總憲勝が墓と云傳ふれども文字を彫らず、土人此所を「クマヤ」と稱ふ ○古塚 端村上江の寅の方三町五十間餘にあり、高五尺計上に五輪あり雲海と云僧の墓なりとぞ、雲海は何れの時の人と云を傳へねど、ならびなき大力のものにて世をのがれて上江に住す、村端の堰に石橋あり、雲海或夜戯れに彼橋をひき置たり、時に年貢奉んとて數十人の百姓どもこゝに來り、俄に橋なればいかにせんと猶豫せるを見て、いで渡してとらせんとて堰堀に跨り、米負せし馬の足を取て残りなく渡し終れりとぞ、今に夜半こゝに詣て力を祈るに驗ありと云傳ふ、

○古蹟 ○館迹三 一は今の古町の地なり、葦名直盛の臣濱崎主馬某築く柏木城と號す、長祿の頃七宮勘解由左衛門盛種住せりと云、天正の頃葦名の臣七宮下總憲勝入道して自其子栗村彈正左衛門尉憲俊住せり、後右近と改む天正十七年伊達政宗三浦盛國が内應により猪苗代城に入府下を襲はんとす、憲俊葦名義廣に隨ひ磨上原の戦に討死せりと云、一は村西にあり天正中伊達氏の臣片倉小十郎築住せんと欲せしが、果さずして長井に移ると云、今は島となり館内と云名のみ残り、一は端村上江の地なり、栗村彈正清政居りしと云、

○舊家

○栗村平八 此村の檢斷なり、先祖は栗村彈正左衛門尉後右近憲俊と云、葦名の家臣にて此村に住し天正十七年六月磨上原に於て討死せり、憲俊が子を彈正清政と云、父に先て天正十六年病に罹て死せり、清政が長子を四郎右衛門と云、葦名家滅て民間に屏居し慶長年中蒲生氏の時此村の檢斷となり、又耶麻郡割本役と云を兼しとて其とき蒲生家より渡せる文書を持傳ふ、其文左に録す、平八は四郎右衛門十一代の孫なり

條々

- 一在々所々田畠あらし候は、百姓の可爲曲事、
- 一免相之儀は先年又檢地にて、午未申酉四ヶ年の間の物成ひつきうあつみ可相究事、
- 一年貢米持候事一日かへりは飯米下行あるましく候、遠路所は二日め々飯米一とまりに拂升米五合馬に壹升、馬子共に宿賃は馬人壹文宛可有下行事、一人足つかひ候時不申及飯米可有下行、遠路を被呼越候は、路之賄宿賃も右定のとく下行あるへし、但にを持候普請等仕時は中食可有下行事、一所務之間付置代官并往來の使飯米算用あるへし、百姓の仕出に成ましき事、
- 一口米石に付而三升たるへし、數米筵付非分に取事

可爲曲事、

- 一糠藁は米成に應して可出事、
- 一入木入草先年より仕來、在々所々一ヶ月の駄數、飯米の下行先規のとく可然事、
- 一出作前々のとくたるへき事、
- 一夫錢夫米百姓に申付候事御停止候、但事により百姓と談合仕百姓合點の上は可爲各別事、
- 一山川の儀は先規のとくたるへき事、
- 一此置目給人相やふり非分之儀被申懸候は、百姓目安を以郡奉行まで可申事、
- 一如此被入御念被仰付候上は、耕作に精を入へき儀肝要之事、
- 一失走の百姓於拘置は、宿仕候もの可被成御成敗候間、得其意、一夜の宿をも仕間敷事、
- 一何事にても申分在之儀候は、郡奉行に付而申上へし、下にてかうかうの沙汰を仕しあひにおよひ候は、理非不立入、双方可被成御成敗事、
- 一謀叛惡逆のくはたて仕者并山賊夜盜等之輩於在之者可告來、可被加御褒美事、
- 一一さいの錢勝負かたく被成御停止候事、
- 右之條々不可相背者也、仍如件、



慶長七  
二月十四日

岡半兵衛尉  
玉井數馬助  
町野左近助

○文内 先祖は深田半左衛門親信とて加藤左馬助嘉明に仕へ慶長十九年大坂の役に戦死せり、時に女子一人あり、又其妻懷妊なりしが月みちて男子生れぬ、其後ゆかりに就て母子三人近江國に住す、加藤氏の老臣守岡主馬其孤寡なるを憐て一族守岡名兵衛親保と云者を半左衛門が娘にあはせ、深田氏を名乗らせ加藤家に仕へしむ、寛永四年此國に來り姓名を森不栖と云、同二十年加藤氏石州に移りし時大小の諸臣多く所々に沉淪せり、此時守岡主馬黄金許多を不栖に贈る、是より再び仕官の望を絶ち此に留り、貨殖して世を渡り茶事を以て樂とす、後に半左衛門が實子半左衛門親倫、近江國より此に來りしかば不栖家産を分與へり、今の文内美元は六世の孫と云、文書數通あり、左に載す、

民部所に料理人無之候而九助を遣候、おくノ料理申つけしたて悪なきやうに可申付事かんやうに候、たかきもいやしきも子ほとたいせつなるものは無之候殊筑後殿子に候へは、さぞ萬屋申かましく御そたて候むすめの事に候、民部所になにものもしかとした

るもの無之候間、朝夕ノ事くわし以下までもきもいり候もの有之まじきとおもひ、かやうの後までも此方にてあんし候、すいふんさかな以下までもふるくさからぬヲきんし料理よくいたさせへきのかんやうに候おとこノ子さへいちいさきはさやうノ事第一に候とにむすめ子に候へはいよくくわし以下までも念を入無沙汰になきやうに可申付候、おまわりかすなとヲのところに多いたし、それヲ料理しちらかし、人のくわぬやうにいたし候事、たいていノ料理人のさほうなから、必物數はすくなくいたし候て、料理ろくいたし、食以下までも念ヲ入候やうに可申付候、一火のやうちん、又人の出入法度方專一に候、はや女房子ヲもち候上は法度方の事侍はかんやうにて候、とかく人のうちのもの何もちたらく成事はすきこのむ物に候、さても以後は主ノためあしく又おのれか身にわさはひかゝり候ヲわきまへぬ物かし、悪事出來候しはさそ其身もくやくし可思候へとも、もはやそれはかへらぬ事に候、かやうの事ヲ能く民部もの共に申きかせたしなませ、もゑ門にも能可申候、一さいせん其元にのこし置候侍共ノなかにて、しすこし小年もより物ノわきまへもゆきそうなるものヲ二

(關字)

人、我々か式部其許へ下候まで、民部屋敷に  
飛火ノやうちん法度方番以下申付可然候、大事ノ人のむすめヲ申うけしともなき若きもの計民部屋敷に居候て、なにそあしき事いてき候ては、さたのかきり後悔候共かへるましく候間、唯今か様ノ事念を入たるか能候、一大事ノ儀に候、

一先度傳左衛門にも申候とく祝言など候て、あまりむさと大さけなとヲのみ候は、是又なにそあしき事は出來候共、能事はしいたすましく候、かやうノ事までもよく心にかけて可申、あしき事出來候ては、くやみ候てもあと事にて候て、何事もいてきさるさきにたしなみたるかよく候、とかく我々はなに事もきつかいあんし事計にて候、

一つねに屋敷のうちにて、むさとたかこゑふきやうきなる事とも不申やうに可申付候、筑後殿は萬御念入毛頭物に御油斷なき御人にて候、くれく、民部もの共ノさほう万事あしく、民部我等外聞うしない可申と朝暮おもひくらす計に候、此目出度後に我等は故ノやうす共ねてもさめてもあんし候事計にて候、しやうらしきものは主かいわす候ても、よしあし合點する物にて候、一ともうつけといふものは、主かせ

つかく口に風をひかせいひまかせ候ても、なんてもなき事ヲいひ候なともおもひ、又はたまはれは忌ものにて候てとんもの、さほうにて候、不珍候、以上  
七月廿四日  
(加藤嘉明)  
左 (花押)

守岡主馬助殿

一筆令申候、仍其元何事も候はて候や、當地無事に可申に候間、機遣有間布候、將又鷹之雁貳遺候、賞翫いたすへく候、謹言、  
二月四日  
式部 (花押)

守岡主馬殿

尙々如何敷候へ共帷子壹送り申候、誠輕志迄にて候、

家來森市太夫と申者指下候間、一書令申候、其元後無事御入候哉承度候、此方相替儀無之候、隨而我等女共荷物長と御預り置別而過分之至に候、其段先書に如申ゆるく、御禮不納申候、委細從安達三左衛門方可申入候間不能具候、恐々謹言、  
佃宗億

卯月十二日

森不栖老叅

左玄 (花押)

わうキ取寄候之間少進入之候、荷藥も御用に候は、可進之候、御隙之時可待入申候、



八月晦日

よろしく返事

和半左衛門尉

意御老御人々へ

尙、御とをくしく御ゆかしく月と客來候て不能  
詳候、已上、

切に御自筆忝存候、將又好物一折被懸御意毎々畏合  
計給存候、此中は無音心外存候々々、近日御暇可被  
下様御座候由候、風呂を御たかせ候はん由、何も不  
斗、一萬々可得貴意答、恐惶頓首、

即刻 三 (花押)

○褒善 ○善行者文内 寛延二年米を與て賞しぬ ○善  
行者半左衛門 文内が子なり、同上 ○忠義者 平兵

衛 寛政十一年米を與て賞しぬ、

●上遠田村 端村 田向 ●下遠田村 端村 新屋敷 此村  
昔は一村なり、寛永十九年分て兩村とすされども田島原  
野共に地界なし、上遠田村は府城の西北に當り行程三里  
二十一町餘、家數二十七軒、東西二町三十二間、南北一  
町三十四間餘四方田島なり、下遠田村は上遠田村より八  
町五十間餘、已の方にあり、家數三十八軒、東西三町二  
十間南北四町二間、東は日橋川に傍ひ西南北は田島なり  
東七町三十六間鹽川村の界に至る、其村は上遠田村より

にあり、東西一町三十五間、南北一町十六間、共に昔日  
橋川の溢れし迹なりと云、

○原野 ○秣場 下遠田村の南にあり、東西一町五十九  
間、南北二町二十間、

○土産 ○牛蒡 此村の産、香氣ありて味美なり、

○關梁 ○船渡場 下遠田村の辰巳の方にあり、日橋川  
を渡す、府下より慶徳組の村に通る裏街道なり、

○水利 ○遠田堰 上遠田村より二里計亥の方、小荒井  
組小荒井村の西にて押切川を引き、兩村の田地に灌ぎ  
下遠田村の西にて日橋川に入る、此地巨川に傍へども  
地形高ければ水を引べき便なかりしを、寛永六年此村  
の肝煎喜右衛門と云ものこれを鑿りてより今に至るま  
で其利に頼ると云、上遠田村の肝煎湯淺雄右衛門と云  
者加藤家より與へし文書を藏む、因に左に録す、

可出す人足之事

- 一三拾六人は 遠田村 一貳拾三人は 貝沼村
- 一九人は 沖村 一八人は 大六天村
- 一拾九人は 柴城村 一九人は 鎧目村
- 一四人は 新明村 合百八人は

右之遠田村ノ井出うまり候に付さらへ候普請之用  
に候間此方、鐵炮之者奉行に遣候間、右之人足肝

辰にあたり十一町十間餘、下遠田村より寅卯に當り十一  
町餘、西は上遠田村より二町三十四間、小荒井組貝沼村  
の界に至る、其村まで四町二十間、下遠田村より十三町六  
間河沼郡青津組立川村に界ひ鶴沼川を限とす、南は下遠  
田村より五町十二間、河沼郡笈川組北田堂島兩村に界ひ  
日橋川を限とす、北は上遠田村より三町三十九間、小荒  
井組第六天村の界に至る、其村まで五町二十間餘、

○上遠田村端村 ○田向 本村より一町十間南にあり、  
家數十四軒、東西二町二十五間南北五十七間、又一町  
巳の方に家數五軒あり、東西五十二間南北四十三間、  
共に四方田圃なり、

○下遠田村端村 ○新屋敷 本村より一町二十間餘西に  
あり、家數五軒、東西三十八間、南北一町四十二間、四  
方田圃なり、

○山川 ○日橋川 俗に堂島 鹽川村の方より來り、下遠田  
村の東より南に廻て西に折れ北に轉じ、凡一里八町計  
流れ貝沼村の界に入る ○鶴沼川 俗に大川とも  
の西にあり、堂島村の方より來り下遠田村の西を北に  
流る、こと十一町四十間餘、貝沼村の界に入る、廣五  
十間計 ○沼二 一は下遠田村の東にあり、東西二町  
四十四間南北一町二十二間、一は下遠田村の南二町餘

煎共召つれ罷出奉行に引渡しふしん可致者也、

午三月廿七日

守岡主馬 印

村々肝煎中へ

○神社 ○白山神社 境内東西六間半南 上遠田村にあり、  
何れの時の草創なるや詳ならず、西北の隅に楓の古木  
あり、今は枯て僅に根株を存す、大さ四圍餘、鳥居・拜  
殿あり、村民の持なり、

○山王神社 境内東西三十八間南 下遠田村の六町五十間  
餘甲の方にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・拜殿あり、  
舊本組諸村の神社は下遠田村山崎主計が司なりしが主  
計死して後府下北小路町大久保播摩假にこれを司る、

以下播摩假に司る  
と云もの是に同じ 【相殿十七座】 △稻荷神九座 三座  
は下遠田村より移し、二座は上遠田村より移し、四座  
は鹽川村より移せり △富士神 下遠田村より移せり

△五社 同上 △柏木神 同上 △伊勢宮 上遠田村  
より移せり △幸神 同上 △若宮八幡 同上 △熊  
野宮 鹽川村より移せり △湯殿神 同上

○寺院 ○眞福寺 境内東西二十六間南 上遠田村にあり、  
寶田山と號す、何れの頃にか湯上豊前某といふ者草創  
せしと云、文祿元年長悦と云密僧武州より來り此寺を  
中興せり、慶長三年河沼郡笈川 勝常村眞言宗勝常寺



の末寺となる、本尊虚空藏客殿に安す △觀音堂 客殿の東にあり、十一面觀音を安す 長一尺五寸古佛と見ゆ ○大光寺 境内東西二十六間南北三十一間年貢地 下遠田村にあり、曹洞宗五目組熱鹽村示現寺の末山なり、山號を福聚山と云、此寺千年餘の古刹にて舊七間四面の觀音堂あり柱は金を鏤め屋は檜皮葺なり、其外三重の塔を始め百七八十の堂宇に三十六の坊院壯麗を極めしゆゑ大光寺と名けしとぞ、今二王堂河原と云も此寺にありし二王堂の迹なりとぞ、村の東南沼上村の境内にあり 又田島の子に五輪堂と云處あり、村南にあり 此寺舊大刹にて耶麻一郡の高野と稱し地侍の五輪塔多くありしゆゑの名なりと云寺領は三百貫文其外年年施餓鬼の料もありしゆゑ施餓鬼田と云地名もあり、村北にあり 其後いつの頃よりか寺料を失ひ堂宇頽破せしを、越後國より安翁と云僧來て此寺を再興せり、其徒弟存茂慶長の頃此寺に住し始て示現寺末山となる、觀音堂に安置せる千手の木像は運慶作にて靈驗も多くあり、其外古佛多かりしが數度の回祿にこれを失ひ今は災後に造れる新像のみなり、又此寺の續きに五所宮と云所あり、此も舊此寺の境内にて五所權現とて稻荷・祇園・加茂・春日・天神の五座を祭り一村の鎮守なりしと云今はなし、本尊釋迦客殿に安す

△藥師堂 境内にあり △觀音堂 同上、千手觀音を安す、脇立不動毘沙門、  
 ○古蹟 ○館迹四 一は上遠田村の戊亥の方にあり、東西四十八間、南北四十間、何れの頃にか湯上豊前某と云者住せしとぞ、今は畠となる、又法林寺秀綱の後裔葛西三郎義貞住し後遠田五郎長綱領せりと傳れども詳ならず、一は下遠田村の北にあり、東西四十二間南北五十二間、三橋備前定重二男刑部重治住せりと云、今は畠となりしかども土居の形存す、一は下遠田村にあり一は端村新屋敷にあり、何れの頃何人の住せしにや、共に今は土居陸の形もさだかならず、  
 ○褒善 ○孝行者總兵衛 下遠田村の農民なり、安永六年褒賞して米を與へき ○善行者太兵衛 同村の農民なり、安永六年同上 ○善行者鈴木佐助 同村の肝煎なり、安永八年同上 ○孝行者あき 上遠田村の農民文助妻なり、天明元年同上 ○忠義者喜助 同村の農民なり、天明元年同上 ○忠義者うむ 同村の農民喜右衛門妻なり、天明八年同上 ○忠義者武兵衛 同村の農民なり、寛政十年同上 ○善行者龜吉 同村の農民なり、寛政十一年同上 ○忠義者はつ 下遠田村の農民清吉伯母なり、享和三年同上

●新井田村 建仁の頃田邊義秀と云もの此地に來り、館を築て住し、新に田地を開きしゆゑ新井田村と號けりと云、府城の北に當り行程三里二十四町、家數二十四軒、東西二町二十間、南北一町十四間餘、四方田圃なり、東二町三十九間熊倉組高木村の界に至る、其村は辰に當り五町二十間餘、西四十三間餘、北三町二間、共に熊倉組源太屋敷村の界に至る、其村は北に當り五町十間、南六町五十四間餘、鹽川村の界に至る、其村まで二十一町十間餘、又巳の方九町三十間別符村の界に至る、其村まで十二町三十間、  
 ○山川 ○姥堂川 源太屋敷村の方より來り、村東を南に流るゝと十六町四十間餘、別符村の界に入る ○大奈川 村西三町四十間餘にあり、源太屋敷村の方より來り、六町十間餘、斜に辰巳の方に流れ姥堂川に注ぐ、廣四間計、  
 ○關梁 ○橋 村東姥堂川に架す、幅四尺餘長十間半、隣村に行く路なり、  
 ○神社 ○三島神社 境内四間四方免除地 村北にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・拜殿あり、徳昌寺是を司る、  
 ○寺院 ○徳昌寺 境内東西二十二間南北十七間年貢地 三島社の西にあり、曹洞宗寶珠山と號す、開基詳ならず、慶長元年全篇と云僧住す、承應元年會津郡南青木組天寧村天寧寺十五

世善尊住せしより天寧寺の末山となる、本尊釋迦客殿に安す、  
 ○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西三十二間、南北四十二間、堀土居の形猶存す、建仁三年田邊右衛門義秀築けりと云、  
 ○舊家 ○田邊新左衛門 此村の肝煎なり、先祖を右衛門義秀と云、熊野別當湛増が支族にて、壽永年中源平の軍に湛増従はん所を知らず、神慮に任せんとて新宮の社前にて赤白の鶏を番へ闘はしめ、白きを源氏とし赤きを平家と定め雌雄をトせしに赤鶏みな雌伏す、さては源氏の御方に奈らんと僉議して源義經の麾下に従ふ、義秀八島の合戦に功あり、建仁元年此國に來り耶麻郡猪苗代に住し同三年此に來り住す、其裔孫五郎左衛門秀將と云者天正十四年故有て所領を失ひ、新左衛門に至るまでの世次詳ならず、家に文書一通を藏む何人のあたへしと云ことを傳へず、朱印あれども分明ならず、意ふに伊達家よりあたへしものにて、其文左に録す 會津山之郡にいたの内、興徳寺わき寺家さいせういん分ゆい所之事、  
 年貢壹貫文館えの役錢五百文惣役壹貫仁百三十文合て仁貫七百三十文之所知行誰に下置候とも右之年貢



役之外遠亂あるましく候、依之其身何もそうさをい  
鐵杖(マ)と持可致在陣者也、永代不可有相違候、仍如件、  
天正十七己丑年八月十七日 朱印

田那邊五郎左衛門とのへ

●シモトネガハ下利根川村 府城の北に當り行程三里二十五町餘、家  
數二十三軒、東西四十間南北四町三十三間、四方田圃な  
り、東五町五十八間、小沼組常世村の界に至る、其村まで  
十二町十間餘、西二町八間、熊倉組高木村の界に至る、其  
村は未に當り二町四十間、南三十間下小出村の界に至る、  
其村まで三町十間餘、北は村際にて小沼組上利根川村に  
界ふ、其村は寅に當り五町五十間餘、又亥の方二町三十  
九間熊倉組大田村の界に至る、其村まで十町五十間餘、  
此村もとは二町餘東米澤街道の傍にあり、元祿二年今の  
地に移しぬ、

○山川 ○大鹽川 村東六町二十間にあり、上利根川村  
の境内より來り、南に流るゝこと六町二十間上窪村の  
界に入る、

○水利 ○小鹽堰 上利根川村の方より來り、田地の用  
水となり下小出村の方に注ぐ、

○神社 ○三島神社 境内東西五間南  
北七間免除地 村中にあり、鎮座の  
始詳ならず、鳥居・拜殿あり、北小路大久保播磨假に司

る【相殿四座】△伊勢宮 本村より移せり △伊豆  
神 同上 △諏訪神 同上 △天王神 下小出村より  
移せり、

○寺院 ○眞福寺 境内東西二十二間  
南北十九間年貢地 村東にあり、眞言宗

川西組本寺村惠日寺の末山なり、山號を相應山と云、何  
れの頃の草創にか詳なる事を知らず、永祿三年看尊と  
云僧修造せりと云、此寺も昔は米澤街道の東にあり、  
正徳四年今の地に移しぬ、本尊觀音客殿に安ず、

○古蹟 ○石碑 村東二町餘米澤街道の傍にあり、高二  
尺餘、幅一尺五寸計、上に梵字あり、下に若持八万四千  
法藏十二部經爲人演說右爲成行卅三年、貞治六丁未八  
月廿八日と彫る、

○舊家 ○彌右衛門 此町の農民なり、先祖は葦名家譜  
代の臣にて神田助六郎季運と云、天正の頃川西組行津  
村を領す、其子を右馬允季順と云、伊達政宗猪苗代に  
亂れ入し時、右馬允を招て猪苗代盛國が手に屬し、磨上  
の戦に向はしむ、右馬允やむとを得ず、盛國に従へし  
が、兎角して戰場を遁れ鹽川村に來り知音のもとに隠  
れ住み、歳月を経て慶長四年に本郡別符村の地に新田  
を開て一村とし、下小出村と云、後下小出下利根川の肝  
煎となり此村に住す、其子七右衛門季説其子新七季胤

相續て肝煎となりぬ、今の彌右衛門は其後なり、又下小  
出村の百姓利右衛門と云ものは彼神田が支族なりとて  
慶長四年荒地を開きし時の文書を藏む、其文左に録す、  
已上

別布領荒地高百廿石之所之肝煎分に定置候、并神田  
作式高拾貳石之所も相添肝を可煎候、前代之遺所に  
まかせ肝煎分一圓に雖望候、近年之肝煎此餘事は又  
不成候間、荒地分肝煎に申付候上は、不殘開作いた  
すすへき者也、仍如件、

慶四

三月十七日

滿願寺 印

神田新二郎とのへ  
同 右馬允とのへ 進之

○褒善 ○茂左衛門 父を次右衛門祖父を次郎右衛門と  
云、みな農の事懈らず實行をもて世に知らる、茂左衛  
門家貧しけれども家内睦じく性質孝行にて慈悲の心深  
くかりにも人と争ふ心なし、人の憂喜を聞ては己が身  
にあるごとくし又よく農業をつとめて年貢を納むべき  
期を違はず其行跡一村の儀表なりければ寶永二年褒賞  
して米を與へぬ ○勘太郎 十六歳の時年貢の未進を  
補ふべき爲に府下七日町に奉公せり、父も弟も病身な  
れば其身遠方に在ては時々助も成がたしとて本郡下

川前村に奉公し其外所々に奉公せしうち大鹽村に仕へ  
し時は、親里まで二里餘の道なるに主人の用を勤め終  
り毎夜歸て二親の爲に床をのべみづから臥しこころみ  
て親を臥さしめ、又親と弟を養ふべき料に奉公の暇に  
みづから耕作せし所の田畝を見めぐり、夜あけぬさき  
に歸り主の用事を闕ことなく、よく仕へて主人の心に  
叶へ暫くの手透にも手業をなして年貢の不足をも盡く  
補ひけり、父勘左衛門先祖追福のために石佛を造立し  
たく願へども力及ばざりしを兎角してこれをも造立せ  
り、能く一村のうちに睦じく親族にも親しかりければ  
享保十三年米をあたへて賞美せり ○與右衛門娘とめ  
足たゞざれば人に嫁すべき様もなく家に在てよく父母  
を養ひ力を盡す、父は六年前に病死し母は久く中風を  
やみ片手を動かすことあたはず考案てありければ、幼き  
子を養ふ如くにすれども次第に病おもりて手足ともに  
心の儘ならねば、晝夜の寝起に手をそへ己も足たゞね  
ば母のふしとまで膝にてゆき手足など洗はせ、日々に  
臥所の敷物をとりかへ何事も母の心に違はず、其身の  
力にあたはざれば隣家の子をたのみ其望にまかせけり  
又親兄弟の年忌には己が食を減して心計の布施をひき  
外にたすくべき親類もなければ、かたはの身にて木綿



の糸ひきて賃をとり兎角して母を養へり、されば貧民の扶持米を賜はらんことを願ひ出んなど村の者共云けるにも、上の恵にて母を養はんこと本意ならず、只願はくばおのが手業にて養ひ終りたきよしを云て孝心愈厚かりければ、延享二年米をあたへて賞せり、

●下小出村 此村慶長四年神田右馬允季順と云もの鬮けりと云、府城の北に當り行程三里二十三町、家數九軒、東西二町二間、南北二十五間、四方田圃なり、東三町三十四間上窪村の界に至る、其村は已に當り七町五十間、西一町五十五間熊倉組高木村の界に至る、其村は戌に當り三町餘、南一町二十五間別符村の界に至る、其村は申に當り二町四十間餘、北二町四十二間下利根川村の界に至る、其村まで三町十間餘、

○水利 ○小鹽堰 下利根川村の方より來り、田地の用水となり下流別符・鹽川兩村の田地に灌ぐ、

●別符村 府城の北に當り行程三里十八町餘、家數七軒、東西一町四十五間、南北二十九間、此より四町四十間、子丑の方に家數十軒あり、東西四十八間南北一町四十八間、田島のために便り悪しとて寛政十一年こゝに移せり、共に四方田圃なり、東二町上窪村の界に至る、其村まで五町三十間餘、西三町四十一間、南二町二十四間共に鹽川村

の界に至る、其村は南に當り四町三十間餘、北一町二十六間、熊倉組高木村の界に至る、其村まで二町五十間餘、又亥の方三町新井田村の界に至る、其村まで十二町三十間、寅の方一町二十間下小出村の界に至る、其村まで二町四十間餘、村東に米澤街道あり、左右に一里塚あり、

○山川 ○姥堂川 新井田村の方より來り、西より南に廻り六町餘流れ鹽川村の界に入る、

○關梁 ○橋 村南米澤街道姥堂川に架す、幅二間長七間四尺、

○神社 ○熊野宮 境内東西八間南北三十間免除地 村西一町にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・拜殿あり、北小路大久保播磨假に司る【相殿十一座】△稻荷神社四座 二座は本村より移し、一座は新井田村より移し、一座は高木村より移しぬ △諏訪神 本村より移せり △伊勢宮二座 一座は新井田村より移し、一座は高木村より移しぬ

△山神 新井田村より移しぬ △幸神 同上 △山王神 同上 △十二所神 高木村より移しぬ、

○褒善 ○善行者藤兵衛 明和三年米を與て褒賞しき、

●上窪村 カミクボ 端村 中窪 府城の北に當り行程三里十八町、家數十三軒、東西一町南北三町二十八間、南は端村中窪に續き東西北は田圃なり、東三町一間竹屋村の界に至る、

地を高く築き出して此神を勸請せりとぞ、社前に杉の古木あり、昔傍の杉の枝を伐しに此木の枝にかゝりて連理となれりと云【相殿六座】△伊勢宮 本村より移せり △稻荷神 同上 △伊豆神 同上 △日光神 同上 △婆神 同上 △大明神 同上

○寺院 ○觀音寺 境内東西九間南北十四間年貢地 村中にあり、花寶山と號す、天台宗府下七日町常光寺門徒なり、何れの頃の草創にか詳ならず、始は曹洞宗なり、元和中亮圓と云僧住してより台家となりしと云、本尊彌陀客殿に安ず、

○墳墓 古塚 村北一町二十間餘島中にあり、高五尺周七間計、老農傳へて宇都美丹波某が墓なりと云、昔は松の老樹ありとぞ今はなし、

○古蹟 ○館迹 村北にあり、何れの頃にか宇都美丹波と云もの住せりとて其所の字を丹波館と稱す、今は民家となれり、又法林寺秀綱十一代の苗裔葛西右馬介と云者、此村に住せしよし云傳ふれども其所詳ならず、

○褒善 ○忠義者彦四郎 文化二年米を與て褒賞せり、

●下窪村 シモクボ 府城の北に當り行程三里十四町餘、家數二十九軒、東西一町五十一間南北二町十一間四方田圃なり、東五町二十間三橋村の界に至る、其村は辰に當り九町餘西二町二間鹽川村に界ひ大鹽川を限とす、其村は未申に

其村まで十一町四十間餘、西一町三十八間別符村の界に至る、其村まで五町三十間餘、南一町一間下窪村の界に至る、其村まで二町餘、北五町五十五間下利根川の界に至る、其村は亥子に當り十三町十間又丑寅の方二町四十七間小沼組金森村の界に至る、其村まで十三町餘、未申の方一町四十八間鹽川村の界に至る、其村まで七町五十間餘、昔村の戌亥の方に沼あり、其沼より明玉出て空に升りしより玉明村と云しが、沼涸て後今の名に改めしと云、

○端村 ○中窪 ナカクボ 本村の南に連る、家數十六軒、東西四十五間南北一町四十四間、東西南は田圃なり、

○山川 ○大鹽川 村西一町十間餘にあり、下利根川村の境内より來り、南に流ること五町計、下窪村の界に入る、廣七間計 ○境見川 村東二町十間にあり、金森村の方より來り、南に流ること七町計下窪村の界に入る、廣三間、

○關梁 ○橋 村の一町餘戌の方大鹽川に架す、幅一間長七間、隣村に行く徑路なり、

○神社 ○稻荷神社 境内東西八間南北三間免除地 村より戌亥の方にあり、鳥居・拜殿あり、北小路大久保播磨假に司る、此地そのかみ沼ありて明玉出て空に升りしとぞ、今は涸て田畝となる下濕にして沼の形猶存す、何れの頃にか社



當り五町三十間餘、南七町四十三間河沼郡筭川組濱崎村の界に至る、其村は未に當り十一町十間餘、北一町二間上窪村の界に至る、其村まで二町餘、又寅の方五町二十九間竹屋村の界に至る、其村まで十四町十間餘、

○山川 ○大鹽川 村西にあり、上窪村の方より南に流るゝこと十四町十間鹽川村の界に入る ○境見川 上窪村の方より來り、村中を過ぎ凡十五町二十間餘西南に流れ大鹽川に注ぐ、此川の傍に長三尺計の石佛あり、諸病を患るもの夜半爰に詣て祈願すれば靈驗ありと云、里人これを姥神の云、又大日とも云、

○關梁 ○橋三 一は本村より六町餘、未申の方大鹽川に架す、幅一間半長十四間、隣村の通路なり、一は村中にあり、一は村の未申の方にあり、共に幅七尺長六間境見川に架す、

○水利 ○狐堰 竹屋村の方より來り、此村の田地に灌ぎ下流境見川に入る、  
○神社 ○諏訪神社 境内東西七間南 村中にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・拜殿あり、北小路大久保播磨假に司る【相殿二座】△伊勢宮 本村より移しぬ △天神 同上  
○舊家 ○鈴木市右衛門 先祖は七左衛門某とて加藤家に仕へ百六石餘の地を領し此村に住せり、加藤家石見國に移りしとき七左衛門も從て彼地に行しが仕を致して此地に歸り、再び越後國村松に遊び劍術手跡を師範し其身を終れり、其弟を七右衛門と云此地に止り肝煎となり今の市右衛門まで數世肝煎を勤む、家に文書三通を藏む、其文如左、

以上  
漆村領より下くほへ相通候井水之儀、前々きつ水の時はもらひ通候由之處、相留候儀不届候、前々のとく無異儀可相通者也、  
慶長十五 岡半兵衛  
五月廿二日 町野左近助 (花押)  
繁阿 (花押)  
うるし村肝煎百姓中

以上  
下窪村へもらひ水之儀、如前々無異儀可相通者也、  
慶長十六、 岡半兵衛  
六月初日 町野左近助 印  
繁阿  
漆村 熊倉村 たて村 高柳村  
まつ澤村 小沼村 宮野目村 常世村 金森村

以上

漆村より下窪村へ相通候井水之儀、前々きつ水之時はもらひ通候處、慶長十五年に漆村之者異儀を申に付而折紙被遣相通候、同十六年に金森村に而相留候割御筋在々へ折紙遣相通候つる、然處又當年常世村之者相留由に候、先達折紙兩通遣相通候處、令違背兎角申儀不相届候、則爲奉行御歩之衆差越候間、如前々急度可相通候、以來之儀もつき水之時は毎年無異儀可相通者也、

慶長十八 岡半兵衛  
六月十日 町野左近助 重政 印  
繁阿 印  
漆村 熊倉村 たて村 高柳村  
まつ澤村 小沼村 宮野目村 常世村 金森村

○褒善 ○善行者孫三郎 明和四年米を與て褒賞しぬ、  
○善行者茂左衛門 同上 ○忠義者吉四郎 享和四年同上  
○三橋村 府城の北に當り行程二里二十一町、家數二十五軒、東西二町五十六間南北一町五十一間、四方田畠なり、東二十二町四十間餘、竹屋・田中兩村の山に界ふ、西三

町四十六間南二町六間共に河沼郡筭川組濱崎村に界ふ、北七町三間竹屋村の界に至る、其村は丑寅に當り十四町餘、又辰巳の方二町十二間餘金川村の界に至る、其村まで三町五十間餘、午未の方一町三十五間筭川組水谷地村に界ひ日橋村を限とす、戌亥の方四町四十一間下窪村の界に至る、其村まで九町餘、寅の方一町五十七間田中村の界に至る、其村まで十一町五十間餘、寅卯の方五町二十二間深澤村の界に至る、其村まで九町五十間、  
○山川 ○日橋川 金川村の方より來り、北に流れ西に廻り村南を過ぎ、又南に轉じ西に折れ凡五町十間餘流れ濱崎村の境内に入る、  
○水利 ○狐堰 金川村の方より來り、田地の用水となり深澤村の方に注ぐ ○駒形堰 金川村の方より來り深澤村の方に注ぐ、此堰何れの頃築しかを知らず、土崩れ堀形埋み年久く廢して數村用水に苦み屢旱損に逢しを、寛政六年二萬八千餘の工夫を催し再び此堰を鑿り大石を破り山を切崩し、二里八町餘の渠を通じ翌年に至りて其功成れり、是より旱魃の患なし、  
○神社 ○熊野宮 境内東西十間南 村中にあり、何れのとすきの勸請と云ことを知らず、鳥居・拜殿あり、北小路大久保播磨假に是を司る【相殿三座】△伊勢宮 本村



より移せり △稻荷神 同上 △天神 同上

○寺院 ○宗源寺境内十一間四方免除地 村南にあり、曹洞宗海江山と號す、天寧村天寧寺の末山なり、文祿年中宗源と云僧野州より來て此山を開けりとぞ、地藏を本尊とし客殿に安ず、

○古蹟 ○館迹 村の未の方にあり、本丸迹東西四十三間南北四十二間、二の丸東西五十間南北一町五十間計加納盛時の孫三橋太郎義通築く、義通は小荒井組貝沼村及此村を領せしが十四代の孫越中盛茂天正己丑の亂に葦名義廣に従て黒川に退きければ、六月七日伊達政宗駒形山を下て此城に據りしと云、今は島となりしが城隍の形存せり ○馬場迹 熊野宮の東にあり、東西一町四十間南北二間半、又此續に的場迹あり、共に田圃なり、字のみのこれり、

○褒善 ○孝行者彌六郎 安永三年米を與て褒賞せり、

### 新編會津風土記卷之五十四終

まで八町、

○山川 ○駒形山 村東十町餘にあり、此山の南面草木生ぜざる沙石の地其形逸馬に似たり故に名く、天正己丑磨上原の戰散して後、伊達政宗駒形山を下て三橋村の壘に據ると云は此山のとなり ○日橋川俗に堂島 馬場新田村の方より來り村の西南を回て二十九町餘流れ三橋村の方に注ぐ、

○關梁 ○橋 村より二町三十間末の方日橋川に架す、幅二間長十六間餘勾欄あり、米澤に通る裏街道なり、

○水利 ○駒形堰 赤枝村の方より來り三橋村の方に注ぐ ○狐堰 駒形山の麓にて日橋川を引き田地に灌ぎ三橋村の方に注ぐ、昔金川三橋深澤田中竹屋下窪小沼組金森七箇村の者共水に乏く耕すべき便なきを患へ、相共に田中村の稻荷神社に詣り深く祈願せしに、神巫女に託して二月初午の日を待べしと云告げありければみな奇異の思をなし翌春の二月初午の日を待て稻荷神社に詣りしに、白狐彼社の森の中より出て殘雪に蹤附て東南の方に走り行く、人々其蹤を認て從行しに駒形山の邊にて跡なくうせにけり、因て麻マを束マて驗しとし堰を築ん事を金川村の地頭石井丹波守に請ふ、石井又下荒井大和守盛繼に謀り命じて此堰を築しむ、應永

### 新編會津風土記卷之五十五

#### 陸奥之國耶麻郡之五

#### 鹽川組下十四箇村

●金川村 府城の北に當り行程二里八町、家數四十二軒、東西一町三十八間餘南北三町四十四間餘四方田圃なり、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、米澤に通る裏街道なり、東八町十間山麓に至る、其奥は數峯連なりて境界分ちがたし、西三町四十間河沼郡笈川組高瀬新田村の界に至る、其村は未に當り六町餘南三町五十間河沼郡代田組島村に界ひ日橋川を限とす、其村まで四町五十間北一町四十四間餘三橋村の界に至る、其村は戌亥に當り三町五十間餘又辰の方六町馬場新田村の界に至る、其村

二年朔日に其功成れり、これより瘠地皆膏腴となり今に其利に頼れり、因て狐堰と名附しとぞ、此村の百姓藤吉と云者の家に古文書あり、堰を築きしときの文書なり、因て此に録す、

奥州會津ふもとのさと金川之新堀之事、殊外依日照、九ヶ村殿を始として悉く談合をもつて金川石井方えこんはう申下、荒井殿へ御わひ事あつて水した分散つもりにゑしる分付申、其ゑりう田之事、  
さかい 三百かり、三橋より大寺分  
橋もと 二百かり同 同 七十かり同  
長堤 四百かり同 同 小二百かりふか澤分  
井に 四百かり大寺分 關根 八百かりふか澤分  
同 四百かりちしやういん分  
くね崎 百卅かりたけや分 同 三百かり同  
同 七百かり同 垣崎 千かり同  
以上江代分四千九百刈分にて侘言落着申、然に新關は大もちさかの井とやの下駒がたのつきむちな石のすそのより水あかり新堀ほれ候、然にかの堀あまたの領分ほれるによつて境之問答出來申、然間從御館爲見分の青木殿被指越候、各々宿老中よりは





松本殿之御代官  
 松本 彌五郎殿  
 富田殿より 星 藤七郎  
 平田殿より 山内 彦衛門尉  
 佐瀬殿より 佐瀬 太郎衛門尉  
 安在孫 左衛門尉  
 下荒井殿より 花積勘解由左衛門尉

金川古人には大河原二郎四郎罷來候、水下よりは九箇村殿金川石井や古人を先達、三橋は白鞍淵の上つほ沼のおちしりねむちり堀の北むかい、深田七十疇同臺田七十疇穴田七百疇の北の堀をのほりに、こう田は境堀道をのほりにはしくたり、小丸山をつゝこしに柳澤の田かまちしもはせき、下上はやちをのほりに堀むかひはやひろくほのすそたいら也、

山境之事

大窪の澤をのほりに長坂をつすこしにこう窪のかつノ長峯のすさき小丸山はうとふみ取上さかの下あまぬまは山かい道の北の澤へつゝこしにひきいれ澤くたりに大ふか澤をのほりにあふきみねは中みねのみよつち北の澤をつゝこしにおくにやち馬のかみたちはずちやうのわき取上石をくたりに水石の下とち澤のかつちそねかい道をくたりにこわし水南のそね鏡石

の上のくき西のくほは一の澤をくたりに鳥居とうけの南のそね下澤のみかつちあま沼の西のうちこししやうふ澤を下に大もち坂くひとう原のすその権現堂のふちへ野澤のおち合かきり也、  
 一境落着候之間、山手さたまり申馬壹疋十文、かち人は五文、赤井田は百五十文請切候、然に赤井田より水錢不澄候間、鳥居峠の下によけ堀ほれ候、依夫々佗言被申百五十錢水錢出候、以上山手水錢三百文に候、三橋への下郷の水錢三百文山くち秋春廿人也、  
 一山下之村々日記之事  
 濱崎三ヶ村 北田 同やち 佐野 勝常寺 鹽川 遠田 替沼 窪 たものめ へつふ  
 右木留は札を引しらへ可申、  
 抑此證文、自今以後境之間答或は郷新田或は山邊野手以外爲違亂之時刻、金川石井大河原二郎四郎兩人に預置候、新堀之御時者 應永二年乙亥六月一日也、境立之事者 同八月五日に立候事明鏡候、  
 下荒井大和守

○神社 ○戸隠神社 境内東西八間南 平盛繼朝臣 (花押)  
 北五間免除地 村西にあり、鎮座の始詳ならず、祭神は手力雄命なり、古木多くして神さ

ひたり、鳥居・拜殿あり、府下北小路大久保播磨假に是を司る【相殿七座】△伊勢宮 本村より移しぬ △八幡宮 同上 △熊野宮 同上 △婆神 同上 △礫神 同上 △加和利權現 同上 △今宮 馬場新田村より移しぬ、

○寺院 ○金川寺 境内東西三十一間 村中西頼にあり、松峯山と號す、曹洞宗會津郡南青木組北青木村惠倫寺の末山なり、開基の年代詳ならず、昔若狭國小濱より一人の老比丘尼來りて勝地を相し、この村の地頭石井丹波守に請て一字を建立す、地名に因て金川寺と號せりみづから彌陀の靈像を刻て本尊とす、長二尺六寸あり住職年を経て八百歳の齡を保てり、因て世にこれを八百比丘尼と云、別に法諱ある事を知るものなし、又此寺の前に鶴淵と云淵あり、其側に大なる奇石二つ並べり、其形狀奔馬に似たり因て歌あり、 詠人不知

會津山麓の里の阿彌陀堂霞かくれの鶴淵の駒縁起の載する所斯の如し、此寺昔は村の辰巳の方十町餘をの亂に兵燹に罹て後此地に移せりとぞ今猶礎石あり此所の前に淵あり即ち鶴淵なり又俗説に此八百比丘尼は秦勝道が女なり、勝道は秦川勝が孫にて朝に仕て諫諍し讒者のために放逐せられ、和銅元年此地に來り會津山の麓に謫居す、里長の女に相馴れて養老二

年正月元日に此比丘尼を生めり、勝道かねて庚申を尊崇し村の父老を集めて庚申講を營しに、ある日駒形岩の邊鶴淵の底より龍神出て大衆を饗應す、中に九穴の貝あり、人怪て食はず道に棄しを勝道拾て家に歸る、此比丘尼探て食しゆえ壽を保てりと云、此説縁起と異なりいづれも來歴證とすべきなし △客殿 八間に五間本尊釋迦脇立文珠普賢 △阿彌陀堂 境内にあり、本尊長二尺六寸立像なり、聖德太子の像を安置す、共に八百比丘尼の作と云、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、石井丹波守平盛秀築けりと云、今は民家となり館中と云名のみ残り、  
 ○舊家 ○藤吉 此處の農民なり、石井丹波守平盛秀が遠孫なりと云傳れども世系詳ならず、應永年中の古證文を持傳ふ、文書は上の狐堰の條下に出す

○褒善 ○忠義者半右衛門 天明七年米を與て褒賞しつ馬場新田村 府城の北に當り行程二里十六町餘、家數七軒、東西一町三十間南北五十間山足に住し日橋川に傍ふ、東二町西二町北二十五間共に金川村の界に至る、其村は戌に當り八町南二十間河沼郡代田組島村に界ひ日橋川を限とす、其村は未申に當り十三町、  
 ○山川 ○日橋川 俗に堂島 赤枝村の方より來り村南を



西に流るゝこと四町餘金川村の方に注ぐ、

●深澤村 端村 新田 府城の北に當り行程二里三十三町家數二十三軒、東西一町二十間南北一町、東は山に近く西南に田島あり、北は田中村に續く、東十二町餘竹屋・田中兩村の山に界ふ、西二町二十間田中村の界に至る、南四町二十八間三橋村の界に至る、其村は未申に當り九町五十間、此村米澤に通る裏街道なり、

○端村 ○新田 本村より八町東にあり、家數二軒、東西五十間南北二十間、山間に住す、

○水利 ○駒形堰 三橋村の方より來り田地の用水となり田中村の方に注ぐ ○狐堰 三橋村の方より來り田地の用水となり田中村の方に注ぐ、

○神社 ○熊野宮 境内東西四間南北六間免除地 村の丑寅の方小高き所にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・拜殿あり、北小路大久保播磨假に是を司る 【相殿七座】 △伊勢宮二座 一座は本村より移し、一座は田中村より移しつ △稻荷神 本村より移しつ △富士神 同上 △菅明神 同上 △山神 竹屋村より移しつ △腰王神 同上

○寺院 ○淨光寺 境内東西十四間南北八間免除地 村中にあり、平塚山と號す、弘治三年葉山と云僧建立し本州相馬同慶寺十世快巖を請て開山とす、天正年中兵燹に罹て院宇塔頭皆

焼亡し觀音の靈像のみ残りりと云、即同慶寺の末山曹洞宗なり、本尊十一面觀音運慶作と云傳ふ 客殿に安す ○五輪二基 境内にあり、平塚亮貴夫婦の墓と云傳れども文字なし、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、一町四方何の頃にや平塚亮貴と云もの住せしとぞ ○寺窪村跡 村の東南山間にあり、往古は寺窪とて民家あり、何れの代にか廢す、今は字のみ残りり、

○舊家 ○平塚善十郎 此村の肝煎を勤む、平塚亮貴が十一世の孫と云、系圖なければ詳なることを知り難し、

●田中村 端村 新田 府城の北に當り行程三里、家數二十九軒、東西二町南北二町、東西は田圃なり、東十六町山麓に至る、其奥は境界分ちがたし、西八町五十四間三橋村の界に至る、其村は未に當り十一町五十間餘、南は深澤村に續き、北は竹屋村に並び共に村際を界とす、此村米澤に通る裏街道なり、

○端村 ○新田 本村の東十六町山中にあり、家數七軒、東西二町南北五十間散居す、

○山川 ○大原山 村より十六町辰の方にあり、周九里計遶廻として高からず松樹多し、蕨シガラヒ蘘蕨を産す、數村入達なり ○扇峯 アツキガ 大原山に續き高く峙ち其形倒に扇

を懸たるが如し、故に名く、松樹多しこれも數村入達なり、又村東の山中に高三尺計の壇七あり、天正己丑の亂に戰死せし者を埋めし所なりとぞ、

○水利 ○駒形堰 深澤村の方より來り田地の用水となり竹屋村の方に注ぐ ○狐堰 深澤村の方より來り田地の用水となり竹屋村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十間南北二十間免除地 村中小高き所にあり何れの頃にか山城國稻荷山より勸請せりと云、應永二年狐堰成し時此村の地頭小瀧右衛門深く此神の靈あるを信じ、神恩を謝せんとて宮社を修造し神籬の四面に池を回らし船を浮て祭りをなし壯麗を極めしとぞ、此地を船森と云ひ又池島とも云今も社地の四方に其形存す、祭禮は九月九日なり、鳥居・拜殿あり、龍泉寺是を司る △末社一座 △山神社 本社の右にあり、

○寺院 ○龍泉寺 境内東西十七間南北十二間免除地 村中にあり、曹洞宗北青木村惠倫寺の末山なり、船森山と號す、元龜年中吞芝と云比丘加州より藥師の像を齎し來て此寺を開けりと云、本尊藥師脇立日光月光客殿に安す、

○褒善 ○忠義者忠左衛門 寛保元年米を與て褒賞しつ

●竹屋村 府城の北に當り行程三里十五町餘、家數二十七軒、東西二町五十三間南北一町三十三間、東は山に近

く四方田島なり、東十五町山麓に至る、其奥は群山連りて境界分ちがたし、西八町二十二間下窪村の界に至る、其村は申に當り十四町十間餘、南は田中村に隣り其村際を界とす、北三町五十五間南屋敷村の界に至る、其村は亥子に當り七町十間餘、又丑寅の方五町四十四間松崎新田村の界に至る、其村まで九町十間餘、此村米澤に通る裏街道なり、

○關梁 ○橋 村より辰の方一町三十間駒形堰に架す、長六間隣村の通路なり、

○水利 ○狐堰 田中村の方より來り二派となり、一は小沼組金森村の方に注ぎ、一は田地の用水となり下窪村の方に注ぐ ○駒形堰 田中村の方より來り田地の用水となり南屋敷村の方に注ぐ ○堤 村東十八町にあり、東西一町十五間南北一町餘寛永七年に築けり、

○神社 ○諏訪神社 境内東西五間南北十一間免除地 村東一町石階を登て山上にあり、鎮座の始詳ならず、古木ありて神さびたり、鳥居・拜殿あり、修驗國全院の司なり、

○麓山神社 境内東西十五間南北七間免除地 村東一里計山中にあり、鎮座の始を知らず、鳥居拜殿あり、鹽川村北野院是を司る

○寺院 ○觀音堂 境内東西十三間南北二十間免除地 村東坂を上りて高き所にあり、天正元年快元と云比丘越後より來り村北の



山下に堂宇を營み蓮慶が刻める如意輪觀音の座像長三尺なるを安置す、慶安四年地面狹しとして此所に移せり、今其舊地に方五尺計の清水あり、閑伽の井なりしとぞ、堂は正徳年中再造する所にて四間四面南向なり、四方に高欄縁ありて頗る精緻を極む、相傳て懷妊の婦此觀音に祈れば難産の患なしとて參詣の者多し、世俗呼て子安觀音と云、六月十六日に會式あり、△總門 村東にあり、△二王門 總門を入れて石階の上により、兩傍に力士の木像あり、△鐘樓 二王門の左にあり、鐘徑二尺一寸五分、貞享五年現住横山頓秀と彫附あり、  
 ○別當觀音寺 境内東西十一間南 總門を入れて左にあり、曹洞宗會津郡南青木組小田村寶積寺の末山大雲山と號す、天正元年快元と云僧草創すと云、本尊釋迦客殿に安す、

○古蹟 ○館迹 村より四町計寅の方にあり、應永の頃小瀧右衛門某と云者住せりとぞ、又本村と松崎新田村の界に溪流あり、是を小瀧澤と稱す、  
 ●南屋敷村 府城の北に當り行程三里八町、家數十一軒、東西一町十六間南北四十八間餘四方田畠なり、東七町三十六間松崎新田村の界に至る、其村まで九町三十間餘、南三町二十二間竹屋村の界に至る、其村は巳午に當り七町

十間餘、西北共に村際にて中屋敷村に界ふ、其村は北に當り一町三十間餘、此村米澤に通る裏街道なり、  
 ○水利 ○駒形堰 竹屋村の方より來り、田地の用水となり中屋敷村の方に注ぐ、

○神社 ○天神社 境内東西五間南 村東四町二十間餘にあり、鎮座の始を知らず、鳥居あり、北小路大久保播磨假に司る【相殿七座】、△伊勢宮 本村より移しつ、△稻荷神 同上、△山神 中屋敷村より移しつ、△鬼渡神 同上、△天神 同上、△諏訪神 上原新田村より移しつ、△湯殿神 松崎新田村より移しつ、  
 ○古蹟 ○館迹 村東四町三十間餘にあり、何の頃にか間鍋備中諱をと云もの住せりと云、今は畠となり字のみこれり、

○褒善 ○善行者富藏 寛政元年米を與て褒賞しぬ  
 ○忠義者近右衛門 寛政五年同上  
 ●中屋敷村 府城の北に當り行程三里十町、家數十四軒、東西二町三間南北一町四十四間四方田畠なり、東八町二十六間松崎新田・上原新田兩村に界ふ、松崎新田村は辰に當り十町餘、上原新田村は寅に當り十町三十間餘、西一町九間小沼組金森村に隣り其村際を界とす、南一町三十九間南屋敷村に隣り其村際を界とす、北三十二間小沼組

常世村の界に至る、其村まで一町五十間餘、村東に米澤に通る裏街道あり、

○水利 ○駒形堰 南屋敷村の方より來り、田地の用水となり常世村の方に注ぐ、

○褒善 ○忠義者權太郎 寛政七年褒賞して米を與へり  
 ●上原新田村 此村は大堀石見長重が子善右衛門宗道と云者寛永十二年に開ける新田なり、始は大原新田と云後に今の名に改めしとぞ、府城の北に當り行程三里十九町餘、家數六軒、東西二町一間南北四十六間山麓に住す、東は山に倚り西南北は田畠なり、東五町西一町三十間北一町五間共に小沼組常世村の界に至る、其村は西に當り八町餘、南二町九間松崎新田村の界に至る、其村まで三町四十間餘、又申の方二町九間中屋敷村の界に至る、其村まで十町三十間餘、

○舊家 ○善右衛門 此村の肝煎にて大堀土佐景長が後なり、其家の系圖によるに土佐は猪苗代三浦の支族盛國が長臣なり、秋屋某等と共に金曲城を守る、然るに天正十七年盛國・盛胤父子の軍起りて 盛國父子の軍起りしの條下に 川東組金曲村 猪苗代の騷亂大かたならず、土佐其間に在てとりあつかひけれど其事ならず、盛國に従ふときは不忠に黨し、盛胤に従へば不孝の人に從ふに似て進退き

はまりしかば、所詮其身のがれんにしかずと覺悟し、遂に盛胤と戦ひいたづらに敗北して金曲城を落ち、ゆかりについて葦名家の宿老富田將監が許に來り名を體夢と改め、後大沼郡田澤村に移り又河沼郡坂下村に住せり、其子石見長重、父と共に金曲城を去て本郡上利根川村に居住せしと云、其子善右衛門宗道と云もの寛永十二年始て此村を開て居住せしより、今の善右衛門正武までは八代なり、

●松崎新田村 此村昔は東の方四町餘にあり、寛文六年此に移しぬ、府城の北に當り行程三里十三町餘、家數八軒、東西五十二間南北一町三十三間山麓にあり、西北は田畠東南は芝原なり、東十一町三十二間南屋敷村の山に界ふ、西三町五十五間南屋敷村の界に至る、其村まで九町三十間餘、南四町竹屋村の界に至る、其村は未申に當り九町十間餘、北一町三十七間上原新田村の界に至る、其村まで三町四十間餘、又戌の方一町三十七間中屋敷村の界に至る、其村まで十町餘、戌亥の方一町四十六間小沼組常世村の界に至る、其村まで十町十間、

○原野 ○南原 村東より未申の方に回れり、東西十一町十二間南北二町二十三間、松崎新田・上原新田・中屋敷・南屋敷・小沼組常世・金森六箇村入達の秣場なり、



○水利 ○堤 村より辰の方五町十間餘にあり、東西一町十五間南北一町二間、

○墳墓 ○五輪 民家の西竹林の中にあり、應永の頃竹屋村に住せし小瀧右衛門某と云者の墓なりと云傳ふ、文字なし、

○赤枝村 アカエ 末那板倉 宮在家 此村昔赤井田村と云後今の名に改めき、府城の北に當り行程二里十八町二區に分る、一區は東西二町十二間南北二町九間、家數廿七軒、此より一町計南に一區あり、東西一町南北三十間、家數八軒、東南に田圃を圍き西北は山に傍ふ、東二町五十間上西連村の界に至る、其村まで十五町五十間、南五町十三間河沼郡代田組鴨田新田村に界ひ日橋川を限とす、北七町十間竹屋・田中兩村の山に界ふ、又未申の方十町馬場新田村の界に至る、其村まで十七町辰巳の方七町落合村の界に至る、其村まで八町、此村農隙に山木を伐り板に挽き生計とする者多し、

○端村 ○宮在家 本村の北にあり、家數八軒、東西一町三間南北十五間四方田畝なり ○末那板倉 宮在家より五十間餘南にあり、家數五軒、東西一町二間南北二十間餘、南は大谷川に傍ふ三方田畝なり ○下原新田 本村より五町二十間餘未申の方にあり、家數二軒、

東西二十二間南北二十四間、北は山に倚り南に田畝を開き日橋川に傍ふ ○切立新田 本村より十五町二十間餘未申の方にあり、家數三軒、東西五十二間南北八間餘、北は山に倚り南に田畝を開き日橋川に傍ふ、

○山川 ○赤枝山 村の西北より東の方に遶り西連山に接し大原山に續き金川山に交はれり、此山松に宜く多く美材を出す、西南隅の山を政宗物見の山と云、天正十七年政宗此地に亂入せしとき此山に登て四方の地形を望みしゆ此名ありとぞ ○日橋川 俗に堂島 落合村の方より來り村南を西に流るゝと九町五十間餘、馬場新田村の方に注ぐ ○大谷川 西連村の方より來り、村の東南を七町四十間餘流れ日橋川に入る、廣七間計、

○關梁 ○橋三 共に村より十二町未の方日橋川に架す河沼郡代田組方便村の餘下に詳なり若松に行く道なり、  
○水利 ○駒形堰 村の未申の方にて日橋川を引金川村の方に注ぐ ○狐堰 端村切立新田の東にて日橋川を引金川村の方に注ぐ ○堤 村より八町子丑の方にあり、周一町二十間計雄國堰の水を湛ふ、下流また雄國堰となり本組諸村の田地に灌ぐ、  
○神社 ○八幡宮 境内東西二十六間南北三十間免除地 村より二町亥子の方山麓にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、北

小路大久保播磨假にこれを司る 【相殿五座】 △伊勢宮 本村より移しぬ △稻荷神 同上 △山神 同上 △天神 同上 △四社明神 同上

○寺院 ○赤龍寺 境内東西十一間南北十九間年貢地 村中にあり、東光山と號す、眞言宗、府下博勞町自在院の末寺なり、開基の年代詳ならず、永祿四年越後國より永藏と云僧來て住せり、因て永藏を中興とす、十一面觀音を本尊とし客殿に安す、徳一の作と云傳ふ、

○寶物 ○長刀一振 昔日橋川を浚ひしとき役夫古き長刀を得己が家に持歸りしが、夜に入て聲ありしゆを怖てこの寺に納めしとぞ、日橋川は天正中伊達・輩名合戦沈みしの地なれば、此川に刀劍の類多くと云、

○地藏堂 境内東西十六間南北八間免除地 村南にあり、草創の年代を傳へず、村民の持なり、

○墳墓 ○五輪 村北八町計山路の傍にあり、高四尺計其製陋からず、よしある人の墓と見ゆ、文字なければ何人の墓と云ことを知らず、何の謂れにか土人は白五輪と稱す、傍に一株の松あり、

○古蹟 ○赤井戸 村中にあり、四尺四方程の小池なり村に災異あらんとするときは水色紅に變じ其兆を告げしとぞ、今は水涸て形計のこれり ○壘石 タタミ 村東十八

町山中にあり、高二丈餘廣五間計、土人傳て空海の積し壇なりと云、初空海此壇を築しとき、なかばに至り惡鬼來て、同く其側に石を積みしに、成らずして皆崩れ、空海の積める所は益高くなれりとぞ、

○褒善 ○善行者總助 天明三年褒賞して米を與へり、  
○落合村 此村は應安年中鈴木道徳と云者開けりと云、此地南に日橋川北に大谷川あり、村西にて二流合す、故に落合村と名く、府城の北に當り行程二里十八町、家數十七軒、東西一町五十二間南北二町四十間、東西南に雜木林の平山ありて北は大谷川に傍ふ、東十一町四十八間入倉村の界に至る、其村まで十八町十間餘、南五町四十間河沼郡代田組大和田村に界ひ日橋川を限とす、西六町十間赤枝村の界に至る、其村は戌亥に當り八町、丑寅の方一町西連村の界に至る、其村まで十三町餘、

○山川 ○日橋川 入倉村の方より來り村南を西に流るゝこと二十町餘、赤枝村の境内に入り俗に堂島川と云、  
○大谷川 入倉村の境内より來り、西北を二十四町餘斜に流れ赤枝村の界に入る、

○關梁 ○新橋 村より辰巳の方四町四十間餘日橋川に架す、長十六間幅二間、橋北に碑あり橋の記なり、其文左に載す、



耶麻郡落合村東南有大橋、距村二町半、大寺有舊橋古來謂之日橋、故一流總名日橋川、又村北有大谷川村西一里計、二水合故名落合日橋川、其源自猪苗代大湖出于戸口、到大寺之南八田野之北、過歷入倉而涿于落合也、石高流急而非舟筏之所及也、吏民牛馬有往來轉運之艱、當村之古老鈴木道德六世孫四郎右衛門重次、慶安三年創架人利之、寛文三年以官府之命被加修理矣、延寶四年有公命更架之、於是立大柱長梁、施高欄其製愈堅固也、時猪苗代之東河及代田高久笈川鹽川瀧澤之田夫出錢備其材、藤森某監焉、四郎右衛門後稱道古、先是正保三年應官府之募、就磐梯山之溫泉開舊跡、浚湯源作浴槽、列廬舍建湯泉社、皆自力營之、又告官府乞人夫、而平嶮路通牛馬貴賤便之、因茲至今吾輩置守湯之人、受宿廬之錢、皆官命之所許也、竊惟吾祖道古者、農村之中有益于事業者也、是以併記刻石矣、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、社倉なり、  
○神社 ○十二所神社 境内東西十三間南、村東三町餘にあり、何れのと時の勸請と云事を知らず、北小路大久保播磨假に是を司る【相殿四座】△諏訪神 入倉村より移しぬ △山神 同上 △幸神 同上 △大明神 同上

同上  
○山神社 境内東西十間南、村東にあり、應安元年鈴木道德と云もの、勸請なりと云、辰巳の隅に一株の櫻樹あり、大さ五圍計、此社勸請の頃植しもの、其さま數百歳を歴たる老樹なりしが、今は枯てかたへに葉を生ず、鳥居あり、村民の持なり、  
○寺院 ○慈眼寺 境内東西十七間半、村中にあり、應安年中鈴木道德此寺を開き南英を請て住持とす、慶長十一年五目組熱鹽村示現寺十六世順學と云僧住せしより曹洞宗となり、元祿二年會津郡南青木組北青木村善龍寺に隸せり、山號を無量山と云、本尊地藏客殿に安す、又正觀音をも安置す、  
○墳墓 ○佐瀬平八郎常雄墓 村東九町餘上原と云所に高二尺餘の五輪あり、文化二年より年々一夫の役を免じ、其墓を掃ひ荒穢せざらしむ、近頃石碑を建つ、其文如左、

耶麻郡落合村有佐瀬平八郎常雄墓、邑民建石於其側、請勸、文於府、府使麟記其事、麟雖不敏、以文辭爲職、義不不得辭、謹按、常雄、常雄、常雄、田美作某之子、其寮佐瀬大和種常養爲子、天正中伊達氏來入猪苗代也、輩名侯帥、兵戰、擢上原、常雄父

子從、其役、及、其父種常既戰死、追兵益急、常雄見、侯危、抽、腸、瀝、血、自、奮、勵、敗、卒、入、敵、軍、斬、首、數、級、遂、解、侯、圍、身、被、數、十、創、氣、息、將、絕、從、者、負、之、遁、至、此、所、遂、殞、嗚、呼、此、役、也、輩、名、家、之、大、事、及、諸、卒、奔、散、雖、身、在、顯、列、爲、世、所、識、者、或、走、或、獲、而、知、耻、殉、難、確、乎、不、可、拔、者、金、上、遠、江、守、盛、備、佐、瀬、父、子、類、僅、不、過、數、人、耳、宜、乎、距、今、殆、二、百、年、邑、民、談、其、事、至、慷、慨、扼、腕、流、涕、不、可、忍、也、唯、惜、當、時、闔、邦、鼎、沸、不、傳、其、詳、乃、閱、艸、野、私、記、僅、撰、次、其、事、者、如、斯、

文化二年乙丑秋七月 澹園安鱗謹識

○鈴木道德墓 村東一町、墓所の中に二尺計の石像あり、即道德が墓なりと云、  
○古蹟 ○館迹 村より巳の方十六町二十間餘にあり、東西五十三間南北四十一間、貞治七年鈴木兵内左衛門重義築き繩牽城と名くと云、

○舊家 ○鈴木四郎右衛門 此村の肝煎なり、先祖は彌次郎重賢とて源義家朝臣に仕へ備中國淺口郡糸田と云所を領す、重賢十世の裔兵部少輔道清其子兵内左衛門重義まで代々鎌倉に住す、康安元年細川相模守清氏に語らばれ細川右馬頭頼之と戦ふ、相模守滅亡の後貞治

六年道清父子共に會津に來り輩名盛詮に仕へ、翌年河沼郡稻川莊に移り新田を發し此村を開き、二水合流の地ゆゑ落合村と名け館を築きこの地を領せり、後重義入道して道德と改め應永十二年二月十五日八十五歳にて終れり、道德情あるものにて奴婢を免じて良民とすること前後三度、其輩恩を感じ其邊りに家居せしにより此村暫時の内にぎはひて富饒の村となれりと云、子孫相續て此に住せり、道德が子孫四郎右衛門重次と云もの、慶安四年に新橋を造り正保三年磐梯山の溫泉を開けりと云、今の四郎右衛門は重次が六世の孫なり、先祖よりの物なりとて槍二本刀一腰を持傳ふ、

●入倉村 府城の北に當り行程二里十八町、家數三十四軒、東西四町二十五間南北二町、東南西は平山にて北は大谷川に傍ふ、東四町五十間川西組大寺村の界に至る、其村まで十三町二十間餘、西六町三十間落合村の界に至る、其村まで十八町十間餘、南十一町河沼郡代田組八田野村に界ひ日橋川を限とす、北三町三十間西連村に界ひ大谷川を限とす、其村は戌亥に當り八町餘、昔は此より東の方垣根内と云所にあり、田地の用水に便り悪きとて何れのとにか今の地に移せりと云、

○山川 ○大谷川 村北三町にあり、大寺・本寺兩村の界



より來り、村北を西に流るゝこと二十町四十間落合村の境内に入る、廣十間計 ○日橋川 村南十一町にあり、大寺・本寺兩村の界より來り、村南を西に流るゝこと二十九町餘落合村の境内に入る、廣二十間餘 ○清水 村より三町計辰巳の方大森山の麓にあり、周一丈五尺、

○原野 ○小中野原 村より六町餘丑寅の方にあり、東西二町三十間南北四町三十間、

○關梁 ○橋 村東四町大谷川に架す、幅四尺長八間、大寺村に行く道なり、

○寺院 ○阿彌陀堂 境内東西十五間半 村中にあり、眞言宗、川西組本寺村惠日寺の末山なり、磐梯山と號す、

もとは惠日寺の寺中なり、何頃の開基と云ことを知らず、文祿年中玄海と云僧住してより相續て今に至る、本尊彌陀長一尺五寸運慶作と云、客殿に安す、

墳墓 ○佐瀨大和種常墓 村より亥の方五町四十間大谷川の邊に高三尺餘の五輪あり、文化二年より一夫の役を免じ其墓を守て草木を芟治せしむ、前に碑あり其文左に載す、

佐瀨大和墓在耶麻郡入倉邑、邑民以先儒佐瀨常員所作狀謁余文表諸墓、按狀君諱種常、其先下總人徒會津

て境界分明ならず、

○上西連村端村 ○町屋 本村の西八町餘にあり、東西一町四十一間南北二町二十七間、家數十二軒、北は山に傍ひ東西は田圃なり ○石生新田 本村より三町十二間戌亥の方にあり家數五軒、東西一町二十四間南北一町、其地高敞にして北は山に倚り東南西に田圃あり、

○下西連村端村 ○中島 本村より八町餘辰巳の方にあり、家數三軒、東西一町十間南北二十五間山下にあり、大谷川に傍ふ、

○山川 ○二子山 村より一里十五町餘丑寅の方にあり前に栃澤羽山等の數峯連り此山其奥にありて最高し、中腹に金剛堂とて五間四方程の平地あり昔修験の入峯せし所なりと云、又栃澤山の中に清水あり、湧出る勢つよくして且清冽なり、旱魃のときこゝに詣て雨を祈れば驗ありとぞ ○大谷川 川西組大寺本寺兩村の界より來り、村南を西に流るゝこと二十二町四十間餘、赤枝村の境内に入る ○目洗清水 上西連村端村町屋にあり、眼疾のもの此水を以て目を洗へば治すと云、

○水利 ○堰 下西連村端村中島の東にて大谷川を引き兩村の用水とす、

○神社 ○諏訪神社 境内東西二十二間 南北七間免除地 村より五十間卯辰

世爲葦名氏臣、與平田・松本・富田三氏爲國貴族、天正十七年三浦盛國叛降于長井、伊達政宗率兵入于猪苗代、葦名義廣帥師戰于磨上原、敗績出奔常陸、君與其嗣子平八郎常雄死之、實六月五日也、嗟夫平居無事則保祿位享貴富、及國亡君辱則崩角稽首、唯恐送歎之後也、自古賣國之臣皆然、視君父子之執干戈衛社稷繼之以死、其輕重何如哉、文化二年十月安藏識、

○古蹟 ○夷穴 村南十五町計日橋川の邊にあり、洞口三間深四間餘、昔夷賊の住せし所なりと云、

○褒善 ○貞節者たつ 此村の農民太七妻なり、寛政元年米を與へて褒賞せり、

○上西連村 端村 町屋 中島 此村舊西連寺村とて一村なり、後分て兩村となし今の名に改めしと云、山川原野入達にて境界を別たす、府城の北に當り行程三里、上西連村家數二十六軒、東西三町二十間南北一町四十間、下西連村は堰堀を隔て南にあり、家數十八軒、東西二町二十間南北一町二間共に東北に山を負ひ南は大谷川に傍ひ四方田圃なり、辰巳の方二町十八間入倉村の界に至る、其村まで八町餘、西十三町赤枝村の界に至る、其村まで十五町五十間、未申の方十二町二十間落合村の界に至る、其村まで十三町二十間、東北は山深くし

の方にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居・拜殿あり、上西連村の鎮守なり、北小路大久保播磨假に是を司る、

【相殿三座】 △山神 本村より移しつ △羽黒神二座 同上 ○稻荷神社 境内東西十間南北十二間免除地 上西連村端村町屋の東一町五十間にあり、草創の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、大久保播磨假に司る、

○八幡宮 境内東西十五間南北二十間免除地 村より五十間餘巳午の方にあり、何れの時きの勸請にか詳ならず、鳥居・拜殿あり、大久保播磨假に是を司る、下西連村の鎮守とす【相殿一座】 △稻荷神 下西連村端村中島より移せり、

○寺院 ○西新寺 境内東西十六間南北二十四間免除地 上西連村にあり、眞言宗、本寺村惠日寺の末山なり、山號を磐梯山と云昔は惠日寺の坊中にて西院寺と云しとぞ、開基の年代を傳へず、本尊十一面觀音客殿に安す ○寶珠寺 境内東西二十二間南北十八間半免除地 下西連村にあり、眞言宗、惠日寺の末山なり、磐梯山と號す、是も昔は惠日寺の坊中なり、創立の年代を知らず、大永年中聖意と云僧住してより相續て今に至る、本尊地藏客殿に安す、

○古蹟 ○館跡 村西八町二十間餘地理山にあり、天正年中伊達政宗築と云、本丸跡東西二十間南北二十五間、二ノ丸跡東西十間南北八間、三ノ丸跡東西二十間南北



二十五間、南北に升形の迹あり、内隍外隍の形ともに存す、又南の方に馬場跡あり ○牛塚 村東八町計山麓にあり、周十六間上に方一尺程の石二つあり、昔本寺村惠日寺草創のとき材木を負はせし牛此所にて死せり因て其牛を埋めし塚と云 ○金鶏石 村北六町餘にあり、高九尺幅一丈計の石なり、昔金鶏鳥來て此石の上に啼き良金のある事を告しとぞ、此所惠日寺繁榮の時は寺院のありし跡と云 ○八人石 村北八町計山麓にあり、廣二間に二間半高一間半程の石なり、昔此石の上に八仙人集て、圍碁をなせしゆゑ此名ありと云、  
○飴垂石 村北七町にあり、昔飴牛の化せし石なりと云、形牛の臥たるに似たり ○手箱石 村東六町ばかり山間にあり、二間に三間半計の石の上に、方八寸程の箱の如くなる石あり、夜毎に産女來て鐵漿をつけしとぞ、因てかねつけ石とも云、  
○褒善 ○八藏 上西連村の農民なり、家はめて貧しければ父母を養ふべきために同村の百姓莊左衛門と云者に質券の奉公せり、常に孝養怠らず夜はいとまをこひ家に歸り酒食をすゝめ父母を臥さしめ、朝に食を調おきて主人の家にゆき奉公のさま疎かならず、又持傳へたる田地をば遊日など云僅の手透に耕作して父

母を養ふ料となす、市町などに行ける時酒飲ん料にて主人より錢をあたふれば已が用とせず、珍しきものを買求め父母に進めて歡ばしむ、されば父母も三人の子あれども八藏が如き孝心なるはなしと云、一村のもの異言なかりければ元祿十三年褒賞して米をあたへり  
○清助 同村の農民なり、府下道場小路の醫者服部友謙が下男なり、人となり忠實にて友謙に仕ること十三年つねに主人の爲に心を盡し親族に睦じく郷里のものにも親めり、友謙只一人の下男なれば藥箱を負ひ主に從ひ或は夜半に歸ても休息せず、兼てよく親に孝なるを見て主人も感じ暇を與んといへども、某をはなち給はゞ所用も辨じがたく、又多く病家の用かゝんも本意にあらずとて其意に従はず、親の病重くなりければ毎夜主人の用はて、後親のもとにゆき、其病を看て養ひたすくる道を妻子に語り聞せしに、妻子も其意を承て療養心を盡せども、終に治せずして身まかりければ厚く追福をいとなみけり、寶曆十三年米をあたへて賞しき  
○孝行者吉之丞 下西連村の農民なり、安永六年米を與て褒賞せり、

新編會津風土記卷之五十五終

新編會津風土記卷之五十六

陸奥國耶麻郡之六

小沼組

此地府城の北に當り本郡の中程にて北にあり、東は檜原村に界ひ西は熊倉組に接し、南は鹽川組に隣り、北は諸山重疊して檜原村小田付組の山に接す、東西三里十町餘東は檜原村の山界より西は鹽川組下利根川村の山界より北は熊倉組下吉村の界に至る 東北は山連り西南は平衍の地に續き、中大鹽川の流あり田圃少からず、辻村宮目村中目村金森村上利根川村は平野に住する故俗に里郷と稱す、其餘は皆山に倚り或は山中にあり、中にも關屋・樟・大鹽・上下川前・雄國新田等の諸村は山間にあり、雪早く降り寒強く暑氣弱く、農隙に薪を伐り炭を焼き、獨活・蕨を採り或は笹籬竹籠の類をつくり生計を資く、此組の諸村郷名を失ふ、凡十八箇村あり、

小沼組上九箇村

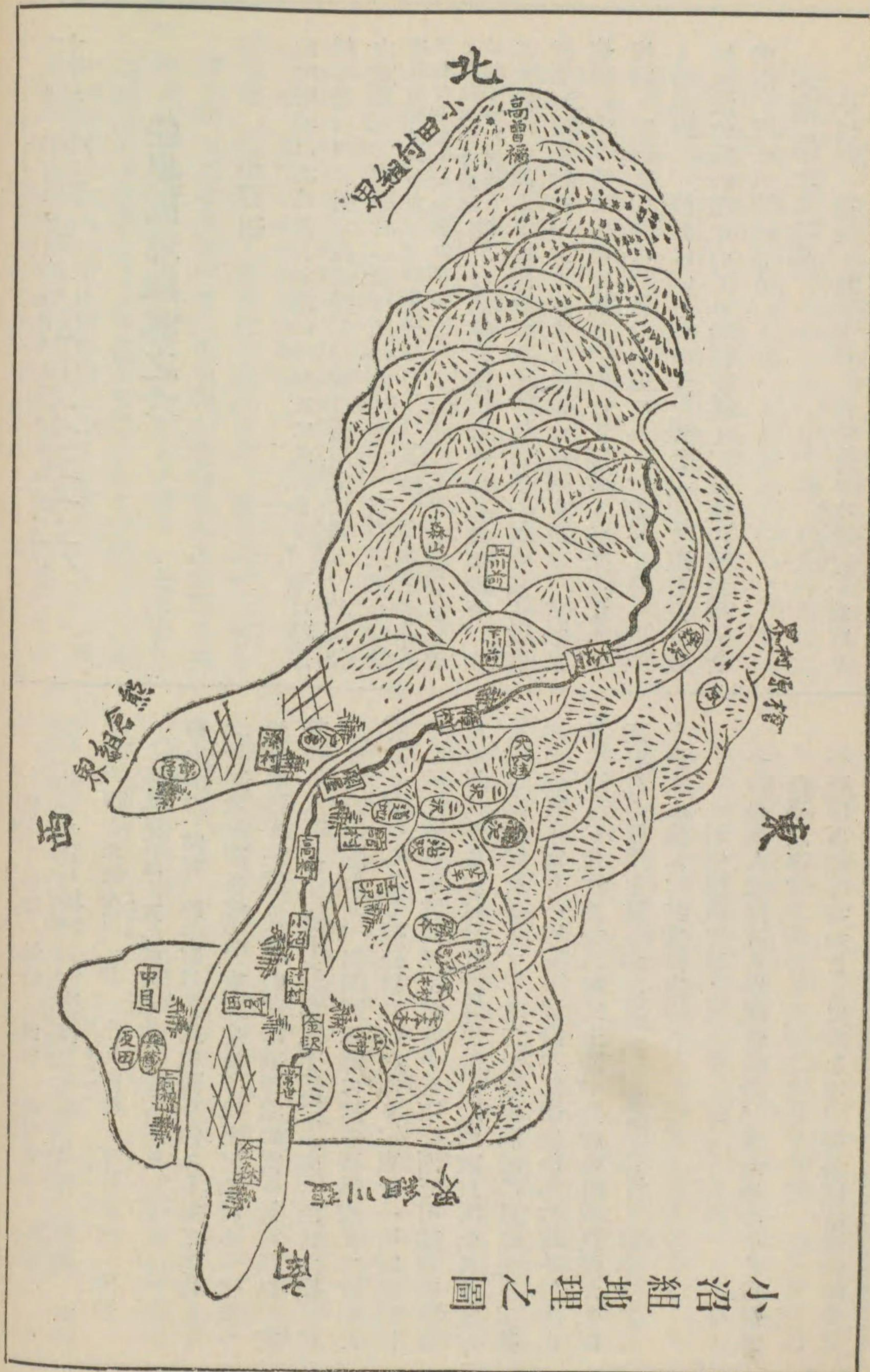
小沼村 端村 勝本新田 吉澤村 高柳村 端村

小沼村 端村 勝本新田 吉澤村 高柳村 端村  
大窪 木地小屋 原 上川前村 下川前村 端村  
小森山新田 遅谷新田(今廢)

●小沼村 端村 勝本新田 此村舊小沼あり故に名けしと云今其所を詳にせず、寛文中までは上下二村あり、後今の地に移て一村となりぬ、府城の北に當り行程四里、家數四十八軒、東西四十五間南北四町十二間、西は大鹽川に近く四方田圃なり、出羽國米澤に通る裏街道にて村中に官より令せらるる掟條目の制札あり、東十一町雄國新田村の界に至る其村は辰に當り十五町、西三町熊倉組熊倉村の界に至る、其村は北に當り六町餘、南五町十八間辻村に隣り其村際を界とす、北二十間吉澤村の界に至る、其村は丑寅に當り一町五十間餘、又未申の方六町中目村の界に至る、其村まで八町二十間、此村の肝煎貞藏が先祖高柳村の肝煎を勤しが、當時蒲生家より與へし文書あり、今猶家に傳ふ、其文如左、

相定法度之事  
一 御公役人足幾度も申越候得共、兎角申おそく出候儀  
曲事之事、  
一 肝煎百姓等我かまゝに物を申、御公役之儀無沙汰計





高柳肝煎百姓中

仕、慮外之働度とにおいての事、  
 一 肝煎めんくもち分ひいきへんはんを仕、非を理に  
 なし、理を非になしまゝの仕候事可爲曲事、理非のさ  
 いはん仕、出家侍地家人下とにおゐても迷惑をいた  
 し、我等方へ言上人於有之者、出家侍檢斷肝煎老百  
 姓地下人不寄、下とに堅成敗可申付事、  
 一 御公役申遣候は、肝煎百姓寄集談合を究時付のこ  
 とく無油斷可申付事、若無沙汰候は、其肝煎地下  
 人穿鑿を仕、わうとうを申無沙汰仕人を堅成敗可申  
 付事、

一 何によらす悪を仕者は曲事に成可申事、其科仕者を  
 肝煎地下人によらす、ひいきへんはんを仕、かくし  
 おき又は他所へおくりにかし候は、たれによらす  
 其人聞付次第に、曲事の沙汰に成可申事、并にはく  
 ち双六堅御禁制之事、地下人は不及申に他所の者入  
 こみ御法度背候共宿仕者曲事に可成事、  
 右條との法度背人於有之者、目付おき候間、其口次  
 第に穿鑿を遂、科により成敗可申付事、  
 右條と如件

文五 四月五日 本田甚太夫 安平 (花押)

新編會津風土記卷之五十六 陸奥國耶麻郡之六

以上  
 漆之木有之在と所と蠟漆之御年貢に付て迷惑仕由に  
 候、然は諸在郷肝煎百姓手柄次第に漆之木植ふやし  
 可申候、何程多ふへ候共、今迄村とる納米御年貢御  
 増候て被 召上儀末代迄有之間敷候、然上は以來枯  
 木風折木又は如何様之申分雖有之、今迄之御帳面之  
 木數之内一本も御引有間敷候間、得其意漆之木修理  
 可仕候、在とくつろき候様にと思召、右之通被 仰  
 出候間、以來違變有間敷候條、全存其旨精を入植ふ  
 やし可申者也、

元和六 福西吉左衛門 宗長 印  
 九月十五日 稻田數馬助 貞忠 印  
 山ノ郡高柳村肝煎百姓中

謹言御目安之事

山郡ノ内高柳村  
 一 林つゝき嶺切に前代高柳村のうち山にて無其隱御座  
 候間、熊倉村之者共入申たる儀無是候所に、此中儀儀  
 彦兵衛所兩村の御代官云被成候に付、うち山をぬす



み仕候、則高柳村のもの共見つけ申候時は、なたにてもかまにても取申候事、

一去年三月十八日に右之嶺をふみ越かり申に參候所を見つけ申候へは、則なたとかまを四丁取申候へは、其次の人数として山をやふりに參候間、其時高柳村之者共罷出からせましきと申候へは、熊倉村のもの共は大勢、高柳の者は小人数に候へは、さんく(か脱カ)にうちたれ迷惑仕候事、

一氏郷様御代又は秀行様御代、尤御當代にも彼うち山へ入申たる儀は無御座候處に、只々入相の由を申上候儀迷惑仕候、内々高柳の御公儀へ申上度存候處に、熊倉より非分儀申上候間、双方共に被 召出散候とくに御順路に被仰付可被下候、已上

元和四年十月九日

肝煎

六郎右衛門 印

小一郎 印

惣百 姓 印

進上 町野長門守様

稻田數馬様 御披露

以上

山郡熊倉村と同郡高柳村山公事此度可令穿鑿候へ共

御上洛に付て取亂候間、追て可遂糺明候、先其迄双方は論所え不可立入候、若相背立入候は、其立入候方越度に可申付候間、可得其意者也、

五月十日

町 長門守 幸和 印

稲 數馬助 貞忠 印

山郡高柳村肝煎百姓中

尙々みね通候とめ塚つかれ可然そんし

一書申越候、仍彼熊倉村高柳村山之さかへ塚ヲいそきたてられ可然候、内々承候へはハもの下澤に塚ヲつかるへきやうに承候、内々申候はみねとおりの事にて、一道ノ上ふみそへ半分分の書もの御奉行衆數馬殿へ上被申候、其分よくせんさく候ていそき御すまし可然候、此事やぶれ上へあがり候は、御奉行衆八村之肝煎衆と、かさるよし可被仰付候、其御心得存候使申三人もいらい之儀不存候間、すくにさかへ目たてられ可然候、爲其申入候、以上

六月十八日

小源右衛門尉

名乗 花押

肝煎衆

○端村 ○勝本新田 本村の東十町にあり、家數十五軒、東西二町南北四町三十間、四方田圃なり、

○山川 ○小沼峠 村東雄國新田の地を隔て二里七町にあり、高十六丈計、此山の半腹を掘抜き、本郡雄國谷地の水を引き雄國新田村の養水とす ○大鹽川 村西三町にあり、廣十間計高柳村の方より來り、未の方へ流ること八町二十間、中目村の方に注ぐ、

○水利 ○赤羽堰 吉澤村の方より來り、田地に灌ぎ金澤村の方に注ぐ、

○倉廩 ○米倉三屋 共に村西にあり、社倉なり、

○神社 ○諏訪神社 境内東西二十六間、南北十六間免除地、村中にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり 【相殿六座】

△伊勢宮二座 一座は本村より移し、一座は辻村より移せり、△鹿島神 本村より移せり △日光神 同上

△十二所神 同上 △諏訪神 辻村より移せり、△神職山本大隅 高柳村に住す、寶永中主税藤原度通當社の神職となりき、今の大隅度經が四代の祖なり、

○稻荷神社 境内東西十一間、南北五間免除地、諏訪神社の傍にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、山本大隅が司なり 【相殿一座】 △稻荷神 漆村より移しぬ、

○寺院 ○安養寺 境内東西二十二間半、南北三十二間年貢地、村南三十間にあり

新編會津風土記卷之五十六 陸奥國耶麻郡之六

開基詳ならず、山號を往生山と稱す、何の頃にか回祿にかかり唯十王の木像七軀を存す、其背に大永元年辛巳三月廿三日と銘ありしと云、今十王の像三軀を加へ十軀となし彩色を施し大永の年號見えす、慶長十八年淨土宗野州大澤圓通寺の末山となる、本尊彌陀客殿に安す、

○墳墓 ○上人壇 村東十七町にあり、高七尺周九丈七尺、何人の墓なることをしらす、夜中往住火の燃るを見ると云、

○褒善 ○勝四郎 性質正直にて幼きより聊もあしき振舞なし、十四歳にて父に後れ繼父に養はれ、家貧ければ身をうりて人に仕へ、數年の後村に歸りしが家の破壊せしを再び作るべき志ありて、妻に身をうらせ己も人に雇はれなどして有けり、一歳公役にて廻米の工夫に召されしことありしが、道にて木綿に包みたる物を拾ひ得たり、其金なることを知りいそぎ鹽川村に行き米を倉に納め、其村にて鹽川村より檜原村の方にゆきし人あるを聞き、檜原村は五里計も隔りしをやがて其跡を慕行き、鹽川村のあなた十町計が程にて二人の旅人に行逢ひ、其事を問ひしに果して其主なれば金を返し與ふ、旅人斜ならず喜び其名と郷里とを書付つけて



酒などもてなして別れけり、同村の者勝四郎が行を感  
じ諸ともに力を合せて聊の家を營て住ましめしとぞ、  
明和四年褒賞して米を與へり ○孝行者孫助 端村勝  
本新田の農民なり、寶永四年傳は漆村石佛の條下に詳なり ○忠義者  
安左衛門 延享二年同上 ○忠義者安左衛門妻  
なり、同上 ○善行者六左衛門 寛政元年同上 ○忠  
義者藤左衛門 寛政四年同上 ○忠義者喜三郎 寛政  
六年同上

●吉澤村 府城の北に當り行程四里三町、家數四軒、東  
西一町八間南北五十八間、四方田畠なり、東五町三十三  
間、雄國新田村の界に至る、其村は丑寅に當り七町十間餘  
西二町北三十七間、共に高柳村の界に至る、其村は戌亥  
に當り四町五十間、南一町五十間小沼村の界に至る、其  
村は未申に當り一町五十間、

○水利 ○赤羽堰 高柳村の方より來り、田地を潤し小  
沼村の方に注ぐ、

○神社 ○諏訪神社境内東西六間南北五間免除地 村より丑寅の方五町  
三十間にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、  
高柳村山本大隅が司なり【相殿三座】△伊勢宮二座  
共に本村より移しぬ △權現 同上  
●高柳村 端村 小沼澤 瀧澤 府城の北に當り行程四里

す、熊倉村に通る徑路なり、  
○水利 ○赤羽堰 村北にて大鹽川を引き田地に灌ぎ吉  
澤村の方に注ぐ、

○神社 ○諏訪神社境内東西十間南北二十四間免除地 村中にあり、草創  
の年月詳ならず、天正中葦名氏の臣關柴村の領主松本  
備中葦名氏に叛き、伊達政宗の軍兵を引入し時、沼澤  
出雲實通自ら討手を請て關柴村に馳向ふ、社前に穀葉  
の紋を透せる掛燈籠あるを見て諏訪の社なるを知り、  
叛臣降伏の祈願をこらし速に松本を誅戮し、伊達の軍  
勢を討敗りしと云は此社の事なり、其後葦名家の崇敬  
あさからざりしとぞ、鳥居・幣殿・拜殿あり、

【相殿十座】△伊勢宮二座 一座は本村より移し、一座  
は館村より移せり △稻荷神二座 一座は本村より移  
し、一座は關屋村より移せり △山神二座 一座は本  
村より移し一座は樟村より移せり △熊野宮 本村よ  
り移せり △宗像神 同上 △十二所神 同上 △權  
現 館村より移せり、

【寶物】△獅子假面 二枚 △猿田彦假面 二枚何れ  
も古物と見ゆれども、作者・年曆共に詳ならず、  
△神職山本源之進 寛永の頃紀伊藤原度房當社の神職  
となる、今の源之進常信が八代の祖なり、

六町、家數二十四軒、東西一町五十八間、南北二町二間、  
米澤に通る裏街道なり、西は大鹽川に傍ひ三方田畠なり、  
東五町十間雄國新田村の界に至る、其村まで七町十間、  
西は村際にて熊倉組熊倉村に界ふ、其村は戌亥に當り五  
十間餘、南二町五十一間吉澤村の界に至る、其村は辰巳  
に當り四町五十間餘、北四町五十二間館村の界に至る、  
其村は丑寅に當り六町二十間餘、蒲生氏の時此村に下せ  
し文書二通、熊倉村と山界争論の時文書三通、今小沼村肝  
煎貞藏が家に藏む、小沼村と併見べし

○端村 ○小沼澤チヌメザ 本村の寅の方十二町にあり、家數四  
軒、東西三町、南北三町十一間、所所に散居す、東は雄  
國新田の小名小沼澤に連り三方田畠なり ○瀧澤 本  
村の寅の方二十八町にあり、家數四軒、東西三町南北  
四十間山中に住す、承應元年本村の神職山本紀伊が五  
男茂兵衛、此地に新田を開き龜澤山と云所に瀧ある故  
村名とせしと云、

○山川 ○大鹽川 村西にあり、館村の境内より來り、  
熊倉組熊倉村の界に入り、又此村の境内に來り、未申  
の方へ斜に流れて小沼村の方に注ぐ、境内を經ること  
十四町餘、  
○關梁 ○橋 村西にあり、長七間土橋なり、大鹽川に架

○寺院 ○西光寺境内十四間四方年貢地 村中にあり、山號を高慶山  
と稱す、眞言宗、府下大町彌勒寺の末山なり、緣起を  
按ずるに昔この寺に阿彌陀堂あり、堂中に開基大永元  
年辛巳三月廿四日文一聖人と書付ありしと云、本尊彌  
陀客殿に安す、

○不動堂境内東西五間南北八間免除地 端村瀧澤の北三町龜澤の山中  
にあり、創建の始を知らず、村民の持なり、堂の北に  
高四丈幅二間計の瀑布あり、不動瀧と云、

○古蹟 ○館迹二 一は村の辰巳の方三町にあり、東西  
十五間南北十六間、何の頃にか坂井雅樂某と云者居住  
せしと云、土居の形僅に存せり、一は村東二町三十間  
にあり、何の頃にか野部清吾某と云者居ると云、共に  
今は畠となりぬ、

○褒善 ○善行者新左衛門 端村小沼澤の農民なり、元  
文五年褒賞して米を與へり ○善行者次郎作 同上  
○善行者吉左衛門 同上 ○善行者市左衛門 同上  
○善行者五郎八 同上 ○善行者仙太郎 同上 ○力  
田者茂兵衛 端村瀧澤の農民なり、同上 ○善行者喜  
兵衛 茂兵衛孫なり、同上 ○孝行者伊之吉 寛政三  
年 同上 ○孝行者又三郎 寛政六年同上

●館村 端村 道地新田 府城の南に當り行程四里三十一



町、家數十軒、東西一町三十二間、南北一町二十八間、東は山に連り三方田島なり、東一町十五間、西一町二十間、南二十間共に高柳村の界に至る、其村は未申に當り六町二十間餘、北十一町關屋村の界に至る、其村は亥に當り十五町三十間餘、

○端村 ○道地新田 本村の北八町二十間にあり、家數十軒、東西一町五十八間南北四町二十間、山中に住す、  
○山川 ○大鹽川 村より戌亥の方十町五十間にあり、關屋村の境内より來り、未の方へ斜に流るゝこと七町餘、高柳村の界に入る、

○神社 ○稻荷神社 境内東西十二間南 村北一町にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、高柳村山本源之進が司なり、

○古蹟 ○館迹五 共に何人の築しと云こと詳ならず、一は村より戌亥の方一町二十間にあり、東西二十四間南北二十間一は丑寅の方二町十間にあり、東西五十五間南北四十一間、一は村北にあり、東西二十八間南北二十三間、一は村北八町餘にあり、東西二十五間南北二十三間、又其北一町計に一箇所あり、東西二十五間南北三十間、今は皆島となり土居の形僅に存せり、  
○寺跡 村中にあり、稻荷山福正寺と云眞言宗の寺あり

りしが延寶三年に廢す、

●關屋村 小名 二澤 府城の北に當り行程五里、家數十軒、東西一町十五間、南北三町三十間米澤に通る街道に住す、東北は山に傍ひ西南は田島なり、東二町二十一間樟村の山に界ふ、西五町六間漆村の界に至る、其村は戌亥に當り十六町、南二町三十二間館村の界に至る、其村は巳に當り十五町三十間餘、北四町十間樟村の界に至る、其村は寅卯に當り四町五十間餘、

○小名 ○二澤 本村より辰の方十八町にあり、家數十軒、東西三十間南北四十二間山中にあり、

○山川 ○大鹽川 村より戌亥の方三町計にあり、樟村の方より來り、丑寅の方より斜に南に流るゝこと二町三十間、館村の界に入る、

●樟村 此村に昔大樟樹ありし故名けりといふ、府城の北に當り行程五里六町、家數十軒、東西五十間、南北二十間米澤に通る街道なり、東五町二十間關屋村の山に界ふ、西四町五十間漆村に界ひ、大鹽川を限とす、南一町二十間關屋村の界に至る、其村は未申に當り四町五十間餘北二町大鹽村の界に至る、其村は丑寅に當り二十九町此村東南は山に連り西北に田圃を開き、村北に一里塚あり、  
○山川 ○大鹽川 村より戌亥の方四町五十間にあり、

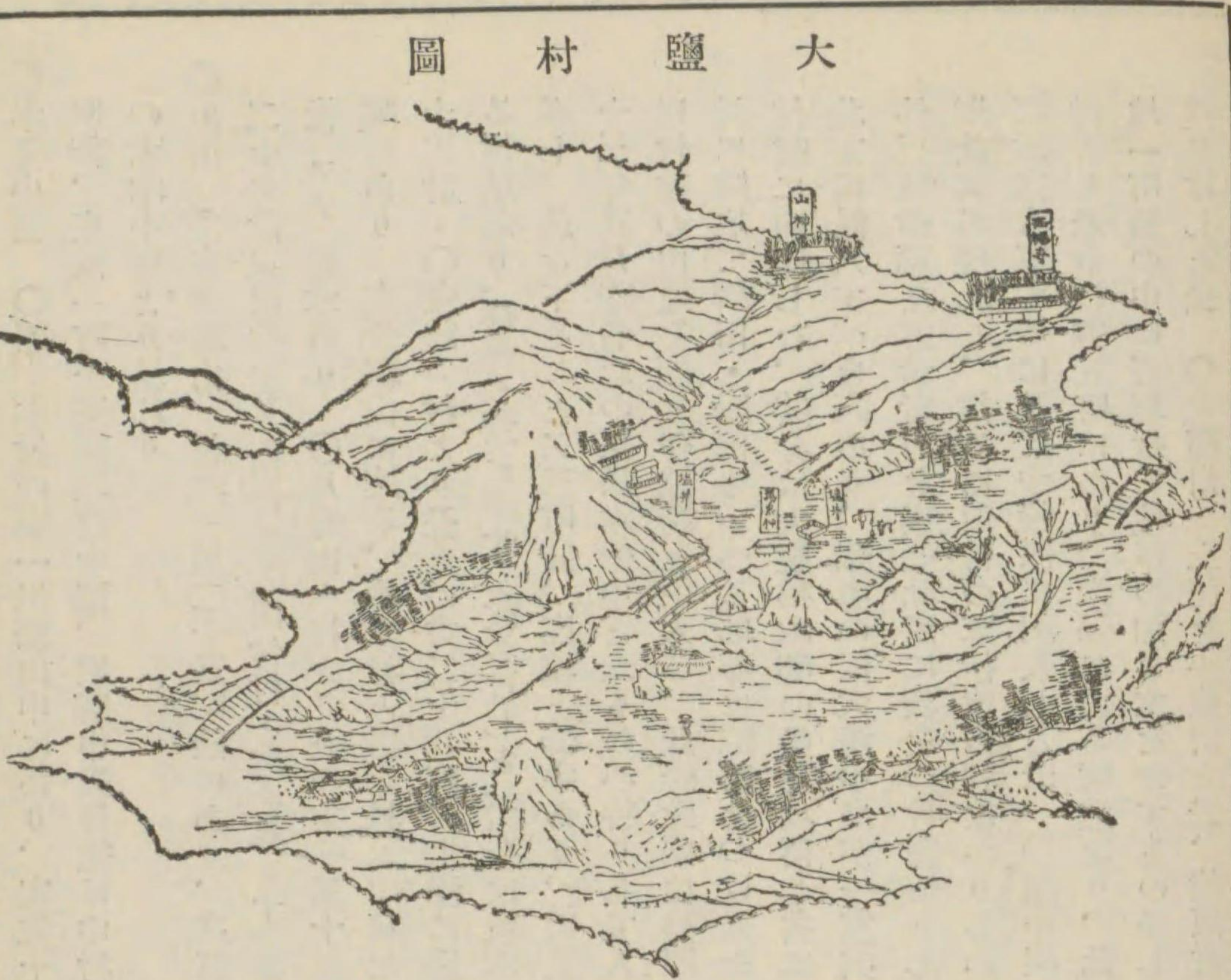
大鹽・上川前兩村の界より來り、未申の方に流るゝこと八町餘、關屋村の方に注ぐ、

○古蹟 ○館迹 村より戌亥の方五町にあり、二十間四方何の頃にか與市姓氏詳ならずと云者住せしと云、

●大鹽村 小名 二澤 本村に鹽井ある故名けりと云、府城の北に當り行程六里家數八十八軒、東西六町南北三十五間大鹽川を夾み山間にあり、米澤街道驛所にて村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、熊倉組熊倉村驛より一里十二町此に繼ぎ此より二里九町檜原村驛に繼ぐ、東一里二十六町北一里二十町計共に檜原村の山界に至る其村は丑寅に當り二里四町餘、西十七町五間下川前村の界に至る、其村まで十八町三十間餘南一里關屋村の山に界ふ、又未申の方二十七町樟村の界に至る其村まで二十九町、戌亥の方上川前村に接し田島相雜て地界なし、其村まで十八町此村三面に山連り西に田圃あり  
○小名 ○二澤 本村より未の方三十五町にあり、家數二軒、東西二町南北二十間山中にあり ○二澤 本村の東十一町にあり、家數七軒、東西三十間南北四十間山中にあり、

○端村 ○大窪 本村より未の方十七町にあり、家數二十四軒、東西二町南北二町十間、山間に住す、

大鹽村圖





○本地小屋 ○原 本村の東一里餘山中にあり、家數十軒、東西一町十間南北四十間、明曆中五目組日中村の本地小屋より移れり、

○山川 ○高會禰山 村北一里二十五町餘にあり、高百二十丈計、檜原村と小田付組入田付村と峯を界とす、檜椽「フナ」雜木あり ○八森山 村より丑の方一里十五町にあり、高會禰山に連る、檜原村と峯を界ふ、高七丈計 ○萱峠 村より丑寅の方二十八町、米澤に通る街道なり、舊多く萱を産せし故名けしと云、今は雜木多し、此を下ること二三町計、鹿垣と云字あり、天正十三年五月葦名氏の臣松本備中と云もの心替りして入田付越の山道を開き伊達勢を引入る、此時政宗は檜原村に陣取て新田・原田等いへる郎等に軍勢をつけ入田付越に向はしむ、其身は大鹽柏木等の壘を攻落し共に北方に亂入すべき謀あり、葦名の臣穴澤中島が一黨其外三瓶伊藤など云者力を勦せ此所に柵をつけ防守りし所故其名残り、然るに田付の軍伊達方利なかりしかば政宗も軍するに及ばず檜原に引入しと云 ○龜甲坂 村より未申の方五町にあり、米澤に通る街道なり、此地一町餘の中に石理折て龜甲の如き文をなすもの多し故名けしと云 ○大鹽川 上流を小鹽川と云、檜原村

の境内より來り、北より南に注ぎ西に折れ村中を経て未申の方に流るゝこと凡二里二十町計、上川前村の南をすぎ樟村の界に入る、怪石きそひ秀て水勢湍急なり、○大瀧 村東一里大鹽川にあり、高十丈 ○松手沼 村北十八町にあり、周三百六十間、寶曆七年霖雨のとき山拔て増澤と云澤の流を塞ぎつひに沼となる ○鹽井二 村中大鹽川の北大橋の東西にあり、東ノ井筒周一丈三尺、西ノ井筒周一丈五尺、共に深一丈餘梁益鹽井の類なり、相傳て弘仁中空海此村に來て老嫗の家に止宿し、鹽の乏きを患るを見てこれが爲に護摩を修すること一七日、鹽水岩中より涌出すと云、今も鹽を焼て業とするものあり西行が詠なりとて二首の歌を傳ふ海士もなく浦ならずして陸奥の山かつのくむ大鹽のさと 浦遠きこの山里にいつよりかたえず今まで鹽やみちのく ○清水三 一は村より未の方十七町にあり周十一間、一は村南二十町にあり周十四間、共に田地の養水とす一は萱峠を下り檜原村の道左の山根よりれ出る清水なり、樋を以これをひき行人の渴を療す、清冽ならびなし、

○關梁 ○境橋 村より丑寅の方一里にあり、長五間幅五尺、大鹽川に架す、此村と檜原村との界にあり、因て名とす、米澤に通る街道なり ○大橋 村中にあり石を以て作る、長四間幅二間、大鹽川に架す、米澤に通る街道なり ○一渡戸橋 村東十六町にあり、長五間幅四尺、大鹽川に架す、檜原村の内雄子澤に通る徑路なり ○土橋三 共に村中にあり、二は長七間一は長八間、大鹽川に架す、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、  
○神社 ○山神社 境内東西三間南 村より登ること一町二十間山上にあり、草創の年月詳ならず、鳥居拜殿あり、高柳村山本源之進是を司る【相殿九座】△山神三座 共に本村より移せり △伊勢宮 同上 △熊野宮 同上 △諏訪神 同上 △羽黒神 同上 △麓山神 同上 △今神 同上 ○湯泉神社 村中鹽井の傍にあり 勸請の年代を詳にせず、西福寺是を司る、  
○稻荷神社 境内東西三間南 端村大窪より未申の方一町山麓にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、山本源之進が司なり【相殿二座】△伊勢宮 端村大窪より移しぬ △山神 同上  
○寺院 ○長泉寺 境内東西十四間南 村中にあり、山號を

石用山と云、會津郡南青木組北青木村惠倫寺の末山なり、緣起に弘仁中空海老嫗のために護摩を修し、手づから藥師・地藏の像を刻み此寺に安す、天正の兵亂に藥師の像を盜のために奪はれ地藏のみ存す、舊眞言宗にて空海の法流を酌しが、萬治中惠倫寺尖英が弟子尖太來住し、尖英を請て中興とし曹洞宗となる、即空海作の地藏を本尊とす、座像長一尺三寸五分客殿に安す、○西福寺 境内東西二十間 村中にあり、山號を鹽澤山と稱す、曹洞宗惠倫寺の末山なり、開基詳ならず、慶長中休庵と云僧再興す、本尊藥師客殿に安す ○地藏堂 境内にあり ○正福寺 境内東西十五間南 端村大窪にあり、山號を金傳山と稱す、眞言宗府下道場小路觀音寺の末山なり、開基詳ならず、天正の兵火に罹り殿宇悉焼亡し地藏の木像のみ存す、同十九年に至て順教と云僧再興す、是を中興とす、本尊不動客殿に安す、○虚空藏堂 境内東西十五間 村より丑寅の方八町山の半腹にあり、四間四面なり、虚空藏座像長三尺立岩虚空藏と云、開基の年月詳ならず、堂の西北に立岩とて十丈餘の岩山あり、蒼松争秀て奇觀なり、下に岩穴あり辰巳に向ひ口の廣二間計、もとは本尊を此岩屋の中に安じ、拜殿をも棧閣にせしと云、修驗喜福院是を司る、



○古蹟 ○柏木城跡 村南五町山上にあり、東西百二十五間南北三十五間、南の麓に長九十間幅四間の馬場跡あり、其南に東西百三十間餘、南北二十五間の空壕あり、本丸二三の丸の形掘切の跡残り、天正十二年葦名義廣これを築き、三瓶大藏を城番として此邊の武士百五十騎をそへ米澤の押へとし檜原村の繫とせし所なり、今は皆田圃となる ○館迹 村中にあり、地字を中島と云、今民家となり堀土居の形なし、天正の頃葦名の臣中島美濃某と云ものこれに居ると云 ○老嫗屋敷迹 村中大橋の南側にあり、農夫これに居る、其家に空海并嫗が像を安ず、嫗が像は空海の作と云傳ふ、屋敷の中に護摩石と云岩あり、高五尺計石面平にして六尺に四尺計、空海の手形なりとて其跡あり ○腰掛石 村西一町米澤街道の側にあり、高二尺石面四尺に三尺計、空海腰を掛し石なりと名けり、

○舊家 ○穴澤源吉 此村の檢斷にて中島美濃某が後なりと云、系圖によるに美濃は其先和田義盛に出、建保年中新左衛門尉常盛が子幸若三歳になるを乳母抱て家難をさけ、會津に來り成長して中島朝負義伸と稱し、大鹽村の地頭となる、美濃は其八世の孫なりとぞ、子なかりしゆる檜原の穴澤加賀信徳五男左馬信清と云も

のを養子とす、左馬後に源左衛門貞利と稱し伊達氏こゝを襲ひし時穴澤等と力を勤せ防守す、此ほとり其遺蹤多し、檜原村の條下を照見るべし葦名氏滅て後源左衛門上杉氏に仕へ氏を穴澤と稱す、源吉貞英に至るまで九代なりと云 ○褒善 ○穴澤六右衛門 此村の檢斷なり、初は上川前村の肝煎にて六左衛門が養子なり、よく養父六左衛門が所行を見習ひ、儉約を教へ村民を撫て貧者には米金を貸與へて餘ある時には贖はせ、至窮の者あれば二三年を限り身をうらせ、一村の者と相計て身請させ、一村其意をうけ用て收納怠らず、聊も公法を犯せる者なし、寶永三年褒賞して米を與へぬ、其後享保の初移して本村の檢斷とす、よく村民を治て他村にすぐれ、年老て猶農業に心を用ひしかば、享保十九年褒賞して米を與へり ○善行者權六郎 正徳二年同上 ○忠義者四郎右衛門 寶曆六年同上

●上川前村 此村舊大鹽村の端村なり、寛文中分て一村とす、故に大鹽村と山川田島相雜て地界なし、此村大谷川の前に當て川上にあり故に名けり、府城の北に當り行程六里、家數二十二軒、東西二町五間、南北三町南は田圃にて三方に山繞り、東北共に大鹽村に隣り、其村は辰巳に當り十八町、西七町南五町、共に下川前村の界に

至る、其村は南に當り六町、

○山川 ○大鹽川 村の辰巳の方十町にあり、大鹽村の方より來り、未申の方へ斜に流れ樟村の界に入る、大鹽村と界を雜へ町數詳ならず ○大谷川 村より丑の方高曾禰山より出て溪水に落合、山間一里三十町を経村西をすぎ下川前村の方に注ぐ、廣二間餘 ○留沼 村北十五町にあり、周百三十間餘、

○關梁 ○大橋 村東六町二十間にあり、長八間九尺大鹽川に架す、隣村に通る徑路なり、

○神社 ○山神社 境内東西七間南北十六間免除地 村北二町四十間餘にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、高柳村山本源之進これを司る 【相殿三座】 △伊勢宮 本村より移せり △稻荷神 同上 △熊野宮 同上

○寺院 ○巖松寺 境内東西九間半南北十六間年貢地 村より丑寅の方一町三十間にあり、開基の年月詳ならず、永正中僧盛源中興す、時に寺院の號なく只住僧の名を以て稱せり、慶安中有意と云僧高野山に登り眞言の密法を受來り、川西組本寺村惠日寺の末山となり、小岩山巖松寺と號す本尊彌陀客殿に安ず ○地藏堂 境内にあり、

○褒善 ○六左衛門 此村の肝煎なり、篤實にして孝心深くよく村民を教諭して耕作に怠らざらしむ、凡て農

業に心を盡すこと他人の及ぶべきにあらず、或は田畝

の中に大石あり、或は水損ある所あれば、自他の隔なく人夫を出して造作を加ふること枚擧しがたし、又寺及地藏堂など修補するときは己一人にて費用を出し、且永代修補の料にとて一家に金一分宛分與ふ、凡て國土の遺利あることを憂とし己が損益を計ることなし、又常に一切の家具農器まで儲置き村民の乏き者に借與ふ、若農具の類己が手づから造るべき者など借求る者あれば、凡の器用も費用多きものは貧ければ辨じがたし、かゝるものゝ乏きは其人の怠れるなりとて終に借さず、六左衛門が村民を教導せしさま大率此類なり、村中其意を承用て本業に怠る者まれなり、延寶五年米を與て賞しぬ ○孝行者しま 此村の農民善左衛門妻なり、寛保三年同上

●下川前村 端村 小森山新田 此村大谷川のほとり上川前村の下流に住せし故名けりと云、府城の北に當り行程六里、家數十四軒、東西一町十二間南北一町四十二間、東南は田島西北は山に傍ひ、東一町三十間南一町、共に大鹽村の界に至る、其村は東に當り十八町三十間餘、西八町漆村の山界に至る、其村まで一里七町、北一町上川前村の界に至る、其村まで六町、もと村南十二町に遅谷



新田と雲端村あり、今はなし、

○端村 ○小森山新田 本村の戌亥の方十五町にあり、  
家居一軒山間に住す、

○山川 ○三森山 村の戌亥の方二十九町にあり、高百  
丈餘、この山より丑寅の方に數峯聳え北にめぐり高會  
根山に連る、北は小田村組入田付村の山に續き、西は  
同組關柴村の山に續く、雜木多し ○大谷川 村東一  
町三十間餘にあり、廣二間餘上川前村の方より來り南  
に流るゝこと十三町餘、大鹽川に入る、

○水利 ○堤二 一は村の未申の方四町にあり、周二百  
六十間計、谷地堤と云、一は其奥一町計にあり、周二百  
二十間餘、井戸尻堤と云、共に寛政中築けり、

○神社 ○山神社 境内東西七間南 村の戌亥の方二十町十間  
餘にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、高柳  
村山本源之進が司なり 【相殿二座】 △熊野宮 本村  
より移しぬ △諏訪神 同上

○寺院 ○來正寺 境内東西十間南 村の戌亥の方四十間餘  
にあり、山號を集巖山と稱す、淨土宗府下大町融通寺  
の末山なり、開基の年月詳ならず、慶長四年僧故白中  
興す、本尊觀音客殿に安す、  
○褒善 ○藤六郎 端村小森山新田の農民藤左衛門養子

なり、家貧して本村の萬右衛門に奉公す、養父藤左衛門  
病に罹り酒食の好多し、藤六郎遊日には日傭に出て或  
は夜中川狩し兎角して酒食を進む、凡て此邊は早朝に  
山野にゆき一駄の草を刈ることあり、藤六郎は人より  
も早く起出て主人の方に刈納て後薪を採置て吾家に贈  
る、又正月二月の比は馬沓十足宛作て主人に納ること  
あり、藤六郎は沓を夜中に作置て主人に納め、晝は薪  
をこり炭をやき孝養の一助とす、吾家にも二石餘の田  
畝あり、かく暇なき身なれば或は遊日或は月夜に耕作  
す、又父の病の癒へざるを患て佛神に祈請し、己が好  
める酒を斷ち母にも心を附け療養に怠らざらしむ、寛  
永五年米を與て賞せり ○太郎作 肝煎孫六郎譜代の  
下男なり、よく主人にかへ寒暑を厭はず、産業を営み  
暇ある日に薪を伐出し儲置し、金子をもて主人の公納  
を補ひしかば主人も其志を感じ、家に歸さんといへど  
太郎作主人の家貧く外に僕從なきを見て其意に従はず  
其後も金子を出してみつぎしこと屢なりければ、孫六  
が持高の内三四石の田地を分ち與て一家の百姓とせん  
といひしにも猶從はず、享保二年賞して米を與へり、

新編會津風土記卷之五十六終

新編會津風土記卷之五十七

陸奥國耶麻郡之六

小沼組下九箇村

漆村 端村 谷地 戸合 上吉(今廢) 中目村 上利  
根川村 金森村 常世村 小名 中道地 金澤村  
端村 山神新田 宮目村 小名 反田 端村 與藏  
新田 辻村 雄國新田村 小名 七本木 本林 芦  
平 獅子澤

●漆村 端村 谷地 戸合 府城の北に當り行程五里一町  
家數七十九軒、東西三町三十間南北二町五十間、東二十  
五町下川南村の界に至る、其村まで一里七町、西三町二  
十九間南八町三十間、共に熊倉組下吉村の界に至る、其  
村は戌に當り四町四十間餘、南五町四十七間熊倉組熊倉  
村の界に至る、其村まで十三町、又辰巳の方十二町五十  
八間關屋村の界に至る、其村まで十六町、未申の方十一  
町二十間熊倉村中里村の界に至る、其村まで十四町五十  
間、此村四方田畠にて東北は山に近く西南は平地に連れ

り、もと村北四町三十間に上吉と雲端村あり今はなし、

○端村 ○谷地 本村の西八町にあり、家數十九軒、東  
西一町四十二間、南北二町十六間、四方田畠なり ○戸  
合 本村の東十二町五十間餘にあり、家數五軒、東西  
四十六間、南北三十間、南は大鹽川に傍ひ三方田畠にて  
東北は山に近し、

○山川 ○一森山 村東三十町にあり、其北に二森山あ  
り、共に高百丈計又其北に三森山あり、二森より高し  
松樹雜木多し ○石山 村東二十町にあり、岩山なり  
村民此石を採て石爐石階橋等に造る ○三森川 三森  
山水源にて三十町計未申の方に流れ、村北をすぎ中里  
村の方に注ぐ、廣二間計下流を澁川と云 ○大鹽川  
村より辰巳の方十町にあり、關屋村の境内より來り、  
斜に未申の方へ流るゝこと二十二町餘、熊倉村の界に  
至る、

○關梁 ○戸合橋 端村戸合の南にあり、長九間幅一間  
大鹽川に架す、隣村の徑路なり、  
○水利 ○綱取堰 村より辰巳の方にて大鹽川を引き田  
地に灌ぎ下吉村の方に注ぐ ○小鹽堰 村南にて大鹽  
川を引き田地に灌ぎ、中里村の方に注ぐ、  
○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、



○神社

○上諏訪神社 境内東西十五間南  
北十二間免除地 村より寅卯の方  
八町四十間餘山麓にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居  
あり、高柳村山本源之進が司なり 【相殿二座】 △山  
神 本村より移しぬ △麓山神 同上

○下諏訪神社 境内東西十一間南  
北十二間免除地 村東六町十間餘にあり  
祭神事代主命、鎮座の年月を知らず、鳥居・拜殿あり、  
山本源之進が司なり 【相殿二座】 △伊勢宮 本村よ  
り移しぬ △稻荷神 同上

○寺院

○大正寺 境内東西三十二間  
南北十六間年貢地 村の丑寅の方六町に  
あり、打越山と號す、弘仁年空海此寺を創建し眞言の  
徒をして薬師の像を守護せしめしが永祿中廢絶せり、  
其後淨土の徒居住し慶長五年天台の徒常海來住して郭  
内延壽寺の末山となりぬ、本尊彌陀立像長二尺三寸五  
分、脇土觀音勢至共に長一尺九寸運慶作と云、客殿に  
安ず、

【寶物】

△笈 一荷武藏坊辨慶がものと云

○松音寺

境内東西四十一間南  
北二十九間年貢地 村中にあり、山號を鷲嶺  
山と云、眞言宗、河沼郡笈川組勝常村勝常寺の末山な  
り、永祿二年宥範と云僧開基す、本尊釋迦長五尺六寸  
三分、相傳て行基の作と云、昔村南に五間四面の堂あ  
りて安置す、天正中兵火の後客殿に安ず ○藥師堂 境内

○古蹟

○綱取城跡 村東十五町山上にあり、麓より登  
ること五十間餘に平地あり、東西五十間南北三十間、  
大鹽川其麓を流れ東より南をめぐり、川を隔て關屋樟

を安ず、會津五佛の一なり、

の諸村眼下に見ゆ、眺望頗佳なり、永正の頃蓋名氏の  
臣松本勘解由左衛門これに居る、永正二年松本源藏同  
勘解由佐瀬富田と隙ありし時、葦名盛高は伊瀬富田に  
黨す、其子三郎盛滋は松本に黨し此館に籠る、白川氏  
來て和義をあつかひしかども從はず、十月九日より鹽  
川村の橋を隔て日々に合戦あり、同十四日盛滋終に戦  
負て出羽國長井に出奔す、中目西勝佐野栗村松本新藏  
人等之に従ふ、同三年父子和睦有て盛滋長井より歸る  
といふ、長帳に居ること明應九年正月十五日葦名盛高漆へ押  
寄綱取城をかこみ二月五日に攻落すと云ふありて城  
主の名氏を載す舊事雜考 ○館迹四 一は村の東八町に  
あり、東西四十八間、南北四十一間其北の畠字を木戸  
脇と云、この地より往々古瓦を得ることあり、一は其  
東一町にあり、東西八十二間南北三十一間、一は村よ  
り丑寅の方二町にあり、東西四十四間南北三十間、一  
は村より戌亥の方一町三十間にあり、東西二十七間南  
北三十間、何れも何人の築しや詳ならず、今は畠とな  
り土居の形のみ僅に存せり ○石佛 村南五町四十間  
にあり、形圭首に似たる自然石なり、高七尺五寸幅三  
尺、表はきはめて平かにして梵文三字あり、下に蓮華  
座を彫り又其下に數十字を彫れども剝落して、纔に一  
念彌陀佛即滅无量應永二年の十三字を辨す、村民名け

て石佛と云、又村の辰巳の方五町に一體あり、高六尺  
幅二尺四寸、又村の戌亥の方四町四十間餘にも一體あ  
り、高六尺幅二尺九寸、皆梵字蓮華座を彫る、文字あ  
れども讀べからず、其形共に村南の石に同じ、何れの  
頃にか三體の石佛を以て此村の橋に架せしが、正保中  
村民二橋を掛替て石佛をば其傍に建置けり、其中一橋  
は費用すくなからざれば其儘にてありしが、寶永四年  
河沼郡笈川組栗宮新田村覺圓と云者この橋をも掛替石  
佛を故の如く建て、即今村の戌亥 初め小沼村の端村勝  
本新田に忠左衛門と云者あり、終に臨て其子孫助に向  
ひ我平生家貧しく數々のおひめありて未だ全く償はず  
臨終の今に及て心にかゝことは是のみなり、汝如何に  
もして償ひくれよと云、孫助快くうけがひければ忠左  
衛門よろこびて身まかりぬ、其後年を経て孫助晝夜心  
を盡して産業を營み、多くの債ども償ひけり、其中栗宮  
新田村勘之丞と云者は先立て身まかりければ、孫助勘  
之丞が子の覺圓が許に行て爾々の旨を告ておひめ償ひ  
ければ、覺圓汝が父既に身まかり我其事を知らずと云  
て敢てうけず、孫助又固く償はんことを請ければ其時  
覺圓漆村の境内に佛名を彫たる小橋あり、村民これを  
掛替んことを計れども費用少からずして其事ならずと



聞、今此金を以て其費用に供せば兩家の追福ともなるべしと云にぞ、孫助其意に同じ不日に橋をかけ替て石佛を其傍に建置けり、又大正寺の門前にも一體あり、高五尺幅二尺七寸石の形始に同じ、梵字のみ見えて其餘剥落せり、

○舊家 ○澤右衛門 此村の農民なり、遠藤大隅某と云者の子孫なりといへど世系事實詳ならず、始小田付組岩崎村に住せしが元祿中莊七郎と云者この村に移りしより此に住す、豊臣家より與へられし文書一通家に藏む、其文如左、

去月十日書狀今日十五於薩州千屋川泰平寺到來披見候、

一九州一篇取行付、薩州之内島津居城鹿兒島五里六里之間被立御馬、島津一類可被刎首處、右之鹿兒島を始諸城悉相渡、義久剃頭捨一命走入條、不被及是非御赦免之事、

一島津一類人質不殘致進上候、其上義久同家老者共被召連、可有御上洛候事、

一右之外者國之置目等被仰付、御陰明次第筑前國至博多相移、彼地自大唐南蠻國船着候間城丈夫被仰付、其内に高麗國へ差遣人數可加成敗事、

一壹岐對馬兩國者共、悉令出仕候事、  
一如此上者頗可被納御馬候、猶木下半介可申候也、

五月十五日 印 (豊臣秀吉朱印)

遠藤大隅守とのへ  
遠藤左馬助とのへ

○褒善 ○遠藤莊七郎 此組の郷頭なり、初は小田付組岩崎村の肝煎なり、生れつき謙遜にしてよく諫をいれ人の爲にはかりて實義深く、村民を教導して農業に怠らしめず、暇ある日は村翁野童を集めて條目など讀聞せ其意をいひをしへければ、風俗改りて争論おのづから稀れなり、又よく父母に事ふ父母年老ひ屋の東數歩に退休の所を營て住けり、常に彼父朝とく起て莊七郎が許に來り、萬の事とも指揮しける、因て雪の晨には父の未起ざる前に未明より起出で、自ら雪踏わけて老父の通路易からしむ、此事奴僕にもしらしめず、かかる行ども多かりければ、元祿二年移して本組の郷頭としぬ、  
○善行者助右衛門 寛延二年賞して米を與へり ○孝行者よめ 端村谷地の農民喜兵衛母なり、安永八年同上 ○忠義者久六 天明七年同上 ○忠義者傳藏 天明八年同上  
○中目村 此村舊は今の地より一町二十間餘東にあり、

何の頃にか今の地に移しぬ、府城の北に當り行程四里九町、家數三十九軒、東西一町五間南北三町十間、四方田圃なり、米澤に通る街道なり、東一町四十間辻村の界に至る、其村まで十二町、西二町五十八間熊倉組布流村の界に至る、其村は戌亥に當り五町十間餘、南三町五十八間宮目村の界に至る、其村は辰巳に當り六町五十間、北一町四十八間熊倉組熊倉村の界に至る、其村まで十六町五十間、又丑寅の方二町二十間、小沼村の界に至る、其村まで八町二十間、

○山川 ○大鹽川 村東四町五十間にあり、熊倉村の界より來り、南に流るゝと五町四十間宮目村の界に入る、

○神社 ○白鬚神社 境内東西九間南 村東二町餘にあり、祭神は猿田彦神なり、勸請の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、高柳村山本源之進が司なり、神體男體木像長一尺八寸、今朽損す、古物なり、中眼寺の條下と併見るべし

○寺院 ○中眼寺 境内東西十四間半 村東一町二十間にあり、眞言宗、川西組本寺村惠日寺の末寺なり、縁起を按ずるに昔何れの頃にか村より戌亥の方に夜々奇異の象をあらはす地あり、村民怪みけるに一日何くよりともなく老翁來れり、村民翁に向て怪事を語り其故を問ふに翁對へざりしかば、村民翁は古にあきらかに今を

知るべき人なるに、如何で其故を示したまはぬにやと云しかば、翁其地に佛像あることを告げ忽ち消失せぬ、やがて其地に行て見れば、翁の言の如く叢中に薬師の靈像一軀あり、村民渴仰淺からず一字の精舎を造立し瑠璃光山中眼寺延命院と號し、其像を安置せり、先の老翁は蓋白鬚明神なるべしと云、星霜久しければ創造の年月詳ならず、永正中宗均と云僧惠日寺の末寺となる今は薬師を別堂に安じて、大目の像を以て本尊とし客殿に安ず △薬師堂 境内にあり、薬師立像長一尺二寸、即叢中より現せし靈像なり、

○古蹟 ○館迹 村の辰巳の方四町十間にあり、東西三十一間南北二町十間南館と云、天正の頃中目式部大輔某住せりと云、今島となり土居の形僅に存す、

○褒善 ○忠義者總七 天明二年賞して米を與へり、  
○上利根川村 府城の北に當り行程三里十八町、家數二十七軒、東西一町十間南北一町三十間、四方田圃にて東は大鹽川に近し、村東に米澤に通る街道あり、東三町十七間、當世村の界に至る其村まで九町三十間餘、西四町五十間熊倉組大田村の界に至る、其村は戌亥に當り十三町四十間餘、南四十五間鹽川組下利根川村の界に至る、其村は未申に當り五町五十間餘、北三町五十五間宮目村



の界に至る、其村は丑寅に當り十一町三十間餘、  
○山川 ○大鹽川 村東一町餘にあり、宮目村の境内より來り、南に流ること五町十間餘、下利根川村の界に入る、

○關梁 ○河原橋 村東一町餘にあり、大鹽川に架す、長八間幅一間、隣村の通路なり、

○神社 ○稻荷神社 境内東西二間南 村の戌亥の方五十間にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、高柳村山本源之進が司なり、【相殿四座】 △伊勢宮 本村より移しぬ △諏訪神 同上 △日光神 同上 △磐持神 同上

○褒善 ○孝行者與市 明和四年賞して米を與へり、○忠義者直右衛門 寛政元年同上

●金森村 府城の北に當り行程三里八町、家數二十四軒、東西一町四十間、南北一町三十間四方田圃なり、東二十三間鹽川組中屋敷村の界に至る、其村まで一町四十間餘西六町十五間鹽川組下利根川村の界に至る、其村まで一町四十間、南五町十五間鹽川組竹屋村の界に至る、其村は辰巳に當り十町計、北五十六間常世村の界に至る、其村まで一町二十間、又未の方十町十五間鹽川組上窪村の界に至る、其村まで十三町餘、

松樹多し ○大鹽川 村西六町十間にあり、宮目村の界より來り、南に流ること一町鹽川組下利根川村の界に入る、

○原野 ○南原 村の辰巳の方十三町にあり、東西十一町十八間、南北二町二十三間、金森村鹽川組松崎新田村上原新田村南屋敷村中屋敷村と入逢の地なり、  
○水利 ○赤羽堰 宮目村の方より來り、田地に灌ぎ金森村の方に注ぐ ○堤二 一は村の辰巳の方二十町にあり、竹屋堤と云、周四百八十八間鹽川組竹屋村の養水とす、一は村東二十五町にあり、上原新田堤と云、周八十八間上原新田村の養水とす、

○神社 ○諏訪神社 境内東西十六間南 村中にあり、天喜元年の草創と云、鳥居・幣殿・拜殿あり  
【相殿三座】 △稻荷神 本村より移せり △十二天神 同上 △明神 同上

△別當守善院 本山派の修驗なり、當社草創の頃より別當職を務むと云、正保の頃永春と云者あり、相續て八世今の元招に至りぬ、

○寺院 ○常安寺 境内東西十六間南 村南にあり、山號を高森山と稱す、曹洞宗南青木組小田村寶積寺の末寺なり、永祿二年此村の領主常世大炊助某開基し僧宗榮を

○水利 ○赤羽堰 境見川 常世村の方より來り、田地に灌ぎ上窪村の方に注ぐ、

○神社 ○熊野宮 境内東西七間半南 村の未申の方二町五十間にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、高柳村山本大隅が司なり 【相殿二座】 △婆權現 本村より移しぬ △熊野宮 常世村より移しぬ、

○褒善 ○忠義者金兵衛 元文元年褒賞して米を與へき  
●常世村 小名 中道地 府城の北に當り行程三里十一町家數七十軒、東西六町南北五町十五間、四方田圃なり、東は數山連て境界分明ならず、西六町二十間上利根川村の界に至る、其村まで九町三十間餘、南二十四間金森村の界に至る、其村まで一町二十間、北五町二間宮目村の界に至る、其村は亥に當り十三町餘、又辰の方八町十八間鹽川組上原新田村の界に至る、其村まで十一町三十間餘、巳の方二町三十二間鹽川組中屋敷村の界に至る、其村まで四町十間餘、丑寅の方十一町雄國新田村の界に至る、其村まで十四町、

○小名 ○中道地 中道地 本村の東一里にあり、家數十二軒、東西五町南北一町、四方田圃にて東は山に傍ふ、

○山川 ○高森山 村北二町十間餘田圃の中にあり、周三町計登ること三十間餘、頂に方八九間の平地あり

住持とす、天正中兵火に罹り烏有となりぬ、常世氏の舊臣再興し僧點岑を以て中興とす、本尊地藏客殿に安す、  
○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西四十二間南北六十間四方に外郭あり、土居堀の形存す、永祿の頃常世大炊助と云者居住せしと云、外郭の北端に常世氏の墳墓とて五輪三基あり、何れも高四尺計、大炊助墳墓此内にありと云、銘なければ詳ならず、

○褒善 ○忠左衛門 此村の農民なり、家士丸山甚八に事へ、きはめて忠なり、領内巡見の飾甚八も供の内なり、忠左衛門主に從ひ行き、甚八圖らずも病を得て危篤なりしに、忠左衛門日夜心を盡したはりしかば旅中故なく家に歸て身まかりぬ、甚八が父村右衛門志の切なるを感じ直に召使ひ置けり、忠左衛門益精力を盡し士家の爲宜かるべきを計り、主をうやまひ傍輩に交はりて懇なり、村右衛門年おひ病重りては夜晝となく附そひて心を盡し、村右衛門身まかりて後其子鐵藏に事へ、先後二十八年の間忠節篤かりければ、明和四年褒賞して掃除の者とす ○忠義者傳三郎 延享三年褒賞して米を與へり ○忠義者きく 此村の農民次郎作妻なり、寶曆六年同上 ○忠義者莊七 天明四年同上 ○忠義者藤助 文化二年同上



●金澤村 端村 山神新田 府城の北に當り行程三里二十三町、家數十七軒、東西一町四十間南北五十五間、四方田圃なり、村西に米澤に通る裏街道あり、東八町四間雄國新田村の界に至る、其村まで十二町、西一町四十間南一町、共に宮目村の界に至る、其村は戌亥に當り五町四十間、北四町二十三間、辻村に隣り其村際を界とす、  
 ○端村 ○山神新田 本村の東六町四十間餘にあり、家數三軒、東西四十五間南北廿五間、四方田圃なり、  
 ○水利 ○赤羽堰 小沼村の方より來り、田地の養水となり、宮目村の方に注ぐ、  
 ○神社 ○諏訪神社 境内十二間 村東六町餘にあり、草創の年月詳ならず、鳥居拜殿あり、高柳村山本大隅が司なり【相殿七座】 △伊勢宮 本村より移せり △山神 同上 △羽黒神 同上 △婆神 同上 △諏訪神 雄國新田村より移せり △稻荷神二座 一座は雄國新田村より移し、一座は本村より移せり、  
 ○寺院 ○泉水寺 境内東西十四間南 村中にあり、曹洞宗北青木村惠倫寺の末山なり、山號を金澤山と云、開基の年月詳ならず、天正十年正恕と云僧住せしが同十七年兵火に罹り灰燼となり、本尊地藏のみ残り、後僅に庵を結び再興しぬ、因て正恕を中興とせり、本尊地藏客殿に安ず、

藏客殿に安ず、  
 ●宮目村 小名 反田 此村の鎮守諏訪社高地に鎮座し民居を見下して擁護し給ふ故名けりと云、府城の北に當り行程三里二十六町、家數二十七軒、東西二町二間南北二町、四方田圃なり、東二町五十五間北二十間、共に辻村の界に至る、其村は丑寅に當り三町三十間餘、西八町三十三間熊倉組太田村の界に至る、其村まで十二町二十間餘、南六町常世村の界に至る、其村まで十三町餘、又辰巳の方四町金澤村の界に至る、其村まで五町五十間未申の方七町三十九間上利根川村の界に至る、其村まで十一町三十間餘、戌亥の方二町四十一間中目村の界に至る、其村まで六町五十間、  
 ○小名 ○反田 本村の申の方六町餘にあり、家數十軒 東西一町二十間南北四十間、東は與藏新田に連り三方田圃なり、  
 ○端村 ○與藏新田 反田の東に連れり、家數八軒、東西二町四十七間南北四十二間、米澤街道の東西に散居す、三方田圃なり、  
 ○山川 ○大鹽川 村西四町五十間餘にあり、中目村の境内より來り、南に流ること五町四十間、常世村の界に入る、

○關梁 ○橋 村西四町五十間餘、隣村の徑路大鹽川に架す、長八間土橋なり、宮目橋と云、  
 ○水利 ○赤羽堰 金澤村の方より來り、田地に灌ぎ常世村の方に注ぐ、  
 ○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、  
 ○神社 ○諏訪神社 境内十四間 村東三十間餘岡の上にあり、草創の年月詳ならず、今田畝に宮田と云字あり、舊此社の田地にや、鳥居拜殿あり、高柳村山本大隅が司なり【相殿五座】 △稻荷神 二座共に本村より移しぬ △伊勢宮 同上 △春日神 同上 △三島神 同上  
 ○寺院 ○宮昌寺 境内東西十七間南北 村中にあり、曹洞宗、本州安達郡須賀川長祿寺の末山なり、山號を長松山と云、永祿六年此村の領主遠藤但馬某開基し、僧洞廓をして住せしむ、洞廓僧其師長祿寺の僧月窓を請し開山とせり、天正中兵火に燒亡せしが又洞廓再興せりといふ、本尊地藏客殿に安ず、  
 ○古蹟 ○遠藤屋敷 村東二十間にあり、遠藤但馬が屋敷なりと云、今畠となり遠藤屋敷と云字残り ○寺蹟 淨土眞宗行泉寺として慶長五年定國と云僧建立せしが元和中回祿に罹り廢寺となり、今其地詳ならず、  
 ○褒善 ○與藏 端村與藏新田の農民なり、祖父をも與

藏といひ、高二百石の地を新に開發して百姓十二人に耕作せしかば、此地を與藏新田と稱ふ、其孫も又與藏とて實直にして公法を重じ、農業を勸む、此地は水利乏く早損打續き、十二人の者追々身を賣り、殘るもの僅に三人なりしかば、田地多く散田となりしを與藏熱田を以て人に譲り、惡き地をば己耕作し老たる者幼き者或は女計ある家々にも少づ、配當して作らせ、公納の不足をば己これを補ひ、其餘一村の内年貢役錢など滞る者あれば儲なき時も兎角して補ひ、公納をかくことなし、享保十五年褒賞して米を與へり ○孝行者はつ 此村の農民半六妻なり、寶曆三年同上 ○忠義者半右衛門 安永七年同上  
 ●辻村 府城の北に當り行程三里二十八町、家數十六軒 東西一町十間南北一町二十間、四方田圃なり、村東に米澤に通る裏街道あり、東十一町十二間雄國新田村の界に至る、其村まで十三町五十間餘、西四十間金澤村に界ふ、南は村際にて金澤村に界ふ、其村まで四町二十間餘、北は村際にて小沼村に界ふ、其村まで五町十間餘、又申酉の方四十間宮盛村の界に至る、其村まで三町三十間餘、  
 ○寺院 ○泉水寺 境内東西十八間南 村中にあり、曹洞宗北青木村惠倫寺の末山なり、山號を地藏山と云、開基



詳ならず、慶長十年曹洞の徒了空來て修營す、因て是を中興とす、本尊藥師客殿に安す ○地藏堂 境内東西北十五間 免除地 村東三町十間餘にあり、三間半四面南向創建の時代詳ならず、本尊地藏長五尺座像なり、慧心作一寸八分の地藏を體中に納む、泉水寺司なり、慶長中此地藏の賽錢金澤村と争論ありしときの裁許狀、今肝煎仲條務右衛門が家に藏む、其文如左、

辻村と金澤村と地藏の參錢に付而出入之義遂糺明候處に、田舎代には辻村え參錢取候儀無紛由双方申候、上代に成中納言殿御檢地に地藏同油島金澤領に成候付而參錢金澤にとりたる由に候、其後蒲生彦大夫御奉行にて又檢地之時地藏同油島辻領に成由に候、然者上古之例にもよらず近年は當領次第に取候得は、當分辻領に相究上は不及相論事候、雖然隣郷者先規當代のくたり能可爲由双方申候間、近郷六ヶ村召寄最負偏頗在之間敷候旨、以靈社起請文有様可申由細々糺明仕候處に、隣郷一同に申候は、田舎代には何之構も無之辻え取申候、上代之初檢地に金澤え入候連金澤え取、其後又檢地ニ又辻領に成候故辻に取候を押領して、年々申事仕由申事候、如此候得者、先例は不及申當領次第に仕來候上者、辻村え參錢取候得と

被仰出候間可得其意候、自今以後申事仕候は、可被加御成敗旨被仰出候、仍如件、

慶長七年六月廿八日 滿田長右衛門尉 町野主水佐 任長 判

蒲生忠兵衛尉 方就 郷雄

山郡辻村 肝煎百姓中

田舎代とは葦名氏のときを云、蒲生氏を上代と云、上杉氏を越後代と云、

尙々先日は苦勞共々候、かしこ、

先日爲御奉行御出候ちざうさいせん、同萬之神納物辻村肝煎百姓ニ可有御渡候、先日注文辻村百姓かたへ相渡候間、如注文可有御引渡候、爲其如此、恐々謹言、

六月廿七日 滿長 右 町主 水 蒲生 忠兵

栗村勝右衛門殿 池田由右衛門殿

●雄國新田村 小名 七本木 本村 葦平 獅子澤 此村は萬治三年大鹽平左衛門と云者開し地なり、平左衛門は出羽

國秋田郡の住人五十嵐淡路守頼常が子孫なり、淡路守より十八世の孫和泉吉常耶麻郡の内大鹽村百貫文の地を領し子孫世々こゝに住す、加藤氏の時に至て大鹽氏と改め、祿百石を與て代官とす、當家に至て大鹽平左衛門と云者小沼組數村を總て郷長のごとくにてありしが、明曆三年此地に新田を開かんことを請ひ、私費を以て山若干里を掘抜き、本郡雄國谷地の出水を引て小沼組小沼・高柳・金澤三村の地に灌ぎ、新田を開き村落を構へり、萬治三年に其功成就す、名けて雄國新田と云、此地東西十七町南北二十町、山腰に在て東高く西卑く地勢平野の如し、東は小沼・高柳・金澤三村の山に連り、西は小沼村金澤村に隣り、南は常世村北は高柳村に隣り、其中民居數區あり、數町を隔つ、本稱の村なければ各小名を以て分つ、七本木・本林・葦平・獅子澤と云、又小名の内に小名あり、○小名 ○七本木 小名 中七本木 川前 此民居舊金澤村の境内なり、古一株にて幹七本に分れし古木ありし故名けりと云、府城の北に當り行程四里、家數十三軒、東西一町三十間南北三町四方田畠なり、東十三町餘金澤村の山に界ふ、西三町金澤村の界に至る、其村は戌亥に當り十町十間餘、南一町三十間常世村の界に至る其村は未申に當り十四町 △中七本木 七本木の東三

町にあり、家數五軒、東西四十二間南北一町六間、北は本林の民居につゞき三方田畠なり △川前 七本木より辰の方五町にあり、家數十三軒、東西一町南北二町十八間四方田畠なり、此村もと上川前村の農民來り開きし故名けりと云 △桑澤 七本木の東八町餘にあり、家數五軒、東西一町南北二町十二間、四方田畠なり、澤邊に桑木多き故名けしと云 △三屋 七本木より寅の方八町にあり、家數三軒、東西三町六間南北三十五間、東西南は田畑北は桑澤に連れり、○本林 小名 八木澤 七本木より寅卯の方三町にあり家數二十二軒、東西二町二十二間南北二十二間、南は中七本木に隣り、東西北は田畠なり、西三町十六間金澤村の界に至る其村まで十二町、北一町三十間葦平に至る、又戌亥の方五町五十五間、辻村の界に至る、其村まで十三町三十間餘 △八木澤 本林の東九町十間餘にあり、家數五軒、東西一町二間南北二町十間四方田畠なり、○葦平 小名 葦平 中丸 本林の北一町三十間にあり、此地舊葦野故名けしと云、家數二十二軒、東西五町南北二町四方田畠なり、西二町四十一間辻村の界に至る其村まで十三町五十間餘、南は本村に至る、北十町小沼村の山に界ふ △萩平 葦平の東十一町五十間にあ



り、家數四軒、東西二町南北一町四間田島なり △中丸 萩平の丑寅の方三町にあり、家數二軒、東西一町南北二十間、四方田島なり、

○獅子澤 小名 森代 澤 蟹澤 芦平より亥の方小沼村の端村勝本新田を隔て十四町にあり、家數六軒、東西二町二十間南北一町四十間、四方田島なり、西二町北九町五十六間、共に高柳村の界に至る、其村は西に當り七町十間、南三町小沼村の界に至る、其村は申に當り十二町、又未申の方一町三十六間吉澤村の界に至る其村まで七町十間餘、△森代 モリダイ 獅子澤より辰巳の方五町十間餘にあり、家數五軒、東西一町南北五十七間、南は勝本新田に並び、東西北は田島なり △澤 獅子澤より卯辰の方三町十間にあり、家數一、東西七町餘南北一町二間、所々に散居す、四方田島なり、△蟹澤 カニサハ 獅子澤の北三町十間にあり、家數五軒、東西三十八間南北二町二十間、所々に散居す、四方田島なり △隠里 カクサト 獅子澤より寅卯に當り蟹澤を隔て九町にあり、家數四軒、東西一町十五間南北四十間、所々に散居す、四方田島なり △小沼澤 コヌマヅメ 獅子澤より丑寅の方十町にあり、家數二軒、東西二十五間南北三十五間、西は高柳村の端村小沼澤に連り、東南北は田島なり、

○水利 ○雄國掘拔堰 芦平の東二里餘にあり、本郡雄國沼の水を引き小沼峠の半腹を掘抜こと百八十間、小沼村の山中を經ること一里十八町計、戸石平と云處より漸々に分て田地に灌ぎ、下流小沼村金澤村辻村吉澤村常世村の養水とす、

○古蹟 ○寺屋敷跡 七本木より辰の方五町にあり、本寺村惠日寺繁榮の時寺ありしと云、今觀音堂鐘樓の跡あり、何の頃廢せしか詳ならず、又芦平より一町計、北島の中より古瓦を得ることあり、又獅子澤より三町計辰の方島の中より石碁を掘得ることあり、

○褒善 ○伊三郎妻はつ 伊三郎は獅子澤の農民なり、年久く惡疾を患て農事の勤もなし難く、朝夕の烟たえなんとせしに、はつ聊厭はしげる心なく夫を養ひ娘を育みけり、人に雇はれゆけば娘を夫の側にあらしめ、夜は歸て食物を調へ少しにてもよき所は夫にすゝめ、己と娘とはおろそかなる所をのみ食す、或時伊三郎妻に向て吾疾日にそひて重り行き快癒の期なし、汝親里にかへり何方にもよるべを求むべしといひしに、妻固く其意に従はず、誠の操あらはれしかば、夫も其志を感じけり、近隣よりもはつに向て夫も許す上は親里に歸るべき由すゝむる者あれ共、かゝる病ある夫を見離

### 新編會津風土記卷之五十八

#### 陸奥國耶麻郡之七

すべき道なしとて聞入れず、夫身まかりし後も娘と共に寡居しけり、明和四年褒賞して米を與へり ○喜右衛門 七本木の農民なり、よく親に事へ家内和順し、農業に心を盡し收納滞ることなし、其餘尋常の行も他人の及ばざることのみ多し、父市左衛門年老て病に染て毎々筋なきことのみひけれども、聊戻ることなく何事も其好に隨ふ、或ときはからずも妻を出すことあり、親き者ども如何なることの有るにやと責ければ、喜右衛門今朝大根の羹を父に薦めしによく熟せずして食がたしと云に、妻折々は熟せぬことも有なんといらへたり、老たる人にかゝる對ひするものなれば行末のこともおぼつかなく暇とらせたりと云、一類近隣の者までも様々にわびけれどもうけがはず、父も人々のかくあつかはるゝに其志にめで、免すべしと云ひければやうやうに免じけり、其後は家こぞりて和順し萬父の旨に背かざりしとぞ、寛政元年褒賞して米を與へり、

○忠義者さむ 本村の農民長吉母なり、安永五年同上

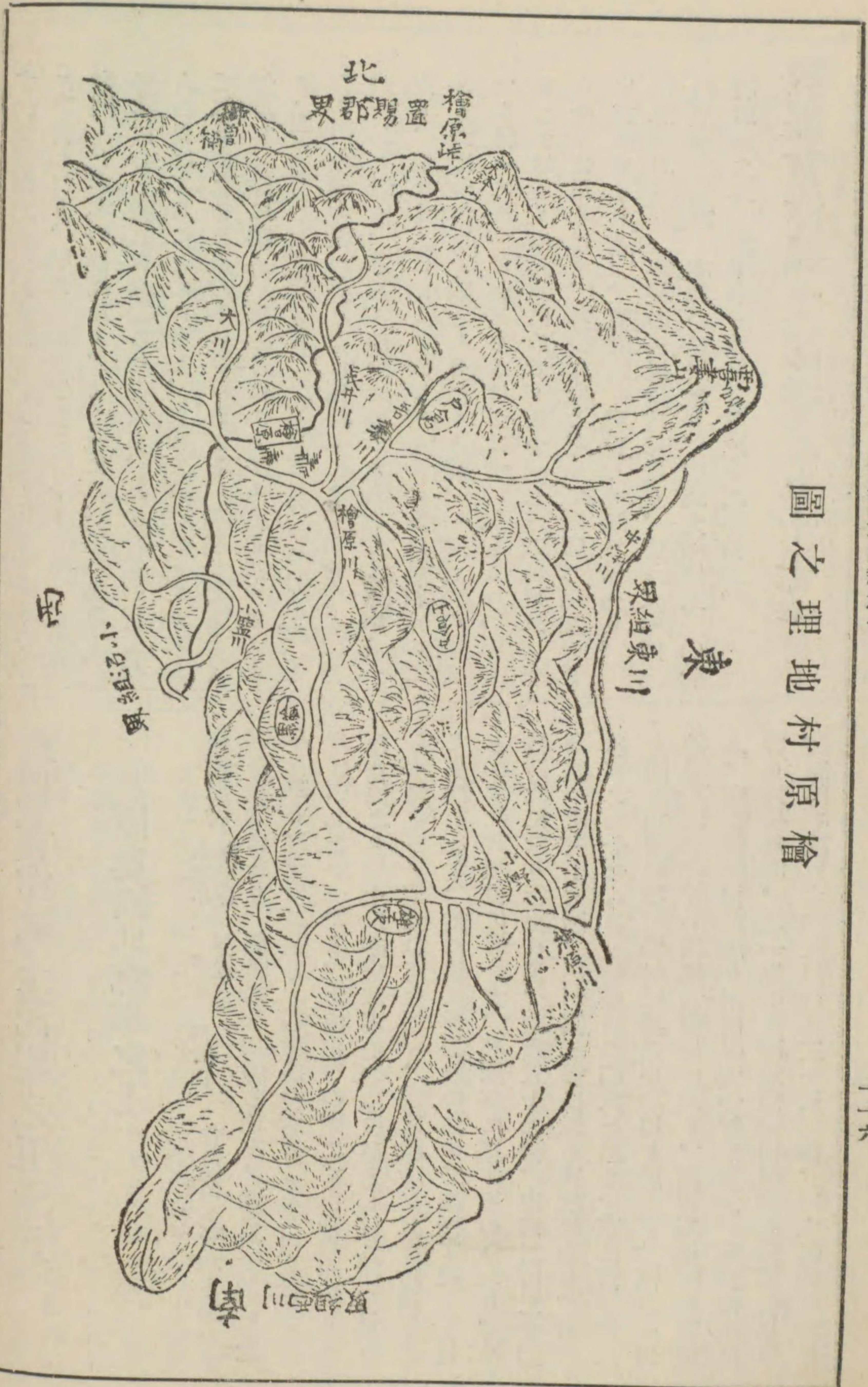
○忠義者嘉藏 本村の農民なり、寛政九年同上 ○善行者藤九郎 芦平の肝煎なり寛政十二年同上、

### 新編會津風土記卷之五十七終

●檜原村 本地小屋 戸倉 戸倉山 昔は檜木谷地と云、本郡の東北にあり、四方に大山峙ち朝夕日光を隠し、霜雪早く降り嵐氣常に甚し、其境内の廣きこと一組の地面に比すべしといへども、大抵山谷の間にて山野相交はりみな萱原なり、土地亦瘠薄不毛の地にひとしければ村民専ら木地をひき望陀の皮を剥ぎ、或は旅店を設け駄馬を追て生計をなす、故に歳入常額外の地にて租税丁役なく村と稱すれ共諸組に屬せず、耶麻郡に隸するのみなり、府城の北に當り行程八里、家數五十九軒、東西二町三十間南北一町三十七間、出羽國米澤に通る街道にあり、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札を懸く、東は西吾妻山を隔て川東組酸川野村に界ひ中津川を限とす、西は小田付組入田付村と小沼組大鹽村に隣り、高會禰山の峯を界ふ、南は磐梯山に連り川西組大寺村に界ふ、其村は未に當り六里四町、北一里十九町米澤領出羽國置賜郡に界ひ檜原峠を限とす、又巳の方三十五町餘、川東組澁谷村に



繪原村地理之圖



界ナナマカリ七曲坂を限とす、其村まで五里、未申の方一里四町小沼組大鹽村の界に至る、其村まで二里四町餘、此所米澤街道の宿場にて大鹽村驛より二里九町、ここに繼ぎここより二里二十九町、米澤領綱木村驛に繼ぐ、村の西端に一里塚あり、此村昔よりの宿場にて、慶長年中蒲生家國替の時石田治部少輔三成直江山城守兼續が下せし掟書なりとて、村民等持傳しに今は焼失し、其文【舊事雜考】にあれば左に載す、

掟（蒲生秀行）ひはら村

一今度藤三郎殿國替に付て諸侍被罷上候砌、或は駄賃手をつかへ或はてんまところほり、此邊には足をやすめ申す折節、地下人とめ宿かりにたいし、いわれざるやかららふせきあらは、糺明をとけ、しゆうるいとにもくせ事にをこのうへし、又にもつ誂え置やから、在之念を入ちそふいたすへき事、  
一たひ人として地下人にたいし、或は宿ちん不出、或はをしうりをしかい、其外いわれざるやから申かくる事あらは、したにて申こと不仕、其所の奉行にこそふ可申事、  
一今迄藤三郎殿かかえの領分、さいく田地畑少もつくり申候もの、せんほう衆めしつれ罷上ともから

かたくちやうしのあいた、自然めしつれられ候とて  
參候ものあらは、その身の事は不及申ふるいくせ事  
たるへし、又さいせんのみしんかたとこふし、又は  
をんでんをんまいとかふし百姓めしつれられ候事、  
ちやうし畢しよせん前前よりのほうこう人の外、相  
上事可爲曲事者也、  
慶長三年  
二月十六日

直江山城守（兼續）  
石田治部少（花押）  
三（三成）  
花（花押）

○本地小屋 ○戸倉トクラ 本村の東十八町にあり、家數十軒  
東西四十四間餘、南北三十間、戸倉澤に傍ひ西吾妻山  
の西麓に住す、萬治中本村より移れり、早稻澤と云溪  
流に近き故一名を早稻澤とも云、専ら本地挽を産業と  
す、下の小屋三箇所生産をなすことこれに同じ、挽本地  
來歴は川東組駿川野村高森 ○戸倉山トクラヤマ 本村より辰の方  
小屋の條下を照見るべし  
三里にあり、小野川に傍ふ故に小野川とも云、家數三  
軒、一町程の間に住す、戸倉より移りし故此名あり、  
○雄子澤オコザ 本村の辰巳の方二里四町にあり、萬治三年  
木曾組一戸村より移る、家數十三軒、東西三十六間餘  
南北五十七間、東南の山中より黒澤と云溪水を引き、  
渠を鑿て家居の前を流し用水とす、ならびなき清水に  
て潺湲愛すべし、此所は山中なれど雄子澤通とて、猪



苗代より米澤に通る小徑にて、常に往來のものもあり  
家居のさまも自餘の木地小屋よりは、やゝ人里近き所  
に似たり、近年磐梯山の温泉に浴するに便ならずとて、  
相謀て此に引く、いくほどなくて十二町計の間に湯  
凝て寛の内に石となり、其功ならずして止みぬ、

○細野 本村より已の方一里十町にあり、東西一町十  
一間南北三十間餘、家數七軒、東西は山に近く南北は  
萱原なり、安永四年小田付組入田付村中小屋と云所よ  
りここに移る、

○山川 西吾妻山 村東二十町餘、數山の奥にあり、頂  
上まで一里十四町、凍雪を踏にあらざれば登ることを  
得ず、山上は常に風烈しく五葉松姫松の類みな地に蟠  
れり、半腹は竹木繁茂し夏日猶殘雪あり、本郡の條下  
に詳なり

○東鉢山 村より寅の方衆山の奥一里十八町計にあり  
頂上まで八町餘、其形状鉢に似たる故名く、北は米澤  
と峯を界ふ、此山に躋れば出羽國月山を遙に子の方に  
望み、朝日山を近く亥の方に見る、眺望甚佳なり ○磐  
梯山 雄子澤小屋の南にあり、南は川東川西兩組の諸  
山に連る、本郡の條下  
に詳なり ○檜原峠 又大峠 村北一里十一町  
にあり、登ること八町頂上に境塚あり、米澤との境を  
標す、此邊木立深く大木多し、木海苔と云ものを産す

とありと云、ここより西の方數町に一里塚あり、又葱  
管茅芦柳葉蘭を産す ○立岩 細野小屋の西二十町に  
あり、高十五丈周四十間餘、岩茸を産す、懸崖斗絶屏  
風を立たる如く、人跡いたることあたはず ○温泉

戸倉山小屋の北二里三町、西吾妻山の中にあり、硫黄  
を産す、湯味酸澁なる故澁湯と名く、浴するものあら  
ず ○檜原川 上流を大川と云、源を高森山に發し、  
魚澤・大雪額澤・中荒木澤等の溪流を得て、一里二十八  
町餘、東南に流れ村西に至る、廣六間餘、荒砥澤西よ  
り來てこれに注ぎ、又九町餘東南に流れ、長井川北よ  
り來てこれに注ぎ、また七町計南に流れ吾妻川東より

來てこれに注ぐ、又二十町計南に流れて上岩魚川を得  
此に至て廣 又西南に折れて三十三町計流れ、細野川・黄  
蓮澤・盆小屋澤等の水澤を得、又東南に屈して三十八町  
餘流れ、雄子澤川・澁澤・黒澤・湯川・小深澤・楚原川など  
いへる溪流を得、又六町計東南に流れ小野川北より來  
てこれに會す、又五町計東南に流れて大深澤の流を得  
又東南に流ること十五町計、中津川に會し、澁谷村  
の界に入る、水源よりここに至り里程合して五里十七  
町餘、鱒・岩魚・鰍・杜父魚、マルタと云魚を産す ○荒  
砥川 荒砥を産する故名く、一名を會津川と云、若松に

食すべし、峠を南に下りて一里塚あり、永祿七年四月  
伊達輝宗會津を襲討んとて、家人石川但馬と云者に軍  
勢をつけて向はしむ、穴澤加賀同新右衛門父子出向ひ  
防ぎ戦ひし所なり ○迷澤 高森山 村より丑の方一  
里二十町許にあり、頂まで六町餘、相傳ふ昔狐狸の類  
人を迷はせし故にかく名けしとぞ、西に連りて十郎高  
森・大川入高森と云二山あり、十郎高森は頂まで五町餘  
大川入高森は稍高し、此山の峯を櫛曾根とも長峯とも  
云、北は米澤に界ふ ○高曾禰山 村西二十三町にあ  
り、頂まで十六町、入田付村と大鹽村と峯を界ふ、又  
鷹の巢を架する所境内の山中十餘所にあり、共に絶險  
にして人至ることあたはず、此餘高山四面に重り、そ  
れぞれの字あれども、一々舉るにいとまあらず、

○蘭峠 又蘭坂 村の中の方二十一町、若松に行く道な  
り、躋ること二町餘、ここを下りて辰巳の方三十間計  
に物見巖とて半面は山につき、半面は徑二十間餘高三  
丈の餘あり、其側に深一間計、徑八尺餘の石窟あり、  
昔文明の頃山賊ここにかくれて、往來のものを覘ひし  
所なりとぞ、總てこのわたり山峙ち、谷深く極て幽邃  
なり、されば山に傍ひ岩をつたへて斜に板橋を架し、  
徑路を通す、故に岩鼎と名く、此邊にて時々鷄聲を聞

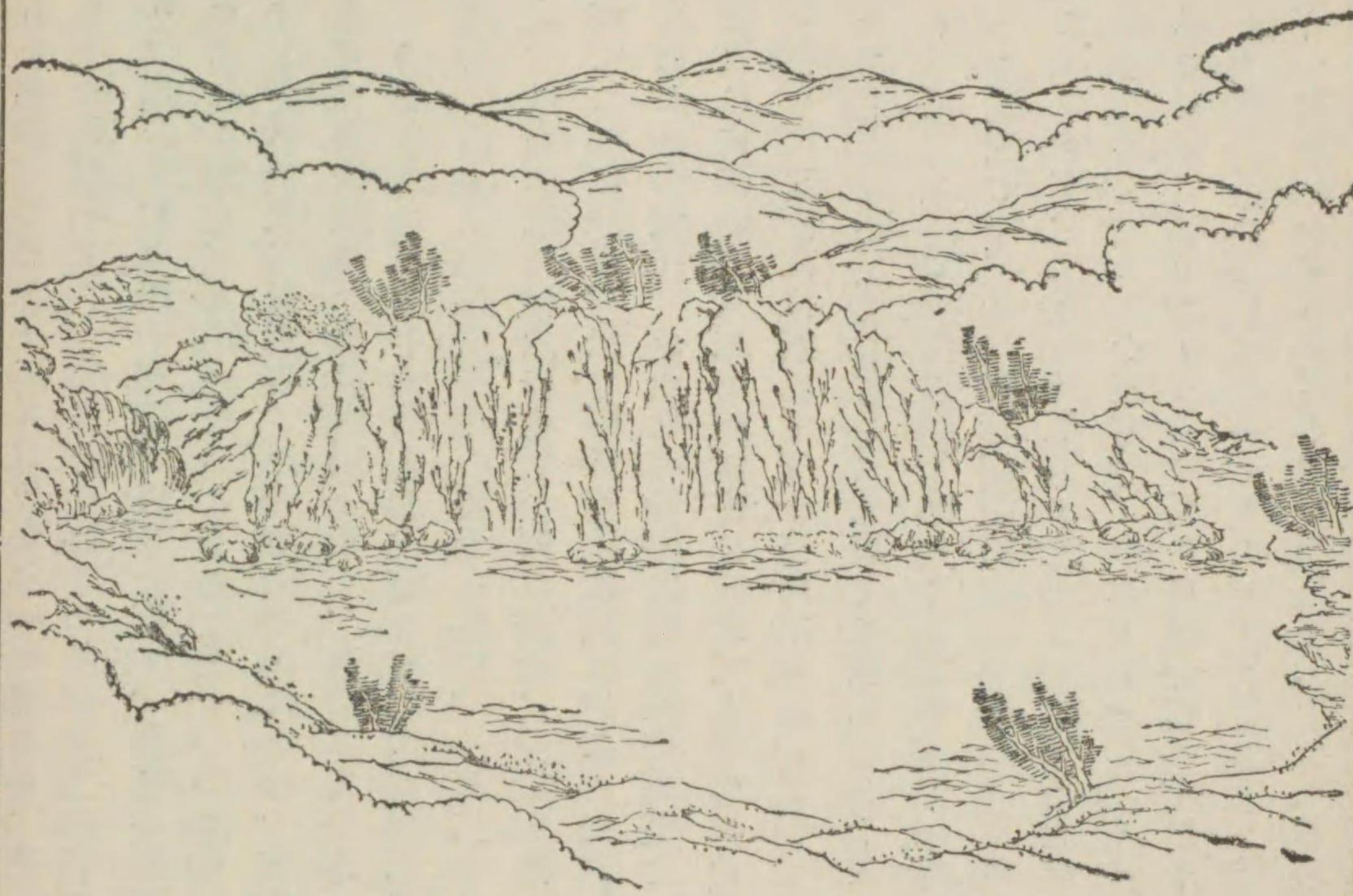
行く道の左右に流るゝ故の名なりとぞ、村の未申の方  
三十間計にて檜原川に入る、水源よりここに至て東に  
流るると廿八町廣二間計 ○長井川 長井莊米澤に行

く道の左右に流るゝ故名けしと云、源を大峠と迷澤高  
森山に發し、田代澤等の溪流を得、一里二十四町餘南に  
流れ、村東に至り西に折れ檜原川に注ぐ、廣六間 ○吾  
妻川 村の卯辰十三町にあり、西吾妻山の布瀧より出  
て東戸倉・西戸倉の二溪を受けて吾妻川となり、西に流る  
ゝと三十四町、檜原川に注ぐ、廣六間餘 ○小鹽川  
源は高曾禰山より出て、若松街道の左右に従ひ、一里  
十四町西南に流れ、大鹽村の方に注ぐ、廣四間計、

○小野川 西吾妻山にあり、百貫清水の下流大冷水・小  
冷水と云二水を受け此川となり、戸倉山小屋の南を過  
ぎ、南に流るゝこと二里計、檜原川に注ぐ、廣六間餘、  
○中津川 一に小藏 村の卯辰の方三里十町餘にあり、  
西吾妻山の東「地獄ヶタ」と云所より出て、南に流るゝ  
こと三里三十二町倉川に合し、又西南に流るゝこと十  
町計檜原川に會す、廣十間餘 此川に瀧あり酸川  
野村の條下に出す ○たけ  
ひる澤 村の丑寅の方三十町計にあり下流長井川に入  
る、「タケヒル」と云草を産する故に名けしとぞ、此草  
形状氣味大蒜に似たり、食すべし、此餘溪流數十あり



圖 淵 隅 闇



て枚擧すべからず ○百貫清水 戸倉小屋の卯辰の方一里餘、吾妻山の中にあり、深二尺餘湧出る勢つよく、中央九尺四方は落葉を浮べず、水底白沙清冽愛すべし、昔都下の人此に來り、此泉苟くも我庭際にあらば、百貫の價にも換ふべからずと云し故此名ありとぞ ○闇隅淵 雄子澤小屋の東一里餘にあり、檜原川の下流幽谷の間にて、長一町計幅十四五間、水色青碧にして深測るべからず、淵の上に瀧あり、左右より怪巖相東ね、其間一間餘の所より水勢激して直下す、此所昔魚登らず、元和申左右の巖を削り水の怒をそいてより上流に網罟の利ありと云、淵の左右は古木繁陰し、常に猿嘯を聞ものすこき境地なり、北岸は削成せる石壁屏風を立るがごとく、長一町餘の間數十折す、中程に至て巖の高きこと三丈計、左右は漸く卑し、其上に躑躅櫻樹相交はり古藤蔓衍す、花時極て佳觀なり、南岸は惡巖奇石錯亂布置し、水勢の激する所岩根を齧自ら石窟をなす、其幽邃なるさま云べからず ○丹後淵 村の亥に當り、二十一町大川の西岸にあり、永祿八年の合戦に穴澤丹後と云者、敵と引組で此淵に陥り、下の瀨に流れ出て終に首級を獲たり、故に名けりと云 ○寒水瀧 戸倉小屋の東三十二町吾妻川にあり、高十

丈幅一間餘、碧巖に傍噴流直下し匹練を曳に似たり、故に一名を布瀧とも云 ○不動瀧 戸倉山小屋の北十二町大冷水川にあり、高十五丈幅五間、其側に不動の石像あり、故に名く ○一渡戸 村西一里四町、蘭峠を下り小鹽川を渡る所なり、穴澤廣次と云者一族郎從相率て、五島孫兵衛が小谷山の壘を攻め、偽り敗れて引退き此所にて返し合せ、五島終にうち負て小谷山の壘に入ると云は此所なり ○眞渡戸 又盜渡戸 細野小屋の寅卯の方十三町、檜原川を歩渡して雄子澤小屋にゆく所なり、廣十五間餘、洪水すれば水勢激突して流れを常にせず、橋梁を架することあたはず、天文二年の秋穴澤俊直一族引具し此川のほとりに臨み、席を連ね杯を傳へて秋の遊を催す、時に盜賊等五十餘人打つれ來りければ、俊直駈合せ忽ち盜賊三十餘人を川岸に斬りひたす、此時穴澤が郎等九人討死し、俊直も痛手被て其日の暮に死せりとぞ、故に盜渡戸の名あり、

○關梁 ○檜原口 村の北端にあり、これより檜原峠を越て米澤に達す、木戸門を設け、左は山に傍ひ右は數町の檜木林ありて要害とす、番成を置き往來を察せしむ、

○橋五 一は村西にあり、長七間幅九尺、大川に架す、一は村西一里四町ばかり大鹽村界にあり、境橋と名く

長五間幅五尺、小鹽川に架す、一渡戸と云所即これなり、ともに若松道なり、一は村東五町猪苗代道にあり、長五間幅五尺、長井川に架す、一は戸倉山小屋の南一里四町雄子澤通にあり、長八間半幅一間、一は細野小屋の東北三町戸倉山小屋に通る小徑にあり、長七間幅四尺、ともに檜原川に架す、

○神社 ○山神社 境内東西八間半、南北六間免除地 村北山麓にあり、鎮座の始詳ならず、長享二年穴澤越中俊家再興せりと云、祭禮四月十七日、小沼組高柳村山本大隅是を司る、

△石橋 幅六尺長三尺、社前の小溝に架す、ここを渡つて左右に石燈籠二基あり △鳥居二 一ノ鳥居兩柱の間九尺五寸、二ノ鳥居の間八尺、

△本社 一間半餘に一間餘南向、男女の木像二軀を安ず、長各九寸餘、衣冠の座像古物、其形狀分明ならず、

△幣殿 一間二尺に一間 △拜殿 五間に二間、

【相殿二座】 △熊野宮 本村より移せり △權現 同上

○山神社 境内三間四 戸倉小屋の東一町餘にあり、鎮座の始を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○崇徳寺 境内東西十六間南、村北山神社の西にあり、檜原山と號す、下野國大澤圓通寺の末山淨土宗なり、永正の頃穴澤俊家建立し、蘭山檜原寺と名け菩提



所とす、其頃は眞言の道場なり、天正十三年伊達氏兵  
戈の日火災に罹り、穴澤が氏族も所々に牢落す、其後穴  
澤が餘裔再びこゝに住せし時、湯殿山參詣の僧こを  
通りしを留めて寺を再建し、先祖の靈牌を安ず、承應  
二年始て淨土宗となり、寺號を今の名に改め、三尊彌  
陀を本尊とし客殿に安ず、

○墳墓 ○石塔 村北一町三十間餘にあり、長二尺八寸  
餘、前面に法名と元和八年正月九日穴澤助十郎廣次と  
彫付あり、

○古蹟 ○館跡 村より亥の方三町戸山トヤマにあり、東西三  
十五間南北一町六間、土居空隍の跡遺れり、南を大手と  
す、文明十八年此地に山賊多く文太郎といへる者を張  
本とし、無頼の惡黨集て往來の旅人をなやます、會津  
の領主輩名盛高穴澤越中俊家と云者に命じ之を誅せし  
む、越中三百餘人の郎等を引具して馳向ひ、山賊二百  
七十餘人を討取て還ければ、盛高感賞して貞宗の刀と  
境野・寺入サカイ・道知ミチチ等共共ニ大沼  
にあり、三箇村をあたへて此地にを  
き、出羽國の押とす、越中即此館を築て移住し、檜木  
谷地を改て檜原と號く、檜木多く東南の方置原なるに  
よると云、「舊事雜考」に穴澤に命じて檜原の境を守らせし  
は永正年中の事とす、今其家の傳る所に從ふ、  
越中が孫加賀信徳に至て、永祿七年四月伊達大膳大夫

輝宗・石川但馬と云者二千五百餘の勢つけて此館を攻  
んとす、加賀これを聞き會津と米澤の境檜原峠に出向  
ひ、嚴しく防戦し勝軍しければ、石川逃れて米澤に歸  
る、同八年七月伊達氏再び兵を發して、烏川村の方よ  
り山をこへ迷澤を経てたゞちに戸山を襲はしむ、加賀  
防戦手を碎きければ寄手又敗れて引返す、同九年正月  
伊達勢千餘人不意に村の入口北の木戸に火をかけ関を  
つくりて攻入る、加賀父子速に出合て一戦し寄手多く  
討死す、輩名修理大夫盛氏其戰功を賞し、耶麻郡大荒  
井村を與ふ、斯て加賀年老ければ嫡子新右衛門信堅に  
家を譲り、岩山イハヤマに館を築て隱居す、天正十年四月小荒  
井村の地頭小荒井阿波と云者と、大荒井村稅租の事に  
より私に鬭争に及ぶ、其罪輕からずとて大荒井村を沒  
收せらる、同十二年伊達左京大夫政宗其事を聞傳へ、  
七宮伯耆と云者を使として穴澤を語ふ、伯耆はもと輩名  
ありて伊達家に仕へ新右衛門信堅此時は俊家の臣なり、故  
右衛門と舊友の好あり新右衛門信堅元と稱す容を改て、伊  
達殿忽御親族の好を忘れ、國奪ふべき爲に某を語り給  
ふと見えたり、某苟くも累代輩名家に仕ふ、死を守て  
其舊恩に報すべし、伊達殿もし輩名家に合力し、幼主  
を輔て國內の安寧ならんことを謀り給はば、誰かこれ  
を防ぐべき、伊達殿若此地に御進發あらば某路頭馳向

ひさび矢一つまゐらせて、後腹切て國難に殉ふべし、  
偕又御邊は輩名譜代の舊臣にあらずや、然るに其厚恩  
を忘却するのみならず、某等をして不義の人たらしめ  
んとす、最其意を得ざる所なり、速に立歸り此旨を達  
すべしとて伯耆をば歸しけり、其後政宗又穴澤が支族  
四郎兵衛某を招きしに、四郎兵衛忽一族の好みを忘れ  
政宗に内應し、同年十一月二十六日伊達勢を引入、たば  
かりて加賀父子を始め一族郎等數を盡して討れぬ、此  
時新右衛門が嫡子助十郎廣次、加賀が六男善七郎後善  
右衛門と正清等は居合せざりければ、幸に死を脱れて大鹽  
村の地頭中島左馬信清が館に遁る、信清は穴澤加賀が五  
男なり、中島美濃と  
いふものに養  
はれ其家を嗣同十四年四月廣次一族引具して大鹽村よ  
り檜原に至り、小谷山に籠れる五島孫兵衛を襲ひ、偽  
敗れて伊達勢を誘き蘭峠の麓一渡戸と云所にて返し合  
せ敵兵許多を討とる、此外穴澤が一黨大鹽村に在て夜に乗  
意をうつ、其志偏に父祖の讐を報ひ、檜原の地を恢  
復せんと欲するにあり、いたつかはしければ略す同十七  
年六月五日磨上原の軍敗れて、輩名義廣會津を夫て常  
陸の佐竹氏に寓候たり、穴澤等も亦大鹽村を落て道知  
窪村の山中に隠る、いくほどなくて伊達氏こを收公  
せられ、蒲生氏封につく、助十郎廣次其家に仕へ再び

村に歸住せりと云、其後出羽の秋田に至り舊主義廣に  
謁しければ、其志を感じ義廣自ら扇面に古歌をかき、  
形見とも見よとて廣次にあたふ、其扇今に傳て家寶と  
す、上杉・加藤兩家此地を知りし時もここに居住しぬ、  
寛永二十年肥後守正之封に就し時、廣次が子新八郎光  
茂と云者に祿をあたへ此に居らしめ、村の北端に木戸  
門を營み番成を置き、穴澤に屬し非常をいましめ、往  
來を察し境を守らしむ、光茂が子孫相續て當家に仕へ  
今に至る、其先祖家人の子孫代々ここに住せるもの今  
に三十人あり ○館迹 村南八町岩山にあり、東西四  
十五間南北二十五間、土居空隍の形崩てさだかならず  
永祿十二年穴澤加賀これを築き退隱の所としぬ、  
○馬場跡 村の辰巳の方六町にあり、今萱原となる、  
天正十三年伊達政宗會津を襲はんとて此地に滞留する  
こと五十餘日、朝ごとに自ら馬を調習す、六月十三日  
朝露にまぎれ、穴澤善右衛門と云者大鹽村より弓矢携  
て山つだひに忍び寄けるに、政宗いかに思ひけん馬場  
中より馬をかへして馬場末に至らず、善右衛門本意な  
く思ひ矢立とり出て、鎗矢一つまゐらせんためにかく  
狙ひ候ひぬ、御運いみじくわたらせ給ふ故是非なく候  
かく申ものは穴澤某なりと書付、馬場末に立て歸ける



其後は政宗懼て馬に乘らざりしといへり ○壘蹟 村の寅の方十四町小谷山にあり、本丸跡東西二十七間南北六十六間餘、二丸跡東西十五間南北四十五間、空隍の跡透れり、南の方山の尾さきに堀切二箇所あり、又其南一町餘を隔て萱原に東西四町の土居あり、ここを大手馬出しとせしとぞ、天正十三年五月伊達氏松本備中が内應により入田付越より兵を出し、政宗も此口より大鹽村の方に襲ひ來りしに、大雨降濛濛たちおほひ、前後を忘せしかば壹峠より引返し、此壘を築きとせまること五十餘日にして、家人五島孫兵衛某を籠置てその身は長井に引取り、同十四年穴澤助十郎廣次これを攻め合戦ありし所なり、寛文中撰述せし風土記に檜原堀の此壘跡の事 壘あり、今其地詳ならず、意ふになるべし ○金山蹟 境内數箇所にありて枚擧するに暇あらず、土人云天正の頃始て好金出づ、慶長十年熊野派の修驗中常坊と云もの來て坑を穿ち、多く金銀を採る、金坑の中今五十兩と云字残れるも、一月に五十兩の好金を出せし所なり、此頃は諸國より人多く集り、小屋數も千軒計有て許多の金銀を採りしといへども前後得る所の總額詳ならず、又其頃戸倉澤に大正寺と云寺院あり、後小沼組漆村に移り寺蹟萱原となり、漆村の大正寺是なりと、案ずるに漆村大正寺は弘仁年

中に開く所の古刹なり、意ふに慶長の頃此地の金山盛にて、人多く集りし故土人寺を創め大正寺に請て是を掌らしめ、假に其本號に従て大正寺と稱し、山裏へ人散じて寺また廢せしなるべし、凡て小屋蹟なりとて、山麓に絡てうち開けし萱原所々にあり、  
○舊家 ○豊吉 此村の肝煎を勤む、其先は藤原氏なり應永の頃兵三郎弘範と云者あり、甲斐の武田に隨ひ信州相原に住せり、因て相原氏を稱せしとぞ、弘範が後裔孫六弘久始て穴澤に隨ひ此村に住し、伊達勢を防ぎて功あり、天正十二年十一月二十六日穴澤加賀同新右衛門と共に戦死せり、子孫相續て此に住し、豊吉正範まで凡八世と云、嘗て火災に罹り系譜を失ひ履歴詳ならず、先祖よりの物なりとて、無銘一尺八寸の脇刀を家に藏む ○幸十郎 此村の肝煎なり、先祖は二瓶藏人某とて天正十二年十一月討死せり、其後と云傳れども系譜なければ詳なる事をしらず、鑓一本を持傳ふ、  
○甚助 此村の農民にて遠藤與九郎某が子孫と云、與九郎天正中穴澤父子と共に討死せり、明和年中の火災に家譜焼失し世次詳ならず、鑓と脇刀を持傳ふ、  
○佐傳次 此村の農民なり、天正十二年穴澤父子と共に討死せし高橋介太郎某が後なりと云、族譜なければ

世代の順叙をしらず ○勘次郎 此村の農民なり、穴澤父子と共に討死せし大竹平内某が子孫と云傳れども世次を知らず、家譜なきに依てなり ○半右衛門 此村の農民なり、畠山莊司次郎重忠の後と云、天正の頃目黒善内某と云者穴澤父子と共に討死せり、半右衛門まで幾世と云ことを傳へず ○甚之助 此村の農民にて豊島縫殿之助某が末孫なり、縫殿之助は天正十二年穴澤等と討死せし其一人なり、系譜なければ世次をしらず ○兵左衛門 此村の農民なり、先祖を赤城内匠利弘と云、天正十二年穴澤父子と共に討死せり、其子を鴨之助某と云、天正十一年四月穴澤新右衛門信堅に隨て小荒井阿波と相戦ひ、敵徒萬部院と云修驗の爲に左の眼を射させけるが、少もひるます萬部院を討取りしと云剛の者なり、今の兵左衛門は利弘が九世の孫と云傳ふ ○菊地倉之助 穴澤助十郎譜代家來なり、先祖内藏之助某穴澤父子と共に討死す、當時倉之助に至るまでの世次をしらず ○佐藤直吉 是も助十郎が譜代の家來なり、先祖は佐藤次郎左衛門某とて天正十二年穴澤父子とて討死せしものなり、直吉まで幾世と云ことを傳へず ○穴澤悦之助 先祖は主計家清とて加賀信徳が父越前次郎俊直が子なり、天正十二年其子新

九郎信春と共に討死せり、二男孫兵衛春清幼にして家にあり、母に抱れ大鹽村に遁るといふ、悦之助は八世の孫なり、  
○褒善 ○貞節者ちやう 此村の農民傳八郎妻なり、元文二年賞して米を與へり ○孝行者治右衛門 雄子澤小屋の本地挽なり、元文五年同上、

新編會津風土記卷之五十八終



### 新編會津風土記卷之五十九

#### 陸奥國耶麻郡之八

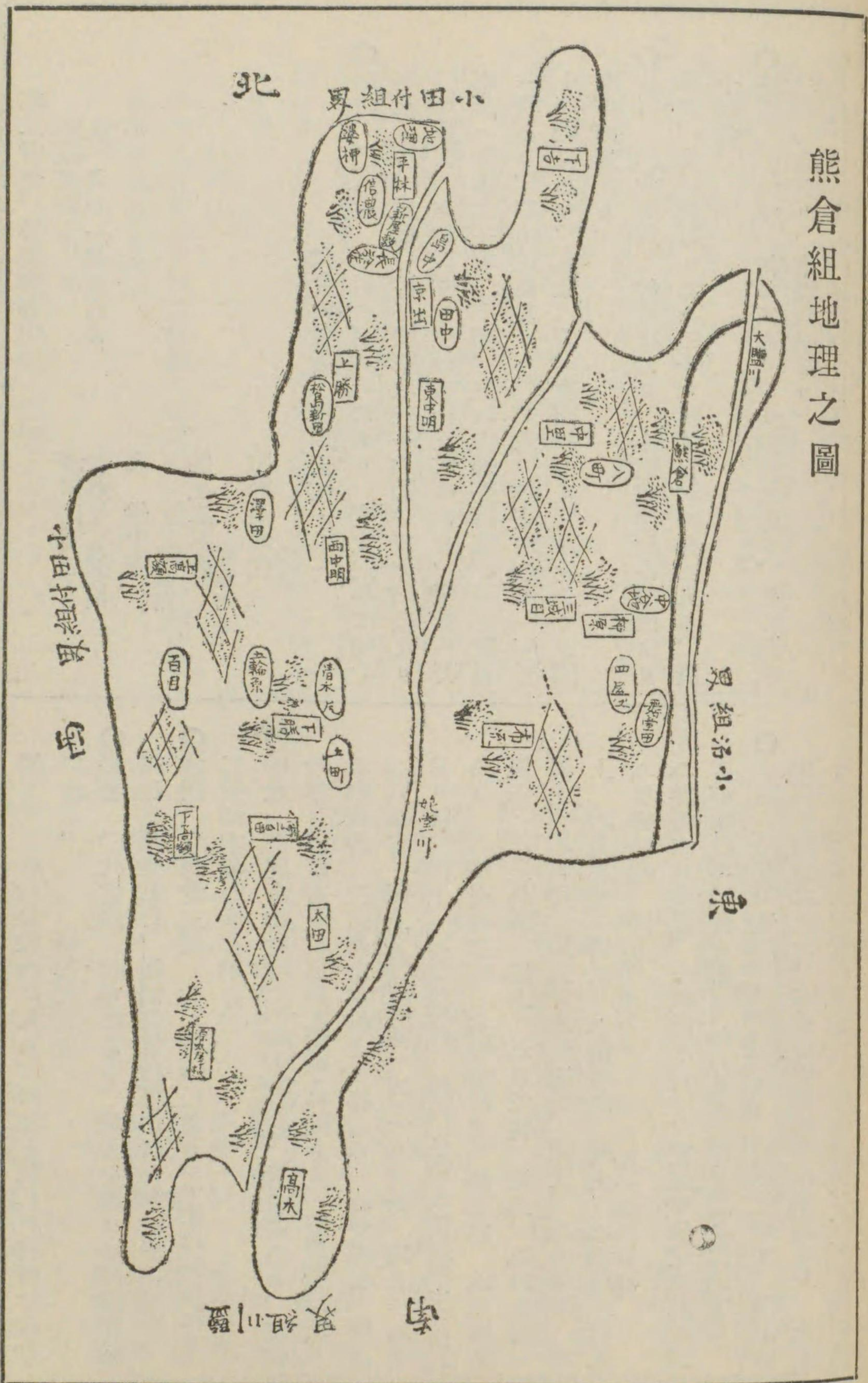
##### 熊倉組

此地府城の北に當り本郡の中程にあり、東は小沼組に界ひ、南は鹽川組に接し、西は小荒井・小田付兩組に交はり北は小田付組に隣る、東西三十二町、東は小沼組高柳村の界に至る南北二十九町、南は小沼組中目村の界より、北諸村の界に至る、中央を姥堂川流れ養水の便よく田圃多し、此組の諸村凡十七箇村あり、皆郷名を失ふ、新宮莊と稱する村四あり、上高額村下高額村太田村源太屋敷村

##### 熊倉組十七箇村

熊倉村 端村 八町 舞臺田 柳原 中谷地(今廢) 下吉  
 村 平林村 端村 婆柳 地理 信濃 長於佐 新屋敷  
 羽賀屋敷(今廢) 原(今廢) 上(今廢) 端村 松島新田 京  
 出村 端村 田中 昌中 東中明村 上高額村 小名  
 澤田 端村 百目 西中明村 中里村 三城目村 布

##### 熊倉組地理之圖



流村 端村 四屋 下勝村 端村 五輪原 清水尻 堂  
 島村 端村 五町 下高額村 太田村 源太屋敷村  
 高木村 端村 百目(今廢)

●熊倉村 端村 八町 舞臺田 柳原 府城の北に當り、行程四里二十三町餘、家數九十二軒、東西一町二十八間南北八町十五間、東は大鹽川に傍ひ三方田圃なり、出羽國米澤に通る街道驛所にて、村中に官より令せらる、掟條目の制札あり、鹽川組鹽川村驛より一里二十八町此に繼ぎ此より一里十二町、小沼組大鹽村驛に繼ぐ、村の未の方に一里塚あり、東三十間小沼組高柳村の界に至る、其村は辰巳に當り五十間餘、西七町四十七間中里村の界に至る、其村まで十二町、南十五町二間小沼組中目村の界に至る、其村まで十六町五十間、北七町十三間小沼組漆村の界に至る、其村まで十三町、又未申の方十四町二十間布流村の界に至る、其村まで二十町十間餘、申の方十二町十一間三城目村の界に至る、其村まで十五町十間餘、もと未申の方十一町二十間に中谷地と云端村あり、今はなし、此村もと毎月六度の市あり、慶安三年より三度とす、其後廢せり、始て市を立し時蒲生家より與へし文書此村の檢斷物江左伸太が家に藏む、其文如左、  
 山郡之内熊倉村市場に相定候、月々六齋五十に市可



相立者也、仍而如件、

慶長六年  
丑十一月廿六日

滿田出雲守 住長判  
高 備中守 貞成判  
浦生忠兵衛 郷雄判  
町野主水佐 重就

熊倉村檢斷 物江土佐との

- 端村 ハツチヤウ 本村の西八町にあり、寛文三年に開く家數九軒、東西一町一間南北五十六間、四方田畠なり
- 舞臺田 本村より未申の方十三町にあり、家數六軒東西一町南北一町二十間、東の方米澤街道を隔て家居一軒あり、四方田畠なり
- 柳原 舞臺田の西一町三十間餘にあり、家數六軒、東西一町五間南北三十五間四方田畠なり、
- 山川 大鹽川 村東にあり、小沼組漆村の境内より來り、南に流るゝこと二十六町中目村の界に入る、廣十間餘、
- 關梁 大橋 村東にあり、大鹽川に架す、長九間幅二間勾欄あり、米澤街道なり、
- 水利 小鹽堰 漆村の方より來り、中里村の境内を

過ぎ又この村の境内に入り、田地を潤し三城目村の方に注ぐ、

- 郡署 代官所 村中にあり、役人を置き小沼熊倉兩組を支配せしむ、河沼郡笈川組濱崎村郡役所に隸す、
- 倉廩 米倉三屋 共に村中にあり、二屋は社倉なり、二屋は本組の米を納む、
- 神社 鹿島神社 境内東西十六間南北三十五間免除地 村中にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり【相殿八座】
- △稻荷神 三座共に本村より移しぬ、△伊勢宮 同上
- △八幡宮 同上 △戸隠神 同上 △天神 同上 △若宮八幡 同上
- 諏訪神社 境内にあり、【相殿十三座】あり、△稻荷神二座 共に本村より移しぬ、△熊野宮 同上
- △三島神 同上 △日光神 同上 △白山神 同上
- △天神 同上 △天王神 同上 △大宮神 同上
- △羽黒神 同上 △麓山神 同上 △幸神 同上
- △日御前神 同上
- △神職山口美濃 先祖詳ならず、寛永中修理尙嗣と云もの當社の神職となる、今の美濃尙方まで四代なり、
- 寺院 光明寺 境内東西十五間南北十二間實地 村中にあり、淨土宗山號を紫雲山と云、本州岩城專稱寺の末山なり、永正十七年相模國鎌倉の産江月と云僧開基す、天正中兵火

覺

に罹て本尊千手觀音の像のみ遺れり、今別堂に安じ、彌陀を本尊とし客殿に安す △觀音堂 境内にあり、千手觀音長一尺七寸五分、行基作とも慈覺作とも云、會津三十三所順禮の一なり、

○古蹟 館迹 村より戌亥の方六町十間にあり、山口屋敷と云、何人の住せしと云ことをしらず、今は田畠となり其字のみ残り、

○舊家 物江左仲太 此村の檢斷なり、藤原姓にて昔は鈴木氏を名乗代々輩名家に仕ふ、後何の頃にか物江氏に改めしと云、慶長の頃雅樂之丞高幸と云者、男子なければ細川氏の子土佐某と云者を養ひ、女にあはせ家名を繼しむ、相續て檢斷を勤め今の左仲太高憲に至ると云、もとは多く武具馬具の類をも所持し、家系も詳なりしが、火災に罹り只文書四通災を免れ今に傳ふ其文如左、一通は上に由す

物江土佐前屋を相立檢斷に相定候、然らば諸役可爲免許者也、仍如件、

慶六  
五月廿八日

滿願寺 判

熊倉村檢斷 土佐とのへ

物江土佐様

村中より此度我等子孫永と不捨見、繼可申との深志

- 物井一類 穴澤一類
- 中川一類 山口一類
- 羽谷部一類 小林一類
- 善願一類 木村一類
- 羽入一類 黒岡一類
- 安部一類 川瀬一類
- 磯部一類 渡部一類

一私共子と孫とえ申置候事、  
右御恩不忘右紙面急度可相守候、右目出度御子孫長久、當村繁榮千秋萬歳、仍而一札如件、

慶長六年  
丑十二月吉日



之一通、誠に子孫長久安堵何事か是にすくへからず大慶不斜事に候、去ながら子孫不義不通之諸行有之候得者、斷絶致事顯然なり、因茲是而已神明を祈り子孫爲敬禁左に是を書與傳、

一公務大切に勤、朝暮御國恩を奉拜、今日執行毛頭私なく天道に隨ひ、無理非道なく恩を忘す不奢身の分際を辨ひ、家業を勤、家内睦ましく親へ孝心の實を盡し、夫婦兄弟の情愛不忘、私を正しく世間交輕人尤おとろふ人程無疎略、愚なる人子獨身僅之者人は別而哀憐を加へ、賤く不忠禮義を重く一入心をつけ、尤如在之儀少もなく、念ころに萬事大切に可存事、

一我等實父の先祖細川式部大夫より傳る、神代之卷中臣の聞書其外神書段と是を傳へ而不怠學へし、神道は陰陽五行今日の日用天理一反之道理を教へ給ふ我國の道なれば、よき師範を求め不怠朝夕可掛心、執行第一之儀候事、右之條と幼少より能く教訓いたし、急度相守長久を可祈者也、仍而敬禁如件、孫子の榮行すへは久かたや天津教の道を守は慶長六年丑十二月吉日 尊敬 (花押)

佐原之介との  
○赤城長五郎 先祖を赤城和泉則元と云、上野國勢田郡の産にて、天正中會津に來り葦名盛隆に仕ふ、葦名氏亡て後、浪々の身となり、蒲生氏のと看此村の長となり、後上杉氏に仕ふ、上杉氏羽州米澤に移りし後又此村長となる、和泉が子を太郎右衛門といひ、其子を長五郎と云、相續て肝煎役を勤む、今の長五郎則重は和泉が十一代の裔孫と云、家に文書二通と、この村を知行せし家士の家に年貢を納めし請取皆濟手形、慶長の末より寛永の始までの年號あるもの數十枚を藏む、煩しければ其一二を取て左に録す、

以上

當大町倉田新丞に拾貳兩借金に付而申構候、令穿鑿候處、借金歴然と双方申候、惣別借シ借りの儀借狀次第に返辨候様に可申出旨御壁書有之事候、又連判借り之儀、其連判之内死うせ相違候共、相殘者として返辨之法式に候間、爲兩人右拾貳兩金子急度可有返辨候、仍判狀如件、

元和八戊 平田助大夫 家重 (花押)  
三月十三日 野村 織部 盛次 (花押)  
齋藤勘右衛門尉吉定 (花押)

元和貳年十一月十五日

河副源六 正勝 (花押)  
熊倉村肝煎藤五郎殿參

熊倉村ねんく事

錢こめかいせいなり、けい長拾七分分  
次十二月六日 與三衛門  
藤五郎參

納熊倉村錢米之事 以上皆濟狀成 右如件

元和五年分 木本式部内

次ノ三月十二日 河村與三右門 (花押)

あか木藤五郎殿參

納熊藏村年貢皆濟狀事

一米分濟 一永樂方分濟之色者

右所請取如件

慶長十八癸丑年  
十二月廿八日

藤五郎との參  
三右衛門 (花押)

熊倉村年貢慶長拾九年分米分皆濟也 金分銀分京錢分皆濟也 傳右衛門 (花押)

町野主水佐 呂就 (花押)  
滿田出雲守 安利 (花押)  
岡左衛門佐 清長 (花押)  
藤五郎  
山ノ郡之内熊倉村 久右衛門かたへ  
同郡田中村

きと申遣候、仍先日之通可相尋事有之候間、いそき此ものと可罷越候、其ため態申遣也、  
十月五日 栗田助右衛門 重長 (花押)  
太田加兵衛 〔 〕 (花押)

山之郡熊倉村 助九郎 源衛門 善左門

肝煎 甚左門へ  
長五郎へ

熊倉村年貢、慶長拾六年分  
米錢金銀皆濟狀仍如件、  
慶長十六年十二月廿八日

河副源六 正勝 (花押)  
きも入藤五郎とのへ

熊倉村年貢金銀米錢共に、慶長拾七子ノ年より元和元卯ノ年迄、皆濟仕者也、仍皆濟狀如件、



慶長十九年 明二月十九日

三右衛門 (花押)

熊倉村 藤五郎との参

熊倉御年慶長拾九年、元和貳年は、三年分米方金分京錢分ともに相濟申候也、但皆濟也、

元和貳年十二月廿八日

高橋助丞 (花押)

熊倉 藤五郎殿参

熊倉御年貢米慶十七年八年兩年之分錢米請取相濟申候事、

右皆濟狀如件

慶長十九年 六月三日

高橋助丞 (花押)

熊倉藤五郎との参

慶長廿年分 熊倉村年貢之事

一米分皆濟也 一金分銀京錢分 皆濟也

右如件

慶長廿年 十二月十五日

金勘左衛門 判 熊倉村 藤五郎との参

熊倉村年貢之事

米分 皆濟也 金分 同 錢分 同

元和貳年 十二月廿九日

金山勘左衛門尉 (花押) 熊倉村藤五郎殿参

熊倉村元和九年分、年貢米方金方算用いたし相濟候間、皆濟狀遣申者也、

元和九年十二月廿六日

勘左衛門 (花押)

太右衛門との参

○褒善 ○悌順者伊兵衛 寶曆十二年賞して米を與へき

○忠義者作兵衛 寛政九年同上 ○孝行者市之助 享

和元年同上 ○貞節者某 市之助母なり同上 ○孝行

者ふた 市之助姉なり、同上、

○下吉村 府城の北に當り行程五里六町餘、家數十八軒

東西二町二十四間南北一町二間餘、四方田畠なり、東一

町十九間小沼組漆村の界に至る、其村まで四町四十間餘

西は村際にて小田付組下柴村に界ふ、其村まで三町十間

餘、南十四町中里村の界に至る、其村まで十六町、北四

町十間下柴村に界ふ、又未申の方五町六間京出村の界に

至る、其村まで十二町餘、昔は今の地より二町計南にあり、元和七年ここに移す、

○水利 ○綱取堰 漆村の方より來り、三森川に入り、又三森川を引田地に灌ぎ、京出村の方に注ぐ、

○神社 ○熊野宮 境内東西五間南 村東一町十間餘にあり

鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、熊倉村山口美濃

が司なり 【相殿七座】 △稻荷神二座 共に本村より

移しぬ △伊勢宮 同上 △山神 同上 △白山神

同上 △麓山神 同上 △鬼渡神 同上

○寺院 ○吉祥寺 境内東西十八間南 村中にあり、眞言宗

河沼郡笈川組勝常村勝常寺の末山なり、延命山と號す

開基の年月詳ならず、文祿中武藏國足立郡の産慶徳と

云僧再興す、地藏を本尊とし客殿に安ず、

○古蹟 ○館跡 村南四町にあり、東西八間南北四十間

今畠となり東西北三面に堀の形残り、一盃館跡と云

何人の居人と云ことをしらす、

●平林村 端村 婆柳 地理 信濃 昔此村を開しとき、平

地に大なる林あるゆえ名けりと云、府城の北に當り行程

五里五町、家數十二軒、東西一町三十間南北一町十間、

四方田畠なり、東四町十二間、小田付組下柴村の界に至

る、其村まで七町二十間餘、西四町五十一間、小田付組

稻田村の界に至る、其村は戌亥に當り九町三十間、南三

町十二間、京出村の界に至る、其村まで八町三十間、北

二町二十一間小田付組關柴村の界に至る、其村まで六町

四十間餘、又未申の方七町十五間上勝村の界に至る、其村

まで十二町四十間餘、もと羽賀屋敷原と云二區の端村あ

り、今はなし、この村農民の家に蒲生氏の時與へし文書

を藏む、其文如左、

① 平林下柴井水相論に付て置目條々

一下柴と平林と井水相論之儀、双方不作にては不可然

候間、如先年小松せきの水朝六ツ時夕七ツ時迄平

林へとり、晚七ツ時夕夜中同明方六ツ前迄下柴えと

るへき事、

一小松せきを下柴せきへおとし入、下柴せき入落取

候とみ候、左様に候は、其分水に又出入申候へは

不可然候間下柴せきの上をといにて通し申へき事、

一小松せきを上候は、何時も平林も悉く罷出せき

を上候普請可仕、たとへは杭柴繩以下の普請具入候

は、田數人數にしたかい割符すへき事、

一如先年水錢五百文平林御倉へ進納可仕候、此代物

は不及申に御年貢之外たるへき事、

一右へ仕置にて先年も双方不作仕儀無之候間、今以不



可有相違候、若事をたくみ田地を荒候か、又申事於仕出者、曲事之段可被仰付候間、可得其意者也、慶長九甲辰年六月九日 満田長右衛門 住長判

高備 中守 貞成判  
町野主水佐 重就判  
蒲生忠兵衛 郷雄判

山郡之内平林村 肝煎百姓中

○端村 ○婆柳 ウヰヤナキ 本村より戌の方六町二十間餘にあり、家數七軒、東西廿五間南北五十間、四方田島なり ○地理 本村より申の方二町二十間餘にあり、家數六軒、東西二十間南北二十五間、四方田島なり ○信濃 本村より申の方五町四十間餘にあり、家數二軒東西三十間南北十五間、四方田島なり ○長於佐 本村より申の方七町四十間餘にあり、家數六軒、東西廿五間南北五十二間、四方田島なり ○新屋敷 本村より未の方五町四十間にあり、家數四軒、東西四十八間南北十五間、四方田島なり、

○山川 ○姥堂川 オバドウガハ 村東三町餘にあり、廣六間、下柴村の境内より來り、南に流るゝこと十一町餘、東中明村の界に入る、

○關梁 ○原橋 村南十五町餘にあり、姥堂川に架す、

長七間幅一間、小田付村に通る徑路なり、

○神社 ○磐持神社 境内東西四間南 村より丑の方四町餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、熊倉村山口美濃が司なり 【相殿九座】 △伊勢宮 端村信濃より移しぬ △稻荷神五座 一座は信濃より移し、一座は端村地理より移し、一座は端村長於佐より移し、一座は端村婆柳より移し、一座は端村原より移しぬ △八幡宮 地理より移しぬ △總社 長於佐より移しぬ

△婆神 婆柳より移しぬ、

○寺院 ○福聚寺 境内東西十七間南 村中にあり、草創の年代詳ならず、眞言宗、川西組本寺村惠日寺の末山なり、山號を甘露山と云、本尊五智如來客殿に安す、

△觀音堂 境内にあり、

●上勝村 端村 松島新田 此村もと原村と云、何の頃にか勝前及松島の條下に見ゆと云女、此地に來り病に遇て死す、後中將 勝前の父なるに 其蹤跡を尋て此に到り、其死を聞て悲慘にたへず、數多の堂社を建立す、因て勝村と改む、後下勝村に對して上の字を加へしと云、府城の北に當り行程四里二十八町、家數九軒、東西一町南北一町、四方田島なり、東一町四十五間北二町十五間、共に平林村の界に至る、其村は丑寅に當り十二町四十間餘、

大檀那平盛興并隱居盛氏 鑄師大工早山主殿助并小工太郎左衛門銘帳切手兼定 諸行無常 是生滅法 生滅々已 寂滅爲樂并 諸旦那等 現世安穩 後生善所無疑者也、

永祿七年甲子季夏日

△二王門 五間に二間、左右金剛力士の像あり、共に長八尺計古物なり、

△別當勝福寺 境内東西十四間南北八間年貢地 觀音堂の南にあり、松島山と號す、眞言宗、府下大町彌勒寺の末寺なり、本尊大日長二尺、相傳て勝前が冥福の爲に中將此寺を建立せりと云、昔は此寺に屬する堂社多かりしが、今此村の境内に八幡宮 大神社・藥師堂・地藏堂・十盡く頽破して、今は僅に宗像社と觀音堂のみ存せり、

○墳墓 ○古墓三 一は村の申の方一町三十間にあり、高一丈周三十六間、上に老杉一株あり、勝前の墓と云或は勝前の侍婢を埋し所とも云、享保中建る所の石塔あり文字なし、一は村の戌の方二町十間餘にあり、高九尺周十間、土人乾坤壇と云、一は村の申の方二町十間餘にあり、高七尺周八間、十石壇と云、共に其謂をしらず、

○古蹟 ○松島 村西四町にあり、東西三十間南北二十

西三町二十一間、上高額村の界に至る、其村は未申に當り十町四十間餘、南三町三十六間西中明村の界に至る、其村まで八町三十間餘、

○端村 ○松島新田 本村の西二町にあり、家數六軒、東西五十間南北一町、四方田島なり、

○神社 ○宗像神社 境内三間四方免除地 村西一町餘にあり、草建の年月詳ならず、勝前を尋來りし中將の勸請と云、鳥居あり、勝福寺司なり、

○寺院 ○觀音堂 境内東西十五間南 村西一町にあり、六間に五間南向、即中將の建立と云、中將勝前に後れ傷悲の餘新に觀音の像を造て、勝前の持佛觀音の小像を新像の眉間に嵌せりと云、今觀音の像三軀を安す、閻浮檀金の像長三寸七分、十一面の像長六尺三寸、十一面千手の像長三寸、此堂天文中回祿し、長帳に享祿二年六月此堂燒失の事見 永祿元年領主葦名盛興再造す、其後再び頽廢せしを當家入封の後寛文五年府より再興す、又此堂中に不動毘沙門の木像あり、共に四尺餘極て古物なり、又鐘一口あり、徑二尺七寸、銘に云、

奉鑄鐘一口

奥州會津耶麻郡勝之村 勝福寺別當滿勝院 本願 觀行坊慶算當寺



二間、本州宮城郡松島浦の境致をうつせし所なり、昔勝前とて京家の女一人此地に來りし時、しばしの宿を求て民家に立よりしに、長途の疲にや有けん、病に打伏して頼すなくなりゆきしが、吾松島や雄島の磯を尋ね、心ある海人の仕業をも詠ん爲めはるく都を出て、鄙の長路にさまよひ來り圖らずも病を得、此地にして身まからんこそ本意なけれとて、其様いと哀なり村人打よりて松島の勝狀を模して見せければ、女なめならず喜び、今は心にかゝる事なしとてやがて死せり、因て斯く名けしと云、今も曲岸回渚の形存し依稀として其境を渉るが如し、故に此地に遊ぶ者佳勝を歎賞して昔時を追憶せざる者なし、

●京出村 端村 田中 畠中 此村もと平林村の端村なり、慶安元年に分て一村とす、府城の北に當り行程四里二十八町、家數二十軒、東西一町三十八間南北四町二十六間四方田圃なり、東五町下吉村の界に至る、其村は丑寅に當り十二町餘、西一町五十一間北三町十八間、共に平林村の界に至る、其村は北に當り八町三十間、南二町四十四間東中明村の界に至る、其村まで五町餘、  
○端村 ○田中 本村の辰巳の方にあり、家居一軒、四方田圃なり ○畠中 本村の北二町十間餘にあり、家

數六軒、東西一町南北六間、四方田圃なり、  
○山川 ○姥堂川 村西二町にあり、平林村の境内より來り南に流ること七町、東中明村の堺に入る、  
○水利 ○綱取堰 下吉村の方より來り田地を潤し、下流上勝村上高額村の田地に灌ぐ、  
○神社 ○稻荷神社 境内東西十二間 村の戌亥の方二町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、熊倉村山口義濃が司なり 【相殿四座】 △稻荷神 二座共に本村より移しぬ △伊勢宮 同上 △天神 同上  
○褒善 ○次郎右衛門 祖父が時より此村の肝煎なり、人となり篤實にして孝心深く、假初にも親のふしとを踏ことなし、又ある時は身を洗ひ淨め遙に府城の方を伏拜み、神社佛閣の前を過るときは謹て拜禮す、村民に交はるに慈愛を本とし、懇に教誡しけり、されば此村は困窮の者多かりしかども、風俗他にすぐれて年貢滞るとなく、常に訴訟の事なかりしかば、寶永三年褒賞して米を與へり、  
●東中明村 此村もと西中明村と一村なり、耕作の便惡かりければ明曆三年分て二村となし、東西の字を冠らしめ今の地に移せり、府城の北に當り行程四里二十七町、家數十三軒、東西一町三十五間南北五十八間、四方田圃な

り、東二町中里村の界に至る、其村まで七町、西一町北二町二十八間、共に京出村の界に至る、其村は北に當り四町五十間餘、南七町西中明村の界に至る、其村は未申に當り八町五十間餘、又丑寅の方三町五十三間、下吉村の界に至る、其村まで十五町三十間餘、  
○山川 ○姥堂川 村より未申の方二町にあり、京出村の方より來り、南に流ること七町餘、西中明村の界に入る、

○神社 ○稻荷神社 境内三間四方免除地 村より寅の方三町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、熊倉村山口美濃が司なり、

●上高額村 端村 澤田 府城の北に當り行程四里二十町家數三十七軒、東西二町三十間南北一町二十間、四方田圃なり、東八町西中明村の界に至る、其村まで十二町、西六町二十間小荒井組清治袋村の界に至る、其村は戌に當り十町計、南五町下高額村の界に至る、其村まで十町、北四町三十四間、小田付組小田付村の界に至る、其村は亥子に當り九町四十間餘、又寅の方六町上勝村の界に至る、其村まで十町計、丑の方十一町十四間、小田付組下臺村の界に至る、其村まで十八町四十間餘、辰巳の方八町二十間、下勝村の界に至る、其村まで九町二十間、未

の方五町十間、小田付組一堰村の界に至る、其村まで十九町餘、亥の方十二町、小荒井組小荒井村の界に至る、其村まで十八町、中の方六町小荒井組高吉村の界に至る、其村まで十四町、  
○小名 ○澤田 本村の寅卯の方四町にあり、家數三軒、東西四十五間南北二十間、四方田圃あり、  
○端村 ○百目 本村の南四町五十間にあり、家數九軒、東西一町南北一町十二間、四方田圃あり、  
○山川 ○田付川 村西二町三十間にあり、清治袋村の境内より來り、南に流ること三町二十間、一堰村の界に入る、  
○水利 ○堤三 村より寅の方四町にあり、南北に相並べり、一は周二町計寶永五年築く、二は周一町二十間計、共に堂堤と云、  
○神社 ○天満宮 境内東西十間南 村北一町二十間にあり、草創の年代詳ならず、鳥居・幣殿・拜殿あり、熊倉村山口義濃が司なり 【相殿八座】 △伊勢宮二座 ともに本村より移しぬ △熊野宮 同上 △宗像神 同上 △幸神 同上 △若宮八幡二座 一座は本村より移し一座は上勝村より移せり △稻荷神 上勝村より移せり、



○寺院 ○當勝寺 境内東西十二間南 村中にあり、天台宗 郭内延壽寺の門徒なり、山號を高額山と稱す、開基の 年代詳ならず、應永中舜林と云僧中興し、本尊彌陀客 殿に安ず、春日作と云、

○古蹟 ○寺跡 村中にあり、舊龍虎山寶性寺と云、眞 言宗の寺あり、寶永十年廢寺となる、

○褒善 ○近右衛門 此村の肝煎を務ること三十年計、 よく村民を教導し終に訴訟の事なし、又よく人を惠て 貧き者に米を與へ、或は人參の類價貴く民間の力に及 ばざる品を貯置て病者を濟ひ、猪苗代邊より良材を求 て境内の橋をかけ、己が費用を顧みず、生付學文を好 て經史記録など集置て、暇ある日は常に披見し、近き 警を擧て人にもいひ聞せけり、或人善にほこらずとは 如何なる事ぞと問へしに、それは顔子の受用なれば吾 儕の辨ふべき所にあらざれど、其一端をいはゞ、或日 我下部二人山に入て材木をとりしに、一人は力たくま しくして大きな木二本負來り、一人は纔に一本を負 來りしが、力強きは聲高に詈りほこらはしげに見え、今 一人は材木をそく／＼に取をさめ掃除などせし様愛あ りて見ゆ、凡て己が善しと思へることは人にも憎まれ 自ら非なりと思へることは還て人の心にかたひ、神明

も加護あるべしと云しとぞ、元祿九年に身まかりしか ば、後に其子清助を本組の郷頭とす ○半左衛門 家 貧く十六歳より身を賣て數家に奉公すること凡三十年 餘、生付正直なりしかばよく主人の心に協ひ、年季の後 も給金を増し留おかんと云とも、過あらんことを恐れ 固く辭して一家に留るとなし、常に孝養の心怠らず、 偶家に歸る時も道すがら枯木など拾集め、持行て耕と なさしめ、家に歸て後は猶更一村の者と親み厚く、薪 ころ者道にて落せるをば拾歸て返し與へ、或は大雪降 つもり屋上より雪おろす人なければ、親疎を擇はずこ れを助け、主をして知らしめず、或は他人の田の中に 稻穂の倒れたるあれば、必起して行過ぎけり、一年公 納の糶失せたることあり、村中互に疑ひしに人皆半左 衛門には非ずとて疑はざりけり、其人に信ぜらるゝこ とかくのごとし、寶永二年褒賞して米を與へり ○善 行者四郎兵衛 享保二年褒賞して、米を與へり ○孝 行者莊太郎 安永元年同上

○西中明村 此村もと中明と云、明曆三年東中明村を分 てより西の字を冠らしめき、府城の北に當り行程四里十 八町、家數二十五軒、東西一町九間、南北二町十間、四 方田圃なり、東六町中里村の界に至り、其村は實に當り

八町二十間、西四町上高嶺村の界に至る、其村まで十二 町、南三町堂島村の界に至る、其村は未に當り十町、北 四町十間上勝村の界に至る、其村まで八町二十間餘、又 丑寅の方一町五十三間、東中明村の界に至る、其村ま だ八町五十間餘、辰巳の方一町布流村の界に至る、其村ま で六町、

○山川 ○姥堂川 村東二町にあり、東中明村の方より 來り、南に流ること八町、布流村の界に入る、

○寺院 ○長福寺 境内東西十間半南 村中にあり、天正十 二年淨土の徒本州岩城の産良殘こゝに來り、一字を菅 神の廢趾に建て自天山長福寺と號す、二世良圓慶長中 に寂し其後遂に廢絶せり、寛永十九年府下半兵衛町極 樂寺の僧徒春察再興し、極樂寺の末寺となれり、彌陀 を本尊とし、客殿に安ず、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西三十三間餘南北三十 二間、今民家となり僅に其形を存す、何の頃にか菅沼 伊賀某と云もの居住せりと云、

○中里村 府城の北に當り行程四里二十四町、家數三十 七軒、東西三町二十間南北一町、四方田圃なり、東四町 十三間熊倉村の界に至る、其村まで十二町、西五町東中 明村の界に至る、其村まで七町、南六町五十三間三城目

村の界に至る、其村まで八町、北二町下吉村の界に至る 其村まで十六町、又未申の方三町二十間西中明村の界に 至る、其村まで八町二十間、丑寅の方四町二十間小沼組 漆村の界に至る、其村まで十四町五十間、

○山川 ○澁川 村西にあり、上流を三森川と云、小沼 組漆村の境内より來り、未申の方に流ること十九町 餘、布流村の界に入る、廣四間計、

○水利 ○小鹽堰 熊倉村の方より來り田地の養水とな り、又熊倉村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西四間南 村中にあり、鎮座の 年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、熊倉村山口美濃が司な り【相殿三座】△熊野宮 本村より移しぬ △諏訪 神 同上 △金神 同上

○寺院 ○善導寺 境内東西十三間南 村中にあり、慶長五年 觀閣と云僧開基す、淨土宗山號を一行山と稱す、半兵 衛町極樂寺の末山なり、本尊彌陀客殿に安ず、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西三十六間南北四十四 間、何の頃にか佐藤河内某と云者居住せしと云、今は 民家となり其形僅に存す、

○三城目村 府城の北に當り行程四里十九町、家數十一 軒、東西四十間、南北五十間、四方田圃なり、東三町五



間、熊倉村の界に至る、其村は寅に當り十五町十間餘、西一町北一町七間共に中里村の界に至る、其村は北に當り八町、南二町布流村の界に至る、其村は未申に當り四町餘、

○水利 ○小鹽堰 熊倉村の方より來り、田地に灌ぎ布流村の方に注ぐ、

●布流村 端村 四屋 府城の北に當り行程四里九町、家數二十四軒、東西一町四十六間南北一町三十八間、四方田圃なり、東五町二十一間熊倉村の界に至る、其村は丑寅に當り二十町十間餘、西二町十八間堂島村の界に至る、其村は申酉に當り八町十間餘、南二町六間小沼組中目村の界に至る、其村は辰巳に當り五町十間餘、北三町十一間西中明村の界に至る、其村は戌亥に當り六町、又未申の方五町五十六間太田村の界に至る、其村まで十二町十間餘、丑寅の方五十八間三城目村の界に至る、其村まで四町餘、

○端村 ○四屋 本村の東二町三十間餘にあり、家數四軒、東西五十四間南北三十二間、四方田圃なり、

○山川 ○姥堂川 村西二町餘にあり、西中明村の境内より來り、南に流ること五町二十間、太田村の界に入る ○澁川 村西一町十間餘にあり、中里村の境内

より來り、未申の方に流ること七町二十間餘、姥堂川に入る、

○水利 ○小鹽堰 三城目村の方より來り、田地に灌ぎ太田村の方に注ぐ、

○神社 ○稻荷神社 境内七間四方免除地 村東一町餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、熊倉村山口美濃が司なり【相殿十六座】 △伊勢宮三座 一座は本村より移し、一座は下勝村より移し、一座は西中明村より移しぬ △稻荷神四座 一座は本村より移し、一座は三城目村より移し、二座は下勝村より移しぬ △春日神 本村より移せり △諏訪神 三城目村より移せり △山神 堂島村より移せり △十二宮 同上 △權現 同上 △八幡宮 下勝村より移せり △若宮八幡 同上 △三島神 西中明村より移せり △天神 同上

○寺院 ○寶性寺 境内東西二十八間南北二十間半年貢地 村中にあり、眞言宗、府下大町一桂院の末山なり、山號を護守山と云、天正二年海圓と云僧開基す、文祿中靈問と云僧修補を加ふ、因て靈問を中興とす、本尊如意輪觀音客殿に安す、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、東西三十六間南北三十二間、何の頃にか手代末某と云者こゝに住せしと云、僅いたはり養ひけり、凡節義を守り數家に奉公すること三十年にあまりしかば、天明三年米を興て褒賞せり、

○忠義者丹藏 明和七年褒賞して米を興へり、  
●下勝村 端村 五輪原 清水尻 府城の北に當り、行程四里八町、家數四軒、東西一町三十八間南北一町四間、又丑寅の方二町三十間に一區あり、家數三軒、東西三十間南北三十八間、西新田と云、共に四方田圃なり、東五町十一間南一町五十五間、共に堂島村の界に至る、其村は南に當り二町五十間餘、西一町北五十間共に上高額村の界に至る、其村は戌亥に當り九町二十間、又未申の方四十五間、下高額村の界に至る、其村まで四町餘、

○端村 ○五輪原 本村より亥の方三町五十間にあり、家數二軒、東西五十七間南北四十九間、四方田圃なり ○清水尻 本村より丑の方二町五十間餘にあり、家數三軒、東西一町南北五十三間、四方田圃なり、

○古蹟 ○館跡 村西にあり、東西三十二間南北五十一間、何の頃にか大原伊賀守某と云者居りしと云、今菜圃となる、其子孫とて今にあれども來由詳ならず、

○褒善 ○忠義者平右衛門 享保十四年褒賞して、米を興へり、  
●堂島村 端村 五町 府城の北に當り行程四里七町、家

に土居の形残り ○古碑 村々未の方一町五十間にあり、高三尺幅二尺五寸、上に梵字三、其下に諸行無常是生滅法生滅々已寂滅爲樂の十六字を四行に彫り、又其下に延文六年辛丑二月九日孝子敬白爲三拾三年と一行に彫る、其餘文字あれども剝落して讀べからず、 ○坊壇 村西一町三十間にあり、高一間周十四間餘、其謂を知らず、

○褒善 ○金右衛門伯母みつ 家貧く公納滞ることありて、家には姑一人を遺し夫婦并男子一人皆身を賣て奉公す、其後夫病に染て身まかりければ、再嫁を勧めし者もありしに姑の養疎くならんとて従はず、夫の借金病中の費用まで己が身に引請て償へり、男子は下高額村善八が許に奉公せしが、多病なりければ善八醫療を加へ病癒へし後、身代つくのへとて家にかへせしに、程なく身まかりしかば、みつ身代返金のため善八が家に仕ること六年、後に鹽川組下利根川村肝煎久次が方に奉公し、よく主家の心に協ひ農事をはげみ、田圃の妨あることは我人の隔なく除去りしかば、人皆其行を見習ひけり、かく暇なき中にも姑に孝養あつく、夏冬の衣をも乏くせず、暇ある時は薪をとり置て贈りつかはし、病あるを聞けば代りの者を出して暫の暇をこひ



數十三軒、東西三町二十四間南北五十三間、四方田圃なり、東九町三十四間布流村の界に至る、其村は寅卯に當り八町十間餘、西二町下高額村の界に至る、其村まで四町餘、南四町十間太田村の界に至る、其村まで六町四十四間餘、北五十八間下勝村の界に至る、其村まで二町五十間餘、

○端村 ゴチヤウ 本村より丑寅の方五町十間餘にあり、家數二軒、東西二十六間南北四十七間、四方田圃なり、  
○山川 ○姥堂川 村東二町二十間にあり、布流村の境内より來り、南に流るゝこと六町十間、太田村の界に入る、

○寺院 ○桂岩寺 境内東西十二間南 村中にあり、臨濟宗、會津郡南青木組慶山村大龍寺の末山なり、法林山と號す、開基の年月詳ならず、慶長三年越後國の僧全鑑來て再興す、因て全鑑を開山とす、もと曹洞宗なり、寛文中臨濟の徒祖珞來り住せしより、大龍寺の末山となる、本尊觀音客殿に安す、○不動堂 境内にあり、舊辰巳の方二町三十間にあり、何の頃にか此に移し舊地を不動原と云、

○褒善 ○忠義者六兵衛 享保二年褒賞して米を與へり  
○忠義者いち 此村の農民太右衛門妻なり、安永九年

今は太子の像のみ遺れり、不動を本尊とし客殿に安す、  
○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西四十四間南北十三間、至徳の頃渡邊左京進長勝本郡十二箇村を領し館をこゝに築き居住せしと云、隄土居の形残り、

○褒善 ○忠義者莊次郎 天明七年褒賞して米を與へり  
○太田村 府城の北に當り行程三里三十三町、家數二十九軒、東西二町十三間南北一町二十七間、四方田圃なり、東三町五十四間、小沼組宮目村の界に至る、其村まで二十一町十間餘、西三町源太屋敷村の界に至る、其村は未申に當り七町五十間餘、南七町四十一間高木村の界に至る、其村まで十五町十間餘、北二町三十七間堂島村の界に至る、其村まで六町四十間餘、又丑寅の方六町二十一間布流村の界に至る、其村まで十二町十間餘、辰巳の方七町二十四間小沼組上利根川村の界に至る、其村まで十三町四十間餘、戌亥の方二町五十五間下高額村の界に至る、其村まで八町二十間餘、

○山川 ○姥堂川 村東二町二十間にあり、堂島村の方より來り、南に流るゝこと十二町餘、高木村の界に入る  
○關梁 ○橋 村東二町二十間餘、隣村の徑路姥堂川に架す、長五間幅一間、  
○水利 ○小鹽堰 布流村の方より來り、田地に灌ぎ、

同上、○忠義者忠兵衛 寛政十二年同上  
○下高額村 シモタカゲ 府城の北に當り行程四里十九町、家數二十七軒、東西一町三十二間南北一町二十間、四方田圃なり、東二町八間堂島村の界に至る、其村まで四町餘、西二町三間小田付組一堰村の界に至る、其村まで五町五十間餘、南三町二十五間源太屋敷村の界に至る、其村まで十町十間餘、北五町上高額村の界に至る、其村まで十町、又丑寅の方三町二十間下勝村の界に至る、其村まで四町餘、辰巳の方五町三十三間太田村の界に至る、其村まで八町二十間餘、

○神社 ○白鬚神社 境内東西六間南 村より丑寅の方三町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、熊倉村山口美濃是を司る、【相殿三座】 △伊勢宮 本村より移しぬ、△日光神 同上 △若宮八幡 同上

○寺院 ○長勝寺 境内東西二十一間南 村東にあり、高額山と號す、眞言宗、大町一桂院の末山なり、至徳元年葦名氏の臣渡邊左京進長勝と云者、相州鎌倉より一軀の彌陀を奉じ來て、此寺を建て僧了讚をして護せしめ、己が名を以て寺號とし、此村の地若干を割て寺領に充しと云、天正中兵燹に罹り猶彌陀藥師十二神將聖徳太子の古像災を免れしに、元祿中又火災のために燒亡し

上利根川村の方に注ぐ、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○稻荷神社 境内東西五間南 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、熊倉村山口美濃が司なり、【相殿三座】 △熊野宮 本村より移しぬ、△伊豆神 同上 △箱根神 同上

○寺院 ○寶重寺 境内東西三十間南 村中にあり、曹洞宗、山號を香賀山と稱す、五目組熟鹽村示現寺の末山なり、開基の年月詳ならず、慶長中殿宇頽破せしを示現寺の僧徒廣譽來て再造す、是を中興開山とす、本尊地藏客殿に安す、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西三十間南北三十八間、天正中連沼備中某と云者居住すと云、今民家となれり、  
○古碑 村南六町十間餘にあり、高三尺幅二尺計、野面石なり、上に梵字蓮華座あり、下に永仁五年三月十一日藤原朝臣とあり、外に文字あれども剝落して讀べからず、

○源太屋敷村 府城の北に當り行程三里十八町、家數二十七軒、東西二町八間南北一町二十六間、四方田圃なり、東一町五十間太田村の界に至る、其村は丑寅に當り七町五十間餘、西五町二十間小田付組一堰村の界に至る、其



村は戌亥に當り九町十間餘、南二町八間鹽川組新井田村の界に至る、其村まで五町十間、北六町五十間下高瀬村の界に至る、其村まで十町十間餘、又辰巳の方二町二十間高木村の界に至る、其村まで十二町、未申の方七町四十八間小田付組新井田谷地村に隣り、其村際を界とす、  
○山川 ○大奈川 村西五町にあり、上流を大堰と云、一堰村の境内より來り、南に流るゝこと十二町、鹽川組新井田村の界に入る、廣四間計、

○水利 ○下前堤 村南九町にあり、周三町餘、享和三年築く、本村及小荒井組第六天村鹽川組鹽川村の養水とす、

○神社 ○諏訪神社 境内東西十二間 南北六間免除地 村より未申の方三町四十間餘にあり、草創の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、熊倉村山口美濃が司なり、【相殿六座】△稻荷神二座共に本村より移しつ、△伊勢宮 同上 △春日神 同上 △諏訪神 同上 △白山神 同上

○寺院 ○藏寶寺 境内東西十一間 南北十間年貢地 村中にあり、眞言宗、明光山と號す、至徳元年此村の領主平田大隅某建立し地蔵を安置し、密宗の僧全則を請て住せしめ、寛永十五年勝常村勝常寺の末寺となる、本尊大日客殿に安ず、古蹟 ○館迹 村中にあり、本丸跡東西一町三十二間

四十間源太屋敷村の界に至る、其村まで十二町、舊百目と云端村あり、今はなし、  
○山川 ○姥堂川 村より戌亥の方四町五十間にあり、太田村の方より來り、未申の方に流るゝこと三町四十間、新井田村の界に入る、

○水利 ○小鹽堰 下利根川村の方より來り、田地に灌ぎ別符村の方に注ぐ、  
○褒善 ○善行者入岡澤右衛門 此村の肝煎なり、安永五年賞して米を與へり、

### 新編會津風土記卷之五十九終

南北一町六間、二丸跡東西三十二間南北二十五間、鑑城と號す、至徳中葦名直盛の臣平田大隅が築し所なりと云、今は土居堀の形僅に存す、此餘館跡四あり、一は村の戌亥の方四町にあり、東西二十三間南北三十二間、一は村より未申の方五町にあり、四十二間四方、一は村西二町にあり、東西四十間南北三十八間、一は村南にあり、東西四十二間南北三十間、平田氏の臣佐藤・須藤・武藤一國等が住せし所なりと云、今は共に茶圃となれり、

○褒善 ○忠義者作十郎 享保三年、褒賞して米を與へり、

●高木村 此村もと今の地より二町三十間北にありしが耕作の便によりて明暦二年今の地に移せり、府城の北に當り行程三里十八町、家數十軒、東西四十八間南北一町五十五間、四方田圃なり、東一町二十三間鹽川組下小出村の界に至る、其村は辰に當り一町四十間餘、西二町四十一間鹽川組新井田村の界に至る、其村は戌に當り五町二十間餘、南三町二十一間鹽川組別符村の界に至る、其村まで四町二十間餘、北七町三十八間太田村の界に至る、其村まで十五町十間餘、又丑の方一町六間鹽川組下利根川村の界に至る、其村まで三町十間餘、亥の方九町

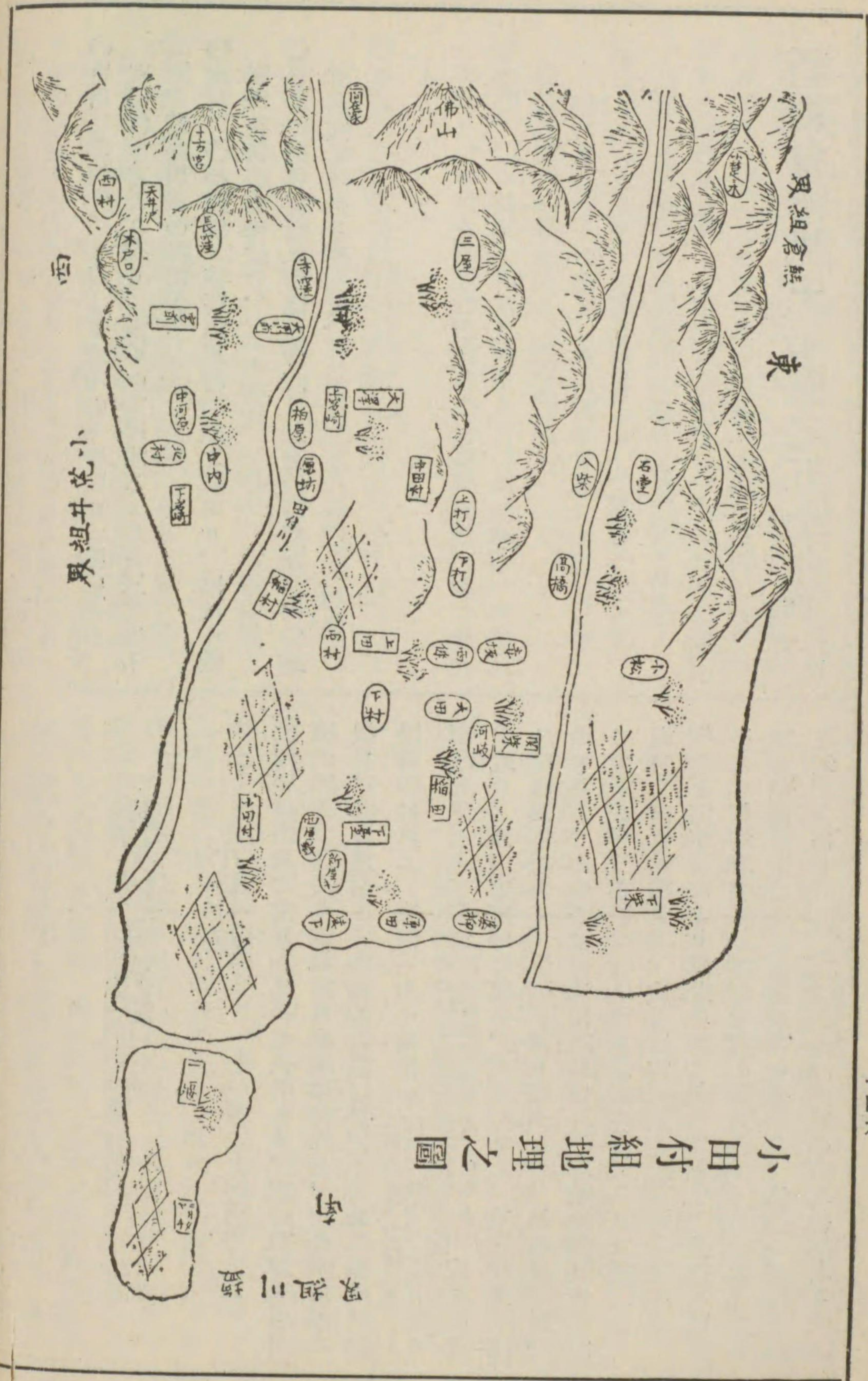
### 新編會津風土記卷之六十

#### 陸奥國耶麻郡之九

##### 小田付組

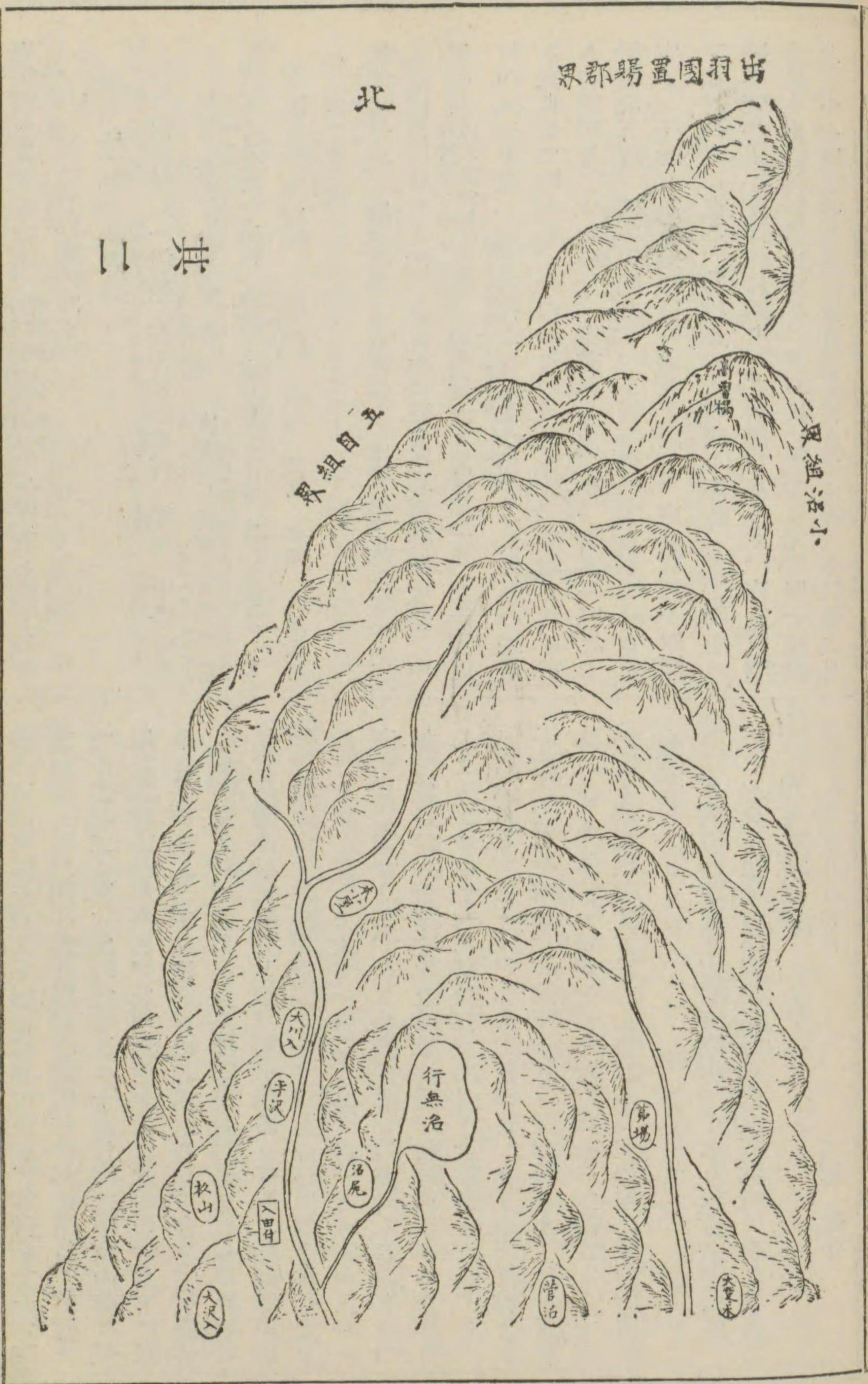
此地府城の北に當り本郡の中央にあり、東は熊倉組小沼組に隣り、西は小荒井組五目組に交はり、南は鹽川組に接し、北は重山にて小沼・五目兩組に介り、米澤領出羽國置賜郡に界ふ、東西一里十町餘 東は熊倉組下吉村の界より西は五日組中村の界に至る 南北五里二十一町餘 南は鹽川組鹽川村の界より北は米澤領置賜郡の界に至る 東北に重山繞り、西南は曠野に臨み、水田列布し、東を姥堂川流れ西に田付川あり、米穀の實り悪からず、民居多くは平地にあり、山中の村は田畝少ければ専薪を樵り炭を焼て生業とす、小田付村は毎月三度の市日ありて遠近より相集り商賈を業とし、山村は常に熊・野猪・羚羊等多く、作毛を害するにより鳥銃を放て是をおとす、農隙に菌菜をとり箆籬箕箸等の雜器を製し餘産とす、この組及び小荒井組にて正月十五日屢坐中を掃除し、節分の夜種子浸と云ことあり、共は大沼郡高田組 此組の諸村皆郷名を失ふの條下に詳なり





出羽國置賜郡

北



其二



岩崎莊と稱する村四、下岩崎村宮前村、新宮莊と稱する村一、一堰、凡て十六箇村あり、

小田付 社上八箇村

小田付村 一堰村 新井田谷地村 稲村 下岩崎村  
端村 北村 中河原 中内 宮前村 端村 大用門前  
天井澤村 端村 西村 木戸口 十方宮 大澤入 入  
田付村 端村 二間在家 杉山 沼尻 平澤 大川入新  
田 本小屋

●小田付村 此村の奥に入田付・中田付の二村あるゆえ、古は出戸田付村と云、天正十年葦名の長臣佐瀬大和、中田付村に大和が領地なり、此村及び中田付村共の市場便り悪きとて、九十三箇村の人夫を發し、臺・南條・古屋敷・小田付と云四區の民居を此に集て町割し、今の名に改めしと云、府城の北に當り行程四里二十七町餘、家數百七十二軒、東西一町三十軒南北五町、四方田圃なり、上町下町の字ありて村中に官より令せらるる掟條目の制札を懸く、東五町五十四間下臺村の界に至る、其村まで八町四十間餘、西二町十八間小荒井組小荒井村に隣り、其村際を界とす、南五町熊倉組上高領村の界に至る、其村は已に當り九町四十間餘北三十七間稻村の界に至る、其村まで六町二十間餘、又

肝煎中 百姓中

山郡小田付村市日之定

七日 十七日 廿二日 六日 以上  
右毎月之市日如此相立候、但六日之市日は八月一ヶ月可相立者也、  
寛永七年正月十五日

志水權右衛門  
桑原四郎兵衛  
守岡主馬佐

小田付村 肝煎百姓中

○山川 ○田付川 村西三町にあり、稻村の方より來り南に流ること七町三十間餘、小荒井村の界に入る、廣十間 ○須蟹澤川 村東二町四十間餘にあり、上田村の方より來り南に流ること十一町餘、上高領村の界に入る、廣二間、  
○關梁 ○橋二 共に村西三町計田付川の上下に架す、上の橋は村松新田村に通じ、下の橋は小荒井村に通じ、道なり、共に長十間幅四尺、  
○水利 ○堤 村東八町にあり、東西十五間、南北三十三間、  
○郡署 ○代官所 村中にあり、役人を置き小田付・小荒井兩組を支配せしむ、河沼郡笈川組濱崎村郡役所に

丑の方四町四十八間上田村の界に至る、其村まで十六町亥の方三町二間小荒井組村松新田村の界に至る、其村まで十二町二十間、此村毎年正月十七日郷頭が家の前に假屋を設け市神を祭る、此朝米俵を投じ壯年の者上下に立分れ是を争ふ、昔中田付村に月六度の市日あり、後廢せしを小荒井村の住人小荒井四郎左衛門某と云もの取立て姑く小荒井村に移せしが、聊子細ありてもとの如く中田付村に返す、其後又所惡しとて天正十年に此に移せり、此とき市の祝として太刀一振・鷹一聯・馬一疋・黄金三枚を葦名氏に獻すと云、後又小荒井村と争論せしことありて加藤家の時六度の市を三度は小荒井村に移すべき旨ありしより、今に此村にては毎月七日・十七日・二十二日・八月六日を市日とす、初め市を移せしとき中田付村より一箇の大石を贈る、今鎮守總社の境内にあり、此村火災あれども昔より延焼せざるは、此石の加護なりとて市神石と稱し崇敬す、又古文書二通農民の家に藏む、其文如左、

今度町割相究り市祭有之由、千秋万歳目出度儀候、少分之儀に候得共、爲祝義米貳石遺候、幾久繁昌之印迄候、謹言  
戊才六月廿日 大盛 勘介

屬す、

○倉庫 ○米倉二屋 代官所の中にあり、一屋は社倉なり、一屋は本組の米を納む、

○神社 ○佐牟乃神社 境内東西九間南 村中にあり、祭神及び鎮座の年月詳ならず、舊は村東三町計大小田付と云處にあり、後此村の百姓新明總兵衛と云もの今の地に遷せり、鳥居・拜殿あり、滿福寺これを司る、

○總社神社 境内東西七間南 村西にあり、祭神大山祇神 埴山姫神なり、鎮座の年月詳ならず、境内に市神石あり、注連を張て不淨を遠ざく、鳥居・幣殿・拜殿あり、熊倉組熊倉村山口美濃が司なり、【相殿四座】△伊勢宮 本村より移せり、△熊野宮 同上 △山神 同上 △日月宮 同上

○寺院 ○滿福寺 境内東西三十一間南 村中にあり、立法山と號す、眞言宗、開基詳ならず、もとは村西護神村今詳ならずと云所にあり、天正中本州岩城の産賢長と云僧ここに來て今の地に移し、府下大町彌勒寺の末山となる、因て賢長を中興とせり、大目を本尊とし客殿に安す、△辨天堂 境内にあり、△地藏堂 同上

○古蹟 ○館迹 今米倉のある地なり、佐瀬大和種常居士と云、○眞福寺迹 村の寅の方二町にあり、何れの



頃にか鹽川組下利根川村に移せしと云、今は畑となりし。

○褒善 ○孝行者くま 此村の農民善三郎妻なり、天明八年米を與て賞せり、○善行者喜兵衛 寛政七年同上

●一堰村 府城の北に當り行程四里餘、家數三十七軒、東西一町三間南北三町三十七間、四方田圃なり、又北四町二十間餘に一區あり、家數八軒、東西十八間南北一町二十間、八軒家と云、寛政十年廢田を再興せんために是を開く、又此より北七町三十間餘に家居一軒あり、寛政七年に開く、舊二軒ありし故二軒家と云、東二町三間熊倉組下高額の界に至る、其村まで五町五十間餘、西三町二十一間餘小荒井組菅井村の界に至る、其村まで四町十間餘、南六町四間新井田谷地村の界に至る、其村まで九町二十間餘、北三町十四間餘熊倉組上高額の界に至る、其村は丑に當り十九町餘、又申の方五町三十七間小荒井組澁井村の界に至る、其村まで八町餘、戌の方三町十四間小荒井組高吉村の界に至る、其村まで八町四十間餘、巳の方二十三間熊倉組源太屋敷村の界に至る、其村まで九町十間餘、

○山川 ○田付川 村北八町にあり、上高額の境内より來り、南に流るゝと二町計、高吉村の界に入る、

至る、其村まで十町三十間、

○神社 稻荷神社 境内東西四間南 村南二町五十間餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、熊倉村山口美濃が司なり、【相殿一座】 △伊勢宮 本村より移せり、

○寺院 ○淨念寺 境内東西十六間南北 村西にあり、淨土眞宗、西本願寺の末山なり、元和五年法圓と云僧准如より彌陀の像と寺號を乞受て此に來り、當寺を草創せり、彌陀を本尊とし客殿に安ず、惠心作と云、長二尺の木像なり、○太子堂 境内にあり、長一尺六寸の木像春日作と云、

●稻村 府城の北に當り行程五里餘、家數五十軒、東西一町三十六間南北三町三間、四方田圃なり、東一町十七間上田村の界に至る、其村まで四町五十間餘、西四町十五間五目組中村の界に至る、其村は亥に當り二十三町四十間餘、南六町二十間小田付村の界に至る、其村まで六十町二十間餘、北三町三十六間下岩崎村の界に至る、其村は亥に當り八町四十間餘、又丑の方四町二十間上岩崎村の界に至る、其村まで十二町二十間、

○山川 ○田付川 村北二町二十間餘にあり、上岩崎村の方より來り、南に流るゝと十二町二十間餘、小田付村の界に入る、○清水 村の寅の方一町にあり、東

○水利 ○大堰 村北にて田付川を引き二派となし、一は此村の田地に灌ぎ、一は源太屋敷村の方に注ぐ、

○神社 ○天神社 境内東西七間南 村東にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居・拜殿あり、熊倉村山口美濃これを司る、【相殿四座】 △稻荷神 本村より移しぬ、△總社 同上 △幸神 同上 △大明神 同上

○寺院 ○東泉寺 境内東西十五間南 村東にあり、關立山と號す、大町彌勒寺の末山、眞言宗なり、應永元年紀州高野山より堯海と云僧來て當寺を建立し、十一面觀音座像長一尺を本尊とす、慶長七年宥信と云僧住して藥師地藏の木像二軀を造る、共に今客殿に安ず、

○褒善 ○忠義者長左衛門 享和元年褒賞して米を與へり、

●新井田谷地村 府城の北に當り行程三里二十四町餘、家數二十六軒、東西一町三十六間南北一町二十一間、四方田圃なり、東は村際にて熊倉組源太屋敷村に界ふ、其村は寅に當り七町四十間餘、西三町二十九間小荒井組澁井村の界に至る、其村は亥に當り八町四十間餘、南五町五間鹽川組鹽川村の界に至る、其村は巳に當り二十一町十間餘、北二町四十七間一堰村の界に至る、其村まで九町二十間餘、又未の方五町五間小荒井組第六天村の界に

西六間南北四間、

○土産 ○蘭席 此村及上田村にて是を織り専ら生計とするものあり、其餘隣村よりも多く鬻出す、總て北方おもてと云、

○神社 ○鹿島神社 境内東西四間南北 村東にあり、何れの時に常陸國鹿島郡より勸請せりと云、鳥居・幣殿・拜殿あり、熊倉村山口美濃これを司る、【相殿四座】 △伊勢宮 本村より移せり、△稻荷神 同上 △天神 同上 △鬼渡神 同上

○寺院 ○地藏堂 境内四間四 村中にあり、建立の時代を知らず、村民の持なり、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西四十二間南北三十六間、天正の頃まで葦名小太郎盛保と云もの住せりと云土居隍の形存し内城と云字あり、

○舊家 ○莊太郎 此村の肝煎なり、葦名小太郎盛保が裔孫なりとて、世々肝煎役を勤め今に盛保が館迹に住すといへど、履歴の詳なることを知らず、

○褒善 ○善行者孫作 寶永六年米を與て賞せり、 ●下岩崎村 端村 北村 中河原 中内 昔は岩崎村とて今の上岩崎村と一村なり、天正十八年に田付川の流に因て上下に分つと云、府城の北に當り行程五里十町、家數七



軒、東西五十六間南北五十七間、四方田圃なり、東四町三十間上岩崎村の界に至る、其村は寅に當り十四町餘、西一町二十間五目組中村の界に至る、其村まで十二町二十間、南一町四十三間稻村の界に至る、其村は巳に當り八町四十間餘、北九町五十間宮前村の界に至る、其村まで十一町、

○端村 ○北村 本村の北一町二十間餘にあり、家數十軒、東西一町八間南北一町八間、四方田圃なり、  
○中河原 北村の北九町にあり、家數十軒、東西四十六間南北一町十二間、北は宮前村は連り三面に田圃あり、○中内 本村の丑の方五町餘にあり、家數八軒、東西一町十二間南北五十六間、東は田付川に近く西南北は田圃なり、

○山川 ○田付川 村より寅卯の方四町にあり、上岩崎村の方より來り、午未の方に流るゝこと十五町餘、稻村の界に入る、

○關梁 ○橋 村の巳の、五十間餘、稻村の通路田付川に架す、長七間幅四尺、猪尾橋と云、

○水利 ○堰 宮前村の方より來り、田地に灌ぎ五目組中村の方に注ぐ、

○神社 ○諏訪神社 境内東西六間南 村東三十間餘にあり

間天井澤村の界に至る、其村まで六町三十間餘、

○端村 ○大用門前 本村の東六町二十間にあり、家居一軒、大用寺の境内にあるゆえ名けり、

○水利 ○堰 天井澤村の方より來り、田地の養水として下岩崎村の方に注ぐ、

○神社 ○八幡宮 境内十間四 村中にあり、相傳て永和三年に勸請せりと云、其後天正中兵火の爲に燒亡す、文祿二年岩崎村平田三平と云者再興せしとぞ、鳥居・幣殿・拜殿あり、小荒井村修驗小洗寺司なり、

○寺院 ○大用寺 境内東西三十間南 村東七町計にあり、多寶山と號す、大町彌勒寺の末山、眞言宗なり、開基詳ならず、永和元年宥海と云僧再興す、天正年中、兵燹に罹り書記什物燒失し、世々の履歷を傳へず、本尊釋迦客殿に安す、○釋迦堂 境内にあり、釋迦の像長五尺三寸八分、毗首羯磨作と云、○熊野宮 釋迦堂の東にあり、

○褒善 ○忠義者莊三郎 延享二年褒賞して米を與へり  
○天井澤村 端村 西村 木戸口 十方宮 大澤入 昔天谷澤村と云、文祿三年今の名に改めき、府城の北に當り行程五里二十六町餘、家數二十五軒、東西一町三十四間南北一町四十間、東北は山に傍ひ西南に田圃あり、東四町三

鎮座の初詳ならず、鳥居・拜殿あり、熊倉村山口美濃が司なり、【相殿二座】 △伊勢宮 本村より移せり、△八王子神 同上

○寺院 ○長福寺 境内東西十四間南 村西にあり、縁起を案するに、天福元年飯島筑後信之と云もの一字を草造し、密侶看信といへるを請して開山とし、山號も飯島山と云、後菴主なく寺も漸々に頽轉せり、慶長十七年府下徒町一乗寺の僧良讚、五目組熱鹽村温泉湯治の序此村に宿す、此寺の檀越等寺の廢せるを深く悲みしかば、良讚もこれを憐み、廢寺を中興し下野國大澤圓通寺の末山淨土宗となる、本尊彌陀客殿に安す、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西三十間南北三十二間、天福の頃飯島筑後信之築くと云、今は民屋となりき、

○宮前村 端村 大用門前 此村もと上岩崎村と一村なり、天正十八年別村となり、八幡宮の前なるをもて村名とせり、府城の北に當り行程五里十八町、家數二十軒、東西三町十間南北五十間、東は山に傍ひ南は下岩崎の端村中河原につゞき西北は田圃なり、東五町二十七間上岩崎村の界に至る、其村は辰に當り十二町三十間、西一町十六間五目組中村の界に至る、其村は戌に當り二町四十間餘南は村際にて下岩崎村に界ふ、其村まで十一町、北十四

十間餘、上岩崎村の山に界ふ、西一町十五間五目組中村の界に至る、其村は申に當り四町二十間、南四町四十間宮前村の界に至る、其村まで六町三十間餘、北二十五町十一間五目組栗生澤村の山界に至る、其村まで一里四町十間餘、昔此より北七町に大澤入と雲端村あり、今はなし、

○端村 ○西村 本村の西四十間にあり、家數五軒、東西五十五間南北五十九間、西は中村の端村關根につゞき、三方田圃なり、昔此地に聖德太子の堂あり、後廢して太子堂屋敷と云、字今に残れり、○本戸口 本村の中の方二町餘にあり、家數三軒、東西二十七間南北二町八間、散居す、四方田圃なり、○十方宮 舊は上岩崎村の端村たり、耕稼の便り惡しとて寛政十二年此村に屬す、本村の東四十間にあり、家居一軒、南に田圃ありて三方は山に傍ふ、○大澤入 是も十方宮と同じく上岩崎村より移せし端村なり、本村より子丑の方十町四十間餘にあり、家數六軒、東西一町五十九間南北二十五間、山間に住す、

○山川 ○中山 村北六町にあり、頂まで二町計、東北の方に五貫澤・大澤入と云小山つゞき、東は上岩崎村に界ひ、北は五目組宇津野村に界ふ、松樹雜木多し、



○水利 ○堰 中村の境内より来る、八方堰を分ち、田地の養水とし宮前村の方に注ぐ、○堤 村の丑寅の方九町にあり、周九十間、

○神社 ○住吉神社 境内東西二十九間、南北十二間、免除地、村の亥の方四町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、熊倉村山口美濃が司なり、【相殿九座】 △伊勢宮二座 一座は本村より移し、一座は宮前村より移せり、△稻荷神三座 一座は本村より移し、二座は宮前村より移せり、△鬼渡神 本村より移せり、△山神 同上 △宗像神 宮前村より移せり、△石神 同上

○寺院 ○能満寺 境内東西二十間半、南北十六間、年貢地、村中にあり、天谷山と號す、曹洞宗五目組熱鹽村示現寺の末山なり、何れの時にか能勝と云僧中興せりと云、客殿に地藏の古佛あり、長八寸七分の座像なり、昔村より戌亥の方に辻の地藏と稱して是を安置せる堂宇あり、後廢して此に移せりと云、十一面觀音を本尊とし客殿に安す、

○虚空藏堂 境内東西十六間、南北二十一間、免除地、能満寺の南にあり、三間四面東向、能満虚空藏を安す、木像長一尺八寸、作者を知らず、堂宇の制造稍精密なり、此堂に鳥雀巢を造らず翼を休めすと云、何れの時の建立にか極て古代の造營と見ゆ、又寛文の初まで此より北に並び不動堂あり、長一尺八寸の木像に文和癸巳曆奉新造不動明王大檀那法眼豪祐大佛士法橋乘圓と書付ありて、堂宇の制造虚空藏よりも猶古かりしとぞ、不動は近頃盜の爲に失ひ、堂も頽破せしを今は修補して假に能満寺の佛殿とす、能満寺司る、

○褒善 ○孝行者きむ 此村の農民平右衛門妻なり、寛政十年米を與て賞せり、

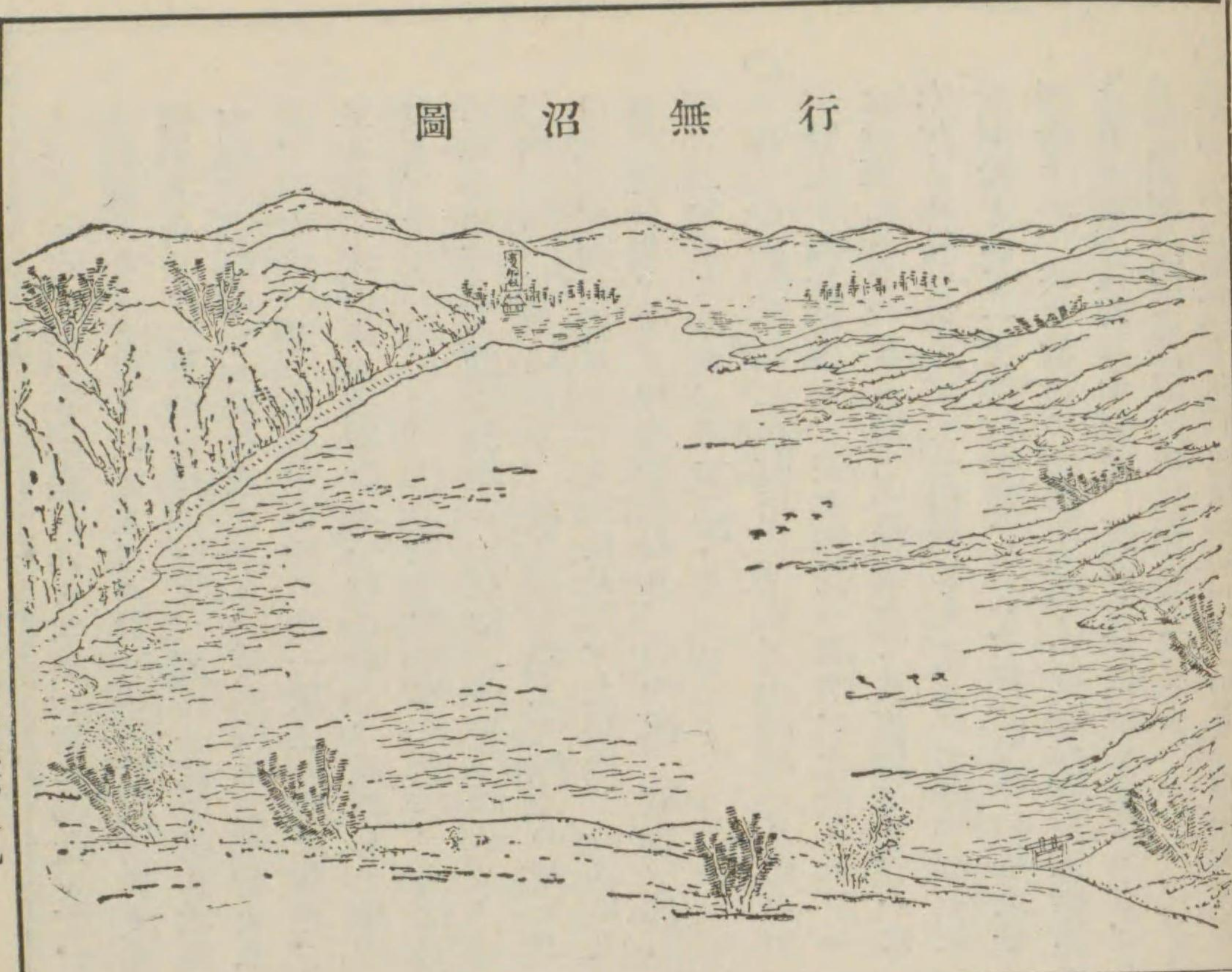
●入田付村 端村 二間在家 杉山 沼尻 平澤 府城の北に當り行程六里十町餘、家數三十九軒、東西三十六間南北七町三十間、山間にあり、東は田付川に傍ひ幽僻の地なり、村中に官より令せらる、提條目の制札あり、東五町三十間大澤村の山に界ふ、西十八町五目組宇津野村の山に界ひ峯を限とす、其村まで二十五町、南二十二町三十九間大澤村の界に至る、其村まで三十町、北二里二十八町米澤領出羽國置賜郡に界ふ、又巳の方十八町中田付村の界に至る、其村まで三十二町餘、午未の方廿二町三十九間上岩崎村の界に至る、其村まで三十町三十間、此邊は天正中伊達氏籌場を構へて、鹽川村へ飛脚の合圖をなし、黒川の變を窺はしめし所と云、

○端村 ○二間在家 本村南の十八町田付川の西にあり、家數八軒、東西二十七間南北二町二十七間、散居す、

南北に田圃を闢き東西は山に傍ふ、○杉山 本村の西四町にあり、家數十八軒、東西四十五間南北二町六間山中に住す、○沼尻 本村の寅卯の方七町四十間餘にあり、家數十軒、東西四十八間南北二町三十間、山間に住す、○平澤 本村の子丑の方五町十間餘にあり、家數四十三軒、東西二町南北二町四十八間、山中に住し東に田付川あり、○大川入新田 平澤より子丑の方九町にあり、家數十四軒、東西三十間南北六町十五間山中に散居し東に田付川あり、○本小屋 大川入新田より丑の方二十一町にあり、家數五軒、東西三十間南北二町六間、重山の間に住す、

○山川 ○高曾禰山 村の丑寅の方三里餘山奥にあり、頂まで一里計、檜原村と小沼組大鹽村と峯を界ふ、雜樹多し、○行無沼 村より寅の方十八町三十間にあり、周九百間程、層嶂四方に圍み水面鏡の如く佳景の地なり、北岸に貴船の社を勸請せり、鮒を産す、鎮守の祟ありとて漁獵せず、又舟を浮ぶることを禁す、此に至る道の左右に雌沼・雄沼とて二の沼跡あり、村老の説に昔は水多く湛へ風あれば雌雄の沼より驚波相交はり行人往々溺死するものあり、斯く危き所なれば、一度こゝに來り生て歸るもの無の意をもて、行無とは名け

行無沼圖





方に注ぐ、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○鹿島神社 境内一間半、村より戌の方一町四十間、餘山足にあり、鎮座の始詳ならず、鳥居あり、熊倉村山口美濃が司なり、【相殿十二座】 △伊勢宮 村より移せり、△諏訪神 同上 △愛宕神 同上 △稻荷神 五座 一座は端村沼尻より移し、四座は本村より移せり、△山神 端村平澤より移せり、△白山神 同上

△總社 同上 △鬼渡神 端村杉山より移せり、

○貴船神社 境内三間四、行無沼の北岸にあり、延久五年の鎮座なりと云傳ふ、何人の勸請なること詳ならず、神像長一尺餘、圭冠を戴き袍袴を着く、古代の物なり、年早すれば神像を沼に浴し雨を祈るに驗ありと云、鳥居・拜殿あり、山口美濃これを司る、

○伊勢宮 境内東西四間南、端村杉山の西二町、山上にあり、何れの時の勸請なることを知らず、鳥居あり、光德寺司なり、【相殿一座】 △藏王神 大澤村より移しぬ

○十二神社 境内東西二間南、端村平澤の南山腰にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○光德寺 境内東西二十三間、端村杉山の西にあり、淨土宗、大悟山と號す、文永元年空行と云僧建立す、

○關梁 ○橋五 共に田付川に架す、一は村より巳の方六町三十間餘にあり、長七間幅一間半、大橋と云、一は村東にあり、長六間六合地橋とて丸木橋なり、一は本村より丑の方五町三十間餘にあり、長七間半幅七尺金堀橋と云、一は端村平澤にあり、長六間半幅七尺平澤橋と云、共に村中の通路なり、一は端村大川入新田より丑の方八町五十間餘、鹽地平村に往く道にあり、長七間幅一間一尺、木根坂橋と云、

○水利 ○南原堰 村南にて田付川を引き、中田付村の

しとぞ、此沼慶安元年堤に築き本組諸村の養水とす、不動瀧にそぎ出るは此水なり、不動堂の條下、と併見るべし、○大沼 村より丑の方二里餘山奥にあり、東西一町十間南北四十間、○芦沼 大沼の邊にあり、東西四十間南北十八間、○大峠オホツケ 小峠と、端村本小屋の北一里二十町にあり、此を越て米澤領出羽國鹽地平村にゆく、路狭して難所なり、牛馬を通ぜず、此山東は檜原村に界ひ、西は五目組日中村より跨る徑路こゝに會し即其村に界ふ、

○田付川 村東にあり、源を高曾禰及大峠等の澤々より發し、南に流るゝこと三里五町、上岩崎村の界に入る、廣六間、怪石峙ち急流なり、○大瀧 村北一里六町、田付川にあり、高三丈計、

天正十三年兵火に罹り堂舎燒亡す、後葺名義廣第九世普月と云僧に良材及人夫等を與へ修營せしむ、十二世圓譽木食して行法を勤む、因て空行を初祖とし圓譽を中興とす、十三世舜道と云僧武藏國淺草幡隨院に隸して末山となる、十四世の僧行譽木食の行をなし、堂宇を造立し後五目組上三宮村願成寺に移る、願成寺の條下、と照見るべし

△總門 石階の上にある、△客殿 八間四面東向、本尊彌陀、脇立觀音勢至、△庫裏 十六間に五間、

○正福寺 境内東西二十間南、端村平澤の西にあり、平澤山と號す、光德寺の末山、淨土宗なり、天正四年空譽と云僧造立す、本尊彌陀客殿に安す、○清瀧寺 境内東西二十間南北二十四間南、端村沼尻の東にあり、淨土宗、紫雲山と號す、舊は眞言宗にて古刹なりしよし云傳ふ、何れの時何人の開基なることを知らず、大永四年光德寺の僧融海移住して始て淨家となり融海を開祖とす、即光德寺の末山なり、彌陀を本尊とし客殿に安す、△鐘樓 境内にあり、鐘の徑二尺一寸六分、寶永六年丑良月上旬施主耶麻郡稻村花見彌兵衛と彫付あり、△觀音堂 境内にあり、○不動堂 境内東西十八間、清瀧寺の東にあり、前に不動瀧とて高三丈餘の瀧あり、岩上に此堂を建つ、林木繁陰して石泉つねに牀下に灑ぎ、幽閑賞す

○褒善 ○忠義者徳次郎 寛政四年賞して米を與へり、

○忠義者徳右衛門 同上

るに餘あり、何れの頃にか此村に星野宮五郎兵衛と云者ありて、空海作の不動・矜迦羅・制多迦の三像を求め護佛とし此に安すと云、清瀧寺司る、

○石佛 大橋を渡して一町計北道の側にあり、高六尺五寸幅三尺二寸、何物と云ことを知らず、上に梵字と下に六字名號を彫る、土人車地藏と稱す、小沼組漆村の石佛に同じきものなるべし、

○褒善 ○忠義者徳次郎 寛政四年賞して米を與へり、

○忠義者徳右衛門 同上

新編會津風土記卷之六十終



### 新編會津風土記卷之六十一

#### 陸奥國耶麻郡之九

##### 小田付組下八箇村

上岩崎村 端村 原坊 寺窪 栢原 長窪 大澤村  
 中田付村 端村 三屋 上田村 端村 西村 下村 瀧  
 川 下臺村 小名 西屋敷 新屋敷 遠下 新田(今廢)  
 稲田村 小名 原田 關柴村 小名 打入 菅沼 端村  
 カハマダ 河岐 大田 西條 赤坂 高橋 入柴 茅場 婆柳 下  
 柴村 端村 小松 石堂 大楚楚木 小楚楚木  
 ●上岩崎村 端村 原坊 寺窪 栢原 長窪 此村もとは岩崎  
 村とて一村なり、天正十八年下岩崎宮前の二村を分ち三  
 箇村とせり、府城の北に當り行程五里十七町餘、家數十  
 六軒、東西一町二十四間南北二町五間、四方田圃にて東  
 は大澤村に連る、西九町五十八間下岩崎村の界に至る、  
 其村は申に當り十四町餘、南八町三十間稲村の界に至る  
 其村は未に當り十二町二十間、北一町十三間大澤村に界

ふ、又戊の方二町宮前村の界に至る、其まで十二町三十  
 間、亥の方十一町天井澤村の界に至る、其村まで二十一  
 町三十間、巳の方七町三十間上田村の界に至る、其村ま  
 で十一町二十間餘、もと十方宮・大澤入とて二の端村あ  
 り、農事の便あしければ寛政十三年天井澤村に屬す、  
 ○端村 原坊 本村より申の方三町十間餘にあり、家  
 數八軒、東西三十間南北一町十七間、四方田圃なり、  
 ○寺窪 本村の北七町四十間餘にあり、家數二軒、東  
 西三十二間南北十五間、東は田付川に傍ひ三方に田畝  
 あり、○栢原 本村の西四町四十間餘にあり、家數二  
 軒、東西二十一間南北二十二間、四方田圃なり、○長  
 窪 本村の亥の方十三町五十間餘にあり、家數七軒、  
 東西一町十七間南北二十七間、西は田圃にて三面は山  
 に傍ふ、  
 ○山川 八森山 村より亥子の方十八町計にあり、頂  
 まで一町計、天正中遠藤助兵衛某と云もの、此に柵を  
 つけて伊達氏の兵を防ぎし處と云、松樹雜木多し、  
 ○田付川 村北二町三十間にあり、入田付村の方より  
 來り南に流れ、西に轉じて稲村の界に入る、境内を経  
 ること凡三十町餘、  
 ○水利 ○堤 端村長窪より寅の方六町山中にあり、東

##### 西二十六間南北一町四十間

○神社 稻荷神社 境内東西一町半 村中にあり、鎮座の  
 初詳ならず、鳥居あり、熊倉村山口美濃是を司る、  
 ○稻荷神社 端村寺窪の北山の半腹にあり、鎮座の初  
 詳ならず、鳥居あり、山口美濃が司なり、【相殿二座】  
 △伊勢宮 端村寺窪より移しぬ、△山神 同上  
 ○羽黒神社 境内東西十五間 端村長窪の丑寅の方山上に  
 あり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、山口美濃これ  
 を司る、【相殿十座】 △稻荷神五座 一座は端村原坊  
 より移し、一座は端村栢原より移し、一座は端村十方  
 宮より移し、二座は本村より移しぬ、△八幡宮 本村  
 より移しぬ、△伊勢宮 同上 △伊豆神 同上 △山  
 神 同上 △總社 栢原より移しぬ、  
 ○稻荷神社 端村寺窪の西山足にあり、鎮座の初詳な  
 らず、村民の持なり、  
 ○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西五十一間南北五十間  
 大永の頃遠藤助兵衛 大隅と築きしと云、今は民屋とな  
 りき、○弘海壇 村南七町にあり、高五尺周二間、何  
 の頃にか本州仙臺の産、弘海と云僧入定せし處と云、  
 ○鷄塚 村より亥の方六町にあり、高三尺計、相傳ふ  
 昔端村長窪の農民利兵衛と云もの、先祖、池龜外記と

云もの、如何なるゆにか此地に鷄千羽を埋て塚とし、上  
 に一株の松を栽しと云、咳嗽を患るもの祈願すれば驗  
 ありとぞ、今も古松樹あり、  
 ○舊家 ○遠藤莊右衛門 此村の肝煎なり、世々遠藤助  
 兵衛が館跡に住し其裔孫なりと云、祖先の槍とて家に  
 藏む、  
 ○褒善 ○忠義者傳吉 寛政九年米を與て賞せり、  
 ●大澤村 昔は中田付村と一村なり、正保二年に分つ、  
 府城の北に當り行程五里十七町餘、家數十六軒、東西一  
 町五十四間南北二町五十間、西は上岩崎村に連り、南に  
 田圃ありて、東北は山に近し、東四町三十五間中田付村  
 の界に至る、其村は辰に當り五町二十間餘、南六町三十  
 六間上田村の界に至る、其村まで十一町二十間餘、北三  
 町九間入田付村の界に至る、其村まで二十町、  
 ○山川 ○大佛山 村より寅の方二十町餘にあり、高六  
 十丈、何れの時にか大佛堂を建し所なりとぞ、今はな  
 し、此山さのみ高からざれども衆山の中に特立し、府  
 下の近郊よりも其形著しく見ゆるゆえ、里俗會津富士  
 と稱す、天正十三年葦名氏伊達勢とこの地に戦ひ、死  
 傷多き所ゆえ、今に武器の類を得ることありと云、  
 龍泉寺林の條下 松樹雜木多し、○火附澤 村東五町に  
 付村 中田



ある山の字なり、伊達勢この地に屯して民家に火をか  
けし所と云、

○神社 ○白山神社 境内東西九間南  
北八間免除地 村南二町五十間にあ  
り、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、熊倉村山口美濃こ  
れを司る、【相殿二座】 △稻荷神 本村より移しつ、  
△諏訪神 同上

○三島神社 境内東西四間南  
北五間免除地 村東二町餘にあり、何れの  
時の勸請なることを知らず、前に清水あり、御手洗清  
水と云、鳥居あり、村民の持なり、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西二十間南北十八間、  
蓮沼信濃某居りしと云、又東の方二町五十間餘に的場  
の跡あり、

○褒善 ○孝行者次兵衛 延享二年賞して米を與へり、  
中田付村 端村 三屋 此村もと大澤村と一村なり、正  
保二年にこれを分つ、北に入田付村南に小田付村ありて  
其中に居ゆえ中田付と稱す、昔は内町・外町とて兩所に月  
十二度の市をなし、民戸多く繁榮せし地なり、天正十年  
外町の市六度を小田付村と小荒井村に分ち、小荒井村の傳  
る所と異なり  
當村にては内町の市計を立しに、漸々に衰微し、一年に  
兩日のみにて、近頃まで七月十四日・十二月二十九日の  
市日あり、今は廢せり、小田付村の條下  
と併見るべし 當時の市神今に

【相殿四座】 △稻荷神 本村より移せり、△山神 同  
上 △天王神 同上 △幸神 同上  
○山神社 端村三屋の北一町餘山麓にあり、鎮座の初  
を知らず、鳥居あり、村民の持なり、  
○麓山神社 村の寅の方二十五町山上にあり、鎮座の  
初を知らず、村民の持なり、

○寺院 ○龍泉寺 境内東西三十九間  
南北十九間貢地 村の亥の方三十間餘  
にあり、大澤山と號す、下野國大澤圓通寺の末山、淨  
土宗なり、開基詳ならず、大永の頃鎌倉光明寺より隆  
實と云僧來て廢宇を再興せり、天正中この村の領主佐  
瀨大和が寄附の田地ありて、堂舎の修造怠らず、天正  
十三年伊達政宗襲來りし時、此寺に火を放ちけるが、  
村民集てこれを防ぎ僅に災を免れしと云、今存する所  
近世の造營なり、本尊彌陀客殿に安ず、○觀音堂 境  
内にあり、十一面觀音を安ず、

○古蹟 ○龍泉寺林 龍泉寺の北にあり、天正十三年葦  
名家の臣松本備中某と云もの、伊達政宗の臣平田太郎  
左衛門に語らはれ、政宗に内應して入田付村の山道を  
開き、新田常陸・原田左馬介が軍勢を引入、黒川を攻ん  
とす、黒川にても此由を聞き、諸勢濱崎村に出張し防  
戰の軍議ありしに、中目式部大輔は慶徳村に向て、慶

村民の家にあり、長七寸衣冠の神像なり、府城の北に當  
り行程五里十五町餘、家數二十七軒、東西二町五十間南北  
二町、四方田畠にて北は山に近し、東十四間關柴村の界  
に至る、其村は巳に當り八町五十間餘、西一町四間大澤  
村の界に至る、其村は戌に當り五町二十間餘、南三町三  
十間稻田村の界に至る、其村まで五町三十間餘、北十四  
町六間入田付村の界に至る、其村は亥に當り三十二町餘  
又未の方一町三十六間上田村の界に至る、其村まで四町  
四十間餘、

○端村 ○三屋 本村の北九町三十間餘にあり、家數四  
軒、東西一町十五間南北一町三間、散居す、西南に田圃  
あり、東北は山に近し、  
○山川 ○大佛山 村より寅の方十五町にあり、大澤村  
の條下  
に詳な  
り、

○水利 ○瀧川堰 入田付村の方より來り、田地の養水  
となり、小川に入て須蟹澤川となり、上田村の方に注  
ぐ、入田付村にては南原堰と云、○堤 村より丑寅の  
方十二町山間にあり、周八十二間、本村及關柴村の養  
水とす、文治澤堤と云、

○神社 ○熊野宮 境内東西七間南  
北四間半免除地 村南にあり、鎮座の初  
詳ならず、鳥居・拜殿あり、熊倉村山口美濃これを司る

德善五郎に示し合せ七百餘人朝まだきに打立て、寺窪  
上岩崎村 に至る、中目は稻田村白山社の前に扣へたる  
新田が勢と渡合ひ、散々に揉立ければ叶はずして此村  
に引退き、後陣の原田が勢と一所になり防戦ふ、黒川  
勢も濱崎より追々駈つき、勝鬨作て攻立しかば、伊達勢  
利無くして敗走す、この邊りにて多く討れし屍を埋め  
しとて林の中に古塚十六あり、土人十六塚と云、又黒  
川勢の内沼澤出雲と云もの備中が不忠なるを深く惡み  
拔驅して唯一騎手の者どもを引連れ、夜の明るを待て  
打向ひしに、いまだ軍の始らぬ前なれば、備中は館より  
出て遠見して居たる所へ不意に馳かけられ、備中馬を  
返して逃行しが、姥堂川のほとりにて遂に出雲に討取  
られけり、此時父長門と云もの九旬に及ぶ老翁なるが  
生捕れ、無道人の父なれば懲しめにとて天寧寺河原に  
引出し、串刺と云刑に行はれしとぞ、備中が館迹關柴村  
にあり併見るべし  
この外諸村に往々その舊跡多く、枚擧するに暇あらず、  
○土橋 龍泉寺林の中大澤村に往く道にあり、長一間  
計、新田が軍勢この所に止り深田を隔て黒川勢を防し  
處と云、此所堰を通じ其水伏流するゆえ土橋と稱す、  
○褒善 ○貞節者とら 此村の農民長左衛門妻なり、享  
和二年賞して米を與へり、



●上田村 端村 西村 下村 瀧川 府城の北に當り行程五里六町餘、家數二十二軒、東西三町十五間南北一町六間四方田圃なり、東二町稻田村の界に至る、其村は辰に當り二町四十間餘、西三町九間稻村の界に至る、其村まで四町五十間餘、南四町五十四間下臺村の界に至る、其村まで八町四十間餘、北三町十二間大澤村の界に至る、其村まで十一町二十間餘、又未の方八町三間小田村の界に至る、其村まで十六町、丑の方二町四十二間中田村の界に至る、其村まで四町四十間餘、亥の方三町二十四間上岩崎村の界に至る、其村まで十一町二十四間餘、

○端村 西村 本村の西三町餘にあり、家數五軒、東西一町十五間南北一町三十間、四方田畑なり、○下村 本村の南三町餘にあり、家數十三軒、東西一町六間南北四十八間、四方田圃なり、○瀧川 本村より寅の方一町三十間餘にあり、家數四軒、東西一町十五間南北二十四間、四方田圃にて北に須蟹澤川あり、

○山川 須蟹澤川 中田村の方より來り、村中を過ぎ南に流るゝこと十四町十間餘、小田村の界に入る廣三間計、多く蟹を産す、○清水二 一は村東六町にあり、殿田清水と云、周九間、一は村より辰の方二町三十間にあり、周三間、床机清水と云、

○水利 ○下臺堰 端村瀧川の北にて、須蟹澤川を引き下臺村の方に注ぐ、○樋 瀧川の北にて、須蟹澤川の上に架す、長六間幅五尺、

○神社 ○稻荷神社 境内東西二十四間南 村より未の方七町餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、熊倉村山口美濃これを司る、【相殿四座】△那摩利七世神 地主神なり、△伊勢宮 本村より移しぬ、△八幡宮 同上 △幸神 同上

○熊野宮 境内東西十七間南 北十九間免除地 村の東北にあり、勸請の年代を知らず、林木繁茂して古社と見ゆ、鳥居あり、山口美濃是を司る、

○寺院 ○洞昌寺 境内東西十五間南 端村西村にあり、曹洞宗、光重山と號す、熱鹽村示現寺の末山なり、開基の僧を齡岩と云、齡岩は示現寺十五世の法孫なり、彌陀を本尊として客殿に安す、

○古蹟 ○塚二 共に村の申の方八町餘にあり、一は高九間周五十三間、一は高三間半、周二十三間、其謂れを詳にせず、

○舊家 ○鈴木善兵衛 此村の肝煎にて、紀伊國藤代の住人鈴木三郎重家が末裔なり、重家は源義經本國下向の時従來り高館にて討死せり、其頃重家が子父のゆくと

えを尋んため、修驗に身を替へ常光坊と稱し、本國に下りしに父が討死を聞き、此村に止り熊野宮を勸請し代々修驗を相續す、然るに重家より八代の孫大壽院が子少納言と云もの、鈴木善左衛門と稱して此村の肝煎となり、子孫相續て今に至りしと云、藤代の鈴木三郎と云者の家へ、今に書翰往復して同姓の好をなすとぞ

○褒善 ○孝行者清八郎 享保十二年賞して米を與へり

○孝行者くに 此村の農民左平次妻なり、寛政三年同上

○忠孝者孫總 寛政三年同上

○貞節者つや 此村の農民松太郎妻なり、享和元年同上

○貞節者とみ 此村の農民長次郎妻なり、同上、

●下臺村 小名 西屋敷 新屋敷 遠下 府城の北に當り行程五里三町餘、家數二十七軒、東西一町五十一間南北一町四十五間、四方田圃なり、東一町九間稻田村の界に至る、其村は丑寅に當り四町二十間餘、西一町三十四間小田村の界に至る、其村まで八町四十間餘、南七町廿七間熊倉組上高額村の界に至る、其村は未に當り十八町四十間餘北二町十六間上田村の界に至る、其村まで八町四十間餘、もと巳の方七町餘に新田と云小名あり、

○小名 ○西屋敷 本村の西一町餘にあり、家數四軒、東西三十六間南北三十間、四方田圃なり、○新屋敷

本村の未申の方三町餘にあり、家數五軒、東西二十六間南北一町三間、散居す、四方田圃なり、○遠下 新屋敷の南二町四十間餘にあり、家居一軒四方田圃なり、

○水利 ○下臺堰 稻田村の方より來り、田地の養水となり上高額村の方に注ぐ、此堰永祿九年入田付村の境内にて田付川を引き、中田村の境内を通じて數村の養水とす、其時此村より堰酒と稱して入田付、中田付兩村へ酒肴を贈しとて、今も其事あるは古き例なり、

○堤 村南六町五十間餘にあり、周一町餘、寛文十年に築けり、

○神社 ○天満宮 境内東西二十一間南 北二十四間免除地 村より申の方三町十間餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、熊倉村山口美濃が司なり、【相殿三座】△稻荷神 本村より移しぬ △熊野宮 同上 △伊豆神 同上

○寺院 ○青龍寺 境内東西十六間南 北十二間免除地 村中にあり、白雲山と號す、熱鹽村示現寺の末山、曹洞宗なり、緣起に慶長中示現寺十五世齡岩開基せり、齡岩幼より關東の諸刹を経歴し、後示現寺に住し佛惠高照禪師といへる、勅號を賜はりしと云、本尊地藏客殿に安す、

○褒善 ○新三郎 兄新右衛門家貧しければ人のもとに奉公す、一年田畠あれて刈納るものなく、家内五人皆



身を賣りしが、九歳になれる姪を具し主人の許に往き  
兎角して養育せり、新右衛門彼が志に感じ、身の代を  
償ひ家をも譲らんと云とも肯はず、祝日などにも朝に  
主人の用を勤め、その後家に歸て兄を助く、人のもと  
に食すれば其中を分て兄に送り、又主人に仕るさま  
殊にまめやかなれば、毎年給分の外に米を與へしを貯  
へおき、養育せし兄の娘が婚嫁の用に供へ、家に歸り  
し後は新右衛門が中風の病を助け、神佛に祈り醫師を  
迎へ、二便のことまで皆已が任とし、嫂と甥には農事  
を勤め、公納怠るべからずと誠めけり、新三郎外にあ  
ること三十餘年、能主人に仕へ家に歸て兄を養ひ忠悌  
の行著しく、一家皆其行にならひければ、延享四年褒  
賞して米を與へり、○忠義者已之助 寛政四年同上、

●稲田村 小名 原田 此村の鎮守白川社もとは大社にて  
總門の冠木巨大なりしにより村名も冠木村と云しとぞ、  
府城の北に當り行程五里八町餘、家數二十八軒、東西一  
町十八間南北五町十八間、散居す、四方田圃なり、東一町  
六間關柴村の界に至る、其村は寅卯に當り八町四十間餘  
西三十間上田村の界に至る、其村は戌に當り二町四十間  
餘、南十町四十五間熊倉組上勝村の界に至る、其村まで  
十五町十間餘、北二町十二間中田付村の界に至る、其村

まで五町三十間餘、又辰の方二十九間熊倉組平林村の界  
に至る、其村まで九町三十間、未の方三町十間下臺村の  
界に至る、其村まで四町二十間餘、

○小名 ○原田 本村の南七町三十間にあり、家數二軒、  
東西三十五間南北三十間、田圃の間に住す、

○水利 ○下臺堰 上田村の方より來り、田地に灌ぎ下  
臺村の方に注ぐ、

○神社 ○白山神社 境内東西八間南 村東にあり、鎮座の  
年代詳ならず、昔は社頭壯麗なりしと云、然れども何  
人の勸請なることをしらず、鳥居・拜殿あり、熊倉村山  
口美濃これを司る、【相殿五座】 △山神二座 共に本  
村より移しぬ、△伊勢宮 同上 △天神 同上 △水  
神 同上

○寺院 ○萬藏寺 境内東西十間半南 村北にあり、福樂山  
と號す、文祿元年天台の僧州山開基すと云、寛文中に  
至り僧全國住してより曹洞宗となり、會津郡南青木組  
北青木村善龍寺末山となる、本尊彌陀客殿に安す、

○褒善 ○忠義者權平 享保十九年、賞して米を與へり  
○孝行者とめ 此村の農民喜助娘なり、寛政九年同上

●關柴村 小名 打入 菅沼 端村 河岐 太田 府城の北  
西條 赤坂 高橋 入柴 茅場 婆柳 婆柳 府城の北  
に當り行程五里、家數十六軒、東西一町五十五間南北五

十一間、四方田圃にて東は川に傍ひ、北は山に近し、東  
一町三間下柴村に界ひ姥堂川を限とす、其村は辰に當り  
七町五十間餘、西六町五十四間稻田村の界に至る、其村  
は申に當り八町四十間餘、南三町三十六間熊倉組平林村  
の界に至る、其村まで六町四十間餘、北十五町計、中田  
付村の山界に至る、其村は亥に當り八町五十間餘、

○小名 ○打入 本村より亥の方十七町にあり、南北二  
區に分る、其間三町を隔つ、北を上打入と云、家數五  
軒、東西二十二間南北五十七間、南を下打入と云、家  
數三軒、東西五十一間南北三十三間、共に山間に住す

○菅沼 本村の北一里五十間餘にあり、家數四軒、東  
西五十間南北二十間、重山の間に住す、寛文七年中田  
付村より分れこの地をひらく、天正十三年伊達勢輩名  
勢に攻立てられ、馬物具を捨て辛き命を續き、菅沼ま  
で逃ると云は此地なり、中田付村龍泉寺の  
條下と併見るべし

○端村 ○河岐 本村の西にあり、家數八軒、東西二町  
南北二十九間、散居す、四方田圃なり、○大田 本村の  
戌の方四町餘にあり、家數三軒、東西一町二十間南北  
二十二間、四方田圃なり、○西條 大田より北四十間  
にあり、家數四軒、東西二町二十三間南北四十四間、  
四方田圃なり、○赤坂 西條の寅の方一町にあり、家

數四軒、東西三十三間南北二十五間、南に田地あり、  
三方は山に傍ふ、○高橋 本村より寅の方五町五十間  
餘にあり、家數六軒、東西五十間南北三十七間、東は  
姥堂川に臨み三方に田圃あり、北は山に近し、○入柴  
高橋より六町十間北にあり、家數七軒、東西三十七間  
南北一町三十二間、南に田圃あり、東は姥堂川に傍ひ  
西北は山に迫る、○茅場 本村の北に當り一里二十七  
町十間餘にあり、家數六軒、東西二十二間南北一町四  
十間、四方重山なり ○婆柳 本村より未の方五町五  
十間餘にあり、家數二軒、東西四十八間南北二十七間  
四方田圃なり、

○山川 ○瀧澤山 村北十五町計にあり、頂まで三町、前  
に黒岩門小路の諸峰つゞき、北にやひつ、菅沼の二山  
連り入田付村に界ふ、松樹雜木多く、松茸・鹿たけを産  
す、○姥堂川 下柴村の山奥より出て、端村入柴・高橋  
の東を過ぎ南に流るゝこと三里、平林村の界に入る、  
怪石峙ち水勢湍急なり、

○原野 ○秣場 端村茅場の山奥にあり、東西十五町南  
北二十五町計、稻村・上田村・上岩崎村・入田付村・中田  
付村・大澤村入逢の地なり、

○水利 ○堤 村北八町五十間にあり、東西三十八間南



北四十間、延寶四年に築けり、打越堤と云、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○諏訪神社 境内東西六間南 村の丑の方七町餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、熊倉村山口美濃これを司る、【相殿九座】 △稻荷神二座 一座は本村より移し、一座は端村婆柳より移しつ、△諏訪神二座 共に本村より移しつ、△熊野宮 同上 △十二神同上 △權現 同上 △白山神 婆柳より移しつ、△山神 同上

○寺院 ○中善寺 境内東西十七間南 端村赤坂の東山足にあり、眞言宗、關堂山と號す、開基の年月詳ならず、藥師堂中本尊の背に、延慶三庚戌年卯月二十五日忍何上人創業也と彫附あり、其頃の草造にや、舊は洞家の僧侶住せしが、中頃衰て殿堂破壊せしが、慶長中大町彌勒寺より祐譽と云僧來て中興し、彌勒寺の末山となる、相傳て昔巨宏の靈場なりとて、權現山曼荼羅澤など云る遺名あり、又櫻杉の古びたる今に存す、△制札境内入口にあり、△客殿 八間に七間南向、本尊地藏△庫裏 七間に二間、

○藥師堂 境内東西十間南 中善寺の北山の中腹にあり、藥師十二神將の古像を安ず、中善寺司なり、

○古蹟 ○館迹 端村入柴の西山際にあり、大永二年葦名氏の臣松本長門 後入道して 築けり、天正十三年長門が子備中と云もの伊達政宗に内應し、伊達勢を引入れ黒川勢と合戦ありしとき、備中は葦名の臣沼澤出雲に討れ、父長門は生捕れて嚴刑に行はれき、中田付村龍泉寺林の條下と 照見 土居隍の迹今鳥を闢けり、西の山手に長三尺餘に幅一尺計、岩を穿たる所あり、清水其中に滴る、土人臺所清水と稱す、清冽にして早歲にも涸れず、

○褒善 ○忠義者利三郎 安永二年賞して米を與へり、シモシ 下柴村 端村 小松 石堂 大楚楚木 小楚楚木 府城の北に當り行程五里五町、家數二十六軒、東西一町四十間南北一町四十六間、四方田島にて北は山に近し、又北四町三十間餘に家数一軒あり、芝原と云、東一町三十四間熊倉組下吉村の界に至る、其村まで三町十間餘、西二町三十二間熊倉組平林村の界に至る、其村は申に當り六町四十間餘、南四町二十五間熊倉組京出村の界に至る、其村は未に當り六町餘、北二里餘檜原村の山に界ふ、又戌の方四町八間關柴村に界ひ、姥堂川を限とす、其村まで七町五十間餘、

○端村 ○小松 本村の北四町にあり、家數二十軒、東西二町三十一間南北四町十八間、散居す、東北は山に傍

ひ、西は姥堂川に近く南は平地なり、○石堂 小松より北七町二十間餘姥堂川の東にあり、家數三軒、東西三十六間南北三十二間、山間に住す、○大楚楚木 石堂の北二十八町四十間餘にあり、東西二區に分る、其間一町餘を隔つ、東の一區家數三軒、東西三十間南北五十間、西の一區家數五軒、東西三十三間南北五十五間、共に山間に住す、○小楚楚木 大楚楚木より已の方九町にあり、家數十二軒、東西五十間南北一町二間重山の間に住す、

○山川 ○大館山 村北三十町にあり、高五町、南の方小館山と並峙つ、昔何人か館を築しことありと云、小館山の南に熊澤・大澤・二本木・葉山堂の小山連り、小沼組漆村に界ふ、松樹多し、又この山の中に「ほつこうあん」と云字あり、蒲生時代に此山を本村と今の端村小松にて争ひしことあり、其ときの裁許狀今に肝煎が家に藏む、其文如左、

已上

山郡之内小松村と下柴村と山之出入に付而、双方目安口上數度遂糺明候、小松村申儀は、ほつかしあん馬はなし場、前代より小松村一織の所に而候を、當五月二日に下柴村より始而かり敷を刈候間、かま

を取候へは、次之日又大勢に而押込無理ニ入合可申と申、剩小松村の馬を切候儀非分の由申候、下柴村より申分は、ほつかしあんは今度の問答の場に而無之候、其きはの馬はなし場之出入に候、前々入合に草木刈申義無紛候、其様子漆村肝煎太郎兵衛・十郎左衛門・助右衛門・新藏人此四人に相尋候は、有様可相聞由申候、小松村も右四人ニ漆村山守の宮内左衛門を相添、五人之者に相尋候様と申に付而、右五人召寄候處に、太郎兵衛は煩に而相越候、殘ル四人相越候、此者共に起請に而相尋候様にと、双方同意に申付而、靈社上卷之起請に血判申付相尋候へは、四人者共申分、ほつかしあん馬はなし場は前々小松領分に無紛候、馬之番衆もほつかしあんには小松村より置申候、七郎と坂くさくら石つほつは澤三ヶ所ニは、下柴村・下吉村が馬番衆置申候、此外本のひら大ひらやけそべらかし物見ると、けへは小松・下柴・下吉三ヶ所入合よし申候、如此候へはほつかしあん馬はなし場相論之儀、小松村の利潤と聞届候、然る處に下柴村が彼地へ理不盡に立入候義前代未聞沙汰限候、自今以後ほつかしあん馬はなし場へ、下柴村が立入候は、曲事に可申付候、ほつかう



あん馬はなし場の外、入合所は可爲如前々候右之通  
下柴村えも申出候條、可成其意者也、仍判狀如件、  
元和三巳  
八月二日

稲田數馬助 貞右判  
町野長門守 幸和判

山郡小松村 肝煎百姓中

○姥堂川 村西にあり、源を片木平山 高會禰山の南の方なりより發し、端村大楚楚木・石堂・小松の西を経て南に流るゝこと三里餘、京出村の方に注ぐ、

○水利 ○小松堰 端村小松の北にて、姥堂川を引き田地の養水とす、此堰を平林村と争ひしとき蒲生家より與へし文書あり、其文如左、

下柴平林井水相論に付而置目條々

一平林と下柴と井水相論之儀、双方不作に而は不可然候間、如先年小松堰の水朝六ツ時々晩七ツ時迄平林へとり、晩七ツ時々夜中同明方六ツ前迄下柴へとるへき事、

一 小松堰を下柴せきへおとし入、下柴堰より又落取候とみへ候、左様に候は、其分水に又出入申候得は不可然候間、下柴堰之上をといに而通し申へき事、  
一 小松せきを上候は、何時も平林も悉罷出せきを上候普請可仕、たとへは杭柴繩以下普請具入候は、

日數人數にしたかひ割符すへき事、

一如先年水錢五百文平林々御倉へ進納可仕候、此代物は不及申、御年貢之外たるへき事、

一右仕置にて先年も双方不作仕義無之候間、今以不可有相違、若事をたくみ田を荒候而又申事於仕出者、曲事之段可被仰付候間、可得其意者也、

慶長九甲辰年  
六月九日

満田長右衛門 任長(花押)

高備中守 貞成(花押)

町野主水祐 方就(花押)

蒲生忠兵衛 郷雄(花押)

山郡之内下柴村 肝煎 百姓中

○堤 端村小楚楚木の北に二十町山奥にあり、暗住堰と云、東西二町南北四十間、姥堂川に注で養水を補ふ、

○神社 ○稻荷神社 境内五間四方免除地 端村小松の寅の方二町にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、熊倉村山口美濃これを司る、【相殿八座】 △伊勢宮二座 一座は本村より移し、一座は小松より移せり、△山神二座 共に本村より移せり、△稻荷神 同上 △熊野宮 同上 △天神 同上 △諏訪神 同上

○日光神社 端村石堂の辰の方五十間計山上にあり、老樹繁陰して神殿を掩ふ、鎮座の年月詳ならず、石堂

より戌の方一町計山麓に石の寶塔あり、二層にて高六尺五寸、最古代の制と見ゆ、意ふに此社に奉納せしにや、又石堂と稱するも是に因ると云傳ふ、鳥居・拜殿あり、山口美濃が司なり、【相殿一座】 △熊野宮 本村より移しぬ、

△根伐杉 本社の前にあり、根株きれて大木の杉にかゝれる枯木なり、村老の口碑に萬治の頃端村石堂の農民此杉を伐りしに、倒れずして並びたる杉にかゝり、日を経て幹合し根なけれども葉を生し、繁茂すること久し、享保十年に稍衰て終に枯れしと云、農民後火災に逢ひ種々の災ありければ、其土に住むこと能はず、家を本村に移せり、今は其子孫も斷絶せしと云、

○白山神社 境内東西六間南北八間免除地 村より丑の方一町餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、

○麓山神社 石堂より丑の方六町計、山上にあり、何れの時の勸請なること詳ならず、村民の持なり、

○山神社 境内二間四方免除地 端村小楚楚木の亥の方にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、

○山神社 境内四間四方免除地 端村大楚楚木の北一町にあり、創建の年月を知らず、鳥居・拜殿あり、村民の持なり、

○寺院 ○聖光寺 境内東西四十間南北二十二年實地 村南五十間にあり、

淨土宗來迎山と號す、入田付村光徳寺の末山なり、慶長三年圓譽と云僧創造し、後光徳寺に移て木食の行法を勤め、後江戸源空寺を造立すと云、本尊彌陀客殿に安ず、△太子堂 境内にあり、△稻荷神社 同上

○安樂寺 境内東西十七間半南北二十一間實地 村北にあり、菩提山と號す、昔は臨濟宗相陽五山の法流を酌しが、中頃衰廢し境内半は田圃となりぬ、天文四年入田付村光徳寺の住侶天融と云僧再興してより、光徳寺の末山淨土宗となる、彌陀を本尊とし客殿に安ず、

○古蹟 ○圓通寺跡 端村小松の北山際にあり、天正の頃關柴村を領せる松本備中が菩提所にて、華構の道場なりしが、備中亡て廢寺となり、今は畠となりき、大門と云字残り往々五輪の崩れたるを掘得るとぞ、

○舊家 ○宇田小傳次 此村の肝煎なり、先祖は小澤大藏とて初信夫郡宇田村を領し、後會津に來り蒲生秀行より知行二百石を賜はりし、その時の證文今に家に傳ふ、其文左に載す、寛永の初蒲生忠郷死後祿を失ひ、稻田村に寓居し、貞享年中其子孫肝煎となり、今に相續す、  
於會津分領知行貳百石令扶助訖、如目錄全可領知者也



慶長九

閏八月十二日[判]

小澤大藏とのへ

○褒善 ○文右衛門 端村大楚楚木の農民なり、生質實義なる者にて公納怠らず、能貧民を隣み多年心かけ漆木を多く栽え、其實るに従て家も稍潤ひしほどに、年七十に及ぶ頃三屋をつくり、二人の子と一人の娘に婿とり、田畠の高及び家財に至るまで高下なく分ち與へ其身は隱居免と稱して僅の田地を残しける、其時文右衛門家を分つとも、よろづ一家の如くすべき由、さまざまの教訓をなしければ、共に其意をうけ、各持高の分際はあれども、農事には皆隱居免を先とし、兄が田弟が畑と次で耕し、其實るときは多少を分たずして貯へ糧たらざれば餘れる家より贈り、朝夕の食は奴婢に至るまで、三家いづれともなく行て調ふ、一家客を招けば集て饗應し、共に相和して子は兩親の心に背かず弟病あれば兄よく勞る、かゝる深山にあれども風俗他に異りしかば、家に仕るものも彼等が慈愛にめで、一季に定るも年を重て仕へけり、斯て五六年も過ければ、文右衛門兄弟を集て大に感賞し、末々子孫の多きに隨ひ永く守りがたかるべし、今年より諸事を分ち農

業を勵むべしと云へば、兄弟其言に従ひながら、猶心を一にして生産をいとなみしとぞ、寶永三年米を與て賞しぬ、○孝行者太郎左衛門 享保十七年同上 ○孝行者十右衛門 太郎左衛門弟なり、同上 ○忠義者惣助 端村小松の農民なり、安永五年同上、

新編會津風土記卷之六十一終

新編會津風土記卷之六十二

陸奥國耶麻郡之十

小荒井組

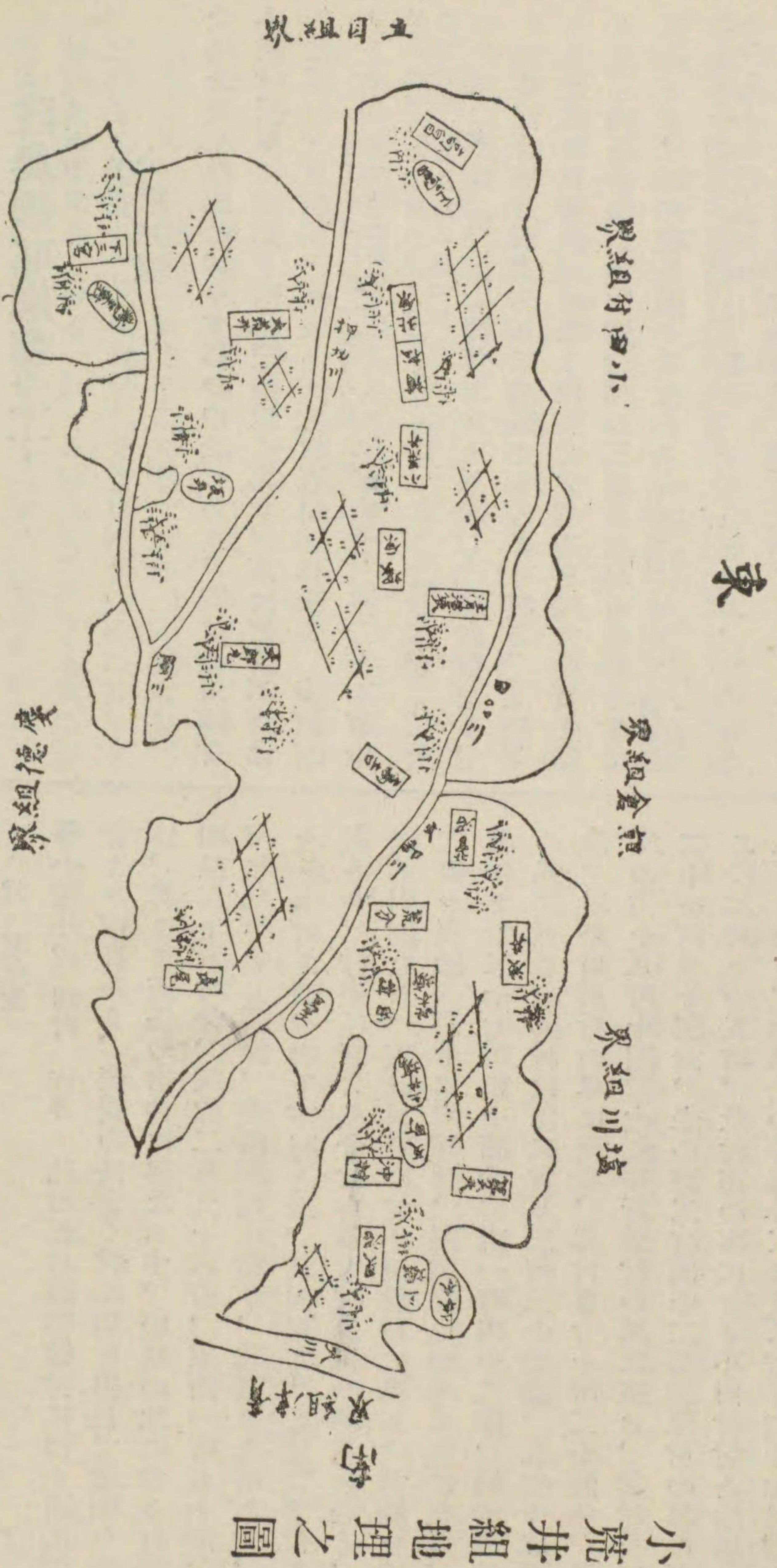
此地府城の西北に當り本郡の中央にあり、東は鹽川熊倉小田付三組に接し、西は慶徳組に連り、南は河沼郡青津組に界ひ、日橋川を限とし、北は五目組に隣る、東西二十三町計 東は小田付組一堰村の界より 南は青津組立川村の界より北は五目組吉志田村の界に至る 四方曠平にて土地肥饒なり、水は其中に闢け、田付川・押切川其土を潤し、米穀豊なり、小荒井村は毎月市立ありて遠近より人多く集る、又府下より五目組熱鹽温泉に通る街道にて、店を開て商賈を業とす、村松新田・塚原・清治袋の三箇村は専ら漆器を塗て生計とす、新宮莊と稱する村十二 太郎丸村・塚原村・清治袋村・荒分村・澁井村・柴城村 あり、今郷名を失ふ、加納莊と稱する村六 高島村・大荒井新田村・下三宮村 あり、百木郷に屬す、凡十八箇村あり、

小荒井組上六箇村

小荒井村 端村 坂井 村松新田村 北原新田村 高島村 端村 下高島 大荒井新田村 下三宮村 端村 荒屋敷

●小荒井村 端村 坂井 此村五目組熱鹽村に行く道にて昔より市日あり、商賣の便よく常に店を出して諸物を商ひ、其さま若松の市井に異ならず、府城の北に當り行程四里二十八町餘、家數二百九十六軒、東西一町五十間、南北八町十七間餘、東西兩頰に連り、北端を上町と云、次を中町と云、次を下町と云、又四屋・寺小路町等の裏家あり、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札を懸く、四方田圃なり、東は村際にて小田付村に界ふ、其村まで二町十間餘、西十六町五間、慶徳組見頃村の界に至る、其村まで二十七町四十間餘、南一町四十二間、清治袋村の界に至る、其村は已に當り三町三十間餘、北三十五間餘、村松新田村の界に至る、其村まで十町二十間餘、又亥の方十八町十間、大荒井新田村の界に至る、其村まで二十一町三十間餘、未の方二町四十二間塚原村の界に至る、其村まで五町、此村市の事により小田付村と争論せしことあり、加藤氏の時毎月二日・十二日・二十七日、七月六日を市日とし、相繼て今に至りしと云 小田付村の傳ふ所と異なり





衆組目立

此日は四方の諸村より群集して交易をなす、中にも正月十二日は市神の假屋をたて、年若き者多く、郷頭の家前に集り、二組となり、屋上より投ずる米俵を争ふ、古文書三通、郷頭手代木藤左衛門が家に藏む、其文如左、

山郡小荒井村市日

二日・六日・十二日・廿二日・廿六日

右當郷毎月之市日如斯相定候、然而七月・八月、兩月六日之市日如前々可立之者也、

慶長十二年十月廿五日

町野左近助繁仍印  
岡半兵衛尉重政印

小荒井村肝煎百姓中

二日上町、十二日八月六日中町、廿二日七月六日下町、

右之市日三所に立申上は、面々の市日所々見世打可申事、此外内見せ外見世共に一切脇にて打聞敷事、此旨相背申者於有之は可爲曲事、仍而如件、

慶長十三年七月廿四日

武藤三郎右衛門尉  
七里 孫左衛門尉

檢斷 肝煎 百姓衆

山郡小荒井村市日之覺

新編會津風土記卷之六十二 陸奥國耶麻郡之十

二日・十一日・廿七日・六日已上  
右毎月之市日如斯相定候、但六日市は七月一ヶ月可相立者也、

寛永六年十月廿五日

志水權右衛門判  
桑原四郎兵衛判  
守岡主馬佐判

○端村 ○坂井 本村の西六町五十間餘にあり、家數二十二軒、東西二町四十間、南北一町二間、東の方に竹花と云字あり、西は濁川に傍ひ、東南北は田圃なり、  
○山川 ○田付川 村東にあり、小田付村の境内より來り、南に流るゝこと九町十間餘、清治袋村の界に入る廣十間、○押切川 村西三町十間餘にあり、村松新田村の方より來り、南に流るゝこと十三町十間餘、太郎丸村の界に入る、廣十間 ○濁川 端村坂井の西にあり慶徳組見頃村の境内より來り、南に流るゝこと十七町二十間餘、太郎丸村の方に注ぐ、廣八間、○應名川 村の丑寅の方三町二十間にあり、五目組中村と村松新田村の境内より來り、南に流るゝこと四町三十間、田付川に入る、廣二間餘、○清水 村東五十間にあり、東西五間、南北七間、傍に一株の柳あり、因て柳清水と云、



○水利 ○遠田堰 村西にて押切川を引き田地の養水とし、塚原村の方に注ぐ、寛永中鹽川組遠田村の用水に鑿ちしゆえ名く、○村松堰 村松新田村の方より來り田地の養水とし、塚原村の方に注ぐ、○西堰 村の戌亥の方にて押切川を引き、田地の養水とし、下流遠田堰に入る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、社倉なり、

○神社 ○諏訪神社 境内東西十四間南 村中にあり、永和元年五月二十七日、信濃國諏訪郡より勸請せり、天文七年七月葦名盛氏再興し、社領千疋の田を寄附す、天正己丑の兵火に炎上し、神器古文書の類焼失す、慶長三年上杉景勝此國を領せる時、諸役免除の證文を附せり今はなし、此社昔は此より三十間計北にあり、寛永十八年今の地に移せりと云、又郭内の諏訪神社に對して北宮とも稱へしと云、祭日六月二十七日、又社内に市神の木像二軀あり、毎年正月十二日、村中に假宮を營て祭をなす、△鳥居 兩柱の間六尺 △本社一間四面南向 △幣殿 五間に二間 △拜殿 六間に三間半 △神樂殿 二間に一間 △神供所 二間に一間半、  
【寶物】 ○不動畫像 一幅 鳥羽院宸筆 △笈 一荷 別當宗好法印所持の物なりと云、中に破れたる頭甲鎖

甲一領あり △刀 一口國光作

○別當小洗寺 本山派の修驗なり、開祖を宗好と云、大藏院と稱す、其後萬部院順慶と云もの天正十年小荒井阿波に與力し、穴澤等と戦ひ、赤城鴨之助と云ものに討れ、其子大善院も討死す、一説に今濁川の邊に萬部壇と云は彼順慶が墓なりと云、子孫相續て、現住元龍まで十代なり、

○稻荷神社 境内二間四 村中にあり、文祿年中勸請せしと云、鳥居・幣殿・拜殿あり、五目組上三宮村高村能登これを司る、

○愛宕神社 境内東西二間半 稻荷社の西にあり、天明中火災に罹り舊記棟榜焼失し、鎮座の始を知らず、鳥居あり、修驗龍藏院司なり、

○寺院 ○安勝寺 境内千二百八 村中にあり、小荒山と號す、開基の僧を雲光と云、雲光は熱鹽村示現寺源翁より三世の法孫にて、應永二十九年此寺を開き、示現寺の末山曹洞宗となる、釋迦を本尊とし、客殿に安ず、山門に鐘一口あり、徑二尺二寸餘、享保八年十一月、施主博勞町深田文右衛門と彫附あり、銘あれども煩はしければ略す、○觀音堂 境内にあり、如意輪觀音を安ず、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、地形少し高く、東西三十

四間、南北三十間餘、土人坂井館と云、築し年月詳ならず、元龜・天正の頃小荒井阿波と云もの居住す、阿波は葦名の家臣此村の地頭なり、然るに大荒井村は檜原の穴澤新右衛門が知行所なれど、里程隔りて年貢を納るに便ならざれば、阿波か許にてとり收め檜原に送り遣けるが、其事により出入有て、天正十年穴澤と鬭争に及び、互に討死する者多し、阿波終に鬭負てこの館につぼみしに、穴澤等追來て火を放ちければ、こゝにもたまり得ず、黒川に奔る、葦名盛隆、阿波が不義にして勇なきをいかり、所領を沒收せり、これより此館廢せり、又この邊放鷹の地に宜しければ、蒲生氏の時より此に別墅あり、寛文中廢毀し、今菜圃となり御茶屋と云字のみ残り、○經壇 村の戌亥の方一町五十間餘にあり、高一間餘、周三十間餘、昔押切川洪水し民居の害をなす、故に此地に經文を置いて患なからんことを祈り、後これを埋て壇に築くと云、○萬部壇 經壇の戌亥の方十八町四十間餘にあり、高一間餘、周二十九間、昔濁川屢洪水し田圃を損す、故に祈禱して萬部の經を埋めし所なりと云、又修驗萬部院と云もの墳墓なりとも云傳ふ、○少將壇 村の亥の方一町餘

○舊家 ○小荒井山三郎 此村の肝煎なり、先祖河内の産にて池田何某とて由ある人の子孫なり、明徳三年雨朝亡て後本領を失ひ、應永二年に會津に來り、葦名盛政に仕へ、大沼郡西麻生村を領し、永祿年中に其子孫三十貫文の地を賜はり、此村に住す、天正の亂後浪人し、慶長の初七左衛門と稱し、肝煎役となり、子孫今に相續す、家(身)に古文書を藏む、其文如左、

近日者猶以津勞之由其聽候、御大儀候、先書如申定候人衆等罷歸候由承候、嚴密付口候而一人も不可被返候、若又此段無信用候而無理歸候者、路次中敷於此方申付可及沙汰候、爲心得申入候、恐と謹言、

追而野臥等迄一人も不被返奉公千言万句存候、  
八月廿九日 盛氏(花押)

中目六郎殿  
小松七郎殿  
小荒井 殿

(葦名盛隆) 松本圖書助 宗輔(花押)  
花押

依有用と賣渡申田地之狀之趣  
右山郡たけや九ヶ村之内、南ふかさは十貫文之所、山共に七十五貫文に乙酉年より永代賣渡申所實也、彼



所は公方役以下棟役共皆御免候、仍而爲後日之狀如件、

大永乙酉五年十二月六日

塚原中務丞

藤原光久(花押)

小泉伊賀守殿

右

山郡たけや九ヶ村之内、塚原中務之所帶、南ふか澤拾貫文之所、山共に七十五貫文に乙酉年より永代賣渡申所實也、依中務指南申置候一筆添申候、仍爲後日之狀如件、

大永五年乙酉十二月六日

富田左近將監 實持(花押)

小泉伊賀守殿

依用々有、常世之内刑部さ衛門かたへ小原年貢四貫處代三十二貫にうり渡候、五年の内本錢すまし候者其上は二貫分をは子ノ定方へ心指渡可申候、代すまし不申は、永代知行可被申候也、年貢之事もみつのとのうのとより、刑部さ衛門方より直談可致申候、此方いろいろ有間敷候、爲後日一書遣申候也、

天文十一年とらみつの、六月廿六日

風間隼人助殿

盛純

彼問合申候山之事、并近年從三橋きりおこし申候畠之事も、貴殿御領中に落着申候、佐野殿、富田省六殿、松本左馬助殿、七宮奎助殿、同平兵衛殿爲御取刷預置候、爲此御禮常世之内、廣島五百地進置候、風間披官年月作申候畠之事者、末代共に其分に可有之候、かつしきの事は林に立申候、外にてかゝせられ候へく候、於向後者、別而御懇切に可申承候、爲其御一筆申請文進置候、

永祿十二年乙巳つちのとの、六月廿二日

三橋盛吉(花押)

常世殿

○岩田儀兵衛 此村の農民なり、新宮六郎左衛門尉時連慶徳組新宮村に住すの五男、五郎左衛門宗連岩田村今は長尾村と云に住し、氏を岩田と稱す、其子備後宗高より十三世の孫岩田越中信隆、永祿三年幼にして會津を去り、近江國に住す、同五年、丹羽長秀に仕ふ、元龜元年故ありて其子彌太郎義勝を具して又會津に來る、義勝後小荒井主水と稱し、葦名家に仕ふ、其子儀兵衛正勝後無人齋と號す

慶長十年蒲生家に仕へ、三谷保正に從て柔術を學び、其奥儀を究んことを思ひ、元和元年より十三箇年の間諸州を經歷して能登國宮崎に至り、鹿島明神に祈誓し夢中に劍術の奥秘を受く、後當國に歸り、寛永二十年に世を去りぬ、正勝より九世の孫今の儀兵衛なり、家に萌黄緞の鎧一領と、鎗三本を持傳ふ、

○褒善 ○勘四郎 端村坂井の肝煎なり、所行正しく一村和睦して風俗他に超へたり、父は善右衛門とて肝煎を勤め、家甚貧し、凡て此坂井は土地悪く貧民多し、勘四郎此頃は壯年なれども父の勤を扶けるが、我家のみならず斯く一村の貧きは元來田地の悪き故なりとて、二十年來村民と謀り、秋刈より田に水を張り、或は枯草を入れ土地を肥す、一村渠がすゝめにより、貧きを忘れて働きしほどに、漸々に好田となり、家豊になれるもの少からず、春は村中を集め、其年の氣候を考て土地に叶へる品を計りければ、水旱の患なく收納する穀物他に勝れたり、本村は酒造の産業多ければ、米商ふもの遠近より轉來るに、近頃は坂井の米宜しとて、多く此所の米を買求ける、善右衛門老て家を勘四郎に譲り、家富み家内睦じく、自他の隔をせず、我は難きを行ひ、人に易きを授る事を専とし、徒に暇を費すこと

を厭へるよし聞えければ、享保五年賞して郷頭並とし、米若干を與へり、○又市妻はな 家貧しけれど舅姑に孝あり、姑七年前より言語手足自由ならず、舅は四年このかた病に染む、又市妻に向ひ父母病あれば世を渡るべき様なし、我は人に仕ふべけれども、汝一人にてかかる病者を養ふこと難かるべしと云、はな聞て七歳の女を親里へ預け、二歳の女をば留置て、いかにも兩親の病を扶くべし、人に仕へては家にある親を見んこと安かるまじ、唯假に雇はれ日々の價を得て省み給はゞよかるべしと云、又市力を得て日々に市に通ひ、僅の價を取り、はなは一人にて舅姑を勞はりしが、舅は終に世を去ぬ、世にある時人其病を問へば、唯はなが孝養のみ稱しけり、姑にも手洗はせ、髮取あげ、湯をも引すれば病牀にあれど見苦しからず、又市が妹塚原村に嫁しけるが、姑是を尋んと云へば、はな背に負ひ行き、われは歸て營をなし、其還頃は食を調へて迎へにゆき伴ひけり、又はなが父吉田組吉田村にあれば、行路隔り一夜宿すれば姑ははなが里元の方に向ひ合掌して歎くとしばなり、はな歸りて後其悦思ひやるべし、寶曆七年褒賞して米を與へり、○善行者甚兵衛 享保十四年褒賞して米を與へり、○善行者左平次



甚兵衛弟なり、同上。○力田者藤十郎 郷頭手代木藤

左衛門が子なり、安永七年同上。○忠義者三吉 同上

○善行者新左衛門 寛政四年同上。○善行者覺次右衛門

門 寛政八年同上。○孝行者良右衛門 同上。○善行者甚八 同上

○貞節者きち 此村の農民九右衛門妻なり、同上。○忠義者惣助 文化二年同上

●村松新田村 此村元和六年に鬪き、新田町と稱す、後

今の名に改めしとぞ、府城の北に當り行程五里八町、家

數八十一軒、東西一町、南北六町三十二間、北端の二軒

は、安永八年に北原新田村より、水災を避て移せし家な

り、四方田圃にて熱鹽温泉に往く道なり、東四町十二間

五目組中村の界に至る、其村は寅卯に當り十六町十間餘、

西三町三十間大荒井新田村の界に至る、其村まで四町五

十間餘、南九町五十一間、小荒井村の界に至る、其村まで

十町二十間餘、北五十七間高島村の界に至る、其村まで八

町十間餘、又辰巳の方九町十八間、小田付組小田付の界

に至る、其村まで十二町二十間、

○山川 ○押切川 村西三町十間餘にあり、高島村の境

内より、北原新田村の地を過ぎ、此村に來り十五町三

十間南に流れ、小荒井村の界に入る、

○原野 ○かん原 村の丑寅の方一町二十間餘にあり、

東西一町、南北二町餘、

○水利 ○村松堰 高島村の方より來り、小荒井村の方

に注ぐ、此堰は數村を過て此に至れども、當村より始

て田地に灌ぐゆえ、村松堰と稱す、

○神社 ○湯殿神社境内十間四 村の未の方五町餘にあり

鎮座の年月詳ならず、元和年中此地の新田を闢きしよ

り當社を鎮守とせり、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能

登これを司る、【相殿一座】△八幡宮 大荒井新田村

より移しぬ、

○寺院 ○長泉寺境内東西十四間半 村中にあり、松寶山

と號す、淨土宗、元和八年授外と云僧造立せり、正保

元年、上三宮村願成寺の末山となる、本尊彌陀客殿に

安ず、○地藏堂 境内にあり、

○舊家 ○上野莊左衛門 此村の肝煎なり、彼が祖輩名

氏の臣金上遠江守盛備が一族勝左衛門と云もの金上の

一字を取て氏を上野と稱し、河沼郡坂下組金上村に住

す、元和六年に此地の新田を闢き肝煎となり、相續て

今の莊左衛門に至りしと云、家に蒲生・加藤兩家より與

ふる文書あり、其文如左、

一當御領中新田開作 御奉行岩瀬權大夫被仰付候、

いつれの村にても肝煎百姓かいしやう次第に奉に

なり田地開可申、縦他の村の領分たりといふ共、

其村に作人無之候は、御奉行え相斷作ルへし、

開作仕候は、忠節たるへき事、

一新田にかゝり本田島井出作を無沙汰仕候は、曲事

たるへき事、

一新田の作人(作脱カ)いつれの村にても御代官給人かまひ無

之候もの罷出開可仕候、然は御年貢三ヶ年之間少

も被召上間敷候、役義は末代御免被成候條、可得

其意者也、仍て如件、

元和六年八月廿八日 福西吉左衛門印

稲田數馬印

新田町へ罷出人之覺

一本田畑役義ともに子にゆつり、隠居仕者は望次第

に可出事、

一御代官給人へ御禮をも不申、役義も不仕、在ゝに

はまり居申もの可出事、

一かいもの、錢かり之者身を受、其後扶持をも不請

各別に而かまひなきもの可出事、

一他所より牢人可出、但惡逆人堅ゑらひ可申、自然

左様之徒者出し候は、其取次曲事たるへき事、

一子供おゝき百姓、其村に作り申田地無之候は、

三番めの子ゝ可出事、

一本村に田地相拘役義仕、百姓かゝへ分之田地をあ

らし不申、仕來ル役義をも仕候者ニ仕付候は、

其身は新田町へ罷出不苦候事、

一本田島をあらし候者於有之者、從類共可被成御成

敗候間、可有其心得候、已上、

元和六年閏十二月二日 岩瀬權大夫判

又兵衛殿

勝左衛門殿

内 匠殿

庄衛門殿まへる

元和六年とらの八月廿一日、おたつき村え屋敷拾

八間、田島共ニ相渡申所、於元和七年三月十日にお

たつき村かかいし申に付而、新田町勝左衛門屋敷十

八間、田島共に相渡申候、ならへてあみたとう共に

相渡申候、實正也、無油斷開申、來春々作付可申候

則三年こやに被下候、其後御檢見次第御年貢上ヶ可

申候、新田之分御役義は永代可被成御免候、并只今迄

作來申候本村の田島、同出作共に少も如在仕間敷候



仍而後日之請狀如件、

元和七年三月十日

井藤勘右衛門印

こわらい新田上野勝左衛門殿へ

案ずるに元和六年は庚申なり、寅とあるは訛れり

小荒井領新田の者共、日中山延澤山へ可立入候間、  
自今以後可得其意者也、

元和八霜月十六日

稻敷馬貞忠印

幅吉左宗長印

外信濃良重印

本豊前安政印

日中村 延澤村 肝煎百姓中

山之郡内村松新田に漆苗木植置由候、枝葉を折候者  
於有之者、曲事に可申付者也、

卯九月九日

守岡主馬一長印

村松新田肝煎庄左衛門へ

○褒善 ○孝行者甚兵衛 享保十九年米を與て褒賞しぬ

○孝行者しゆむ 甚兵衛妻なり、同上 ○貞節者つよ

醫師岩田養祇妻なり、寛政四年、同上、

●北原新田村 村松新田村の北につき、家數二軒あり

此村寛永十五年村松新田村より分け、二町計北の原野を

鬪て家居し、北原新田と稱せり、押切川のほとりにて、  
洪水に困み、安永七年村松新田村に移れり、水損にかけ  
残りたる田圃は、この二軒のもの、持分なり、

●高島村 端村 下高島 府城の北に當り行程五里二十二

町、家數十七軒、東西二町十二間、南北三町四十八間、

西は川原地にて三面に田圃あり、東一町、五目組中村の

界に至る、其村は丑に當り六町、西二町五十間、五目組

上三宮村の界に至る、其村まで六町十間餘、南七町十八

間、村松新田村の界に至る、其村まで八町十間餘、北一

町十間、五目組吉志田村の界に至る、其村は亥に當り六

町二十間餘、村の未の方熱鹽道に一里塚あり、

○端村 ○下高島 本村の南三十間にあり、家數六軒、

東西一町四間、南北三十六間、散居す、四方田圃なり、

○山川 ○押切川 村西一町二十間にあり、吉志田村の

境内より來り、四町三十間南に流れて北原新田村の境

内を過ぎ、村松新田村の界に入る、

○原野 ○中川原 村の未申の方二町三十間餘にあり、

東西一町四十間、南北五十町十間餘、

○水利 ○流水堰 吉志田村の方より來り、村松新田村

の方に注ぎ、村松堰といふ、

○神社 ○稻荷神社 境内東西六間南 村中にあり、何の時

當り六町十間餘、南三町二十八間、小荒井村の界に至る

其村は辰巳に當り、二十一町三十間餘、

○山川 押切川 村の寅の方一町にあり、村松新田村の

境内より來り、南に流るゝこと一町計、又村松新田村

の界に入る、

○古蹟 ○館迹 村南四町にあり、東西三十八間、南北

二十九間、昔穴澤新助某と云者此に住せしとて今も新

助屋敷と稱す、穴澤加賀が領地なりと云へば、其時新

助を置しも知べからず、

○舊家 ○太郎左衛門 此村の肝煎にて、出羽國秋田郡

の住人、五十嵐淡路守某が子孫なり、淡路守は源義家朝

臣奥州征伐の時從て勳功ありければ、太刀を賜て賞せ

らる、十二代の孫安房守清常會津に來り、河沼郡蜷河莊

田澤村にて十貫文の地を領す、安房守より六代の孫平

左衛門が弟市三郎と云もの此村の肝煎となり、子孫相

續て今に至ると云、又義家朝臣の賜ひし太刀も今の太

郎左衛門より四代前の祖まで持傳しが、家に崇りあり

とて小田付村修驗延壽院が許に納めしと云、今はなし、

○下三宮村 端村 荒屋敷 昔は三宮村とて今の五目組上

三宮村と一村なり、何の頃にか上下に分ちしと云、村の條

下と併見 府城の西北に當り行程五里十九町餘、家數四十

の勸請と云ことを知らず、鳥居あり、上三宮村高村能  
登が司なり、

○總社神社 境内十五間 端村下高島にあり、鎮座の始詳

ならず、高村能登が司なり、【相殿一座】 △八幡宮

北原新田村より移せり、

○古蹟 ○館迹 村北にあり、東西十九間、南北二十七

間、何の時に伊澤權頭俊行と云もの築き、後神保小

次郎長保居りしと云傳ふ、○小太郎原 村より辰巳の

方七町にあり、東西二十三間、南北一町十六間、神保

小太郎某と云もの居しと云、

○褒善 ○孝行者三四郎 延享二年、米を與て褒賞しぬ、

○孝行者かむ 三四郎妻なり、同上、

●大荒井新田村 此村は元和元年に開くと云、されど檜

原村に住せる穴澤加賀、永祿中伊達輝宗の兵を拒し勳功

により、盛氏の賞を蒙り、大荒井を領すと云へば、往古

大荒井村と稱し、後衰廢せしを、元和元年に至て廢田を

闢き、民家を取立、新田の字を加へしにや、府城の北に

當り行程五里十二町、家數十一軒、東西一町二十四間、

南北一町三十三間、四方田圃なり、東一町二十六間、村

松新田村の界に至る、其村まで四町五十間餘、西九間、

北二町五十七間、共に下三宮村の界に至る、其村は戌に



二軒、東西一町五十一間、南北一町三十九間、東北に川原あり、西南は田圃なり、東六町三間大荒井新田村の界に至る、其村は辰に當り六町十間餘、西三町四十四間餘、南四町三十間、慶徳組見頃村の界に至る、其村は午未に當り九町二十間餘、北五町七間、上三宮村の界に至る、其村は丑寅に當り十二町、又申の方四町三十三間、慶徳組岩澤村の界に至る、其村まで九町三十間餘、

○端村 ○荒屋敷 本村より巳午の方にあり、家居一軒四方田圃なり、

○山川 ○濁川 村東にあり、上三宮村の方より來り、十二町五十間餘、南に流て見頃村の境内を過ぎ、小荒井村の界に入る、

○原野 ○外手原 村東七町四十間餘にあり、東西四十五間、南北三町三十間、

○關梁 ○橋 村東にあり、長六間、幅三尺、濁川に架す、隣村の通路なり、

○神社 ○山王社 境内四間四方免除地 村南一町二十間餘にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居・拜殿あり、上三宮村高村能登が司なり、【相殿二座】 △伊勢宮 本村より移せり △稻荷神 同上

○寺院 ○慶長寺 境内東西十一間半 村の未申の方にあり 曹洞宗三宮山と號す、開基詳ならず、昔は轟峯庵と云 天正六年熱鹽村示現寺十四世明覺と云もの此に住し、今の寺號に改む、因て明覺を開基とし、今に示現寺の末山なり、本尊地藏客殿に安す、

○古蹟 ○淨教寺跡 村西にあり、慶長六年隆安と云僧開基せり、寶永元年五目組黒川村に移し、今は民家となる、

○褒善 ○忠義者久兵衛 寛政三年、褒賞して米を與へり、○孝行者たけ 此村の農民七右衛門妻なり、寛政十一年同上、

新編會津風土記卷之六十一終

新編會津風土記卷之六十三

陸奥國耶麻郡之十

小荒井組下十二箇村

太郎丸村 端村 上太郎丸(今廢) 塚原村 清治袋村  
高吉村 菅井村 荒分村 長尾村 澁井村 柴城村  
小名 土井場 端村 西村 臺 反町 沖村 第六天村  
端村 三河口(今廢) 貝沼村 端村 三堀 二本木

●太郎丸村 此村は八幡太郎義家朝臣宿陣ありし所ゆえ名けりと云、府城の西北に當り行程四里二十一町餘、家數五十一軒、東西一町三間、南北三町三十六間、四方田圃なり、東は村際にて塚原村に界ふ、其村は丑寅に當り二町十間餘、西六町十八間慶徳組松野村の界に至る、其村は申酉に當り二十二町、南六町慶徳組綾金村の界に至る、其村まで九町二十間餘、北四町小荒井村の界に至る、其村は丑に當り十三町十間餘、又未の方七町三十間、慶徳組堀出新田村の界に至る、其村まで九町四十間餘、昔上太郎丸とて村より七町計、戌の方に端村あり、濁川と押

切川の間なれば水災に困み、本村の西二町に移し家五軒あり、漸々に衰て今は民屋なし、

○山川 ○濁川 小荒井村の境内より來り、此村の五町計、戌の方にて押切川に合し、南に流ること十五町五十間餘、慶徳組綾金村の界に入る、○押切川 村の戌亥の方五町にあり、小荒井村の方より來り四十間餘南に流れて濁川に合す、此川昔は塚原村の西より此村中を過ぎ、御所神社の西南にて濁川に會す、今村中にある小橋を大川橋と稱し、故道を松木河原と云、

○清水 村中にあり、東西一間半南北二間、清冽にして炎暑にも涸れず、一村の用水とす、

○水利 ○七箇村堰 村より申の方に濁川を引き、慶徳組諸村の田地に灌ぐ、

○神社 ○白幡神社 境内東西六間南 村西二町餘にあり、何の頃の勸請にか詳ならず、鳥居あり、上三宮村高村能登これを司る、【相殿六座】 △伊豆神 小荒井村の端村坂井より移せり、△三島神 同上 △婆神 同上

△若宮八幡 同上 △富士神 小荒井村より移せり、

△山神 同上

○御所神社 境内東西四十間南 村より四町十間餘、未申の方にあり、熊野三神・神明宮・稻荷神を祭る、鎮座の



年月詳ならず、鳥居あり、修驗大行院司なり、

○寺院

○長泉寺 境内東西十六間南

と號す、曹洞宗、熱鹽村示現寺の末山なり、應永十一年此村の住人太郎丸河内守盛次古跡の條建立し示現寺第二世天海を請して開山とす、本尊地藏客殿に安ず、

○大行院

本山派の修驗なり、其先を應慶と云正和四年に遷化す、五世の孫宥春子なかりしかば、太郎丸河内守盛次が孫某を養て修驗職を相續し、正善院春榮と稱せり、盛次百石の地を分ちしと云、今に其地を正善院林と稱す、春榮が遠孫宥順と云もの、始め遊足庵と稱せり、上杉謙信よりあたへし書翰とて今に持傳ふ、蠹て讀べからざる處あり、其文如左、

(前文虫喰不詳)白川候盛氏父子之出馬仕合能、結句義(佐竹)重乘向候處ニ、父子御擬故敵敗北誠心地好無比類候一白川被渡不背之間愚之越山無之者、可被遂無事由候(虫喰)尤候、雖然浮沈共ニ盛氏父子ニ當方申談處、敵味方無其隱候條、歸馬之上其方招候而始末談合申、其上兎も角も父子可爲御分別候、越山之有無者於白川者不及申、深谷羽生可引助處存詰之間、父子之御分別尤候(虫喰)三樂以稼義重盛氏一和雖取暖、當方への望計に一和仰切之由難盡筆紙候、一深谷并

北條丹後守父子如注進者、遊(虫喰)關東方へ氏政遣(北條)(虫喰)無用之弓矢立候て、初佐宮諸家中同事而打向既一戰之取存候處、廿九夜中自多切原敗北之處に、東方の衆擊押付數千人討捕候故、岩付ニ一騎に而氏政逃入候由申候、加様に東方の衆にさへ出合令敗軍候増而愚之越山に可合旗敷(虫喰)に候、去秋深谷羽生之源三代官に立由候敷、身の當候へし無手違(虫喰)ヲ見聞申様にのめり出候向(虫喰)越山申候に、氏政計會而及對陣者其方咲物にせられへ候、信玄氏康同陣候時も度々愚老乘出退散之時も候つる、旁々も可被及聞候、一東方此上盛氏於談合申者何も別義有間布敷、氏政へ爲同心由候得共、氏政(虫喰)手作舊冬東方に打出候に付而、東方何も敵に作立候條、縱東方の衆盛氏愚老かたへ爲同心間敷分別に候筈、はや氏政に手切之上者此方え爲不取付不叶候敷、一去秋可被聞及敷、信長(織田)以取暖越甲一和意見候處、信玄如何分別候哉、朝倉義景於取刷者越甲無事可落着候、織田信長至り取刷者爲同心間敷由候而、徳川家康へ手出し同濃州向遠山信玄立色候、家康息者信長むこにて、信長芝志故家康三州(虫喰)被入手候、依之遠州參州え信玄手出候、信長へ事切も同前之處

三月五日

游足庵

(上杉)謙信(花押)

○墳墓 ○石塔一基 村より戌亥の方二町餘塚の上にあ

り、太郎丸河内守盛次墓と云、石塔は近頃建しものなり

○古蹟 ○館迹二 一は村西一町三十間にあり、東西三

十間南北二十五間、三浦の一族太郎丸河内守盛次築き

しと云、今は田圃となれり、盛次入道して正乗と稱す

佛法歸依のものにや當村長泉寺を建立し、又示現寺に

寄附狀數通あり、一は村中にあり、東西五十間南北二

十間、中に民屋五軒あり、東の方四間計の中に高四尺

ほどの土居存す、太郎丸掃部居と云、彼は輩名累代の

郎從なるが浪人して伊達氏に降り、天正己丑磨上原に

て富田將監に討れしものなり、

●塚原村 府城の北に當り行程四里二十四町、家數七十

七軒、東西三町四十間南北一町五十間、四方田圃なり、

東二町五間清治袋村の界に至る、其村は辰に當り三町餘

西一町三十六間、太郎丸・小荒井兩村の界に至る、太郎丸

村は未に當り二町十間餘、小荒井村は寅に當り五町、南

七町高吉村の界に至る、其村まで九町五十間餘、北二町

十間小荒井村に界ふ、

○土産 ○椀 此村にて専ら漆器を塗ることを業とし、

猶以濃州之内遠山へ信玄出物色候間、彌信長家康無二無三當方へ浮沈共に以數通之誓詞被申合候、信玄可押詰ヲ存時者當口爲に出馬、度々勝利當陣及二三度敵間を押詰候故敷、正月賀州越中之凶徒令惘望候間、關信之依以(二字虫喰)惘望(虫喰)號富山地利爲出城、半途迄納馬候處、自信玄使號長延寺者表裏申候付而敵富山へ引返候間、愚老事も押返富山へ凶徒追入稻荷同岩瀨本郷二宮押上向城敵地之間上道或半里又一里又十町有之處も候に、押詰向城取立普請五日之内に出來、其上仕置申附可納馬候、左候者其方可招候早々大義ニ候共被越靜に雜談申度候、扱亦賀州越中之凶徒者、神通川向に陣取候、富山之外に一ヶ所も敵城神通ヨリ内々無之候、果而富山持幕義者有之間敷候、一極月廿一於遠州信玄家康有仕合、小幡尾張守初息兄弟五百余人敵打捕、家康被得勝利、以來信玄除兼申候、于今遠三之山入に有之由申候、大山に候間道作事成間布由申候、飛州濃州何も隣國無別義候可心安候、萬告重而、恐々謹言

追而氏治佐竹へ縁邊に取組由候哉如何不審に候、舊冬も當春も被越使理而懇頃候、偽欺と思候、以上、



四方に鬻出す、近村にも生産とするものあれども、此村最多く製し出すゆゑ塚原椀と稱す、

○水利 ○遠田堰 小荒井村の方より來り、田地の養水とし高吉村の方に注ぐ、

○神社 ○天神社 境内東西十三間南、北二十五間免除地、村の丑の方にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居、拜殿あり、太郎丸修驗大行院司なり、

○寺院 ○願入寺 境内東西十九間南、北十七間半年貢地、村西にあり、來迎山と號す、開基詳ならず、慶應十七年法譽と云僧住せしゆゑ當寺の中興とす、淨土宗、府下寺町本覺寺の末山なり、本尊彌陀客殿に安す、

○古蹟 ○館跡 村中にあり、本丸迹東西三十間南北三十六間、二丸迹東西三十間南北四十間、三丸迹東西十四間南北四十二間、今民屋となり四方土居陸の形存し傍に馬場迹あり、相傳て富田將監諱を傳へず、慶徳組新と云ふもの、文書あり、將監が諱、宮村熊野宮に富田氏實を氏實と云ひしにや、詳ならず、居りしと云ふ、將監は葦名四天の一富田美作が嫡子なり、天正己丑磨上原の軍に生年二十一葦名の先陣を承り、猪苗代盛國が勢を駈散し續て片倉が備に押向ふ、片倉も此勢に友崩れし、將監已に勝軍しつと見えける所に、太郎丸掃部金の團扇を握て士卒を下知し、二百餘挺の鐵砲を連發し、將監

が横合より撃破んとす、將監屹と見て太郎丸掃部ござんなれ、思ふ所の敵なり、餘すまじと馬を馳せ一太刀切て突落し、七宮奎之助と云者に肉ひ首掻けとて馬を駈除け、猶先陣にゆき士卒を勵し血戦力を盡す、斯て味方に返忠の者ありて葦名方總敗軍となり、義廣退て黒川の城に入しかば、將監も力なく引退き、遂に義廣に從て常陸の佐竹に遁れしと云、○道者場 村より未の方一町にあり、東西八間南北十六間、昔此ほとりを押切川流れしに、其頃出羽國湯殿山に詣るもの垢離をとりし所なりとて、此名残り、○古塚 村西一町餘にあり、周三十五間、上に古杉あり、土人相傳て長源と云者を埋し所とて長源壇と稱ふ、長源はいかなる者にか詳ならず、

○清治袋村 昔此村の農民によく酒袋を製れるものありて、其名を清治といひければ人々もてはやし、何つとなく村名となり、近頃まで清治が袋村と稱へしと云、府城の北に當り行程四里二十一町、家數二十六軒、東西二町十間南北一町六間、四方田圃なり、東三町熊倉組上高額村に界ひ田付川を限とす、西は村際にて塚原村に界ふ、其村は戌に當り三町餘、南二町四十二間高吉村の界に至る、其村は未に當り九町十間餘、北一町五十

七間小荒井村の界に至る、其村は亥に當り三町三十間餘、  
○山川 ○田付川 村東三町二十間にあり、小荒井村の方より來り、一町餘南に流れ高吉村の界に入る、

○神社 ○熊野宮 境内東西八間南、北九間免除地、村西一町十間にあり、鎮座の年代詳ならず、天正五年再興すと云、鳥居、拜殿あり、小荒井村修驗小洗寺司なり、

○墳墓 ○五輪一基 村北墓所の中にあり、土人菅原時吉の塚と云傳ふ、何の頃の人なる事詳ならず、彫たる文字あれども、磨滅して分明ならず、其制古代のものとも見えず、

○褒善 善行者善七郎 天明三年褒賞して米を與へり、  
○菅井村 府城の北に當り行程四里八町餘、家數八軒、東西五十四間南北四十間、四方田圃なり、東五十一間餘北二町十八間共に小田付組一堰村の界に至る、其村は東に當り四町十間餘、西一町十三間高吉村の界に至る、其村は戌に當り十一町三十間餘、又巳の方二町五十一間澁井村の界に至る、其村まで五町十間餘、南一町四十八間荒分村の界に至る、其村は未に當り三町二十間餘、

○山川 ○式部川 村西一町二十間餘にあり、高吉村の境内より來り、亥の方にて遠田堰を引てより上流を田付川と云ひ、下流を式部川と云、申西の方に流るゝこ

と二町三十間餘、荒分村の方に注ぐ、廣五間餘、  
○水利 ○新井堰 一堰村の方より來り、田地に灌ぎ澁井村の方に注ぐ、○遠田堰 村の亥の方にて、式部川を引き荒分村の方に注ぐ、

○古蹟 ○館迹 村中にあり、東西二十六間南北二十間康安二年三橋太郎義通と云もの築きしと云、義通が館跡あり、併見、西南の隅に石塔二基あり、一基は高二尺三寸幅一尺五寸の野面石にて、其表に七字の題目を中とし、左に多寶如來右に釋迦牟尼佛と彫り、下に奉爲慈父三十三年造立孝子道妙敬白貞治三年八月一日と刻す、一基は近世の石塔にて、表に題目の如き彫付あれども剝落して讀べからず、是を義通去婦が塚と云傳ふ、

○舊家 ○忠右衛門 此村の農民なり、三橋太郎義通が裔孫なりと云傳ふれども世次を知らず、今に此館迹に住し、府下五之町實相寺にある義通夫婦が位牌に、世々香華を供すと云、

○高吉村 此村もと高吉と云しを、天正十九年高石と改め寛文中古名に復す、府城の北に當り行程四里十二町、家數四十一軒、東西二町五十間南北三町二間、四方田圃なり、東三町五間小田付組一堰村の界に至る、其村は辰に當り八町四十間餘、西三町五十五間慶徳組綾金村の界